

海洋白書

2008

日本の動き 世界の動き



海洋政策研究財団

ごあいさつ

海洋政策研究財団は、多方面にわたる海洋・沿岸域に関する出来事や活動を「海洋の総合的管理」の視点にたつて分野横断的に整理分析し、わが国の海洋問題に対する全体的・総合的な取り組みに資することを目的として、毎年「海洋白書」を刊行している。

その海洋白書が、今年で第5号となった。これまでと同様、3部の構成とし、第1部ではとくに本年報告をしたい事項を、第2部では海洋に関する日本および世界の1年間余の動きをそれぞれ記述し、第3部では第1部および第2部で取り上げている課題や出来事・活動に関する重要資料を掲載した。

昨年、わが国で初めて「海洋基本法」が成立し施行された。海洋基本法に基づき、内閣に総合海洋政策本部が設置され、内閣総理大臣が本部長に、内閣官房長官と新たに任命された海洋政策担当大臣が副本部長に就任した。同法に基づく海洋基本計画も先般閣議決定され、わが国は新たな海洋立国に向けてスタートをきった。第1部は、以上のような海洋基本法導入に関する記述が中心だが、さらに海洋政策の今後の展開や国際協力に関し説明している。

海洋を愛し、海洋を考え、海洋を研究し、海洋政策に取り組む人々に、情報と何らかの示唆が提供できれば幸いである。

この海洋白書をより良いものとしていくために、読者の皆様の忌憚のないご意見やご感想、さらにはご提案をお寄せいただくようお願いしたい。

白書作成にあたって編集、執筆、監修にご尽力いただいた諸先生や研究者、財政的ご支援をいただいた日本財団、資料収集などの海洋産業研究会に深く感謝し、ご協力いただいた多くの方々に厚く御礼申し上げたい。また、当財団の寺島常務理事を筆頭として、多くの役職員・研究者が財団の業務・研究に忙殺される傍ら、本白書の編成作業に従事したことを報告しておきたい。

2008年3月

海洋政策研究財団会長 秋山昌廣

目次 / CONTENTS



ごあいさつ

第1部 海洋基本法制定と今後の課題 1

序章 海洋と日本 2

- 1 海洋基本法成立 2
- 2 海洋国日本 2
- 3 海洋の物理的・一体的性と国際性 3
- 4 国連海洋法条約 4
- 5 アジェンダ21と海洋・沿岸域 5
- 6 沿岸域の統合的管理 5
- 7 海洋の総合的管理へのわが国の対応の遅れ 6

第1章 海洋基本法制定までの動き 8

第1節 21世紀の海洋政策への提言 8

- 1 海洋における諸問題の発生と海洋への関心の高まり 8
- 2 海洋基本法制定のきっかけとなった「21世紀の海洋政策への提言」 9
- 3 海洋の諸問題への取組みのポイント 11
 - (1) 総合的な海洋政策の策定 11
 - (2) 基本理念等 11
 - (3) 法制度の整備 11
 - (4) 行政機構の整備 14

第2節 海洋基本法研究会の活躍と「海洋政策大綱」 14

- 1 海洋基本法研究会の活躍 14
- 2 海洋政策大綱 15
- 3 海洋政策大綱の主な論点 18

第3節 海洋基本法案作成の過程と論点 19

- 1 海洋基本法案作成の過程 19
- 2 海洋基本法案作成過程の論点 20
 - (1) わが国が準拠すべき法的・政策的枠組み 20
 - (2) 基本理念と海洋の持続可能な開発 20
 - (3) 海洋基本計画に定める事項 21
 - (4) 基本的施策 21
 - (5) 行政組織の整備 23

第4節 国会審議および委員会決議 23


- 1 法案の国会提出 23
 - (1) 海洋基本法案の条文化作業 23
 - (2) 立法形式および付託委員会 24
 - (3) 各党の党内調整 24
- 2 国会審議 25
 - (1) 審議経緯と法案の成立 25
 - (2) 審議内容 26
 - (3) 国会決議 28

第2章 海洋基本法の概要と施行 30

第1節 海洋基本法の目的、基本理念等 30

- 1 海洋基本法の目的 30
 - (1) 「新たな海洋立国」の実現を目指す—海洋基本法の目的 30



- 
- 2 基本理念 31
 - (1) 重要な基本理念—海洋の開発および利用と海洋環境の保全と調和 31
 - (2) 「新たな海洋立国」の実現のための前提—海洋の安全の確保、海洋に関する科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展 31
 - (3) 国際的な流れ—海洋の総合的管理 31
 - (4) 海洋に関する国際秩序の形成および発展のための先導的役割—海洋に関する国際的協調 32
 - 3 国等の責務、海の日 of 行事、法制上の措置等 32
 - (1) 初めて明らかにされた 一国、地方公共団体、事業者および国民の責務 32
 - (2) 海洋問題の特徴—関係者相互の連携および協力 32
 - (3) 国民の関心および理解を深める—海の日 of 行事 33
 - (4) 新たな法制整備、予算の確保等—法制上の措置等、資料の作成および公表 33
 - 第2節 海洋基本計画の策定および基本的施策 33
 - 1 海洋基本計画 33
 - (1) わが国の海洋政策の国家戦略をまとめる—海洋基本計画 33
 - 2 基本的施策 34
 - (1) 今後のわが国の発展の鍵—海洋資源の開発および利用の推進 34
 - (2) 海洋政策のなかでも最大のテーマ—海洋環境の保全等 34
 - (3) わが国にとってのフロンティア—排他的経済水域等の開発等の推進 35
 - (4) わが国の生命線—海上輸送の確保 35
 - (5) わが国の安全・安心の基礎—海洋の安全の確保 35
 - (6) 海洋政策推進の基礎—海洋調査の推進 35
 - (7) 施策の体系の点検と再構築—海洋科学技術に関する研究開発の推進等 36
 - (8) 厳しい状況を打開する—海洋産業の振興および国際競争力の強化 36
 - (9) 早期の制度化が望まれる—沿岸域の総合的管理 36
 - (10) 海洋政策として初めて取り上げられる—離島の保全等 37
 - (11) わが国のリーダーシップに期待—国際的な連携の確保および国際協力の推進 37
 - (12) 今後の取組みが重要—海洋に関する国民の理解の増進等 37
 - 第3節 総合海洋政策本部の設置および海洋政策担当大臣の任命 38
 - 1 総合海洋政策本部 38
 - (1) 総合海洋政策本部の設置 38
 - (2) 本部の役割など 39
 - (3) 本部の組織 39
 - (4) 本部組織の見直し 39
 - 2 海洋政策担当大臣 40
 - 3 参与会議の設置 40
 - 第4節 海洋基本法の施行 41

- 1 海洋基本法の施行 41
- 2 海洋政策担当大臣の任命 41
- 3 総合海洋政策本部、本部事務局の設置とその動き 42

第3章 海洋基本法の意義 44

第1節 わが国の海洋の総合的管理の枠組みと体制の整備 44

- 1 海洋基本法の法制的意義 44
 - (1) 海洋の総合的管理への対応 44
 - (2) 新たな海洋立国による国際的潮流への合流 45
- 2 新たな海洋立国への取組みの具体化 45
 - (1) 目的の明確化 45
 - (2) 海洋の総合的管理等の基本理念の明確化 46
 - (3) 海洋基本計画の策定 46
 - (4) 基本的施策の明確化 46
 - (5) 海洋政策推進組織の整備 47

第2節 わが国の海洋基盤の拡大 47

- 1 エネルギー資源 48
 - (1) 海洋基本法の下でのわが国のエネルギー政策 48
 - (2) EEZ内の石油・天然ガス資源調査の必要性 48
 - (3) わが国にとって有望なメタンハイドレート 50
 - (4) 海洋新エネルギー 50
 - (5) 今後の課題 50
- 2 鉱物資源 51
 - (1) 海底鉱物資源開発の必要性 51
 - (2) EEZ・大陸棚の海底鉱物資源 52
 - (3) 急展開する黒鉱型海底熱水鉱床開発ビジネス 53
 - (4) 日本の技術開発戦略 53
- 3 水産資源 54
 - (1) わが国のEEZ、大陸棚の可能性 54
 - (2) 今後の方向性 55
- 4 海洋利用 55
 - (1) 海上交通 55
 - (2) その他の利用 56
- 5 海洋環境の保全 56
 - (1) 海洋保護区(MPA)—古くて新しい海洋管理の手法 56
 - (2) 諸外国の例 57
 - (3) わが国の現状 59

第3節 国際海洋秩序の形成・発展と国際的協調 60

- 1 はじめに 60
- 2 国際海洋秩序の形成・発展について 60
- 3 先導的な役割の意義 62
- 4 国際協調の必要性 63
- 5 おわりに 65

第4章 海洋政策の展開と今後の課題 66

第1節 海洋基本計画の策定 66

- 1 海洋基本法の施行後の経緯 66
- 2 「海洋基本計画」(原案)の概観 70

第2節 海洋に関する国の諸計画等の動き 72

- 1 はじめに 72
- 2 各基本法における他計画等との関係に関する条文規定 72



3	関連諸計画の動き	74
(1)	環境基本計画および生物多様性国家戦略	74
(2)	水産基本計画および漁港漁場整備長期計画等	75
(3)	科学技術基本計画	75
(4)	エネルギー基本計画および国家エネルギー戦略	76
(5)	国土形成計画	76
第3節	海洋に関する教育等の推進	77
1	海洋基本法に基づく新たな海洋教育の必要性	77
2	わが国の海洋教育の現状	77
3	海洋教育の普及推進に関する提言	78
(1)	海洋教育の定義に関する提言	78
(2)	小学校における海洋教育の普及推進に向けた提言	78
4	海洋の政策課題に的確に対応できる人材の育成	79
(1)	学際的海洋管理教育の必要性	79
(2)	わが国での海洋管理教育実現への動き	80
(3)	各大学における取組みの現状	80
第5章	海洋をめぐる国際的協調と国際協力	83
第1節	国連等世界レベルの動き	83
1	はじめに	83
2	大陸棚限界委員会の動き	83
3	国連総会の動き	84
(1)	生態系アプローチ	84
(2)	公海・深海底生物多様性の保全・利用	85
(3)	漁業問題	86
4	おわりに	87
第2節	海洋の持続可能な開発に向けた協力	87
1	PEMSEA の活動の特徴と新たな協力体制の構築	87
2	マラッカ・シンガポール海峡の安全航行等に関する協力メカニズムの構築	91
(1)	マラッカ海峡の航行安全対策等への利用国・利用者の協力問題	91
(2)	「マラッカ及びシンガポール海峡会議」の協力メカニズム	92
(3)	「協力メカニズム」の意義と日本財団の貢献	93
第3節	海洋をめぐる各国等の先進的取組み	94
1	英国	94
(1)	海洋政策に対する取組み	94
(2)	「変化の海 海洋法案ホワイトペーパー」	94
2	欧州連合 (EU)	96
(1)	海洋政策グリーンペーパーの発表とこれに対する意見	96
(2)	「欧州連合の統合的海洋政策」(ブルーブック)等の採択	96
第2部	日本の動き、世界の動き	99
日本の動き	100	
1	海洋の総合管理	100
1)	政策・提言	100
①	海洋基本法関係等	100

- ② 提言・基本計画等 102
- 2) 領土・領海・管轄海域・大陸棚 103
 - ① 大陸棚 103
 - ② 東シナ海問題 103
 - ③ 竹島・尖閣諸島 105
 - ④ 日本海呼称問題 109
 - ⑤ 沖ノ鳥島 109
 - ⑥ 北方領土問題 110
- 3) 沿岸域管理 110
- 4) 法令 110
- 5) 韓国漁船領海侵犯 110
- 6) ロシア船銃撃事件 111
- 2 海洋環境 112
 - 1) 沿岸域の環境問題 113
 - ① 東京湾 113
 - ② 有明海・諫早湾 114
 - ③ 沖縄 114
 - 2) 自然再生 114
 - 3) その他 115
- 3 生物・水産資源 116
 - 1) 資源管理 117
 - ① TAC・ABC 117
 - ② 資源回復計画 117
 - 2) 政策・法制 118
 - 3) クジラ 119
 - 4) マグロ 120
 - 5) 養殖・増殖 121
 - 6) 水産研究・技術開発 122
 - 7) 有用微生物・有用物質 122
 - 8) その他 123
- 4 資源エネルギー 125
 - 1) 風力発電 126
 - 2) 海水資源（深層水・溶存物質） 127
 - 3) 海底資源 128
 - 4) その他 130
- 5 交通・運輸 130
 - 1) TSL（テクノスーパーライナー） 131
 - 2) 海運・船員・物流 131
 - 3) バラスト水・海洋環境 132
 - 4) 造船 133
 - 5) 航行安全・海難 134
 - 6) 港湾 136
- 6 海洋空間 137
- 7 セキュリティー 138
 - 1) 国際協力・合同訓練 138
 - 2) テロ・海賊 139
 - 3) 保安対策 140
 - 4) その他 141
- 8 教育・文化・社会 141
 - 1) 教育 141
 - ① 大学教育 141



- ② 環境学習・自然体験 142
- ③ その他 142
- 2) ツーリズム・レジャー・レクリエーション 142
- 3) その他 143
- 9 海洋調査・観測 144
 - 1) 気候変動 144
 - 2) 海流 145
 - 3) 海底地震・津波 145
 - 4) その他 147
- 10 技術開発 148

世界の動き 152

- 1 国際機関・団体の動き 152
 - 1) 国連および国連関連機関 152
 - ① 国際海事機関 (IMO) 152
 - ② 国連環境計画 (UNEP) 153
 - ③ その他 154
 - 2) 国連海洋法条約関係機関 155
 - ① 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 155
 - ② 国際海底機構 (ISA) 155
 - ③ 大陸棚限界委員会 (CLCS) 155
 - 3) 海事・港湾・環境保護関係団体 (ASF、IMB、ISO、IAPH など) 156
- 2 各国の動き 156
 - 1) アメリカ 156
 - 2) カナダ 159
 - 3) 欧州連合 (EU) 159
 - 4) イギリス 160
 - 5) フランス 161
 - 6) ドイツ 161
 - 7) 韓国 162
 - 8) 中国 163
 - 9) その他 166
- 3 アジア・太平洋の動き 167
- 4 その他の動き 171
 - 1) サハリン関連 171
 - 2) まぐろ関連 172
 - 3) 捕鯨関係 174
 - 4) その他 174

第3部 参考にしたい資料・データ 175

- 1 海洋基本法 176
- 2 海洋基本計画 180
- 3 海洋政策大綱 202
- 4 海洋基本法研究会設立要綱 208
- 5 海洋基本法研究会名簿 209
- 6 海洋基本法案の立法推進体制 210
- 7 国会における主な論点①② 211
- 8 海洋政策の推進体制 212
- 9 海洋基本法フォローアップ研究会申し入れ 213
 - ① 海洋基本計画に対する意見 213

- ② 海洋基本法に基づく国内法の整備について 215
- 10 小学校における海洋教育の普及推進に関する提言 216
- 11 わが国の非常時における日本船舶及び日本人船員の確保についての緊急提言 220

参照一覧 223

編集委員会メンバー・執筆者略歴 226

協力者・社・写真等提供者一覧 228

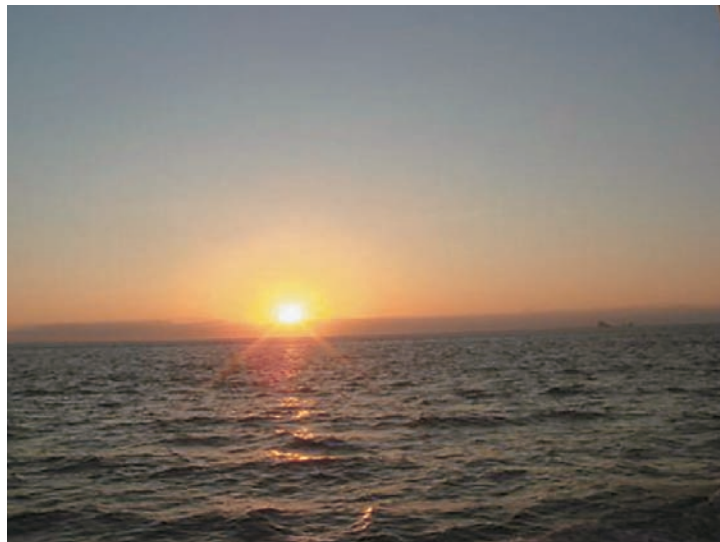
和文索引 229

欧文索引 235



第1部

海洋基本法制定と今後の課題



1 海洋基本法成立

昨年(2019年)の第166回通常国会で海洋基本法が制定された。4月3日の衆議院国土交通委員会において日本の海洋政策が審議され、委員長から海洋基本法案が提案された。法案は全会一致で可決され、即日本会議に上程されて社民党を除く各党の賛成により賛成多数で可決された。同法案は参議院に送られ、19日の国土交通委員会、20日の本会議で同様に賛成多数で可決され、成立した。提案から17日目のスピーディーな成立であった。

そこで本年の海洋白書では、海洋基本法を必要とする海洋をめぐる情勢・背景および制定に至る経緯を振り返り、海洋基本法の内容およびその意義、今後の課題などについて取り上げる。

本章では、その導入部として、わが国と海洋との関わり、国連海洋法条約^(注1)やアジェンダ21の採択など20世紀後半における海洋に関する新しい法秩序・政策的枠組みの構築、世界各国の海洋に対する取組みとわが国の立ち遅れなどについて概観する。

注1 正式には「海洋法に関する国際連合条約」。

2 海洋国日本

わが国は、アジア大陸北東部の外側の海上に大陸に沿って連なる列島であり、国連海洋法条約によって東シナ海、日本海、オホーツク海の3つの半閉鎖性の地域海と北西太平洋に広がる広大な海域を管轄下においている。これらの海域には食糧、エネルギー、鉱物等の豊かな資源がある。

わが国は、9,852の島嶼で形成されている。陸地の広さは、約38万 km²、世界第60位といわれている。そのうち、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島が本土とされ、この5島で全面積の95.8%を占める。

その周辺の広大な海域に、残りの6,847の離島が分布している。その主なものをあげれば、北には千島列島、南には小笠原諸島、南西諸島、大東諸島などがあり、さらに、南鳥島、沖ノ鳥島などが離れて点在している。これらの島嶼が、わが国の陸域の一部を構成するとともに、領海・排他的経済水域・大陸棚の基点として海洋国家日本の範囲を画定する大切な役割を担い、また、その周辺のわが国の海域の海洋環境の保全、海洋資源の開発・利用および海洋空間の利用、ならびにわが国の安全保障などに重要な役割を果たしている。ちなみに、わが国の排他的経済水域の6割強は本州、北海道、九州、四国の主要4島以外の島によって保持されている。

離島の大分部は無人島であり、260島が有人離島として離島振興法の振興対象実施地域となっており、50万人弱の人々が住んでいる^(注2)。

古来わが国は、日本列島をとりまく海洋と深くかかわり、水産資源、海上交通路、気候、安全などさまざまな面でその恩恵を受けて発展してきた。現在わが国は、総人口の約5割が沿岸部に居住し、動物性タンパク摂取の約4割を水産物に依存し、輸出入貨物の99%を海上輸送に依存している。

注2 人口は、47万2,000人。平成12年国勢調査による。



図1 わが国の管轄海域 —領海・接続水域・排他的経済水域— (海上保安庁資料をもとに作成)

3 海洋の物理的一体性と国際性

さて、海洋は地球の表面の7割を占め、その沿岸に150か国が連なる広大な国際空間である。海洋空間は、水で満たされているため、その内部は高圧で光や電波を通さない陸上とは異質の空間であり、長い間人類の進出を阻んできた。海洋は、20世紀前半までは、陸地周辺の狭い領海を除いてはどこの国にも属さず、誰でも自由に使用収益できる公海であり、人類の共有地であった。海洋の秩序を律する統一的な法制度は未発達で、海洋を事実上支配していたのは軍事力を背景としたシーパワーをもつ列強であった。また、海洋環境や生物資源が有限であることはいまだ大きな問題とはならず、人々は、海洋の豊かさやその浄化能力をほとんど無限であると考えて、自分たちの活動がそれらに及ぼす影響について深く考えることはなかった。

このような海洋をめぐる状況が、20世紀の後半になると大きく変化した。

科学技術の発達は海域における人間の活動能力を急速に高め、海域における生物・非生物資源の本格的な開発利用が現実のものになってきた。各国は、海洋の生物資源および海底の鉱物資源の開発・利用およびその保全を志向して沿岸の海域に対

する権利主張を強めた。

また、世界各地で内海、内湾、河口などに発達した都市およびその周辺への人口や産業の集積が急速に進み、それに伴って沿岸が開発され、浅海域が埋め立てられ、また、産業・生活から大量の汚水・廃棄物が河川・海域へ排出された。この結果、沿岸の地域社会は、これらの急激な変化とそこで起こった環境劣化、生物資源の減少、沿岸域の利用の競合などの問題への対応を迫られた。

世界各国は、20世紀後半の大半を費やして海洋の問題を議論し、海洋に関する新しい法秩序を構築し、国際空間である海洋についてその総合的管理と持続可能な開発に関する政策的枠組みを採択した。すなわち、国連海洋法条約とアジェンダ21の採択である。

さらに沿岸域については、そこで集中的に起こった開発・利用と環境保全との対立・調整の問題への対応のなかから「沿岸域の統合的管理」の取組みが生まれ、世界に広がっていった。

世界規模で展開した20世紀後半の海洋と沿岸域をめぐる取組みの特徴は、海洋に関する法的・政策的な枠組みやルールがまず国際的に構築され、それが牽引力となって各国の取組みをリードしていったことである。物理的一体性と国際性という海洋空間の特徴をそこに見ることができる。

4 国連海洋法条約

世界各国の活発な参加のもとに第3次国連海洋法会議において9年間に及ぶ審議を行い、1982年に海洋法のほぼすべての分野を規定する包括的な「国連海洋法条約(UNCLOS)」(以下「海洋法条約」)が採択された。これは、海洋法の各分野をカバーする海洋に関する基本的な条約であり、「海の憲法」とよばれている。

海洋法条約の前文は、「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要」があり、「この条約を通じ、国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護および保全を促進するような海洋の法的秩序を確立することが望ましい」との認識を掲げ、海洋の総合的、体系的管理の必要性を明確に示した。

海洋法条約は、海上交通については、グローバル化の進展のなかで担うその重要な役割にかんがみ、領海における無害通航権、公海における航行の自由を確保するとともに、船舶および航空機の国際航行に使用される海峡の通過通航を確保する国際海峡制度を創設し、新たに創設された群島国制度^(注3)においては群島航路帯通航権を設けた。

海洋およびその資源の開発利用については、沿岸国の管轄海域拡大の要求に対して、領海12カイリ制の採択、「排他的経済水域」(以下「EEZ」)制度の創設、大陸棚制度の修正などによりこれに応えるとともに、それ以上の権利主張に歯止めをかけて深海底およびその鉱物資源は「人類の共同財産」とする「深海底」制度を創設した。あわせて、「公海は、平和的目的のために利用される」と定めた。

海洋環境の保護および保全については、そのために特に「部」を設けてこの問題重視を明確にし、国際的な海洋環境の汚染の防止、軽減および規制の取組み強化を図った。

さらに、一体性の強い海洋の管理が各国の協調・協力があって初めて可能となる

注3 群島国家の代表的例としてフィリピン、インドネシアがあげられる。

ことにかんがみ、平和的目的のための科学的調査の発展および実施の促進、ならびに海洋技術の発展および移転の促進を図るとともに、海洋紛争を平和的に解決するため一歩踏み込んだ紛争解決システムを定め、ドイツのハンブルグに国際海洋法裁判所を設置した。

このように海洋に新たな包括的な法秩序を構築した同条約は、1994年に発効した。2007年10月現在、世界155か国が締約国となっている。米国など未締約の国も「深海底」部以外の大部分の規定を国際慣習法として認めている。

5 アジェンダ21と海洋・沿岸域

海洋環境の保護・保全および持続可能な開発については、1972年の人間環境宣言、1982年の国連海洋法条約の採択、1992年リオ地球サミットでの「持続可能な開発」原則と行動計画アジェンダ21の採択、2002年のヨハネスブルグ世界サミットにおける WSSD 実施計画の採択など、10年おきに節目となる世界レベルの会議が開催され、これを推進する法秩序や政策が策定されてきた。

1992年にリオ・デ・ジャネイロにおいて開催された「国連環境開発会議」（‘92リオ地球サミット）は、環境と開発を統合する新たな概念「持続可能な開発」を提唱し、それについて、「開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に満たすことができるように行使されなければならない^(注4)」、「持続可能な開発を達成するためには、環境保護は開発過程の不可欠な部分を構成すべきであり、切り離して考えるべきでない^(注5)」など、27の原則を『環境と開発に関するリオ宣言』として発表した。さらに、それを達成するための行動計画アジェンダ21を採択した。そのなかで海洋の重要性にかんがみ、第17章「海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用および開発」を設けて、「海洋・沿岸域の統合的管理と持続可能な開発」など7つのプログラム分野について目標、行動、実施手段を具体的に定めた。これは、海洋法条約を政策面から補完するものである。

その10年後の2002年の WSSD においても、海洋について、海洋法条約とアジェンダ21が海洋管理のための基本文書であることを再確認し、とるべき行動を具体的にさだめ、十数項目については目標達成年度を明記した実施計画を定めた。

6 沿岸域の統合的管理

沿岸域で起こったさまざまな問題に対して、沿岸の陸域と海域を一体として捉え、その開発利用と環境保護を統合的に管理するという考え方が最初に地域計画に明確な形で採り上げられたのは、1965年のサン・フランシスコ湾保全開発委員会の統合沿岸域管理プログラムであるといわれている。米国では1972年に沿岸域管理法が制定され、この米国で生まれた「統合的な沿岸域管理^(注6)」の取組みが、同じような状況に直面した各国に広まっていった。

そして、各国の沿岸環境問題と地球規模の環境問題の高まりを受けて、アジェンダ21第17章が「沿岸国は、自国の管轄下にある沿岸域及び海洋環境の総合管理と持続可能な開発を自らの義務」とするとししたことにより、「沿岸域の統合的管理」は世界的な政策課題となった。

東アジアでは、地球環境ファシリティ（GEF）・国連開発計画（UNDP）・国際海

注4 『環境と開発に関するリオ宣言』第3原則

注5 『環境と開発に関するリオ宣言』第4原則

注6 沿岸域の統合的管理は、統合沿岸管理（ICM）、統合沿岸域管理（ICZMまたはICAM）などともいう。日本では、「統合的」の代わりに「総合的」という言葉を使っている。（海洋基本法第25条など）

事機関（IMO）の共同プログラムである東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）が、東アジア地域の各国の参加の下に1994年からデモンストレーション・サイトを構築して統合沿岸管理に熱心に取り組んできた。とくに、中国の廈門（シアメン）、フィリピンのバタンガスでの取組みとその成功は内外で高く評価された。廈門で成功した海域機能区域の手法は、2002年に制定された中国海域使用管理法の海域機能区域制度に取り入れられている。

現在では、東アジア各国の三十余の地方政府が PEMSEA の統合沿岸管理のネットワーク PNLG（PEMSEA Network of Local Governments）に参加してアジア型の統合沿岸管理に取り組んでいる。PEMSEA が主催した東アジア海洋会議2003の閣僚級会合は、WSSD 実施計画を東アジア海域で施行するため「東アジアの海域の持続可能な開発戦略 SDS-SEA」を採択したが、統合沿岸管理はその重要事項のひとつである。

7 海洋の総合的管理へのわが国の対応の遅れ

20世紀後半の海洋に対する世界と日本の取組みを較べてみると、両者の間にはそれぞれが目指した取組みの基本的方向に大きな違いがあった。

20世紀後半には、世界の国々は、経済発展、人口増加や科学技術の発達などを背景に自国の海域の拡大を志向して、それまで世界の海洋秩序を支配してきた「海洋の自由」原則の変更を求め、その結果、「海洋の管理」原則に基づく海洋法条約が採択された。

これに対して、わが国は、それまで世界の海洋秩序を支配してきた「広い公海」「狭い領海」という海洋の二元的区分と「海洋の自由」原則が、優れた漁業力を持ち、有力な海事産業を擁していたわが国にとって有利な法秩序であったことから、それらの維持を海洋法条約審議の過程において強く主張しただけでなく、1982年の条約採択後、さらには1996年の条約批准後においてさえ、「海洋の自由」の維持を極力重視した対応をとってきた。

1994年に海洋法条約が発効すると、世界各国は、国際的に合意した新たな法的・政策的枠組みの下で、海洋政策を策定し、必要な法制度と行政機構を整備し、海洋の総合的管理に取り組んできた。なかでもオーストラリア、カナダ、米国などとともに、近隣の中国、韓国の取組みが先行し、新海洋秩序への対応を積極的に行ってこなかったわが国の対応の遅れをさらに際立たせた。

わが国は、海洋法条約の発効によって世界第6番目に広大で資源豊かな海域を管轄下におき、これを管理することとなったにもかかわらず、世界各国の積極的な海洋に対する取組みとは対照的に、つい最近まで海洋の問題に対して旧来の縦割りの政策・法制度・行政組織で対応し続け、海洋の新秩序に対応する総合的な海洋政策の策定、これを総合的に推進するための法制度および行政機構の整備を行ってこなかった。このような国際的に認められた正当な権利の行使をも怠る姿勢が、海洋法条約による新しい海洋秩序の具体化をめぐる各国間の競争において近隣諸国にも遅れをとる状態を招いている。東シナ海における石油ガス田開発をめぐる中国との対立など近年わが国周辺海域で起こっているさまざまな問題には、このような構造的背景があることを認識しておく必要がある。

わが国では、海洋法条約批准から11年を経過した2007年になってようやく議員立

表1 世界の管轄海域面積ランキング

順位	国名	面積 (単位: 万 km ²)
1	アメリカ	762
2	オーストラリア	701
3	インドネシア	541
4	ニュージーランド	483
5	カナダ	470
6	日本	447
7	(旧ソ連)	(449)
8	ブラジル	317
9	メキシコ	285

日本以外は1972年の米務省資料「Limits in the Seas-Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States」(全訳「海洋産業研究資料」, 通巻第59号, 1975)に基づくデータ。旧ソ連については、その後独立したバルト海・黒海・カスピ海に面している共和国が含まれているほか、米務省データにはロシアの実効支配を理由に日本領土である北方四島の周辺海域分も含まれている。したがって、現ロシアの管轄海域面積は日本よりも小さくなると判断した。なお、日本の管轄海域面積は「長井俊夫(1996), 新しい領海関係法と水路部のかかわり(水路, 99, 2-14)」による。

法により海洋基本法が制定された。

海洋基本法制定は、わが国の海洋の総合的管理と持続可能な開発の取組みの大きな第一歩ではある。しかし、海洋基本法は、わが国海洋の諸問題に対する取組みの基本的な枠組みおよび体制の整備であって、具体的な海洋政策の推進という意味では、まだそのスタートラインに立ったに過ぎない。総合的な海洋政策の具体的策定、国内法制度の整備、行政機構の整備・工夫などにこれから鋭意取り組んでいく必要がある。

(寺島 紘士)

第1節 21世紀の海洋政策への提言

1 海洋における諸問題の発生と海洋への関心の高まり

わが国周辺には、オホーツク海、日本海、東シナ海および太平洋が広がっている。わが国は、四方を海に囲まれ、豊かな海の恩恵を受けて発達してきた海洋国家である。しかしながら、近年のわが国の海洋問題に対する取組みは、海運・水産等の縦割り機能別の取組みに終始し、20世紀後半から大きな国際的潮流となって21世紀の現在に続いている総合的な取組みを行うことができないでいた。1980年代後半から近年まで、わが国社会では、海洋に対する関心や海洋の重要性に対する認識が低調な状況が続いたといっても過言ではない。

ようやく最近になって、わが国周辺海域で起こったさまざまな問題をきっかけに海洋に対する社会の関心がさまざまな角度から高まり、それらが次第に大きな政治的流れとなり、ついに海洋基本法の制定へと向かうこととなった。

そのきっかけのひとつが、近年わが国の周辺海域で起こった近隣諸国との間のさまざまな問題である。とくに、中国との間では、中国によるわが国EEZ内における無通報または無届の科学的調査の実施に始まり、尖閣諸島の領有権主張、潜水艦による領海侵犯、そして東シナ海の石油ガス田開発などが起こり、これらをめぐる対立が両国間の緊張を高めた。韓国との間でも、韓国による竹島の占拠とその周辺海域をめぐる科学的調査の実施問題、度重なる日本海呼称問題の国際会議への提起などが両国間の紛争の火種となってきた。また、北方四島付近では、近年ロシア国境警備隊による日本漁船に対する銃撃を含む拿捕事件が多く発生し、北方領土問題が依然として未解決のままである現実を国民に突きつけた。さらに北朝鮮による工作船や拉致の問題の解決が継続的な政治課題となり、わが国周辺海域の警備の問題に対する国民の関心を高めた。このほか、韓国、中国などの外国漁船によるわが国海域での違法操業などが引き続き問題となった。

さらに環境面では、中国沿岸で大発生したエチゼンクラゲが日本列島周辺を海流に乗って回遊する間に巨大化してわが国漁業に大きな被害をもたらしたり、海流に運ばれてきた大量の漂流ゴミがわが国沿岸に漂着してその処理にあたる沿岸の自治体に多大な負担を強いる事態も発生している。

また、わが国の国民生活と経済を支えてきた沿岸域は、近年構造的な大きな変化に直面している。長い海岸に沿って海洋と密接に関連した地域社会を形成し、生活、文化、伝統等を育んできたわが国の沿岸域では、経済の高度成長期を通じて臨海部の開発、人口の大都市集中が進んだが、他方で、沿岸域社会を支えてきた農漁村の衰退、過疎化、住民の高齢化が進行している。また、陸域起因汚染による閉鎖性水域の水質汚濁の恒常化、藻場・干潟・サンゴ礁等海洋生態系を支える浅海域の埋立等による生物生産性の低下、乱獲や環境変化による水産資源の減少、漂着ゴミによ

る海岸環境・景観の悪化、海面利用の輻輳による対立の表面化などさまざまな問題が生じている。

このような問題が海洋に対する国民の関心を引き起こし、政治家やマスメディアも海洋問題に積極的に対応するようになってきた。

とくに、近年日本周辺の東シナ海において中国との対立が顕著となってきた海洋資源の開発、海洋の境界画定の問題に関しては、2005年の臨時国会から2006年の通常国会にかけて与野党がそれぞれこれらに対処するための関連法案を国会に提出した^(注1)が、海洋問題に対するわが国の基本的な考え方が整理されていないために与野党間で調整がつかないまま双方の法案が立ち往生するという事態が起こった。そして、それらの法案をめぐる折衝のなかから、わが国の海洋政策を総合的に推進する基本的な法制度の整備がないと問題が解決しないという認識が国政を審議する国会議員の中に党派を超えて芽生えてきた。

注1 2005年11月に民主党が臨時国会に「海底資源開発推進法案」および「天然資源探査・海洋調査に関する権利行使法案」を、また、2006年3月に自民党が通常国会に「海洋構造物に関する安全水域設置法案」を提出した。

2 海洋基本法制定のきっかけとなった「21世紀の海洋政策への提言」

このように海洋問題への関心が関係者の間でそれぞれ高まり、かつそれらへの対応が国政の場で足踏み状態となっていた時に発表され、事態を直接前進させるきっかけをつくったのが、海洋政策研究財団の提言である。同財団は、「人類と海洋の共生」を目指して海洋政策に関する研究・提言活動を行っているが、その一環として、2002年の日本財団の「21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」を受け継ぎ、有識者による「海洋・沿岸域研究委員会」（委員長・栗林忠男慶應義塾大学名誉教授）を設置して、わが国がとるべき海洋政策について海洋に関する大きな国際的潮流を踏まえてさらに掘り下げて研究を進めてきた。そして、2005年11月、海洋の総合的管理に向けて「21世紀の海洋政策への提言」をとりまとめて日本財団とともに安倍官房長官（当時）に提出し、公表した。

同提言は、「真の海洋立国を目指して」という副題の下に海洋の総合的管理の必要性について次のように述べている。

21世紀の海洋政策への提言

—真の海洋立国を目指して—

四方を海に囲まれたわが国は、総人口の約5割が沿岸部に居住し、動物性タンパク摂取の約4割を水産物に依存し、輸出入貨物の99%を海上輸送に依存する、海からの恩恵を享受することなしには存立し得ない海洋国家である。また、海は、古来、わが国の安全を護り、文化を育み、国民に希望、畏れ、癒しを与えてきた。しかしながら、わが国の発展が海によって支えられてきた一方で、急速な経済発展、人口増加、沿岸域への開発集中等によって、海洋環境の悪化、資源の減少、海面利用の競合等の諸問題が顕在化した。

他方、地球表面の7割以上を占める巨大な水の空間である海洋は、物理的・生態学的に一体性が強く、境界を設けにくく、本来的に国際性を持っている。20世紀後半には、沿岸国による海域への権利主張が拡大し、「海洋の囲い込み」が盛んになると同時に、地球環境問題が顕在化して地球の生命維持システムの不可欠な構成要素である海洋環境の保護・保全が重要視されるようになった。これらを背景に、国連海洋法条約が採択され、リオ地球サミットで採択された持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ21」においても海

洋・沿岸域に大きなウェイトがおかれたのである。海の恩恵を将来の世代に引き継ぐための海洋の持続的な開発は、国際社会の最重要課題のひとつである。

さらに、近年、地球温暖化にともなう異常気象や海面上昇、津波・高潮等の自然災害、人為的脅威である海上テロ・海賊、工作船問題などが相次いで起こっており、海洋に関わる多様な脅威への備えが急務になっている。また、人間安全保障を中核とした海洋の総合的安全保障の観点から環境、資源などの問題を含めて総合的な取組みを求める声が高まっている。

新しい海洋秩序を踏まえて、世界各国の海洋の管理に向けた取組みは着々と進行しており、21世紀に入り、海洋においてわが国が直面しているこれらの諸問題に総合的に対処していく必要性は今までに強く強まっている。しかしながら、それら諸問題を解決し、わが国の海洋における権利義務を遂行するための計画的かつ総合的な取組みは未だ十分とはいえない。

海洋は本来国際的な性格を有しており、わが国は、海洋国家として国際社会と協調しつつリーダーシップを発揮してこれら諸問題に対する取組みを加速させる必要がある。

今こそ、真の海洋立国を目指し、その基本理念として

海洋の持続可能な開発・利用

海洋の国際秩序先導と国際協調

海洋の総合的管理

を定め、以下の提言に沿った総合的な海洋政策の策定およびその実行に着手しなければならない。

同提言は、これに続いて、

- ① 総合的な海洋政策を着実に推進していくために、今後早急な取組みを要する具体的重要事項を国家の海洋政策大綱として早急にとりまとめるべきである。
- ② 海洋をとりまくさまざまな問題は相互に密接に関連しており、海洋の保全と開発・利用に係る政策は総合的な視点で検討されるべきものであるが、わが国では従前より海洋に係る諸問題が個別目的の実定法のもとで扱われてきたことから、海洋を総合的に管理するための政策枠組や法的根拠が欠如しており、早急にこの問題に対応するため、
 - a. わが国において総合的な海洋政策を推進するために、その基本理念、政策推進に係る指針、推進体制等の政策枠組を示す海洋基本法の制定が必要である。
 - b. 海洋基本法を軸とした総合的な海洋政策を推進するためには、政策立案と実行を担う行政機構を整備すること等が不可欠であるため、内閣総理大臣が主宰する海洋関係閣僚会議の設置、総合的海洋政策を担当する「海洋担当大臣」の任命等行政機構の整備をすべきである。
- ③ 海に拡大した「国土」の管理と国際協調のため、EEZ・大陸棚の管理の枠組み構築、海洋の安全保障の確立、海洋環境の保護・保全・再生の推進、海洋生態系に配慮した海洋資源の開発推進、統合沿岸域管理システムの構築に向けた取組強化、防災・減災の推進、海洋管理のための海洋情報の整備、総合的な海

洋政策実現のための研究・教育とアウトリーチの推進をすべきである。として、それぞれ具体的な施策を提言した。

また、提言には、わが国が、欧米諸国や近隣の中国、韓国に比べて立ち遅れていることを具体的に示すため、主要各国の海洋の取組みの比較表が添付された。表1-1-1は、その時の表をベースにして海洋基本法制定など最新データを加えて改定したものである。

3 海洋の諸問題への取組みのポイント

同提言は、新海洋秩序・政策が求める海洋の総合的管理と持続可能な開発への対応について、①総合的な海洋政策の策定、②それを推進するための海洋基本法の整備、③海洋政策を総合的に推進する行政機構の整備の3点に力点をおいて提言している。そこで、次にそれらの点について、同提言と先進的な各国の取組みとを比較して見ていきたい。

(1) 総合的な海洋政策の策定

総合的な海洋政策の策定については、各国は、国際的に合意された新海洋秩序・政策の下で、それぞれの国情と海洋の開発利用、保全、管理への政策的意思を踏まえて国家海洋政策を策定している。米国の『21世紀の海洋の青写真』（2002年）が有名であるが、それに先立って中国は『中国海洋21世紀議程』（1996年）、韓国は『21世紀の海洋水産ビジョン Ocean Korea 21』（2000年）をそれぞれ策定している。

(2) 基本理念等

各国は、これらの海洋政策のなかで政策を推進するにあたって準拠すべき基本理念や指針を定め、推進すべき主要施策を掲げている。たとえば、米国『21世紀の海洋の青写真』は、持続可能性、管理（stewardship）、海洋・陸地・大気の関係、生態系に基づく管理、多目的利用の管理、海洋生物多様性の保全、利用可能な最善の科学および情報、順応的管理、理解しやすい法律と明確な決定、参加型管理、適時性、説明責任、国際責任など13の基本原則を掲げている。また、さまざまな分野にわたる約200項目の具体的な施策を勧告している。

提言は、「海洋の持続可能な開発・利用」「海洋の国際秩序先導と国際協調」「海洋の総合的管理」を基本理念として、さらに「科学的理解と認識」「市民参加」「生態系に基づく管理」「予防的アプローチ」「順応的管理」の5つを指針として取り上げている。さらに、主要施策については前述したように、「EEZ・大陸棚の管理の枠組み構築」など8項目に大別整理して具体的な施策を提言している。

(3) 法制度の整備

法制度の整備については、各国は、海洋法条約により各国が権利と責任を持って管理することになった海域を空間的、総合的に管理していくため、各国の法制度に応じた法律整備を行っている。米国の「海洋法2000」「沿岸域管理法」、オーストラリアの「環境保護及び生物多様性法」、カナダの「海洋法」「沿岸域管理法」、中国の「海域使用管理法」「海洋環境保護法」、韓国の「海洋水産発展基本法」、「公有水面管理法」「沿岸管理法」などがその例である。

表1-1-1 主要各国の海洋政策

	アメリカ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド
1. 国土面積 (千 km ²)	9,629.0	9,976.1	7,686.8	268.6
2. 海岸線延長 (千 km)	19.9	243.7	36.7	15.1
3. 排他的経済水域 (千 km ²)	7,620	4,700	7,010	4,830
4. 海洋 (基本) 法	Oceans Act 2000 (同法は包括的国家海洋政策の策定を目的とする海洋政策審議会の設置を定めるもの)	Canada Oceans Act (COA, 1996)	Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999: EPBC Act (同法は海洋も全般的に扱う)	The Resource Management Act: RMA (同法は沿岸域から領海外に広がる海域の重要性に言及)
5. 海洋 (基本) 政策	An Ocean Blueprint for the 21 st Century (2004.09.20)	Canada's Oceans Strategy (2002.07.12)	Australia's Oceans Policy	2000年から環境省主導、海洋政策閣僚諮問委員会で協議して Oceans Policy を作成中
	U.S. Ocean Action Plan (2004.12.17)	Canada's Oceans Action Plan (2005)	Regional Marine Planning (supra regional) Coastal and Marine Planning Program (CMPP)	
6. 海洋管理主管(大臣)	商務省海洋気象庁 (NOAA: National Oceanic and Atmospheric Administration)	漁業海洋省 (DFO: Department of Fisheries and Oceans)	環境・水資源大臣 (Minister for the Environment and Water Resources)	Ministerial Group 議長: 水産科学技術エネルギー相
7. 海洋行政連絡調整会議	Committee on Ocean Policy	Minister's Advisory Council on Oceans	Oceans Board of Management Commonwealth Coastal Coordinating Committee	Oceans Policy Officials Group
8. 海洋管理 (調整) 事務局	Interagency Committee on Ocean Science and Resource Integration	Oceans Act Coordination Office	環境・水資源省 (Ministry of the Environment and Water Resources)	Oceans Policy Secretariat for Ministerial Group and Advisory Committee
9. 広範な利用者の意見を反映する制度	National Oceans Commission public meetings	Oceans Explorations on Web	National Ocean Advisory Group	Ministerial Advisory Committee Public Consultation (Oceans Policy 策定のための)
	Science Advisory Panel	Oceans Program Activity Tracking (OPAT)	Regional Marine Plan Steering Committees	
10. 海洋保護区 (MPAs)	行政命令13158号 (2000.05.26)	COA 第35、36条に基づく MPA	GBR Marine Park Act (1975)	1971年海洋保護法 (Marine Reserve Act) に基づく Marine Reserve 等 (1971年法の全面改正法案が2002年10月15日に第一読会を終了)
	海洋サンクチュアリ法 (1972) に基づく Marine Sanctuary, MPA 等	National Framework for Establishing and Managing Marine Protected Areas (1999年3月)	EPBC Act に基づく Marine Reserve	
11. 沿岸域管理法 (政策)	1972/1990年沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act)	1972年沿岸域管理法	1995年 Commonwealth Coastal policy 2003年 National Cooperative Approach to Integrated Coastal Zone Management - Framework and Implementation Plan	The Resource Management Act (RMA)
		2002年 Canada's Oceans Strategy		
12. 河川と沿岸域の一体的管理	河川港湾法 (Rivers and Harbors Act) (保全是陸軍工兵隊が行う)	COA Part II (Oceans Management Strategy) は河川および湖には適用がない (第28条)	州政府、地方政府	
13. 沿岸域管理における法的な管理範囲	州政府の領土 (海岸線から3海里以内) 天然 (地下) 資源に関しては海岸線から3海里以内は州政府の管轄	州法および連邦法は内水、領海、EEZ および大陸棚の上に適用 (第9条および20条)	州政府の領土 (海岸線から3海里以内/1979年 Offshore Constitutional Settlement、1980年 沿岸水域法等による)	
14. 国連海洋法条約批准状況	未加入	2003年11月7日批准	1994年10月5日批准	1996年7月19日批准

(平成18年度「我が国における海洋政策の調査研究報告書—海洋基本法の制定に向けて」(平成19年3月 海洋政策研究財団) より一部改訂)

フランス	イギリス	中国	韓国	日本
547.0	244.8	9,596.9	99.6	377.8
3.4	12.4	32.0	11.5	34.8
260(海外領土除く)	940(民間試算)	964	449	4,470
なし	(Marine Bill を準備中)	海域使用管理法 ----- 海洋環境保護法	海洋水産発展基本法	海洋基本法 (2007年7月20日施行)
2005年10月に海洋政策に関する High level team of expert を設置済	Marine Stewardship Report(2002), The State of the Seas Report (2005)	中国海洋21世紀議程 (China Ocean Agenda 21)	Ocean Korea 21 「21世紀海洋水産ビジョン」	海洋基本計画 (策定中) (文科省科学技術・学術審議会答申:「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」(2002.08.01))
Secrétariat général de la mer (首相直轄)	環境食糧地方省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA)	国土資源省国家海洋局 (SOA: State Oceanic Administration)	海洋水産部 (Ministry of Maritime Affairs and Fisheries)	海洋政策担当大臣
Interdepartmental Committee to the Sea	Green Ministers ----- 海洋科学技術に関する省庁間委員会 (IACMST)	不明	中央沿岸管理審議会 ----- 海洋環境保全委員会 ----- 港湾政策委員会 ----- 水産業管理委員会	総合海洋政策本部
なし	DEFRA	SOA	海洋水産部	内閣官房総合海洋政策本部事務局
沿岸の開発計画では必須	Consultations on Flood and Coastal Defence	なし	(海洋水産発展委員会)	なし (総合海洋政策本部に参与会議設置)
EU 生息地指令、鳥類指令に基づく保護区 (Natura 2000) 等	EU 生息地指令、鳥類指令に基づく保護区 (Natura 2000)	海洋環境保護法	国土利用管理法: 水産資源保護区域	自然公園法に基づく海中公園地区 (139か所)
	野生生物及び地域に関する法 (1981) に基づく Marine Nature Reserve など	海洋自然保護区管理取決 (72か所=国20+地方52)	海洋汚染防止法: 環境保全海域	自然環境保全法に基づく海中特別地区 (1か所)
Seashore Act (1986)	1995年環境法	海域使用管理法 (海洋機能区画)	沿岸管理法	沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000年)
Schemas de Mise en Valeur de la Mer (1983)			沿岸統合管理計画	
Water Act (1992)	DEFRA、地方自治体	水法 (2002)、省政府	公有水面管理法	なし
Schemas Directeur d'Amenagement et de Gestion de Eaux (SAGE)			公有水面埋立法	
			湿地保全法	
		内水: 海域のみ	満潮水位から領海と満潮水位から500~1,000mの陸域まで	海岸保全区域として平均高潮水面から海陸両側50m
1997年4月11日批准	1997年7月25日加入	1996年6月7日批准	1996年1月29日批准	1996年6月20日批准

提言は、海洋の問題がさまざまな省庁にまたがって所掌されており、これに総合的に取り組むためには、海洋政策の基本理念、政策推進にかかわる指針、推進体制等の枠組みを定める基本法が不可欠であるとして、海洋基本法の早急な制定を提言している。もちろん、これは、基本法制定によってすべてが解決することを意味するものではなく、これに基づいてさらに必要な計画法、管理法などを順次制定していくことを前提としている。

(4) 行政機構の整備

行政機構については、海洋の問題が政府各部門に広く関係しているため、各国とも海洋政策を総合的に推進するための行政機構の整備に知恵を絞っている。海洋政策を推進するために、それまで各省に分散していた海洋関係行政を統合して海洋省(庁等)をつくって対応している国としては、カナダ(漁業海洋省)、韓国(海洋水産省)、インドネシア(海洋漁業省)などがある。米国の海洋大気庁(NOAA)、中国の国家海洋局(SOA)などのように、海洋問題の一部を扱うために設けられた組織が海洋政策の進展に伴い組織・権限・所掌を拡大しているケースもある。

このように政府の海洋政策をリードしていく省庁(リード省庁)の整備が有効な手段であることは間違いないが、海洋に関する問題は広く政府各部門にわたっており、その所掌事務を一省庁にすべて集めるのは非現実的である。そこで最近では、リード省庁の整備とともに、政府中枢に総合的な海洋政策の立案・調整を行う司令塔を設置する必要があるというのが世界の共通認識になりつつある。政府中枢の司令塔の例としては、米国の海洋政策委員会、韓国の海洋水産発展委員会、フランスの海洋総合事務局などがある。

提言は、日本の現状にかんがみ、内閣総理大臣が主催する海洋関係閣僚会議の設置、海洋担当大臣の任命を中心に、事務を担当する海洋担当の政策統括官・海洋政策推進室の設置、有識者で構成する海洋諮問会議の設置など、指令塔の構築に重点を置いて提言を行っており、リード省庁についてはとくに言及はしていない。

(寺島 紘士)

第2節 海洋基本法研究会の活躍と「海洋政策大綱」

1 海洋基本法研究会の活躍

2005年11月に公表された海洋政策研究財団の「21世紀の海洋政策への提言」は、わが国の海洋基本法制定の取組みを始動させる次の2つの動きを引き出した。

2006年に入って海洋政策研究財団は、日本財団とともに、改めて政権与党である自由民主党(以下「自民党」)にこの海洋政策提言の検討を申し入れた。自民党は、これを受け容れて、それまで主として東シナ海におけるわが国の海洋権益の問題に取り組んできた政務調査会海洋権益特別委員会を海洋政策全般の問題に取り組む委員会に改組して次期通常国会に海洋基本法案の提出を目指すこととし、4月に「海

洋政策特別委員会」(委員長・武見敬三参議院議員(当時))が発足した。

さらに、これと並行して、海洋の問題は国民全体にかかわる重要事項であるという認識の下に、超党派で海洋政策を研究して共通認識を構築することを目指す、海洋基本法研究会(代表世話人・武見敬三参議院議員(当時))が自民党のイニシアチブにより、4月に設立された。

この研究会には、自民、公明、民主の3党から海洋政策に関心の深い国会議員が参加するとともに海洋関係の各分野から有識者および関係者が参加し、さらに海洋関係各省庁がオブザーバー参加した^(注1)。世話人からの要請を受けて海洋政策提言を行った海洋政策研究財団が、研究会の事務局を務めて研究会の立ち上げおよびその運営にあたった。

研究会は、座長・石破茂衆議院議員、共同座長・栗林忠男慶應義塾大学名誉教授のリードの下で2006年4月から12月まで10回にわたって開催された。研究会は、まず、有識者メンバーからの意見発表を中心に会議を進めるとともに、7月には各省庁からその行っている海洋に関する施策を聴取し、さらに10月には海洋関係の民間6団体^(注2)から海洋政策に対する要望のヒアリングを行い、これらを踏まえて11-12月にかけてわが国の採るべき海洋政策について熱心な審議を行った。そして、12月7日に開催した第10回海洋基本法研究会において「海洋政策大綱」および「海洋基本法案(仮称)の概要」をとりまとめた。

注1 海洋基本法研究会設立要綱、参加メンバーについては第3部参考資料参照。

注2 (社)日本経済団体連合会、(社)日本船主協会、(社)大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、石油鉱業連盟、(社)日本海洋開発建設協会。

2 海洋政策大綱

「海洋政策大綱」は、“新たな海洋立国を目指して”という副題の下に、わが国の海洋問題への新たな取組み体制の早急な構築の必要性を指摘し、新たな海洋立国を目指して総合的な海洋政策を推進するために、その要となる「海洋基本法」の制定等必要な措置を早急に講じるよう求めた。この大綱は、海洋基本法の内容について共通認識を構築しただけでなく、今後のわが国の海洋政策の推進について具体的な指針を示したものであるので、以下にその内容を紹介する。

海洋政策大綱

—新たな海洋立国を目指して—

海洋基本法研究会

1. 海洋問題にわが国がとるべき道

今、人類が、その生存と繁栄を大きく依存している海洋では、海域の囲い込みをめぐる国家間の競争・対立、海洋資源の乱獲や海洋環境汚染の深刻化等が進行している。他方で、今後さらに増加し続けると予測される世界人口が必要とする水、食料、資源・エネルギーの確保や物資の円滑な輸送、さらには良好な地球環境の維持には、地球表面の7割を占める海洋が果たす役割は極めて大きい。

このため、世界各国は、国連海洋法条約を締結して新たな海洋の法秩序を定め、海上輸送の重要性を踏まえて航行の自由を堅持する一方で、沿岸国に対して排他的経済水域および大陸棚を認め、資源、環境等に関する権利と責任を付与した。

さらに、リオ地球サミットは、開発過程に環境保護を不可欠な一部として組み込んだ「持続可能な開発」を掲げて、行動計画アジェンダ21を採択した。それは、管轄下にある沿岸域及び海洋環境の総合的管理と持続可能な開発を沿岸国の義務とし、各国に統合された政

策及び意思決定手続きの制定を求めている。

今や、海洋は、国際的な合意の下に、各国による広大な沿岸海域の管理を前提にしつつ、人類の利益のため各国が協調して海洋全体の平和的管理に取り組む時代が来た。

わが国は、四方を海に囲まれ、海から様々な恩恵を受け、また海に守られ、海洋との深い係わり合いの中で社会、経済、文化等を築き、発展してきた。そして、国連海洋法条約の下で、食料、エネルギー、鉱物等の豊かな資源を持つ世界第6番目に広大な排他的経済水域及び大陸棚を新たに管理することとなった。この広大な海域は、わが国の経済発展と国民生活に必要な資源の確保、海域の円滑な利用、良好な海洋環境の保全、並びに国家の安全保障のために重要な役割を担う発展の基盤である。

また、近年の科学技術の進歩発達により、地球上の最後のフロンティアとして人類の進出を拒んできた海洋の科学的知見が集積しつつある。資源小国のわが国にとって、わが国を取り巻く海域の調査、資源・空間の開発・利用・保全および管理は長年の念願であり、不断の研究開発を通じて得られるわが国の優れた科学技術力を基盤として、その実現にとりくむべき時が来ている。

しかし、わが国は、国連海洋法条約・アジェンダ21体制への対応が遅れている。陸域の12倍の広大な海域を管理する海洋国になったにもかかわらず、海洋の総合的管理のための政策・体制の整備が進まず、依然として旧来の縦割り機能別で海洋問題に対処しており、総合的な海洋政策はもとより、その担当大臣・部局もない。

このため、隣接国と重複する海域の境界の画定や資源豊かなわが国海域の開発・利用、保全、管理の遅れを招いている。また、最近、わが国周辺海域で起こっている、海洋環境の悪化をはじめ、隣接国による石油・ガス田開発や広範な海洋調査、あるいは密輸・密入国、工作船の侵入、シーレーンの安全確保などの問題に適切な対応ができず、国益を損なうのみならず、国際的責務を果たせない事態となっている。

わが国は、これらの状況に対応して海洋問題への新たな取り組み体制を早急に構築する必要がある。そして新たな海洋立国のための海洋政策を国政の重要政策に掲げ、可能性豊かなフロンティアである海域の総合的管理と国際協調に取り組む必要がある。

そのためにわが国は、総合的な海洋政策を推進する要となる法制度として「海洋基本法」を一刻も早く制定すべきである。

2. 海洋基本法の制定を

(1) 海洋政策の基本理念

新たな海洋政策は、「海洋と人類の共生」という究極的理念の下に、人類の生存基盤である「海洋環境の保全」と「海洋の利用・安全の確保」を重視し、現在及び将来の世代の環境および開発・利用の必要性を公平に満たす海洋の「持続可能な開発・利用」に努める。そのためには、未知の部分が多い海洋の研究開発を通じた「科学的知見の充実」および海洋を開く「海洋産業の健全な発展」に努め、これに基づいて、相互に密接な関連を有している海洋の諸問題に政府および民間が一体となって総合的に対処する「海洋の総合的管理」に努めるものとする。

また、広大な海洋の物理的一体性および国際性にかんがみ、「国際的協調」を国是として海洋の国際秩序形成の先導を目指すものとする。

(2) 海洋基本法の制定

海洋基本法には、海洋政策の基本理念のほか、国・地方公共団体・事業者・国民の責務

並びに海洋基本計画策定等の海洋の総合的管理に関する基本的施策を明記するとともに、海洋行政を総合的に推進するため行政組織の整備等について定める。

海洋基本計画は、海洋に関する政策を総合・体系化して、わが国の海洋に関する基本的政策を具体的に定めるものである。

行政組織の整備については、先ず、海洋の総合的管理に係る政策を効果的、かつ強力に推進し得る所掌事務を有する総合海洋政策会議（仮称）が内閣に設置されるべきである。同会議の所掌事務は、基本的な政策の企画・立案、調整、予算等必要な資源配分の方針の調査審議、重要な研究開発及び政策の評価などで構成される。

また、専門性・継続性の高い海洋政策を総括し、各省の海洋関係施策を主導して海洋の総合的管理を効果的に展開していくためには、これを常時継続的に総括し得る海洋政策担当大臣の任命が不可欠である。

（3）海洋に関する主要施策

政府各部門が実施している海洋に関する縦割り機能別の施策は、海洋と人類の共生と国益の確保を目標に、基本理念を体して体系化され、海洋の総合的管理の施策として推進されるべきである。海洋政策は、海洋を「知る」「守る」「利用する」の三つの分野のバランスのとれたものであるべきであり、また、海洋政策を策定し推進するためには、単に海洋に関する国権の行使や行政サービスに注目するだけでなく、事業者、国民を含む多様な関係者が参加し、その連携協力の拡大を図ることが重要である。

海洋に関する主要な施策は次のとおりであり、その内容は付属資料^(注3)に示した。これは、基本計画策定の基礎となるものである。

注3 第3部参考資料参照。

- ① わが国海域の管理の確立
- ② 排他的経済水域および大陸棚の開発・利用、保全および管理
- ③ 海洋環境の保護・保全及び再生の推進
- ④ 持続可能な海洋資源の開発・利用の推進
- ⑤ わが国の経済および生活を支える海上輸送の確保
- ⑥ わが国海域の安全保障と海上における安全の確保
- ⑦ 国土保全と防災対策の推進
- ⑧ 沿岸域のより良い利用と管理
- ⑨ 海洋産業の育成および振興
- ⑩ 海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進
- ⑪ 海洋に対する国民の理解増進と海洋教育・研究の拡充
- ⑫ 海洋の国際秩序の先導と国際協力の推進

3. 新たな海洋立国へ

わが国は、世界規模で進行中の海洋の法秩序と政策の大きな転換に対応し、海洋の科学技術の発展を基盤として、海洋と人類の共生および国益の確保を目標とする海洋政策を策定・推進することにより、島国から海洋国家へと、新たな「海洋立国」を目指すべきである。

また、これにより、かつてないほど主権国家間の相互依存が強まっている国際社会において海洋秩序形成に先導的役割を発揮していくべきである。

3 海洋政策大綱の主な論点

この政策大綱の審議において議論が集中したのは、基本理念、主要な施策および行政組織の整備であった。

基本理念は、当初は、それほど大きな論点と認識されていなかったが、海洋の施策は基本理念に基づいて実施されるべきものであるという基本法の構成が明確になるにしたがって、現在行われている具体的施策、あるいは意中にある施策にはどのような基本理念がふさわしいかといったクロスチェックも行われて議論が盛り上がっていった。

それに伴って、当初事務局が提示した『21世紀の海洋政策への提言』で取り上げられた「海洋の持続可能な開発・利用」「海洋の国際秩序先導と国際協調」「海洋の総合的管理」の3項目に加えて、「海洋環境の保全」「海洋の安全の確保」「海洋の利用の確保」「海洋の科学的知見の充実」「海洋産業の健全な発展」などが有識者メンバーや関係各省庁からそれぞれ主張され、浮上した。海洋産業については、理念、施策のどちらのレベルでとりあげるのが適切かといった議論があり、二転三転したが、海洋の開発、利用、保全等に期待される海洋産業の役割の重要性が評価されて「海洋産業の健全な発展」が基本理念に取り上げられた。

また、「海洋の総合的管理」については、「管理」という用語が規制・統制的な響きが強いとしてこれに対する懸念が研究会参加者から表明されたが、最終的には、海洋環境を保全しながら開発利用等を行っていくにあたって海洋の問題が相互に密接に関連していることから、全体として検討し、海洋の管理を総合的に行っていく必要があることが理解され、採択された。

さらに、国際空間である海洋の問題は、国際的な合意の下に、各国が協調して人類の利益のために海洋全体の平和的管理に取り組むべきものであるとの認識に立って、一方的に国益を声高に主張するのではなく、常に国際的協調を重んじて海洋秩序形成に先導的役割を果たしていくべきことが強調され、「国際的協調」が採択された。このような議論を経て、最終的には7項目が基本理念として採択された。

海洋に関する主要施策については、わが国海域の管理の確立、海洋環境の保全、海洋資源の開発利用、海洋産業の育成・振興、日本籍船・日本人船員の確保、科学技術の研究開発の推進・日本版シーグラントの創設、沿岸域の管理・海域利用の調整、海洋の安全の確保、海洋教育の推進、国際的協調などに関するさまざまな施策や意見が研究会の委員、海洋関係各省庁および海洋関係産業団体から次々と提出され、それらを総合的海洋政策の観点から議論して12の主要施策に整理してとりまとめられた。大綱の付属資料「海洋の総合的管理のための主要施策の内容」は、わが国の海洋政策を初めて総合的・網羅的・具体的に整理したものである。12の主要施策は、いずれも重要な施策であり、これは、大綱自らが述べているように基本計画策定の基礎となるものである。

行政組織の整備については、海洋政策担当大臣を置くことについては関係者の意見は早くから一致していたが、総合的な海洋政策の司令塔について、内閣府に総合海洋政策会議を置く案と内閣官房に総合海洋政策本部を置く案の2案があって関係者の意見が分かれ、もっとも苦心したところである。そのどちらが現在のわが国の状況に適しているか、その長所・短所について研究会のコアメンバーを中心に比較検討が進められた。結局結論には至らず、最終的な決定を保留して、とりあえず海洋基本法研究会としては総合海洋政策会議（仮称）を内閣（府）に設置すべきとす

る提言を行った。最終的には基本法で内閣に総合海洋政策本部を置くこととされたが、それについては後述する。

海洋基本法研究会では、研究会事務局が海洋政策研究財団「海洋・沿岸域研究委員会」（委員長・栗林忠男慶應義塾大学名誉教授）の研究成果を基に作成された海洋基本法（素案）に基づいて具体的な条文についても議論を行った。しかし、基本法案の内容を細部に至るまで詰めるには各政党から参加した国会議員メンバーがそれぞれの政党に持ち帰っての議論が不可欠であり、研究会の段階で法案をまとめることは、かえって最終的な合意形成にプラスにならないという判断から、研究会では「海洋基本法案（仮称）の概要」だけをとりまとめた。

（寺島 紘士）

第3節 海洋基本法案作成の過程と論点

1 海洋基本法案作成の過程

海洋基本法研究会がとりまとめた「海洋政策大綱」と「海洋基本法案（仮称）の概要」は、研究会に参加した自民、公明、民主の各党の国会議員によってそれぞれの政党に持ち帰られ、各政党の組織で審議され、その了承を得て海洋基本法案の作成へと進んでいった。その動きは次のとおりである。

自民党は、次節で述べるように、12月の最終の海洋基本法研究会のとりまとめと並行して、海洋政策特別委員会を中心に海洋政策大綱と海洋基本法案の概要について審議し、党内手続きを進めるとともに、海洋政策特別委員会（委員長・石破茂衆議院議員、事務局長・西村康稔衆議院議員）に海洋基本法ワーキングチーム（座長小野寺五典衆議院議員）を設置して海洋基本法案の作成に取り組んだ。海洋基本法案の条文作成作業は、同ワーキングチームの下で、衆議院法制局、さらに政府（内閣官房、内閣府、国土交通省等）がこれに参加して行われた。海洋基本法の条文作成のベースには、第9回海洋基本法研究会に提出・審議された海洋基本法（素案）にその後の研究会の議論を踏まえて研究会事務局の海洋政策研究財団が修正を加えた海洋基本法案石破委員長私案が用いられた。

さらに、海洋基本法研究会における「海洋政策大綱」および「海洋基本法案」の審議の内容および経過は、海洋政策研究財団から海洋基本法案の条文作成を担当した衆議院法制局に詳細に説明された。それらを基に海洋基本法案条文案の作成が進められた。

海洋基本法案については、与党である公明党も積極的に取り組んだ。2006年夏から党内に「海洋基本法制定プロジェクトチーム」（座長・高野博師参議院議員（当時）、事務局長・大口義徳衆議院議員）を設置して海洋基本法の検討を進めていたが、海洋基本法研究会で海洋政策大綱等がまとまると、これを党内手続きにのせるとともに、自民党を中心とした海洋基本法案策定プロセスにも与党として参画した。

民主党は、2005年秋には海底資源の開発促進、およびEEZ内の資源探査および

科学的調査などに関する法案を議員立法で提出するなど、もともと海洋問題には関心が強く、海洋基本法研究会には3人の国会議員が個人の資格で参加した。海洋基本法研究会による海洋政策大綱および海洋基本法案の概要のとりまとめを受けて、民主党は、2007年に入ると海洋法制プロジェクトチーム（座長・高木義明衆議院議員、事務局長・細野豪志衆議院議員）を設置して党として海洋基本法制定の取組みを開始した。これにより政治情勢は自民、公明の与党に民主党が加わった3党の主導による海洋基本法制定に向けて大きく動き出した。並行して、民主党内には有志議員による「海洋立国日本」推進議員連盟（座長・西岡武男参議院議員、事務局長・三谷光男衆議院議員）が発足し、これらの動きをバックアップした。

このような状況の下で、自民党が中心になって作成した海洋基本法案を基にして各政党、関係各省庁の間で海洋基本法案の最終的な調整が行われ、海洋基本法案が固まった。

2 海洋基本法案作成過程の論点

次に、研究会でとりまとめた「海洋政策大綱」と海洋基本法案の内容との比較を中心に、作成過程で問題となった論点について考察する。

（1）わが国が準拠すべき法的・政策的枠組み

序章で述べたように、海洋基本法制定の背景には20世紀後半の海洋をめぐる大きな国際的潮流があり、わが国の海洋政策は、海洋法条約やアジェンダ21に代表される国際的な法的・政策的枠組みに則り推進される必要がある。研究会で構築されたこのような共通認識が、海洋基本法においても明示されることが重要である。

そのために第1条の目的においてわが国が準拠すべき法的・政策的枠組みとして「国連海洋法条約」や「アジェンダ21」に言及することとなった。しかし、「国連海洋法条約」はともかくとして、「アジェンダ21」については厳密な意味では法的拘束力を伴わない行動計画であるとして、「国際約束」として規定することの法的な難点が提起されて条文作りが難航した。

しかし、リオ地球サミットが採択したアジェンダ21のように、各国が共通の目標に向かって行動計画を定めてその実現に向けてこぞって協調・協力して行動するという21世紀型の行動計画は、ソフトローとして国際社会でますます重要になってきている。幸いこのことに対する衆議院法制局の理解が得られて、「海洋の持続可能な開発および利用を実現するための国際的な取り組み」という表現でアジェンダ21などの国際的な政策枠組みが法文中に書き込まれた。海洋に関する基本的な国際文書である「国連海洋法条約」や「アジェンダ21」がわが国の実定法に書き込まれたことは画期的なことである。

（2）基本理念と海洋の持続可能な開発

わが国が海洋政策を推進する上で準拠すべき基本理念は、海洋基本法第2条から第7条までに書き込まれた。海洋政策大綱は、「海洋環境の保全」以下7つの基本理念を掲げているが、そのうち「海洋環境の保全」「海洋の利用・安全の確保」「海洋の持続可能な開発・利用」の3つの基本理念が、基本法では「海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和」「海洋の安全の確保」に整理されて2つの条文に

規定された。「海洋の総合的管理」など他の4つの基本理念が大綱を踏襲して定められており、大綱と内容的に大きな相違はないといえるが、基本法の基本理念は6つになった。

大綱との相違点としては、研究会の審議で強調された「海洋環境の保全」が単独で基本理念として条文化されなかったこと、また、国際的に基本理念として確立している「持続可能な開発」が「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」という説明的な言葉に置き換わってしまった^(注1)ことがあげられる。

特に、「持続可能な開発」はリオ地球サミットで採択され、国際的な舞台で基本的な理念として頻繁に用いられているだけに、わが国の海洋基本法の基本理念としてずばり規定されなかったことは残念である。なお、「海洋環境の保全」は、海洋基本法に基本的施策のひとつとしては取り上げられ、そのために必要な措置を講ずるものとする規定されている。

注1 「持続可能な開発」という言葉は、第1条の中では使われているが、「海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和」を定める第2条の中では、「海洋の持続的な開発および利用」という表現になっている。

(3) 海洋基本計画に定める事項

海洋基本計画の策定を定める条文の規定ぶりをどうするかについては、研究会の審議過程で議論となった。これまでに制定されたさまざまな基本法は、通常、基本計画に定める事項として、①施策についての基本方針、②講ずべき施策、③その他必要な事項の3つを規定しているが、講ずべき施策の具体的項目にまで踏み込んで規定していない。

しかし、海洋基本法研究会では、わが国のとるべき海洋に関する主要施策について具体的に審議し、それらを最終的に12の主要施策にとりまとめた。したがって、それらを基本計画における講ずべき施策の項目として法律上具体的に明記してはどうかという意見が関係者の間では強かった。

しかし、講ずべき施策の項目までを基本計画において定める事項としてあらかじめ条文上に書き込んでしまうと、長い間には硬直的になってしまいかえってマイナスになるおそれがあるという意見も強く、結局第16条基本計画の規定振りについては、他の基本法と同様の抽象的な規定振りとする事となった。あわせて研究会で議論してまとめた海洋に関する主要施策は、基本的施策として海洋基本法に書き込むこととなった。

(4) 基本的施策

人類の生存基盤であり、わが国の発展基盤である海洋の開発、利用、保全、管理の問題にどのように取り組んでいくかは海洋国であるわが国の大きな課題である。海洋基本法は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に海洋基本計画の策定を義務づけただけでなく、さらに一歩踏み込んでわが国の海洋に関する基本的施策について12条にわたって具体的に定めた。

海洋に関するさまざまな施策を整理して、広範な関係者の合意のもとにこのように基本的施策を法律に書き込んだことは今回制定された海洋基本法の特徴のひとつである。それができたのは、海洋基本法研究会がとりまとめた海洋政策大綱によって関係者の間に海洋に関する主要施策についての共通認識が構築されていたからである。大綱はまず、政府各部門が実施している海洋に関する縦割り機能別の施策は、海洋と人類の共生と国益の確保を目標に、基本理念を戴して体系化され、海洋の総合的管理の施策として推進されるべきである、と述べ、12の主要施策を列挙し、そ

の内容を付属資料に示した。基本法案の基本的施策は、おおむねその大綱の主要施策に基づいて条文化されている。できあがった基本法案の基本的施策と大綱の主要施策を比較してみると次のとおりである。

① わが国海域の管理の確立

大綱の主要施策の冒頭には「わが国海域の管理の確立」を掲げられているが、その具体的内容は、①領海・排他的経済水域（EEZ）・大陸棚の境界および外縁の画定、国連海洋法条約に則ったEEZ・大陸棚の管理法制度の整備、隣接国との間の境界画定に向けた合意形成努力の推進、国境離島およびその周辺海域の管理強化、ならびに、②海洋管理のための調査の推進と海洋情報の整備など、多岐にわたっている。

そこで基本法案では、これらのうち法律上明記すべきものを整理して、第19条（排他的経済水域等の開発等の推進）、第22条（海洋調査の推進）、第26条（離島の保全等）に分けて条文化した。

EEZ・大陸棚の管理法制度の整備等については、別に項目立てをしていたEEZ・大陸棚の開発・利用・保全および管理の推進とあわせて、第19条（排他的経済水域等の開発等の推進）が設けられた。

海洋の総合的管理に不可欠な「海洋調査推進と海洋情報の整備」については、研究会事務局案では一対のものとして双方に言及した条文案となっていたが、その後の作成過程で、海洋調査の推進を中心にした第22条（海洋調査の推進）となり、このなかでは海洋情報に関しては、地方公共団体、事業者等への国の情報提供努力義務だけが定められた。「海洋情報の整備」は、海洋調査推進の目的であり、海洋政策推進の基礎となる重要な施策である。基本的施策として明確に取り上げられなかったことが惜しまれる^(注2)。

逆に、離島については、大綱は主に国境離島に焦点を当てて取り上げていたが、基本法案は国境離島に限らず離島全般を取り上げて第26条（離島の保全等）を起こしている。離島が海洋の開発・利用・保全等に担っている重要な役割を考えれば、離島全般を取り上げて基本的施策のひとつに位置づけたことは評価されてよい。

② 国土の保全と防災対策の推進

大綱で取り上げられていた「国土の保全と防災対策の推進」については、基本法の条文化の過程での調整を経て、津波、高潮等による災害に関し必要な措置を講じることが第21条（海洋の安全の確保）に定められ、さらに第25条（沿岸域の総合的管理）に、沿岸域の総合的管理の一部としても盛り込まれた。

③ 沿岸域のより良い利用と管理

大綱は、わが国の国民生活と経済を支えてきた沿岸域について、①沿岸域の総合的管理と、②親水空間の創造と海洋性レクリエーションの振興、を具体的内容とする「沿岸域のより良い利用と管理」を主要施策のひとつとして取り上げた。

基本法案は、このうち「沿岸域の総合的管理」を、「海洋の総合的管理」の基本理念に基づく基本的施策として取り上げて第25条を定めた。沿岸域の総合的管理の取組みは、近年、アジェンダ21などの国際的な政策的枠組みの下で世界標準化しており、わが国でも「21世紀の国土のグランドデザイン」（1998年閣議決定）に基づいて「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」（2000年）が出されてはいるが、これまでわが国の法制度としては取り上げられていなかった。今回、自然的社会的条件から見て一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸の海域および

注2 なお、第22条第2項は、地方公共団体、事業者等への情報提供に関する国の努力義務を規定している。

陸域について、その諸活動に対する措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずることを求める「沿岸域の総合的管理」が基本的施策として定められたことは、沿岸域の重要性から見て画期的なことである。

もうひとつの、沿岸域の豊かな自然環境とそこに根ざした地域社会、生活、文化、伝統等が21世紀においても十分に継承・発揮されることを目指した「親水空間の創造と海洋性レクリエーションの振興」については、基本的施策としては明確には打ち出されなかった。しかし、「沿岸域の総合的管理」のなかにその観点が含まれるほか、「海洋の自然景観の保全」（第18条 海洋環境の保全）「海域の自然環境の保全」（第26条 離島の保全等）、「海洋に関するレクリエーションの普及」（第28条 海洋に関する国民の理解の増進等）などいくつかの基本的施策の中にその一部が取り上げられている。これらを「親水空間の創造と海洋性レクリエーションの振興」という全体概念で補って必要な施策が推進されることを期待する。このほかの大綱の主要施策は、基本法案に基本的施策としてそのまま取り入れられている。

（5）行政組織の整備

海洋政策推進組織については、海洋基本法案作成の最終段階まで内閣府に総合海洋政策会議を置く案と内閣官房に総合海洋政策本部を置く案の2案の長所・短所が比較検討された。海洋に関する施策が多くの省庁によって分掌され、かつ、それらが専門的知識・経験と継続的取組みを必要としていることから、結局、現段階では内閣一丸となった強い指導力が特に必要であるという意見が大勢を占め、内閣に総理大臣を本部長、官房長官と海洋政策担当大臣を副本部長とし、上記以外のすべての国务大臣を本部員とする総合海洋政策本部が置かれることになった。内閣府と内閣官房の違いについては、第2章第3節1「総合海洋政策本部」の項を参照されたい。なお、本部については、法律施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、必要な措置が講ぜられることとされている。

（寺島 紘士）

第4節 国会審議および委員会決議

1 法案の国会提出

（1）海洋基本法案の条文化作業

海洋基本法研究会が第10回会合（平成18年12月7日）でとりまとめた「海洋政策大綱」「海洋基本法案（仮称）の概要」は、自民党海洋政策特別委員会において基本的に了承され（平成18年12月6日）、これを受けて政府側も関係省庁連絡会（課長級）が開催され対応が協議された。12月15日には自民党の海洋基本法関係合同部会が開催され、海洋政策大綱（案）などが審議され、海洋基本法案の国会提出に向けた準備を進めることとされた。

注1 海洋基本法案の立法推進体制については第3部参考資料参照。

海洋基本法案の条文化作業は、自民党海洋政策特別委員会に設置された海洋基本法ワーキングチームにおいて進められることとなり、議員立法を前提に衆議院法制局、政府側は内閣官房、内閣府および国土交通省がオブザーバーとして参加した。

実際の条文化にあたっては、海洋基本法研究会が準備していた素案を参考にしながら、大きな論点ごと、すなわち、海洋政策の推進体制の議論、基本理念、基本施策などの順に議論が進められた。その後、公明党海洋基本法制定プロジェクトチームと与党間協議が行われ、民主党海洋法制プロジェクトチームとの調整がなされ、平成19年3月上旬には同法案の内容はおおむね固まった^(注1)。海洋基本法の内容については、第2章で解説する。

この際、与野党間で、海洋基本法案と「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案」(以下「安全水域法案」という。)のいわゆる海洋2法案を通常国会で速やかに成立させることが確認された。

(2) 立法形式および付託委員会

国会への法案提出に際して、政府による提出(いわゆる閣法)とすることも考慮されたが、担当省庁の確定や法案の政府内調整に相当の時間を要することが懸念され、また海洋基本法案の検討が当初から議員主導で進められてきたことから、いわゆる議員立法の形式となった。また、法案の審議を行う委員会に関しては、各委員会とも提出予定法案が多く日程がかなり窮屈ななかで、法案の内容から内閣委員会への付託も可能性として議論されたが、最終的には衆・参とも国土交通委員会に付託されることになった。これに関しては、安全水域法案がすでに国土交通委員会に付託されていたこと、また、海洋政策に最も関わりが深い国土交通省は与党からの要請を受けて衆議院における法案作成に関し当初から支援していたこと、などから国土交通委員会においてより円滑な審議が期待できるとの判断があったものと思われる。

(3) 各党の党内調整

各党の法案提出に向けた党内調整を見てみると、まず自民党では、3月9日に海洋政策特別委員会をはじめ国土交通部会、外交部会等9部会の「海洋基本法関係合同会議」が開催され、海洋基本法案が了承された。引き続き13日に政調審議会、総務会において同法案は了承された。また、公明党では、3月15日に政調全体会議において同法案は了承された。他方民主党では、与党に先立つ3月7日に「ネクストキャビネット」において同法案が了承された。

なお、民主党が既に国会に提出していた「排他的経済水域権利行使法案」と「海底資源開発推進法案」については、前者はわが国排他的経済水域等での外国人の天然資源の探査を原則禁止すること等を内容としているが、現在、中国との間では、海洋の科学的調査について外交ルートによる別の枠組みがあることから、すぐに法案化することは時期尚早ではないか、また、後者は内閣に海底資源開発推進本部を設置することなどを内容としていたが、海洋基本法案では内閣に海洋政策の推進体制を置くこととなっており、法案の趣旨は海洋基本法案に十分反映されているのではないか、などの視点から与野党の協議が行われた結果、民主党はこれら2法案を取り下げることとなった。なお、海洋基本法案関係の審議を行った衆議院国土交通委員会では、民主党の細野議員から「排他的経済水域権利行使法案」を今回取り下

げた理由、本法案の必要性などについて発言されている。

2 国会審議

(1) 審議経緯と法案の成立

① 衆議院

海洋基本法案は、2007年1月25日に招集された第166回通常国会における成立を目指して、4月3日衆議院国土交通委員会（以下「衆院国交委」という。）で審議された。審議日程について、自民党の海洋基本法WTを中心に与野党の法案担当議員と衆院国交委の筆頭理事らとの間で3月上旬から断続的に協議が重ねられた結果、予算関連法案の審議が終わり、日程が一段落する年度明けの審議が適当と判断されたものである。

衆院国交委では、海洋基本法案の提案は国交委委員長が行うが、委員長提案の場合は通常質疑が行われないことが多い。しかし海洋基本法案の重要性に鑑みて、委員長提案の前に海洋政策に関する質疑などを行うため、「国土交通行政の基本施策に関する件」（いわゆる「一般質疑」）の審議を行うこととなった。

この一般質疑は3時間行われ、この後委員長提案により「海洋基本法案起草の件」および「安全水域法案の起草の件」の審議に入った。まず塩谷委員長（当時）により海洋2法案の趣旨説明が行われ、すでに一般質疑が行われたことから、特段の質疑がなく、続けて採決が行われた。採決結果は、総員の起立による全会一致での賛成であった。さらに自民党他四会派により「新たな海洋立国の推進に関する件」（法案成立の際の附帯決議に相当する。）が共同提案され可決された。これら海洋2法案は、同日衆議院本会議に緊急上程され、可決し、参議院に送られた。

これら一般質疑、決議の概要については後ほど説明する。

② 参議院

衆議院からの送付を受けて、参議院では4月19日の国土交通委員会（以下「参院国交委」という。）で、海洋基本法案が審議された。この日程については、海洋2法案が委員長提案であるという点が考慮され、参院国交委理事会では、当初の予想より早いタイミングで法案審議が行われることになった。

参議院での審議は、まず衆議院での提案者たる衆院国交委委員長が冒頭に趣旨説明を行い、質疑の答弁には政府側から国土交通大臣が出席するとともに、法案提出議員が委員長代理として答弁に立った。審議の内容については後述するが、海洋基本法案および安全水域法案について2時間強質疑が行われた後採決され、社民党を除く各政党の賛成多数で可決された。また、引き続き各派共同提案により、法案に対する附帯決議案が提出され、同様に可決された。同法案は、翌4月20日安全水域法とともに本会議に上程され、可決・成立し、海洋基本法は4月27日に法律第33号として公布された。

第166回通常国会は7月の参議院選挙を控えて法案審議の円滑な進行が懸念されていたが、海洋基本法案は、海洋基本法研究会の審議を通じてわが国の海洋政策、海洋基本法制定の必要性などについて事前に共通認識が構築されていたため、与野党が積極的に対応し、研究会が12月に素案をとりまとめてから4か月という異例の速さで成立の運びとなった。

このように、立法を担当する国会議員を中心に、海洋シンクタンクがこれを補佐して、海洋の各分野からの有識者、関係各省庁、民間関係者が参加して、わが国の海洋政策の目標、基本理念、主要施策、推進体制について審議して海洋政策大綱をとりまとめ、それを基にして与野党が、衆議院法制局、国土交通省などの協力を得ながら超党派で海洋基本法案を作成して国会に提出し、速やかに可決、成立したことは、わが国では他に例を見ない画期的なことであろう。

(2) 審議内容

① 衆院国交委での審議

国会での主な議論を紹介する。衆院国交委では、既述のように、一般質疑に対する政府側答弁であったこともあり、直接海洋基本法の個々の条文の議論というよりも、むしろ海洋基本法の成立を控えて、政府側のこれまでの海洋行政、これからの海洋政策の在り方についての議論がなされた^(注2)。以下、与野党委員の論点および重要と思われる政府側答弁について紹介する。

注2 国会における主な論点については第3部参考資料参照。

委員の論点

- ・ 諸外国の海洋政策についてすでに国家的・戦略的な取組みが進められておりわが国も諸外国に後れをとらないようにすべきである。
- ・ 政府の海洋政策の取組みについて、国民の関心がそれほど高くない。海の日意義を国民にもっと浸透させるべきである。
- ・ マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保について、政府は国際協力の枠組みについて主体的に参加し、海賊対策について沿岸3か国と利用国の協定を結び情報共有センターを通じて海賊対策を進めているが、今後も重要な課題として進めるべきである。
- ・ 減少する日本籍船、日本人船員の確保問題について、交通政策審議会での審議を通じ、所要の法律の整備、トン数標準税制の導入に取組み、船員の高齢化対策にも努力すべきである。また、わが国港湾の国際競争力の強化のための取組みを進めるべきである。
- ・ 海洋汚染・海洋ゴミの問題など海洋環境の保全は海洋政策の重要な柱として推進する必要がある。
- ・ 海洋基本法、安全水域法案の成立により、海上保安庁が果たす役割は非常に重要となる。新しい時代の海上保安庁の在り方を踏まえ、その人員、装備など体制を強化すべきである。
- ・ 世界に冠たる海洋国家であり続けるためには、海洋科学技術分野への投資を重点的に行っていくことが不可欠である。
- ・ 平成19年3月末に行われた東シナ海ガス田開発をめぐる日中協議の促進を図り、また、政府はわが国の試掘を進めるべきであり、事業者の後押しをすべきである。
- ・ 海上保安庁については、危機管理を重視する観点から、組織の見直しをすべきである。
- ・ 海洋の開発利用、保全管理などを適切に進めるためには他国（7か国）との境界を画定すべきであり、可能な国から順次進めるべきである。
- ・ 環境保全と開発利用について、持続可能な開発のために優先すべきは環境の保全ではないか。

主な政府側答弁の概要

海洋基本法案が成立した後の海洋政策に関する国土交通大臣としての所感を問われて冬柴鐵三国土交通大臣は、「海洋基本法の制定は、総合的、体系的に海洋行政を推進しなければならない観点からも大変意義深いものであり、今後、海洋基本法に基づき政府一体となって戦略的に取り組んでいくことが重要であると考え。国土交通省は、海洋政策の多くの分野を担っていることから、その推進について積極的な役割を果たしていかなければならない。」と述べている。

平成19年1月26日の衆議院本会議における総理の施政方針演説で「海洋および宇宙に関する分野は、21世紀の日本の発展にとって極めて大きな可能性を秘めており、政府としても、一体となって戦略的に取り組んでまいります。」とあることから、海洋基本法制定の意義について問われた下村博文内閣官房副長官（当時）は、「海洋資源の確保、海洋環境の保全など、海洋政策を総合的、体系的に推進する観点から、議員立法によりまして海洋基本法が制定され、海洋政策の推進体制が整えられる」ことは「大きな意義がある」と述べている。

内閣官房に総合政策推進本部が置かれる予定であることに関し、下村副長官（当時）は、「海洋に関する分野は非常に幅広く、現状においては、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の海洋に関わる省庁がそれぞれ施策を立案し推進するという形態であるが、推進本部が置かれることになれば、当該本部は海洋政策の司令塔の役割を担うものであり、政府一体となってより戦略的に取り組むことができるようになるという意味で、大変大きな意義がある。」と述べている。

② 参院国交委での審議

参議院国交委での審議では、衆議院とは異なり「海洋基本法案」そのものについて審議が行われたので、法案の論点ごとに主な議論を紹介する。

法案全体に関する議論

国連海洋法条約の発効後における政府の海洋政策に関する取組みに関し問われて、冬柴国土交通大臣は、「平成18年6月に国土交通省がとりまとめた海洋・沿岸域政策大綱に沿って、海洋の安全の確保、海洋環境の保全、海上輸送の確保、海事産業の振興などの施策を総合的かつ戦略的に推進している。」と述べている。

また、議員提出となった背景や経緯について、石破茂議員は、「海洋問題が多数の省庁に跨ることから一元的に進めるためには政治の強いリーダーシップが必要であり従って議員立法であった。」と答弁している。この際、海洋基本法研究会における議論も紹介された。

なお、参議院においても、諸外国の海洋政策の取組みについて質疑があり、法案提出議員から米国、韓国、中国などがすでに海洋に関するさまざまな施策を実施するための制度的枠組みを整えていることが紹介された。

各条文に関する議論

法案における「海洋」の意味について、細野豪志議員は「海洋の定義はないが、国連海洋法条約でも海洋の定義はなく、海洋基本法の海洋については、地理的、空間的に限定されているものではない。各条文ごとに意味するところが変わる。基本政策を見ても、第19条の排他的経済水域等の開発での海洋はEEZであり、また大陸棚である。他方第21条の海洋の安全の確保では、日本の船が航行する世界中の海を指す。第18条の海洋の環境となればこれも広く世界中の海を指す。」と述べている。

第2条（海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和）に海洋の「積極的な開発及び利用」とあるがこの定義は何かと聞かれ、細野議員は「海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として行われるものである。」と答えている。

水産業に関する位置づけについて、細野議員は「第5条で海洋産業の健全な発展で位置づけ、第17条、第19条の開発において、水産資源についても具体的な記述を置いており総合的な施策の中で非常に重要な産業と位置づけている。」と述べている。

第17条（海洋資源の開発及び利用の増進）に関し、鉱物資源の開発、利用の推進のために海洋産業の振興をどう図るのかについて、西村康稔議員は「資源小国であるわが国としては排他的経済水域の鉱物資源の開発は重要である」と発言している。

第20条（海上輸送の確保）において日本船舶の確保、船員の育成・確保などを規定した理由

を問われ、大口善徳議員から日本籍船や日本人船員の激減、船員の高齢化、後継者不足などの問題が背景にあること、政府側から法整備も踏まえた取組み状況の説明がなされた。

第21条（海洋の安全の確保）では、「我が国の平和及び安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする」と定めており、安全保障に関わるものであるが、平時を想定したものか、有事も含まれているのか」との問いに対し、石破議員は、「海上保安庁の行動があって、特別な必要がある場合には海上自衛隊が警察権の行使として海上警備行動を行う。そして治安出動が海上自衛隊に対して下令されることも決して否定されるものではない。これは平時並びに有事も含むものである。」と答えている。

第25条（沿岸域の総合的管理）第2項の海岸管理の取組みについて、とくに海岸に着目した理由と海洋と沿岸域の一体的管理をどのように進めていくのかについて、大口議員は「海岸というのは津波、高潮、波浪等の厳しい条件下にあり、多様な生物が生息、生育する、そして独特の景観を有している。近年、海岸浸食が非常に速いペースで進行している。そこで、この海岸の防護、海岸環境の整備および保全、海岸の適正な利用の確保に国が十分留意すべき。また、沿岸域の海域における問題が汚水の排出やごみの流出等を通じ陸域の諸活動に起因していることから、海岸と沿岸域の一体的管理が必要。」との趣旨を述べている。

第28条（海洋に関する国民の理解の増進）の趣旨を踏まえた政府の海洋教育の推進について、文部科学省から学校教育において海洋に関する教育が適切に行われるよう、また、海洋に関わる人材育成の重要性から高等教育に積極的に取り組む旨の答弁がなされた。

第4章（総合海洋政策本部）に関し、同本部が軌道に乗るためのポイントはとの問いに対し、石破議員からは、端的に言って総理の強力なリーダーシップであるとの答えがなされている。

法案提出の背景、経緯などに関する議論

日中間の東シナ海ガス田問題について、外務省から「中国側の開発活動についてこれを受け入れることはできない、共同開発を行う海域について本年秋に具体的方策を首脳に報告することを目指す。」との答弁がなされた。

また、東シナ海などの領土に係る問題について、どのように法案に反映させたのかとの質問に対して、西村議員から、日本が権益を有するおよそすべての海域において積極的に資源開発を進めていこうということから、第17条では、海洋資源の開発について推進を図ることとし、政府は基本計画をつくって進める旨答弁された。

このほか、法案成立を機に海上警備体制の充実が必要との観点から、政府側から、海上保安庁の人員・装備の増強について積極的に取り組むとの答弁がなされた。

さらに、前述した民主党の2法案についての提出の経緯、海洋基本法案が3党の共同の議員提案として国会提出に至った経緯などが質疑されている。

（3）国会決議

今回衆・参の国土交通委員会では、海洋基本法の施行にあたり政府に対して配慮すべき事項について、「決議」ないしは「附帯決議」が行われている。それぞれ内容的には基本的に大差ないものなので、ここでは衆議院の決議についてその要旨を紹介する。なお、衆議院国土交通委員会では既述のように委員長提案前の審議であり、「新たな海洋立国の推進に関する件」という決議となっている。法案の採決に付随するいわゆる附帯決議の形式ではない。

〈新たな海洋立国の推進に関する件〉要旨 衆議院国土交通委員会

① 海洋基本法案に規定されている海洋基本計画の早急な策定と内閣に総合海洋政

- 策本部を設置することなどの体制整備について早急に実施に移すこと。
- ② 内閣に設置される総合海洋政策本部には、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置して、その意見を政府の海洋政策に反映させること。(ちなみに、政府はこの決議を受けて、政令により本部に参加会議を置くこととした。)
 - ③ 国連海洋法条約の規定に基づくわが国の国内法の整備が不十分であるとの認識から、その早急な整備を図ることや、海洋環境の保全を図るために必要な具体的措置について検討すること。
 - ④ 四面環海のわが国にとって海上の安全および治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備することが極めて重要であるという認識のもと、海上保安庁の組織体制について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含めその総合的な検討・充実を図ること。
 - ⑤ 領土保全に遺漏なきを期すこと、新たな海洋の秩序を構築するための外交的施策等における努力を行うこと。

(甲斐 正彰)

本章では、海洋基本法について概説する。海洋基本法は、第1章総則、第2章海洋基本計画、第3章基本的施策および第4章総合海洋政策本部からなり、全体で本則38条と附則から構成されている。

第1節 海洋基本法の目的、基本理念等

海洋基本法の第1章の総則では、海洋基本法の目的、基本理念、国、地方公共団体、事業者および国民の責務、法制上、財政上または金融上の措置その他の措置等について定めている。

1 海洋基本法の目的

(1) 「新たな海洋立国」の実現を目指す ―海洋基本法の目的

第1条は、海洋基本法の目的について規定しているが、海洋政策をめぐる国際的な状況を踏まえ、わが国の海洋政策の目的を明快に規定しているのが特徴となっている。

すなわち、国連海洋法条約やアジェンダ21等の国際的取組みを契機に、近隣諸国をはじめ多くの国々において海洋の開発および利用や、海洋環境の保全に関するさまざまな海洋政策に積極的に取り組んでいるなかで、四面環海で世界第6番目ともいわれる広大な領海および排他的経済水域を管轄するわが国として、「新たな海洋立国」、すなわち、平和国家としてのこれまでのわが国の歩みを踏まえ、国際的協調の下に、海洋の開発および利用を積極的に行うことにより利益を享受していくことと、海洋環境の保全という国際的な責務を果たすこととの調和を図りつつ海洋政策を推進する国家、を実現することが重要であると宣言している。

その上で、これまで省庁別の縦割りであり、国連海洋法条約やアジェンダ21等の海洋政策に関する国際的取組みへの対応が遅れてきたという批判を踏まえ、基本理念を規定し、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明確化し、政府による海洋基本計画の策定や基本的施策を規定し、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部を設置するといった、海洋政策について新たな制度的枠組みを整え、総合的かつ計画的に取り組んでいくこと、これによりわが国の経済社会の健全な発展および国民生活の安定向上を図るといった目的を明確にするとともに、海洋と人類の共生、これは国連海洋法条約やアジェンダ21等の国際的取組みで示されている海洋政策の究極的理念であるが、わが国の海洋政策もこれに貢献していくことを目的とし

て掲げている。

2 基本理念

海洋基本法第2条から第7条までは、海洋基本法の6つの基本理念を規定している。

(1) 重要な基本理念 一海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和

第2条は、海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和について規定している。言うまでもなく、海に囲まれたわが国にとって、海洋の積極的な開発および利用は経済社会の存立の基盤であり、かつ、発展の基盤であることから、将来にわたり積極的に進めていくべきである。一方、国連海洋法条約およびアジェンダ21等の国際的取組みでは、「持続可能な開発」、すなわち、開発および利用と環境保全との調和を実現するように求めている。このようなことを受け、海洋基本法では、海洋の積極的な開発および利用の推進と、その際、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発および利用を可能とすることを旨とすべきこと、つまり、海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和を重要な基本理念として規定している。

(2) 「新たな海洋立国」の実現のための前提

一海洋の安全の確保、海洋に関する科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展

第3条は海洋の安全の確保、第4条は海洋に関する科学的知見の充実、第5条は海洋産業の健全な発展について規定しているが、これらはいずれも海洋の積極的な開発および利用と海洋環境の保全との調和を図る上での前提となる理念を規定している。すなわち、第3条の海洋の安全の確保では、海洋に関するわが国の平和および安全の確保、海上の安全の確保および治安の維持、海洋由来の自然災害への対応といった海洋に関するあらゆる安全の確保への取組みが積極的に推進されなければならないこと、第4条の海洋に関する科学的知見の充実では、海洋についていまだに解明されていないことが数多くあることから、海洋に関する科学技術の研究開発の推進や海洋調査の推進等により科学的知見の充実が図られなければならないこと、第5条の海洋産業の健全な発展では、海に囲まれたわが国にとって海運、造船、水産をはじめとする海洋の開発、利用、保全等を担う海洋産業が今後のわが国の経済社会の健全な発展や国民生活の安定向上の基盤であることから、その健全な発展が図られなければならないこと規定している。

(3) 国際的な流れ 一海洋の総合的管理

第6条は、海洋の総合的管理について規定している。国連海洋法条約の前文には「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要がある」と規定されているところ、アジェンダ21等の国際的取組みや諸外国の海洋政策では、海洋に関するさまざまな問題を総合的に捉えて施策を一体的に講じようとする大きな流れとなっており、海洋基本法でもこのような流れを踏まえ、海洋の管理は、総合的かつ一体的に行われるものでなければならないと規定している。

(4) 海洋に関する国際秩序の形成および発展のための先導的役割

—海洋に関する国際的協調

第7条は、海洋に関する国際的協調について規定している。エネルギーの93%、食料の60%を海外に依存し、その大半が海上輸送によって輸送されている等、わが国の経済社会は海洋を介して国際的な密接な相互依存関係のなかで営まれていることから、わが国の海洋政策は、海洋に関する国際的な秩序の形成や発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならないと規定している。このような基本理念が規定されることは、これまで特に海洋に関する国際的取組み関係においてややもすれば海洋政策について消極的な対応を行ってきたとの批判があるわが国の姿勢を転換させる上で大きな意味を持つものと考えられる。

3 国等の責務、海の日 of 行事、法制上の措置等

(1) 初めて明らかにされた 一国、地方公共団体、事業者および国民の責務

第8条から第11条までは、国、地方公共団体、事業者および国民の責務について規定しているが、海洋政策の策定、実施等におけるこのような責務が初めて明らかにされたことは重要である。

国については、海洋政策は国内の取組みだけではなく国際的な取組みが必要であり、また、わが国の利益に直結するものを多く含んでいることから、海洋基本法では、その策定、実施の責務を一義的に国に課している。

地方公共団体については、地方公共団体は地域における行政の自主的かつ総合的な施策の実施の役割を担うものであることから、とりわけ地先の海域と一定の陸域を総合的に管理する、沿岸域の総合的管理について大きな役割を果たしていくことが期待される。

海洋産業の事業者については、新たな海洋立国の実現に向けて事業者にも積極的な役割を担うことを求めるという趣旨から、海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和等の基本理念に則り事業活動を行うことに努めるべきこととともに、国または地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるべきことを規定している。

一方、多くの国民にとって海洋は日常生活において頻繁に関わることはないことから、まずは、国民が海洋の恵沢を認識することに努めるべきことや、国または地方公共団体が実施する海洋政策に協力するよう努めるべきことを規定している。

(2) 海洋問題の特徴 —関係者相互の連携および協力

第12条は、関係者相互の連携および協力について規定しているが、このような規定はわが国の他の基本法の例にはあまり見られない。海洋の物理的一体性や海洋の諸問題相互の密接な関連性にかんがみ、海洋政策を推進するにあたり関係者相互間の連携や協力が重要であることからとくに規定されたものである。海洋環境の保全の取組み等においてさまざまな連携や協力が進んできているが、とくに海洋基本法が民間や経済界、学会といった関係者による各種提言等も踏まえて制定されたことにかんがみれば、今後の海洋政策についても、民間や経済界、学会といった関係者

の積極的取組みと、国および地方公共団体とこれら関係者との積極的な連携および協力が期待される。

（3）国民の関心および理解を深める 一海の日行事

第13条は、海の日行事について規定している。現在、毎年7月の第3月曜日は国民の祝日「海の日」と定められているが、現状では国民の海洋に対する理解や関心が深いとは言えず、「海の日」が十分定着しているとは言えないことから、「海の日」に国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事を実施するように、国および地方公共団体が努めるべきことを規定している。

（4）新たな法制整備、予算の確保等 一法制上の措置等、資料の作成および公表

第14条は、法制上の措置等について規定している。わが国の海洋政策は諸外国と比べ取組みが十分でないとの批判等を踏まえ、わが国の海洋政策の新たな制度的枠組みを整えるべく海洋基本法が制定されることになったことから、今後、海洋基本法の下に海洋政策に関連する法体系の整備・再構築や必要な予算措置等について、政府の積極的な取組みが期待されるものである。

第15条は、資料の作成および公表について規定している。国民の海洋についての理解と関心を深め、海洋政策の推進について協力を得ていくことは極めて重要であり、定期的出版物をとりまとめて公表したり、インターネットのホームページに掲載する等、政府には国民にできるだけわかりやすく説明していくことが求められる。

（馬場崎 靖）

第2節 海洋基本計画の策定および基本的施策

海洋基本法第2章は海洋基本計画について、第3章は基本的施策について定めている。

1 海洋基本計画

（1）わが国の海洋政策の国家戦略をまとめる 一海洋基本計画

海洋基本法の第2章は第16条の1条で構成されており、今後のわが国の海洋政策の国家戦略をまとめる海洋基本計画について規定している。この海洋基本計画の策定によって、わが国の海洋政策は、海洋基本法が定める基本理念の下に総合調整・体系化され、また、その過程で主要な施策が明確になり、施策の優先順位が調整され、施策の相互関係が明確化される等が期待される。

海洋基本計画は、内閣に設置される総合海洋政策本部において基本的な方針や政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項が案としてとりまとめられ

た上で、閣議決定され、公表されることとなっている。

海洋基本計画は海洋をとりまく国際情勢の変化や技術開発の進展等に対応するとともに、海洋政策の効果を評価してその結果を適確に反映させるため、おおむね5年ごとに見直すものと規定しており、基本的には中期的な計画として位置づけられる。このため、各施策項目について中期的な目標を明らかにするとともに、その達成に向けた施策をできるだけ具体的に示していくことが望まれる。

なお、必要な資金の確保等の海洋基本計画の実施に必要な措置を講ずるよう努めるべきことを規定しているが、海洋基本計画において実施することとした施策に要する経費について積極的に予算が計上されること等が今後期待される。

2 基本的施策

第17条から第28条までは、国が講ずべき海洋政策の12の基本的施策について規定しているが、これはわが国の他の基本法に規定されているものより数が多く、かつ、具体的な施策項目が規定されているのが大きな特徴となっている。

(1) 今後のわが国の発展の鍵 —海洋資源の開発および利用の推進

このうち、第17条は、海洋資源の開発および利用の推進について規定している。海洋資源の積極的な開発および利用は、現在、資源のほとんどを海外に依存しているわが国にとって極めて重要であり、とりわけわが国の排他的経済水域および大陸棚における海洋資源の積極的な開発および利用は今後のわが国の発展の鍵となるものである。このため、乱獲や乱開発による資源の枯渇を避け、海洋環境の保全を図ることにより持続的な開発および利用が可能となるよう配慮することを前提として、水産資源の保存および管理や、海洋の鉱物資源の開発および利用の推進、そのための体制の整備等に関する施策を講ずるべきと規定しており、とくに海洋の鉱物資源の開発および利用については、今後の取組みの具体的な方針や手順を示していくことが国に求められている。

(2) 海洋政策のなかでも最大のテーマ —海洋環境の保全等

第18条は、海洋環境の保全等について規定している。国連海洋法条約やアジェンダ21等の国際的取組みを受けて、海洋基本法では、海洋の開発および利用とともに、海洋環境の保全を重要な基本理念として規定している。いうまでもなく、海洋が良好に保全されることは人類の存続の基盤であり、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であるが、それとともに、海洋環境の保全に積極的に取り組むことは、海洋政策における国際的な発言力を高め、わが国の利益に資することに留意すべきであろう。また、海洋の開発および利用について、アジェンダ21では「予防的かつ慎重なアプローチ」を適用することを沿岸国の行動の目標としている等、海洋環境への悪影響の未然防止が国際的に重視されてきているなかで、科学的知見に基づき、海洋環境の保全を図る措置を海洋環境に対する悪影響を未然防止する観点から実施するよう国は努力すべきとしているのは注目されるべきである。

(3) わが国にとってのフロンティア —排他的経済水域等の開発等の推進

第19条は、排他的経済水域および大陸棚の開発、利用、保全等の推進について規定している。アジアを中心とする世界的なエネルギー需要の急増や資源の国家管理の強化等の動きが国際的にみられ、また、近年の不審船事案等により、国民の排他的経済水域および大陸棚に対する関心の高まっているなかで、海洋基本法において排他的経済水域等の開発等に関する取組みの強化をについて特に規定されたことは注目される。今後、わが国としては、排他的経済水域および大陸棚における海洋調査の実施、開発、利用の推進、豊かな自然環境が存在する海域の保全等に積極的に取り組んでいくべきであろう。

(4) わが国の生命線 —海上輸送の確保

第20条は、海上輸送の確保について規定している。わが国の貿易量の99.7%（重量ベース）は外航海運によって、また、鉄鋼、石油、セメント等の産業基礎物資の輸送量の80%（重量ベース）は内航海運によって輸送される等、海上輸送は重要な役割を果たしているが、わが国の海上輸送をめぐるのは、日本船舶（日本籍船）や日本人船員の減少や、海上輸送を支える港湾の国際競争力の低下といった問題が基本的に解消されないままになっている。

一方、主な海運国では、経済安全保障の観点から、近年、一定程度の自国船舶や船員を確保するための施策を国が積極的に講じてきており、また、わが国の周辺国を中心に国際海上輸送の拠点となる港湾整備に国をあげて取り組んできている。

このため、わが国においても、日本籍船および日本人船員の確保および育成のための新たな制度の確立や、スーパー中枢港湾等の国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備の推進等について思い切った施策展開が期待される場所である。

(5) わが国の安全・安心の基礎 —海洋の安全の確保

第21条は、海洋の安全の確保について規定している。海洋の安全の確保というのは耳慣れない言葉であるが、海洋基本法では第3条の基本理念にも規定されているとおり、海洋の安全の確保は大きなテーマとして位置づけられており、その内容は大きく3つに分かれている。ひとつは海上の安全および治安の確保であり、安全な船舶の建造、航路の整備・保全、法令の海上における励行、海難救助、海上における犯罪の予防および鎮圧、船舶交通に関する規制の実施といったことである。もうひとつは海洋についてのわが国の平和および安全の確保であり、これは海上における武装攻撃等の未然防止や発生した場合の対応といったことである。さらにもうひとつは、海洋由来の自然災害への対応であり、これは、海岸の防災施設の整備、警報の適切な発令や避難対策、さらには災害の復旧対策といったことである。

(6) 海洋政策推進の基礎 —海洋調査の推進

第22条は、海洋調査について規定している。海洋調査については、近隣諸国を含む諸外国では積極的に取り組まれており、その情報量や知見はわが国を凌いでいる可能性がある。このような危機感が海洋基本法制定の背景のひとつとなっており、財政状況が厳しく国の予算の制約が続くなか、現状の体制等が望ましいあり方と比べて差があることから努力義務とされているが、国の積極的な対応が期待されるものである。また、海洋調査により得られる情報は、国のみならず、地方公共団体の

海洋に関する施策の策定・実施や、海洋開発等を行う事業者等の活動にあたっても必要なものであることから、海洋調査で得られた情報の提供についても規定されたことは評価できよう。

(7) 施策の体系の点検と再構築 —海洋科学技術に関する研究開発の推進等

第23条は、海洋科学技術に関する研究開発の推進およびその成果の普及について規定している。たとえば、米国では海洋および沿岸域に関する研究に対して、シーグラントプログラム（Sea Grant Program）といわれる、約30の大学に対して連邦政府が助成する制度が導入されている等、海洋科学技術に関する研究開発の推進のための制度が整えられているが、わが国では研究開発に係る助成制度が省庁ごとに多数存在し、そのなかに海洋に関する研究開発への助成が含まれ、わかりにくくなっている等、海洋科学技術に関する研究開発を体系的、効率的に推進するのが困難な状況にある。また、助成制度とともに、研究体制の整備、研究者および技術者の育成、国、地方公共団体等の試験研究機関と大学・大学院や民間等との連携の強化等も今後の課題であり、施策の体系を点検し、再構築することが国に求められるところである。

(8) 厳しい状況を打開する —海洋産業の振興および国際競争力の強化

第24条は、海洋産業の振興および国際競争力の強化について規定している。今後の海洋の積極的な開発および利用や、海洋環境の保全、海洋の安全の確保等を図っていくためには、海洋産業の健全な発展が重要であることはいうまでもない。しかしながら、外航海運や造船等の海洋産業の多くは激しい国際競争の下にあり、また、海洋資源の開発についてはリスクが高く民間の力だけでは事業を進めることは困難となっている。さらに、そもそも海上においては労働条件が厳しいことから先進国では船員等の労働者の確保が厳しい状況にある。このため、研究開発や技術開発の支援、人材の育成および確保、税制の見直しや中小事業者への支援、海洋資源の新たな開発への助成等に関する施策を国が積極的に講じていくことが期待されているのである。

(9) 早期の制度化が望まれる —沿岸域の総合的管理

第25条は、沿岸域の総合的管理について規定している。沿岸の海域の問題の多くが汚水の排水やゴミの流出等の陸域の諸活動等に起因していることから、海域と一定の陸域について総合的に施策を講じることにより問題を解決していこうというのが沿岸域の総合的管理である。この沿岸域の総合的管理は、アジェンダ21等の国際的取組みにおける主流の考え方となっており、米国や韓国等ではすでに沿岸域管理法を整備している。わが国についても、第三次全国総合開発計画（1977年11月閣議決定）に記載されて以来、取組みが行われてきたが、沿岸域管理法のような法制整備には至っておらず、今後の国の取組みが注目される。また、沿岸域のうち、とくに海岸は侵食が進行している上、地球温暖化に伴う海面上昇、津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害の進行が懸念されていること等から、とくに海岸の問題について留意するよう規定している。

(10) 海洋政策として初めて取り上げられる ―離島の保全等

第26条は、離島の保全等について規定している。わが国は、領海と排他的経済水域を併せ447万 km²という世界で第6番目ともいわれる広大な海域について主権、主権的権利等を有しているが、これはわが国が海に囲まれているということに加え、序章で示したように領海、排他的経済水域等の基線となる離島が数多く存在することも大きく寄与している。また、離島は、灯台が設置され、あるいは、漁業の拠点となる等、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発および利用、海洋環境の保全および周辺海域の管理にも重要な役割を担っている。これまで、わが国の離島に関する施策は、主に有人離島について産業基盤や生活基盤の整備等に関するものであったが、海洋基本法において、無人離島を含めより総合的な施策を講じることとされたことは、非常に大きな意味を持つものである。

(11) わが国のリーダーシップに期待 ―国際的な連携の確保および国際協力の推進

第27条は、国際的な連携の確保および国際協力の推進について規定している。21世紀は、政治、経済、社会、文化などあらゆる面でグローバル化が進展し、国際社会はかつてないほど国家間の相互依存が強まっている。海洋においても、世界各国は国連海洋法条約を締結して新たな海洋の法秩序を定め、アジェンダ21を採択して海洋の総合的管理と持続可能な開発に向けた政策的枠組みを整えている。他方、国連海洋法条約が創設した排他的経済水域の制度により、各国は広大な沿岸海域に主権的権利および管轄権が認められ、また、一国の引き起こした海洋環境の汚染等が近隣諸国に広く影響するようになる等、海洋を舞台として各国の利害が対立する可能性も高まっている。このようななかで国際的な連携を確保し各国と協調していくことは、わが国にとってもこれまで以上に重要となっている。このため、海洋に関する条約その他の国際約束等の策定に主体的に参画し、積極的に議論をリードして国際的な連携の確保の実現にわが国として取り組むべきことが規定されたことは注目すべきである。また、海洋の各分野に関する国際協力をわが国が国際社会で果たすべき積極的な役割として規定しており、今後、海洋の幅広い分野について戦略的、計画的な国際協力を推進することが求められる。

(12) 今後の取組みが重要 ―海洋に関する国民の理解の増進等

第28条は、海洋に関する国民の理解の増進等について規定している。海から受ける恩恵の重要性にくらべて、近年、教科書における海に関する記述が少なくなっており、安全面等の理由から、臨海学校も行われなくなってきた。また、レクリエーションの多様化等を反映して、海水浴に行く人も減少してきている。国民が海洋についての理解や関心を深める機会や経験が少なくなっているが、このことがわが国の海洋に対する国民の関心を低下させているとの認識に立って、海洋基本法では、海洋の重要性や国際な取組みについて国民に理解と関心を深めてもらえるよう、学校教育や社会教育における海洋教育の推進、国連海洋法条約等の国際条約や持続可能な開発・利用のための国際的取組みに関する普及啓発活動、海洋に関するレクリエーションの普及等の幅広い施策を国が積極的に講じるべきとしている。

また、諸外国の中には海洋の政策課題に的確に対応するために必要な高度な知識および能力を有する人材を育成するため、大学等の高等教育機関で海洋に関する学際的な教育および研究をしているところがある。しかし、わが国の大学等には、そ

のような海洋に関する学際的な教育・研究プログラムがなく、人材の育成という点で十分な体制が整っていないことから、大学・大学院が、必要な場合には連携して学際的な教育および研究を推進できるように国が必要な措置を講ずるよう努力すべきとしている。

(馬場崎 靖)

第3節 総合海洋政策本部の設置および海洋政策担当大臣の任命

海洋基本法第4章は、総合海洋政策本部について定めている。

1 総合海洋政策本部

(1) 総合海洋政策本部の設置

第29条は、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置くと定めている。

政府全体の海洋政策を推進する体制の整備は、海洋基本法制定にあたっての最重要事項のひとつであった。海洋政策は7省庁以上に跨る広範な分野に及んでおり、海洋基本法の制定により海洋基本計画が策定され、この計画を実行あらしめるためにはどのような体制が必要なのかについて、海洋基本法ワーキングチームでも多くの時間が割かれた。

この推進体制のあり方については、海洋基本法研究会の素案にあるように、経済財政諮問会議、総合科学技術会議のような重要政策会議を内閣府に置く考え方、他方で、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部などのように内閣（内閣官房）に推進本部を置く考え方なども併せて検討された。

推進体制を設置する政府機関を内閣府とするのか内閣官房にするのか、行政組織の所掌や役割に係わる話であり専門的で少々わかりにくいだが、整理すると、「内閣府」の任務は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること（内閣府設置法第3条第1項）であり、具体的には行政各部の施策の統一を図るために必要な企画立案・総合調整を行うことである。どちらかというところ恒常的かつ専門的に対応する組織である。現在内閣府には、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議および男女共同参画会議の4つの重要政策会議のほか、食育推進会議、少子化対策会議等の「特別の機関」や食品安全委員会、原子力委員会等の「審議会等」が置かれている。ただし、最近新設された組織はいずれもこの特別の機関ないしは審議会等である。また、これらの多く組織は関係閣僚に有識者を加えた会議体である。

これに対して「内閣官房」の任務は、内閣および内閣総理大臣を補佐すること（中央省庁等改革基本法第8条第2項）であり、その時々的重要政策課題に対して機動的・弾力的に対応し、必要に応じて政府部内の最終調整を行う組織である。たとえ

ばIT、郵政民営化、地球温暖化対策などの重要課題に関し、閣僚等をメンバーとする推進本部を立ち上げて、原則的には期限を決めて集中的に課題を議論する。

海洋政策の推進体制をいずれの組織に置くのかについては、それぞれに一長一短があるが、最終的には、多岐にわたる各府省の海洋行政を国家戦略の観点から総合調整し、当面政府一体となった海洋政策の強力な推進が必要との判断から、内閣総理大臣が自らリーダーシップをとる推進本部を内閣官房に置くこととし（法第29条）、法律の施行後組織のあり方を見直すこととなった^(注1)（法附則第2項）。

注1 海洋政策の推進体制については第3部参考資料参照。

（2）本部の役割など

第30条は、本部の所掌事務について規定している。

本部は、法第16条に定める海洋基本計画の案の作成し、そして閣議決定された同計画の実施に関してこれを推進する（法第30条第1号）。また、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策に関して総合調整を行う。（同条第2号）このほか海洋に関する施策で重要なものの企画および立案ならびに総合調整を行う。

本部は、海洋に関する企画・立案、実施などの政策を進めていくにあたって、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人などの代表者など関係者に対して、資料の提出、意見の表明、説明などの協力を求めることができることとなっている（法第35条）。これは、海洋行政は関係大臣や、地方自治体のほか、海洋研究開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構などの独立行政法人等も担っており、海洋に関する幅広い分野の有識者からの協力が不可欠であるとの理由による。

（3）本部の組織

第31条は、本部は総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長および同本部員で組織すると規定している。

本部は、高度な判断を伴う調整を行い、また、その調整事項は、海上安全、海洋資源の開発・管理、海洋環境の保全、外交、海洋産業の振興、研究開発など広範な分野に及ぶことから、「総合海洋政策本部長」には内閣総理大臣を充てる（法第32条）。また、副本部長には、内閣官房長官及び新たに置かれる海洋政策担当大臣の2人を充て、本部長の職務を助ける（法第33条）。また、すべての国务大臣が本部員として構成されている（法第34条）。このように、官邸主導の海洋政策推進体制が整備された。この本部の事務局は既述のように最終かつ最高の調整権限を持つ内閣官房に置かれることになり、内閣官房副長官補が掌理することとされている（法第36条）。

（4）本部組織の見直し

総合海洋政策本部については、法附則第2項により、「法律の施行後5年を目途として、本部に関し総合的な検討」が加えられることとなっている。内閣官房に置かれる組織は、すでに述べたようにその時々的重要政策に関し機動的かつ弾力的に対応するためのものであり、その根拠法律には通常見直し規定が置かれる。多くの場合は一定の期間が経過した後法律の施行状況について検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられることが多い（都市再生特別措置法、構造改革特別措置法など）。これに対して海洋基本法では、海洋基本計画がおおむね5年ごとに見直しをすることになっており、計画に基づく政府の施策の実施状況等を勘案し

て、本部のあり方などよりふさわしい海洋行政の推進体制について、総合的な検討が加えられることになる。

2 海洋政策担当大臣

海洋基本法の制定により新設される海洋政策担当大臣は、海洋に関する施策が広範でありまた専門性が高いことから、高度な判断を伴う調整を迅速に行い、「海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けること」を職務とする国務大臣である（法第33条第1項）。

各省に跨る海洋政策のとりまとめは、これまでは実質的に内閣官房で行われていたわけであるが、海洋政策担当大臣が設置されることで、同大臣は海洋政策に関し政府部内の総合調整を行い、また、わが国の海洋行政の代表となる。その果たす役割の大きさから、政府部内の総合調整を担っている内閣官房長官と並んで、副本部長とされている。いわばわが国の海洋政策の司令塔である。

なお、国務大臣のうちどの大臣を「海洋政策担当大臣」として任命するかについては、内閣総理大臣の判断に委ねられているが、海洋基本法の国会審議で関連の質疑が行われている。たとえば、4月19日の参議院国土交通委員会では、公明党谷合委員の質問に対し、海洋政策特別委員会委員長として立法に携わった石破議員は「総理がお決めになること」と断った上で「7省庁かかわり合うわけですけども、最も多くの分野がかかわっているのはやはり国土交通省でないのかなと感じております。」「そういうような意味からいえば、国土交通省、国土交通大臣というのがふさわしい候補のひとつでないか」と述べている。

3 参与会議の設置

政府は、国会の決議で求められていた有識者会議の設置について、海洋基本法第38条（政令への委任）に基づき、上述の施行期日政令と同じく4月3日に「総合海洋政策本部令」（政令第202号）を閣議決定し、総合海洋政策本部に「参与会議」を設置した。施行日は海洋基本法の施行と同じく7月20日とされた。

本政令は全3条からなる。参与会議は、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べることとされている。（第1条第2項）また、参与会議は参与10人以内をもって組織され、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。（同条第2項、第3項）参与の任期は2年であり、再任されることができる。（第2条）この政令に定めるもののほか、総合海洋政策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定めることとされている。（第3条）

（参考文献）

- ・第166回国会衆議院国土交通委員会会議録第10号
- ・第166回国会参議院国土交通委員会会議録第11号

（甲斐 正彰）

第4節 海洋基本法の施行

本節では、海洋基本法の公布から施行、総合海洋政策本部などの動きについて時系列的に概観する。

1 海洋基本法の施行

施行準備

海洋基本法は、同法附則第1項の規定により「公布の日から起算して3か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行」されるため、4月27日の海洋基本法の公布を受けて、5月上旬には内閣官房を中心に海洋基本法施行のための準備体制が立ち上がり、早速施行期日などを定める法令の準備、本部の事務体制の検討、関係省庁との調整、有識者会議の準備などが進められた。

施行日の決定

政府は、施行日を7月20日とし、「海洋基本法の施行期日を定める政令」（7月3日閣議決定、政令第202号）を閣議決定した。

7月20日という日は、明治9年に明治天皇が東北巡幸の帰路、初めて軍艦以外の燈台視察船「明治丸」に乗船して横浜に御安着された日であり、海洋国日本の幕開けにふさわしいと昭和16年に「海の記念日」となり、その後平成8年からは「海の日」として祝日となった。平成15年以降いわゆるハッピーマンデーにより7月第3月曜日が祝日となったが、7月20日は伝統的な「海の日」として国民に親しまれている。また、平成8年のこの日は、海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)がわが国について発効した日でもある。

2 海洋政策担当大臣の任命

海洋基本法により新設される海洋政策担当大臣に関し、安倍晋三内閣総理大臣(当時)は、海洋基本法の施行期日政令などの閣議決定を行った7月3日、冬柴国土交通大臣を初代の海洋政策担当大臣に任命した。

任命時期については、海洋基本法の国会審議等で早期の海洋基本計画策定が求められていること、また、平成19年7月14日から22日にかけて「海の日」に関連した行事「海フェスタ」(名古屋市開催)の記念式典(秋篠宮殿下、妃殿下ご出席)などへの海洋政策担当大臣の出席が望ましいとの判断から、海洋基本法の施行日(7月20日)を待たずして海洋政策担当大臣が設置されたものである。

冬柴海洋政策担当大臣は、任命後の記者会見で「わが国は海洋から多くの恩恵を受けており、海洋政策に強力に取り組んでいく必要がある。今後は海洋基本法に基づき、海洋の開発・利用の推進、環境の保全、海上輸送の確保などを始めとする海洋政策について、政府一体となって戦略的に取り組むことが重要である。」旨を述べている。

3 総合海洋政策本部、本部事務局の設置とその動き

本部事務局の設置と大陸棚調査対策室の統合

内閣官房では、4月20日の海洋基本法成立を受けて、5月上旬に副長官補室内に施行に向けた準備のための組織が置かれた。その後、7月3日に海洋政策担当大臣が任命されたことを受けて、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）の事務体制を整備するため、同日付で内閣官房に同本部事務局の設立準備室が設置された。

この準備室は7月20日に正式に本部事務局として発足する。この事務局は局長以下総勢30名強からなる組織で、国土交通省、海上保安庁、農林水産省、外務省、文部科学省、防衛省等からの出向者によって構成されている。

また、内閣官房には平成15年12月8日、大陸棚の限界延長に向けて政府一体となって推進するため「大陸棚調査対策室」（室長以下併任も含めて19名の体制）が置かれていたが、同業務は新設された総合海洋政策本部の重要な業務のひとつであることから、この対策室は本部事務局に統合されることとなった。

本部初会合と内閣総理大臣挨拶

本部の初会合は、7月31日閣議後に開催された。議事は、総理挨拶の後、総合海洋政策本部と本部事務局の設置、参与会議、本部の運営および幹事会の設置などについて決定、報告などがなされた。また、平成20年1月頃に、海洋基本計画の閣議決定を行う予定であることなどについて報告が行われた。

総理大臣挨拶で安倍総理（当時）は、会合冒頭「本日、政府が一体となって、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、私を本部長とする総合海洋政策本部を立ち上げた。わが国は、これまで海の恵みを受けて発展してきた。近年海が果たす役割はさらに重要性を増している一方、さまざまな海の問題が顕在化している。海に守られ発展してきたわが国は今こそ海を守り活かす国へと変革を遂げることが求められる。

海洋基本法が施行された本年は真の海洋国家を目指す記念すべき年である。海洋施策の計画的な推進は内閣の最重要課題のひとつであり、政府一体となって取り組む所存であるので各閣僚も各府省の利害にとらわれず、目的達成に向けてリーダーシップを発揮してほしい。」などの発言を行っている。

本部の運営事項

本部の運営事項としては、内閣官房副長官（3名）を本部会合に毎回参加させること、参与会議の参与の出席を求めること、などのほか、本部は必要に応じ特定の事項に関し関係する本部構成員による審議の場を設けることができるとし、個別の事案について、本部員全員ではなく、関係の深い本部構成員によって審議が行われることを定めている。

本部幹事会の設置と動き

本部に内閣官房副長官（事務）を議長とし、本部事務局長など各府省の局長クラスを構成員とする「幹事会」を設置すること等が本部会合で決定された。これに伴い、これまで内閣官房で各府省の海洋開発、大陸棚調査、海洋資源問題などについて調整を行ってきた「海洋開発関係省庁連絡会議」および「大陸棚調査・海洋資源

等に関する関係省庁連絡会議」の2連絡会議は廃止された。これらの連絡会議において決定された事項については、以後幹事会に引き継がれることになった。

同本部幹事会は、8月3日に第一回会合が開かれ、海洋基本計画の策定等に係る今後の進め方について議論された。本部事務局が各府省から海洋基本計画に盛り込むべき主要施策についてヒアリングを行うことなどが決定された。

また、本部事務局は、平成20年度海洋関連施策（概算要求関連）をとりまとめ、9月11日にその概要を公表している。

参与会議の設置

総合海洋政策本部令によって設置された「参与会議」について、同本部会合において海洋政策各分野から選任された10名の参与が公表された。海洋基本法研究会から、栗林忠男座長（慶應義塾大学名誉教授）、秋山昌廣（財）シップ・アンド・オーシャン財団会長、平朝彦（独）海洋研究開発機構理事が参与に就任している。

第一回参与会議は、19年10月18日に開催された。

（甲斐 正彰）

第1節 わが国の海洋の総合的管理の枠組みと体制の整備

1 海洋基本法の制度的意義

本章では、今回制定された海洋基本法がわが国にとってどのような意義を有するのか、さまざまな角度から取り上げて考察する。まず本節では、わが国が海洋の諸問題に総合的に取り組む枠組みと体制を整備した同法の制度的意義について見ていくこととする。海洋基本法制定の意義は、次の2つの点で顕著である。

(1) 海洋の総合的管理への対応

まず、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題は、相互に密接な関連を有しており、これらは全体として検討し、総合的かつ一体的に取り組んでいく必要がある。しかし、これまでのわが国の取組みは、水産、海運、鉱業など機能別縦割りであったため、それだけでは解決できない問題が山積していた。沿岸域の環境問題や東シナ海の資源問題が、各省の縦割りの取組みの間に落ち込んで適切な対応ができなかったのがその好例である。近年海洋をめぐる起きている諸問題の一端を表3-1-1-1に示したが、これらはいずれも一省庁の枠を超えて政府としての総合的取組みを必要としている。

さらにこれらのように緊急の課題として顕在化してはいないが、縦割りの取組みの弊害は、国民が海洋について理解と関心を深めるための海洋教育、海洋に関する政策課題に対応するための人材の育成、海洋に関する科学技術の研究・開発、海洋

表3-1-1-1

海洋をめぐる諸問題
・ 海洋・沿岸域の環境悪化 浅海域の埋立て、陸域起因の海洋汚染、赤潮・青潮の多発、大量の漂着ごみ、エチゼンクラゲの大発生 等
・ 水産資源の減少 環境劣化、生息地の破壊、乱獲・違法漁業（IUU 漁業）
・ 海面利用の競合
・ 安全・秩序への脅威 密輸・密入国、麻薬、工作船、海賊・海上テロ、津波、高潮、海岸浸食
・ 近隣諸国との対立・紛争 東シナ海の石油ガス田開発、無届の科学的調査、竹島および周辺海域の海洋調査、北方四島付近の漁業 等
・ 7つの国・地域との海域の境界画定 ほか

調査や情報・データの整備など、随所に影を落としている。

したがって、今回ようやく海洋問題に総合的に取り組む必要性が認識され、そのための制度的枠組みおよび体制が整備されたことの意義は大きい。

(2) 新たな海洋立国による国際的潮流への合流

さらに、今回の海洋基本法の制定は、国際社会のなかの日本という観点から見ても大きな意義をもつ。

水で満たされ、物理的・一体的性が強く、かつ広大な海洋の問題は、国際・国内と問題を限定的に捉えることが難しい。序章で述べたように国際空間である海洋に適用する国際法秩序や海洋政策のパラダイムが20世紀後半に「海洋の管理」に大きく変わった。これを受けて各国は、新しい国際法秩序に基づく海洋空間の再編成に積極的に対応して、国際的な枠組みの下で、沿岸国に認められた主権的権利・管轄権の具現化と海洋環境保護に関する管理責任の遂行に取り組んでいる。

これに対してわが国は、海に囲まれた海洋国であり、条約によって陸地の12倍の広大な海域を管理することになったにもかかわらず、政府中枢に海洋の総合的管理をリードする司令塔や海洋政策担当の大臣・部局もないまま、海洋の諸問題に依然として機能別縦割りの体制で取り組んできたため、わが国周辺の海域で起こっている諸問題にも適切に対応できないでいた。また、政府に海洋問題を総合的に担当する部局がないため、近年盛んに行われている公式・非公式の国際的な海洋問題の情報・意見交換や政策協議のネットワークからわが国が抜け落ち、必要な情報さえ入ってこない状況だった。このような国際的な潮流から外れた対応は、わが国の国益を損なうものである。

今回ようやく海洋政策全般の企画立案・総合調整に責任を持つ体制が整備されたことは、海洋の視点で国際社会におけるわが国のあり方を検討し、これを基にわが国の外交を展開することが可能になったという点から見て大きな転換であり、第一の点とあわせて海洋立国に向けた意義ある第一歩である。

2 新たな海洋立国への取組みの具体化

さらに、わが国は、海洋基本法制定により、新たな海洋立国に向けてその取組みを具体化させることになった。そこで次に、海洋基本法に沿ってその制定の意義を具体的に見ていきたい。

(1) 目的の明確化

まず、法律が、第1条（目的）において、わが国が目指す国のあり方との関係において海洋をとりあげ、それに取り組む目的を明確に定めた点を強調したい。すなわち、海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠であり、国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発・利用と海洋環境保全との調和を図る「新たな海洋立国」を実現することが重要であるという認識に立って、海洋に関する施策を総合的かつ計画に推進し、わが国の経済社会の健全な発展および国民生活の安定向上を図るとともに、さらに海洋と人類の共生に貢献することを目的とすると定めた。

海洋基本法フォローアップ研究会^(注1)は、「新たな海洋立国」のビジョンを海洋政

注1 海洋基本法の制定に尽力した超党派の国会議員、海洋関係各分野の有識者等が中心となって設立した研究会（代表世話人中川秀直衆議院議員）。海洋基本法研究会の議論を踏まえて制定された海洋基本法の趣旨がわが国の海洋政策に着実に反映されていくことを目指す。2007年11月8日第1回研究会開催。

策大綱および海洋基本法に照らしてさらに掘り下げ、2007年12月に総合海洋政策本部長である福田総理に提出した「海洋基本計画に対する意見」において次のように述べている。

「国連海洋法条約の下でわが国は、広さ447万 km²、世界第6位の200海里の海域を管理する「海洋国家」となった。これらの海域がもたらす、食料・エネルギー・鉱物等の資源、海洋空間、海洋環境、並びに安全保障は、わが国の経済発展と国民生活にとってきわめて重要であり、とりわけ、海洋・海底資源の開発による経済安全保障の確立は「わが国の真の自立」と「将来世代への責任」の観点から大きな意義がある。わが国は、これらを国家の発展基盤とするとともに、国際的協調と国際協力に努める“広大な海域を基盤とする開かれた海洋国家”を海洋基本法第1条の「新たな海洋立国」の中心概念とする海洋国家の実現を目指すこととする^(注2)。」

注2 海洋基本法フォローアップ研究会「海洋基本計画に対する意見」については、第3部参考資料参照。

(2) 海洋の総合的管理等の基本理念の明確化

次に、基本法は、海洋政策について6つの基本理念を定めた。わが国の海洋に関する施策はこれらの基本理念に照らして総合調整され、わが国の海洋政策として体系化される。したがって、とくに、「海洋の総合的管理」「海洋の開発および利用と海洋環境の保全との調和」「海洋に関する国際的協調」など、従来の機能別縦割りの取組みを抜本的に改める理念が基本理念として明定されたことは大きな意義をもつ。

(3) 海洋基本計画の策定

制度的には、政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならない、と定めた第16条がこの基本法の核心部分である。海洋基本計画の策定によって、わが国はわが国の目指すべき海洋立国のビジョンと政策を明確に示すことができる。個々の海洋に関する施策は、海洋立国のビジョンと海洋基本法の基本理念の下に総合調整され、わが国の海洋政策の下に一元化される。その過程でわが国の海洋の主要施策が明確になり、施策の優先順位が調整され、さらに施策相互間の関係が明確化される。たとえば、いままでわが国では、総合的海洋政策が欠如していたため、科学技術の研究開発とわが国の海洋政策との連環がかならずしも明確でないケースが多々みられたが、これからは海洋基本計画の下で政策と研究開発との関係が明確化され、連携が強化されることになる。

また、海洋の調査、開発、利用、保全および管理には、多大の時間と資金と労力が必要であるが、海洋基本計画の策定により重要な施策を計画的に推進することが可能となる。海洋基本計画は、閣議決定に付され、政府は、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(4) 基本的施策の明確化

基本法が12の海洋に関する基本的施策を定めたことは、海洋問題に対する総合的な取組みを具体的に推進していく上で大きな意義がある。基本的施策には、EEZ・大陸棚の開発・利用・保全等のようにこれまでは国家の管轄外であった海洋空間を国際法上の制度に則りまったく新たにその管理に取り組むものから、これまで機能別縦割りで行われてきた施策に海洋の総合的管理の観点から横串を通すものまでさまざまなものがある。後者には、さらに、一見従来の政策のホチキスのようにみえ

るが、実は海洋の総合的管理の視点に立ってまったく新しい取組みが求められているものが含まれている。たとえば、「海洋産業の振興および国際競争力の強化」は、従来の産業政策の延長ではなく、新たな海洋立国における海洋の開発・利用・保全等の直接の担い手としての海洋産業の育成・振興という視点が込められている。また、沿岸域や離島に関しては、200海里の海域に広がったわが国の新しい海洋立国に沿岸域や離島が重要な役割を果たすことに着目して、必要な施策を講じていく必要がある。すなわち、いずれの基本的施策の推進にあたっても、新たな海洋立国のビジョンや海洋の持続可能な開発、海洋の総合的管理などの基本理念に基づいて、従来の既成観念にとらわれずに施策を展開することが、海洋基本法制定の意義を発揮させる前提となる。

（5）海洋政策推進組織の整備

基本法によって、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に総合海洋政策本部が置かれたことの意義は、間違いなく大きい。国内的な取組みの改善はもとよりのこと、国際的にみても、政府に海洋問題を総合的に担当する部局がないため、海洋問題の情報・意見交換や政策協議のネットワークからわが国が抜け落ち、必要な情報さえ入ってこないという冒頭に述べたような事態は一応これで解消することが期待できる。海洋政策全般の企画立案・総合調整に責任を持つ体制の整備により、今後、国際社会、とくにアジア地域での各国の海洋政策担当部局との直接交流が可能になり、近隣諸国との関係の円滑化に資することが期待される。

なお、海洋政策を総合的に推進するための行政組織・機構の整備については、各国とも知恵を絞っているところであるが、第1章第1節で述べたように、海洋政策の企画立案・総合調整を担う政府中枢の司令塔とともに、政府の海洋政策を実施面でリードしていく海洋担当省庁の整備も重要であるといわれている。先進的な取組みをしている各国の例をみても、リード省庁を整備して海洋問題に取り組んでいる国が多い。海洋基本法は、今回前者については整備したが、後者のリード省庁についてはとくにふれていない。法案作成段階で、海上保安庁のあり方については海上の安全、治安の確保、危機管理の観点から問題提起があったが、議論はそれ以上には発展しなかった。既存の省庁のどれかにリード省庁の役割を担わせるのか、それとも新たな組織整備を行うのか、海洋基本計画の策定・実施、本部のあり方の検討とあわせてこの5年間にその点についても検討を進める必要がある。

（寺島 紘士）

第2節 わが国の海洋基盤の拡大

わが国は、国連海洋法条約により447万 km²に及ぶ世界で6番目に広大な管轄海域（領海および排他的経済水域・大陸棚）を有することになった。この海域は、わが国の経済発展と国民生活に必要な食糧・エネルギー・鉱物資源等の確保、海域の

円滑な利用、良好な海洋環境の保全、ならびに国家の安全保障のための重要な基盤である。本節では、これらの海域がわが国にとってどのような意義を有するかを資源、利用および環境保全の視点から取り上げて考察する。

1 エネルギー資源

(1) 海洋基本法の下でのわが国のエネルギー政策

近年、エネルギー資源については、地球温暖化が深刻に懸念される。一方で、いずれ遠くない将来に化石燃料は枯渇するともいわれ、国家エゴが露わに剥き出しに主張され、お金を払えば何でも手に入る時代ではなくなった今日、自給率が極端に低いわが国は管轄海域の活用に真剣に取り組むべき時である。

化石燃料については、2030年においても日本のみならず世界的にエネルギー供給の60%程度を依存する見通しであり、石油・天然ガス探鉱開発、関連技術の開発、地球温暖化への対応のための投資は中長期的観点から戦略的に対処していくことが重要である。

新エネルギーについてはその開発実用化により時間がかかるので、より一層中長期的視点から、戦略的視点に立って推進していくことが極めて重要である

平成19年に改定されたエネルギー基本計画では、エネルギー安全保障の視点を重視し、省エネルギーの推進、エネルギー源の多様化、自主開発の促進と石油の供給源の多様化等を掲げている。資源産出国との関係強化、資源開発企業に対する支援を通じた自主開発の推進をうたい、海外での自主開発原油の比率を現在の15%から40%に引き上げるという数値目標を示している。

(2) EEZ内の石油・天然ガス資源調査の必要性

EEZを含む国内の石油・天然ガス資源はもっとも安定したりリスクのない供給源であり、わが国のエネルギー安全保障の観点からは、当然、最優先で評価されるべきものである。確かに現在のところ国内消費量に対する国内石油・天然ガス資源供給量の比率は非常に少ないが、わが国での生産量および確認埋蔵量は究極的資源量のほんの一部に過ぎず、国産資源エネルギーの賦存量の基礎調査、探鉱について積極的に取り組むことが大切である。

これまで実施されたわが国の海域における調査はほとんど200m以浅であり、地質構造上有望と考えられる地域も含め、大水深海域における資源賦存状況はほとんど明らかにされていない。これまでに水深500mを超える海域では、国による先導的な調査として基礎試錐がわずか3坑実施されただけである。しかし、そのうち2つのケースにおいて炭化水素の存在が確認されている。この事実は極めて広大なわが国海域における未発見炭化水素資源のポテンシャルに期待がもてることを示唆している。

国内海洋資源の開発実施は、わが国企業が海外で自主開発を推進するうえで必要となる技術力の涵養、人材の育成等の経営基盤を確保することにつながり、海外における自主開発を通じて石油・天然ガスの供給安定化を図るためにも大きな意義があるので、海外での自主開発と総合して技術開発計画を立てるべきである。

国連海洋法条約が採択された流れのなかで、米国をはじめとする海外諸国は自国

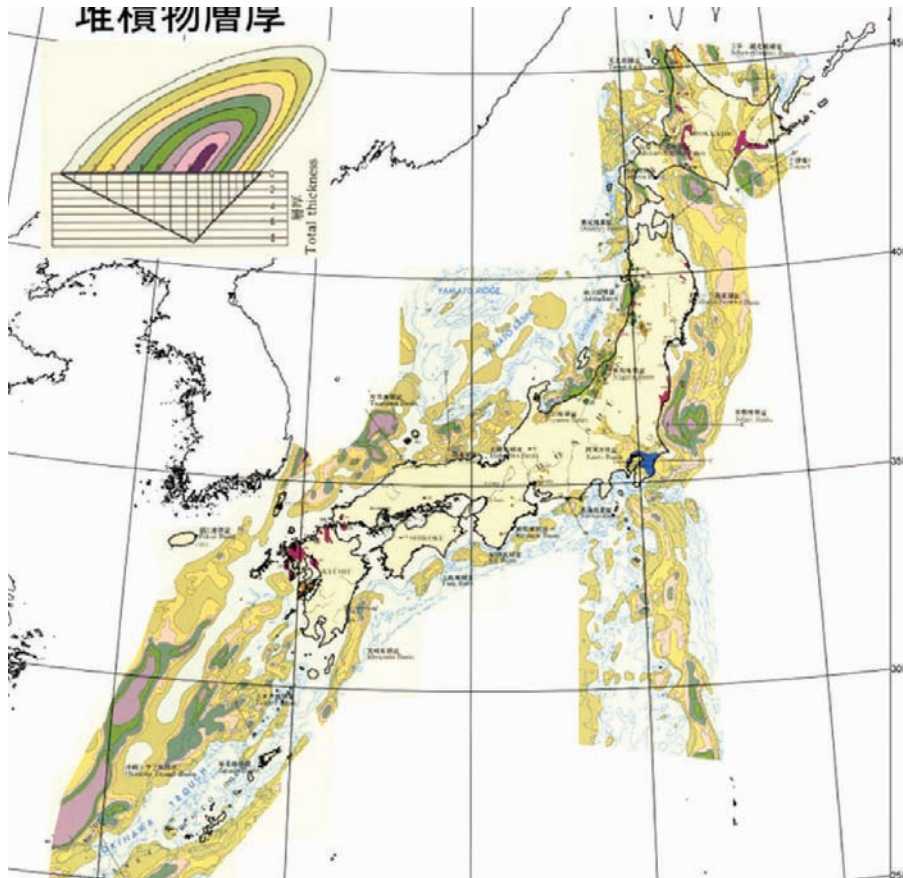


図3-2-1-1 日本周辺海域の堆積物層厚マップ
(出典：旧・地質調査所、1992年)

海域での大陸棚資源開発を促進してエネルギー自給率を高めるとともに、そこでの探鉱・開発を通して磨いた深海開発技術をもって、非先進資源国の海洋資源権益にアクセスしている。このような海外における実例を踏まえ、わが国の石油・天然ガス開発企業の国際競争力強化に、国内海洋資源開発を的確に位置づけることが極めて重要である。

日本周辺海域の石油・天然ガスの究極可採埋蔵量は、その約半分は沖縄～東シナ海に賦存しているとされている。その資源量評価の基礎となる堆積層の厚さを示したデータマップを図3-2-1-1に示す。

わが国が海洋石油・天然ガスの国内供給を続けていくためには、環境整備が必要である。そのために国は、国内石油・天然ガス基礎調査として、未探鉱地域等において先導的に基礎物理探査、基礎試錐を行い、国としての資源ポテンシャルを把握し、民間企業探鉱活動を促進し、国内の石油・天然ガス資源の資源量を把握し、効率的・効果的な開発に結びつけようとしている。しかし、現在までの調査数は図3-2-1-1に示された石油・天然ガス資源ポテンシャルのある領域のうち微々たるものである。

一方、現在に至るまでわが国の海洋石油・天然ガス開発が水深200m以浅にとどまったのに対し、世界の趨勢は大水深化に向かい、急速な技術の進歩・蓄積に伴って、現在の最大水深は、試掘で3,051m、海底生産システムで2,314mである。技術のパラダイムジャンプともいえる進歩は、かつてからみれば想像もできない水深や海象条件のなかで、商業ベースでの油田・ガス田開発を可能としている。しかし、

これらの海洋施設の設計、建造、据付、長期運用、保守点検に関する技術的経験と実績はわが国にはなく、今後その研究開発と蓄積を図っていく必要がある。

(3) わが国にとって有望なメタンハイドレート

メタンハイドレートとは、メタンが水と結合し水和物となってできた氷状の固体結晶で、圧力が高く温度が低い条件で生成される。このメタンハイドレートは、石油・天然ガスに代わる可能性のある次世代資源として脚光を浴びており、エネルギー資源に乏しい日本周辺にも多量に存在すると推測されている。

わが国では平成13年度から3期に分けて当初16年間の計画をたてて取り組んだが、平成17年の見直しでは2008年に予定していた第1期終了を2年遅らせた。各期の評価では、国産資源としての利用可能性を見極め、開発生産方法を追求するとともに日本近海での賦存状況の確認精度を向上させながら研究開発を進めるとされている。基礎研究を充実して費用対効果を確認しながら、在来型石油天然ガスとはきわめて異質の性格をもつメタンハイドレートの生産システムの構築に、海外機関等の人的資金的資源も利用しながら速やかに進めねばならない。なお、環境影響評価も大切であり、メタンハイドレートの賦存海域の環境条件や生態系の把握、メタンガス検知システムの開発、地層変形予測、メタンハイドレートの分解生成水の与える影響、漏洩したメタンの海水中での挙動など、総合的なモニタリングシステムの開発に取り組んでいる。

(4) 海洋新エネルギー

洋上風力、温度差、波力、潮流・海流、海洋バイオマス等の海洋再生可能エネルギーは、温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から大切である。

世界的には風力発電の設備容量は近年大きく伸びている。ドイツでは年間2万メガワットを超える風力発電設備を追加導入しており、2010年以降は洋上風力発電中心の計画である。

海洋温度差発電は実用化の初期段階であり、海外からの実用化に対する需要なども視野に入ってきている。波力、潮流・海流発電は、産学官連携のもとでヨーロッパを中心に実用化が展開されており、英国スコットランドでは電力の10%を波力、潮流・海流で賄うことを目標にしている。

わが国の現状は立ち後れていると言わざるを得ないが、今後は海洋新エネルギー開発に戦略的に取り組むべきである。風力発電のロードマップを図3-2-1-2に示す。

(5) 今後の課題

石油・天然ガス資源については、これまでの基礎試錐は微々たるもので、今後は三次元物理探査による地質構造図、水深図等の国土の基本情報を国が取得・整備し、それを探鉱・開発等のための基礎データとして提供するという仕組みが必要である。

具体的には、国が導入する三次元物理探査船も活用して、データの蓄積とそれに基づくEEZ内における国の基礎調査の積極的な実施、予算の確保が重要であり、中長期的な政策的措置の検討が必要である。まず水深約2,000mまでの海域での取組みを推進することとし、それに基づく重点海域の絞込みと同時に、そうした技術研究の促進による国際競争力の確保と技術者等人材育成が肝要である。そのために

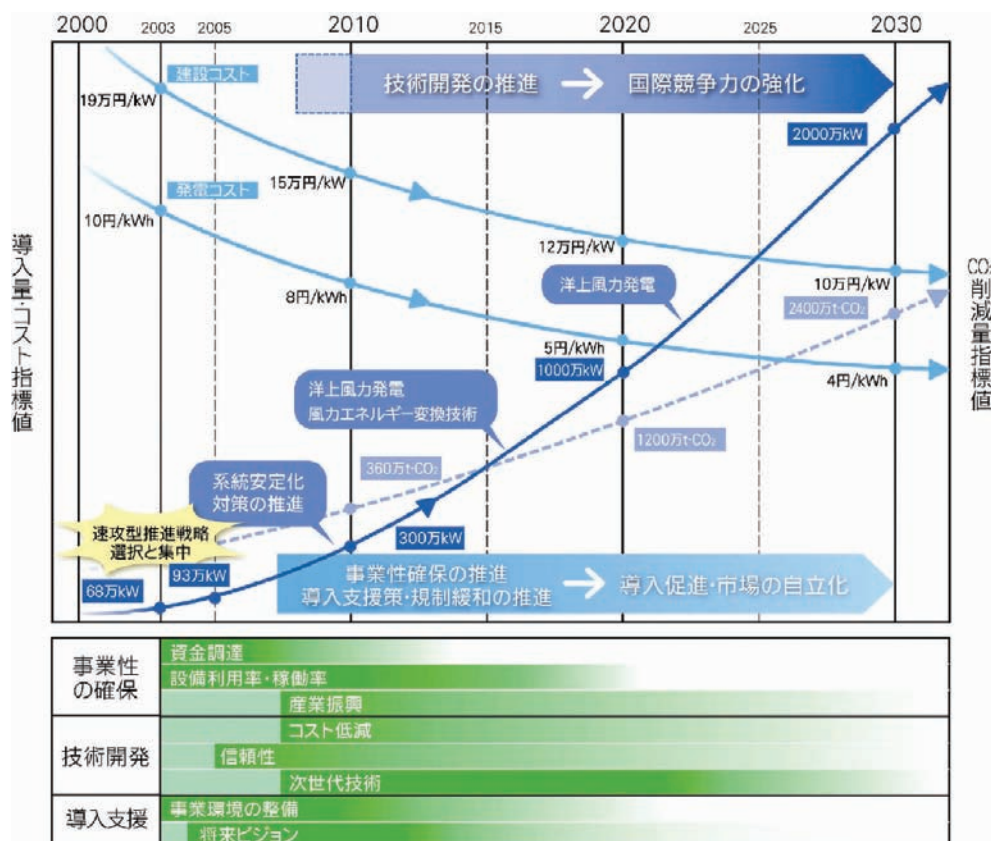


図3-2-1-2 風力発電ロードマップ
(出典：NEDO)

も国による基礎調査活動が果たす先導的役割は大きい。

平成19年に、「エネルギー技術戦略（技術戦略マップ）」が発表されたが、そこでは、総合エネルギー効率の向上、運輸部門の燃料多様化、新エネルギーの開発・促進、化石燃料の安定供給確保と有効かつクリーンな利用などに区分されて、それぞれの技術ロードマップと導入シナリオが描かれている。そのなかで海洋のエネルギー開発もまた位置づけを整理していく必要がある。

(木下 健)

2 鉱物資源

(1) 海底鉱物資源開発の必要性

2003年頃から始まった金属価格の上昇は、2006年春頃から一段と加速し、2007年にかけて史上最高値を更新するものが続出した。たとえば、銅は2001年頃に比べて約6倍、ニッケルは約10倍の最高値を記録し、その後、価格下落の時期もあったが、全般的には高値定着傾向となっている。この第一の原因としては、中国の金属需要の急激な増加があげられる。銅の場合は図3-2-2-1^(注1)に示すように、3年間で日本の需要に匹敵する増加を示している。経済成長に伴う電力需要の増加と生活水準の向上、そして13億の人口規模を考え合わせると、この需要増加傾向は、図3-2-2-1に示すように、さらに7-8年程度は続くと予想されている。また、中国を追うように経済成長を始めているインドも、20-30年以内に中国を超えると予想されている人口規模を考えると、金属需要を今後加速させると予想される。

資源需給の常識では、需要増加による価格高騰は一時的なものであり、新規開発

注1 澤田賢治(2006). “2005年世界の非鉄金属需給動向 2006年の見通し—銅—,” JOGMEC主催講演会「平成17年度(第12回)非鉄金属関連成果発表会」資料。

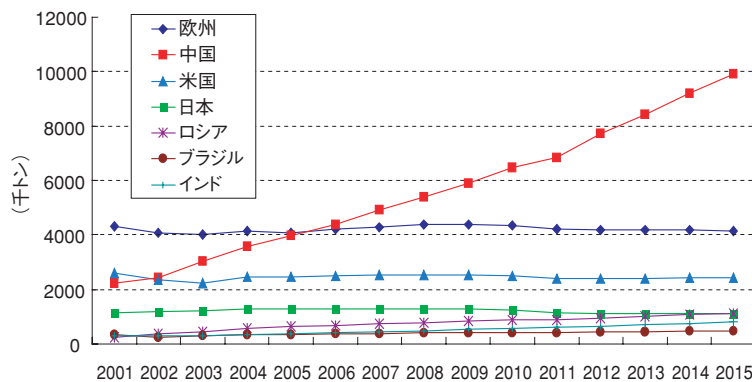


図3-2-2-1 主要国、地域、BRICsの銅消費量実績（2004年まで）と予測（2005年以降）（注3）

が誘発され、価格高騰は落ち着き、需給構造も安定することになる。しかし、既知鉱床の開発は、輸送設備や港湾などのインフラストラクチャー整備に巨額の費用や長い時間を必要とするものが増えてきている。また、一部の金属については、埋

蔵量不足の可能性が指摘され^(注2)、それを見越した投機的資金の市場流入によって、価格高騰の加速と乱高下が引き起こされている。これが金属価格の史上最高値更新続出の第二の原因である。

日本では10kg/人/年という水準で銅消費が定常化しており、国内自給率0%のため、図3-2-2-1に示したように、毎年120~130万トンの銅を輸入している。2007年の平均銅価格をUS\$7,000/トン、為替レートをUS\$1=118円とすると、約1兆円が購入費用となる（実際には国内製錬所の利益分が4~5%あるので、その分は減額する必要がある）。数年前にはその20%程度であったことを考えると、驚異的な勢いで銅の輸入が「マイナスの1兆円産業」に成長してしまったといえる。同様の価格動向は、レアメタルを含む他のほとんどすべての金属にも見られる。また、世界市場にレアアース類を供給している中国が、輸出規制を強化しており^(注3)、レアアース類の価格高騰、供給不安も起きている。

陸上に石油・天然ガスや鉱物資源供給源をほとんど持たない日本は、「資源小国」と一般的には思われているが、日本のEEZ・大陸棚には、世界第1位と世界第2位の潜在的賦存量を有するといわれている黒鉱型海底熱水鉱床とコバルト・リッチ・クラストが存在する^(注4)。これらは、将来の銅、鉛、亜鉛、金、銀、ニッケル、コバルト、マンガン、レアアース類等の供給源として期待できるものであり、それが実現すれば、日本は、金属、レアアース類の価格高騰や供給不安に対抗することができる切り札を保有する「資源大国」ということができる。

（2）EEZ・大陸棚の海底鉱物資源

日本が開発できる可能性のあるEEZ・大陸棚の海底鉱物資源として、コバルト・リッチ・クラストと海底熱水鉱床があげられる。コバルト・リッチ・クラストは、海水中に溶解していた鉄、マンガン等の金属が、特別な物理・化学的環境条件の下で沈殿して酸化物を形成し、島や海山の斜面に露出している基盤岩をアスファルト状に被覆したもので、太平洋の赤道を中心とする低緯度海域で、コバルト品位の高いものが見つかっている。海底熱水鉱床については、中央海嶺拡大軸の重金属泥や塊状鉱床がまず注目され、その後、沖縄トラフを端緒として、西太平洋海域の背弧海盆や海洋性島弧の拡大軸において、金、銀の含有割合が高い黒鉱型海底熱水鉱床が次々に発見された。

これらのうち、コバルト・リッチ・クラストは小笠原、南鳥島、沖ノ鳥島周辺な

注2 <http://www.nims.go.jp/jpn/news/press/press178.html>

注3 http://www.jog-mec.go.jp/mric_web/currency/07_32.html

注4 玉木賢策(2006). “海底資源開発で世界をリードしよう,” Ship & Ocean Newsletter, 第150号。

どの日本の EEZ・大陸棚にコバルト、ニッケル、マンガン、白金、レアアース類等の含有率が高いものが発見されており^(注5)、分布域の広さを考慮すると、アメリカに次いで世界第2位の潜在的賦存量を有するといわれている。黒鉱型海底熱水鉱床は、沖縄トラフや伊豆・小笠原海域で銅、鉛、亜鉛、金、銀の含有率が高いものの発見が続き^(注6)、日本の EEZ・大陸棚に世界第1位の潜在的賦存量が存在するといわれている。

(3) 急展開する黒鉱型海底熱水鉱床開発ビジネス

ノーチラス・ミネラルズ社（ノーチラス社）は、パプア・ニューギニアの領海内のマヌス海盆に、黒鉱型海底熱水鉱床鉱区を確保して1997年に活動を開始した。毎年100万ドルの新規出資者を加えながら科学的調査を継続していたが、2005-2006年にプレーサ・ドーム社（現在のバリック・ゴールド社）の800万ドルの出資で、物理探鉱と探鉱試錐を実施したことで、2006年春頃からの金属価格高騰によって、ビジネス環境が急展開した。2006-2007年に鉱業会社（ロシアのエピオン・ホールディングス社、イギリスのアングロ・アメリカン社、カナダのテック・コミンコ社）から計1億ドル、トロント、ニューヨーク、ロンドンの株式市場から計2億ドルを調達し、その後に調達した資金も加えて、2010年の商業生産開始をめざして採鉱船（ベルギー企業が自前建造し現物出資）、海中採鉱システム、陸上選鉱・港湾設備の建設を開始している^(注7)。また、環境調査と追加探鉱調査も実施している。

ネプチューン・ミネラルズ社（ネプチューン社）は2005年に設立され、出資金930万ポンドを集めて、ニュージーランド、イタリア、バヌアツ、パプア・ニュー・ギニア等に黒鉱型海底熱水鉱床鉱区を確保し、探査活動を続けてきた。ネプチューン社は2006年11月に来日し、出資勧誘のために商社や鉱山会社を訪問するとともに、資源エネルギー庁も訪問し、伊豆・小笠原海域等での鉱区確保が可能かどうかを調査した。そして、2007年2月に、ネプチューン・ミネラルズ・ジャパン(株)が、鉱業法に基づいて日本の EEZ 内に9海域、133か所の黒鉱型海底熱水鉱床鉱区を申請したことをプレス発表した^(注8)。

ノーチラス社の活動からは、黒鉱型海底熱水鉱床開発が、既存技術の組合せによって十分可能であること、ネプチューン社の鉱区申請からは、日本の EEZ・大陸棚の黒鉱型海底熱水鉱床が、十分に魅力的な開発対象であることが窺える。

(4) 日本の技術開発戦略

金属、レアアース類の安定供給および海洋新産業の創成・振興のためには、まず黒鉱型海底熱水鉱床開発の商業化に向けた取組みを加速する必要がある。そして、海洋における石油・天然ガス開発の経験が乏しいために、不足している実海域での操業経験等をそこで補いながら、コバルト・リッチ・クラストの開発へと、開発技術の応用分野を拡大していくべきである。可能な限り早期に黒鉱型海底熱水鉱床開発の商業化技術を確立しなければ、海外企業に技術分野のマーケットを奪われるとともに、同様の海底鉱物資源を保有する太平洋島嶼諸国等における資源権益の確保も困難となることが予想される。前記のような海外企業の動向を睨んで、それに対抗できる技術開発戦略を持つべきである。それが、世界をリードする海洋新産業の端緒を開くことにつながる。

(山崎 哲生)

注5 Hein, J. R. et al. (1999). "Cobalt-Rich Ferromanganese Crusts in the Pacific," Handbook of Marine Mineral Deposits, Cronan, D. S. ed., CRC Press, pp. 239-279.

注6 http://www.jogmec.go.jp/new/2003/pre_srelease20040330.pdf

注7 <http://www.nautilusminerals.com/s/Home.asp>

注8 <http://www.neptuneminerals.com>

3 水産資源

(1) わが国の EEZ、大陸棚の可能性

わが国の漁業は、未利用、未開発の漁業資源を求めて、世界の海に乗り出していたが、第3次国連海洋法条約会議により世界の海が200海里時代となったため、わが国の管轄海域（領海および排他的経済水域・大陸棚。以下「EEZ等」という。）の再開発および残された海域としての公海資源の持続的利用に政策の主体を移すこととなった。国は1971年に、新たな海洋法制度の動きを見越して海洋水産資源開発センターを設立させ、新漁場、新資源の開発にあたり、オキアミ等の新たな資源の開発に成功を収めてきていたが、新たな海洋法時代のもと、同センター法を改正し、1990年から自国 EEZ 等の再開発・利用および公海操業に見合った事業の取組みに着手していった。その取組み事例は次のとおりである。

米・ソの200海里設定により行き場を失くした東北、北海道の漁業者等は、EEZ等や公海で表層流し網によるアカイカ漁業に転換し活路を見出してきたが、米・加等を中心に、同漁法は海産哺乳動物を混獲する不合理な漁法であるとの環境問題の面からのキャンペーンが展開された。本件問題は、米国により国連の場に持ち込まれ、1991年の国連総会で公海大規模流網漁業の1992年からのモラトリアムが決議され、日本ばかりでなく、韓国、台湾等がこの漁業の廃止やむなきにいたった。同センターはこのため、この代替漁法として、脱落率の低いアカイカのイカ釣り漁法の開発に着手した。

また、EEZ等の開発の成功例として、中層浮き魚礁の開発等がある。浮遊漂流物の下にはカツオやマグロのような回遊性魚種が集まる性質があるが、漂流物を人工的に造りこれらに魚群を集魚させて、効率的で生産性の高い漁業操業方式の技術開発が同センターで試みられた。すなわち、漂流物に替わり、主に西・南日本海域の2～3,000mの大水深海域の中層に固定式の浮き魚礁を設置してみた結果、集魚効果があることが判明した。この成果をもとに、同海域では、沿岸漁業者や中小漁業者によるこの魚礁を利用したカツオ・マグロー一本釣漁業を中心に安定的な操業が営まれるようになった。

大陸棚の利用では、養殖栽培技術の進展により、オホーツク海でホタテガイが地まき養殖として成功しており、いまでは北海道の有力漁業種類となっている。今後とも世界に輸出しうる資源のひとつである。

さらに、未利用資源としてわが国 EEZ 等にハダカイワシの豊富な潜在的資源量



写真3-2-3-1 市場のマグロと漁港

があるとされているが、いまだこれの効率的漁獲法は確立していない。今後もそのための調査研究の必要性がある。

このほか、大学等で EEZ 等沖合域にて海藻を育てバイオエネルギーに転換利用しようとの構想も出ている。

海藻を含め水産資源は、石油やガスなどとは異なり、再生産資源であり適正に利用すれば持続的可能な資源である。わが国 EEZ 等は世界有数の肥沃で生産力の高い海域である。

世界的に国連海洋法条約の下で EEZ 等の体制が確立した現在、わが国の EEZ 等は、新たな技術や発想の下、今後も、その新たな未利用資源の活用や、資源回復等による既存資源の価値の向上の基盤となるものである。

(2) 今後の方向性

わが国の EEZ 等は紛れもなく世界有数の豊かな漁場であり、新鮮な魚介類を国民に新鮮なかたちで届けることのできる食料庫の役割を担っている。

昨今、米国のバイオエタノール政策や豪の早魃等でトウモロコシや小麦の価格が高騰している。これに連鎖し、大豆、油糧、オレンジなど諸食料の値上がりが続いている。これらが家畜飼料穀物価格に反映し、乳肉畜産物価格の上昇も起こっている。

価格の上昇の問題ばかりでなく、輸入に頼った食料の調達そのものも不安定化している。

他方 BSE に端を発し、鳥インフルエンザの蔓延の危険性がとりざたされ、安全で安心な食料の確保も難しい状況になってきている。

EU の加盟国の拡大や BRICs の台頭など世界の経済環境も変化し、資源保有国の優位性がいわれるような時勢にある。世界の水産物についてみると、その供給は頭打ちとなり資源状況の悪化が顕著になってきている。わが国は、これまで経済の優位性のもとに、世界一の水産物輸入国の地位にあるが、最近では平成18年度の水産白書が取り上げたように水産物の国際市場でのわが国の“買い負け”の現象も表れている。水産関係者は、地先に広がる広大なわが国 EEZ 等の水産資源の有効活用と持続的利用に、いまこそ一層傾注し、子々孫々まで安心して安定的食料供給に努めることが求められている。あわせて消費者をはじめ国民各層が、海洋基本法成立を契機として、食育やそれを育むわが国の気候風土、海を含めた自然環境を見つめ直し、自給率向上とともに安定的供給の重要性を認識し、そのような視点で海とわが国 EEZ 等を考えるようになることが期待される。

(末永 芳美)

4 海洋利用

(1) 海上交通

わが国海域の広大な海洋空間もまた貴重な海洋資源といえよう。とくに海洋空間の利用において、海上交通は物流ルートや離島航路など、歴史的にも長い間、わが国の経済発展や国民生活において重要な役割を担ってきた。さらに今日の経済のグローバル化は、物流面で海上輸送に大きく依存しており、世界の海上荷動量も年々

注9 国土交通省海事局編『平成19年度 海事レポート』より。

増加している。平成18年（2006年）の世界の海上荷動量は、トンベースで69億8,000トン、トンマイルベースで30兆6,680億トンマイル^(注9)と過去最高の水準となった。とくに中国などの経済発展に伴い、原油や石炭、鉄鉱石の荷動きが堅調に推移している。

わが国周辺の海域においても、中国をはじめとする近隣諸国の経済発展に伴い、船舶の通航量がわが国に発着しないものを含めて増加を続けている。東アジア諸国では積極的な港湾整備が行われ、上海港、釜山港などが国際ハブ港としての地位を確立し、世界各地から多くの船舶が寄港するようになっている。そのため東シナ海や日本海は、世界でも有数の通航量の多い海域に数えられ、わが国周辺の津軽海峡や対馬海峡、大隈海峡などは国際輸送ルート上の要衝として重要度を高めている。

しかしわが国海域を航行する船舶の増加は、一方で事故のリスクを高めている。近年発生した重大な事故としては、1997年（平成9年）1月に、上海からペトロパブロフスクへ重油を輸送していたナホトカ号（ロシア籍船）が、島根県隠岐島沖の日本海で重油流出事故を起こしたことがあげられよう。この事故では、積荷である重油の一部が日本海に流出し、日本海沿岸の福井県、石川県などに多大な被害をもたらした。このナホトカ号重油流出事故は、わが国海域を航行する船舶の通航量の多さ、とくにわが国に発着しない船舶の通航量が増加傾向にある状況、さらにその安全管理の重要性を再認識させた。しかしわが国に発着しない船舶に関する情報は、いまだに十分に整備されておらず、今後、安全管理や環境保護などの面から、その情報管理が課題となっている。

（2）その他の利用

一方漁業や海上交通以外の海洋空間の利用は、いまだ十分に進んでいない。しかしわが国海域、とくに列島の南に広がる北西太平洋は、変化に富んだ海底や海洋空間を有しており、大きな可能性を秘めている。たとえば、地球温暖化を引き起こす大気中の二酸化炭素（CO₂）を回収し、水深3,500m以深の海域に封じ込めてしまう深海貯留は、独立行政法人海上技術安全研究所などの研究グループが、世界で初めて技術開発に成功している。この技術の実用化は、わが国海域に多い3,500m以深の海洋空間を活用し、地球温暖化問題への解決策となる可能性を秘めている。他にも、魚介類の漁獲量の安定確保や沿岸域での養殖の環境問題を解決するための海洋牧場の設置構想なども検討されている。

（鈴木 裕介）

5 海洋環境の保全

（1）海洋保護区（MPA）—古くて新しい海洋管理の手法

海洋保護区（marine protected area. 以下、MPA）^(注10)とは、海に設けられる保護区を指す普通名詞である。そうした実行自体は古くからあるが、近年、とくにMPAが国際的な関心を集めている理由は、それが生物多様性条約（1992年）を初めとする国際環境条約の実施と結びつき、海洋生態学の知見の蓄積とも相俟って、海洋生態系、生物多様性の保護と利用のバランスをはかる海洋管理の手法として利用されるようになってきたからである。以下では、MPAを設定する多くの国のなかでも、

注10 国際自然保護連合（IUCN）が1988年にMPAの定義を試みている。すなわち「潮間帯又は潮間帯下のいずれの区域であって、その上部水域及び関連する植物相、動物相、歴史的及び文化的特徴が、閉鎖環境の一部又は全部を保護するために法律又は他の効果的な手段により保全されている区域」である。

国家レベルの海洋政策文書を有するいくつかの国を例にとり、MPAの位置づけを概観する。

なお、わが国には、こうした文脈でのMPAは存在しない。しかしながら、ようやく2007年4月に成立した海洋基本法の審議に際して衆参両院の国土交通委員会が、「生物多様性条約その他の国際約束にかんがみ海洋環境の保護がますます重要となっていることに留意し、海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保護区の設置等、海洋環境の保全を図るために必要な具体的措置について検討する」ことを決議した。日本の新海洋政策の中で、この新しい海洋管理の手法が、どのように活かされていくのか注目したい。

(2) 諸外国の例

① オーストラリアでは、1998年に「オーストラリア海洋政策：保護、理解そして賢明な利用」と題する連邦海洋政策が公表され、地域海計画（Regional Marine Planning）とよばれる生態系保護を柱とする連邦レベルの統合的な海洋空間利用計画の策定が進められている。その一環で、1999年環境保護及び生物多様性法（EPBC法）に基づく連邦海洋リザーブ（Commonwealth marine reserve）の拡充が進んでおり、2008年3月現在、14か所（図3-2-5-1参照）が指定されている。そのうち、「南東連邦リザーブ」では、13のリザーブからなるネットワーク（図3-2-5-2参照）を形成するという興味深い実行が見られる。

なお、同国には「世界で最も賞賛されるMPA」とよばれることもあるグレートバリアリーフ海洋公園もある。これは1975年グレートバリアリーフ海洋公園法に基づくMPAで、英国本土より広いサンゴ礁海域をひとつの生態系と捉えて海洋公園に指定した上で、商業漁業も可能な一般利用区から、採捕活動が一切禁じられるいわゆる国立公園区（いわゆるグリーンゾーン。2004年に面積が全体の4.5%から33.3%に拡大した）まで、利害関係者参加の下で策定される綿密なゾーニングを下地に、多目的な海洋利用の管理が行われている。

国際的な支持もうけていて、1981年には公園全域が世界遺産に登録され、1990年には国際海事機関（IMO）より特別敏感海域（PSSA）の指定も得ている。

② 米国でも、すでに多様なMPAが存在するが、2000年にはMPAに関する大統領令（13158号）が出され、既存のMPAを統一的に運用するための指針が示された^{注11}。また、2004年9月20日に「21世紀の海洋の青写真」という海洋政策文

注11 この大統領令に基づき、MPAのウェブサイトが設けられた。URL: <http://mpa.gov/>

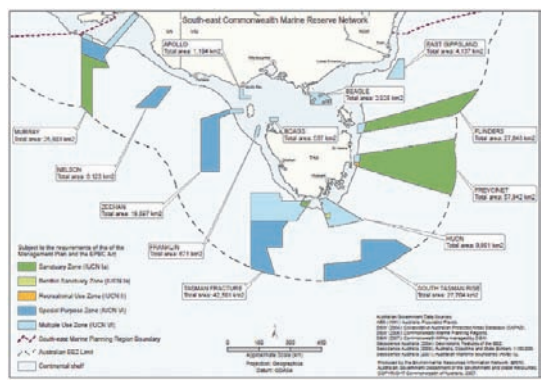
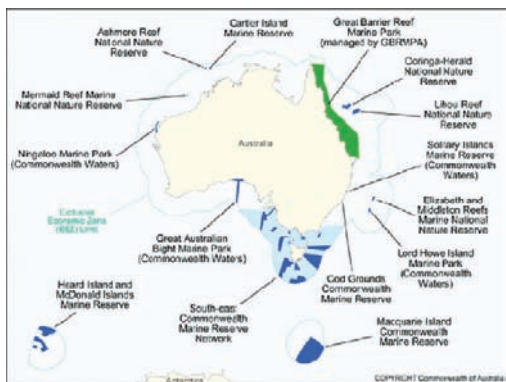


図3-2-5-1 オーストラリアの連邦海洋リザーブ

図3-2-5-2 南東連邦海洋リザーブ・ネットワーク

(出典: <http://www.environment.gov.au/coasts/mpa/index.html>) (出典: <http://www.environment.gov.au/coasts/mpa/southeast/index.html>)

Copyright Commonwealth of Australia reproduced by permission

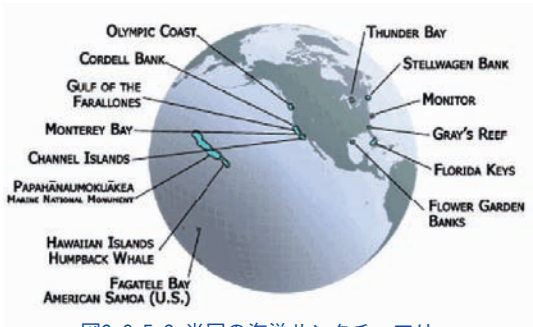


図3-2-5-3 米国の海洋サンクチュアリー
 (http://sanctuaries.noaa.gov/visit/welcome.html)

チュアリー（国際捕鯨委員会での捕鯨サンクチュアリーとは別概念）であり、現在13か所が指定されている（図3-2-5-3参照）。そこでは生態系保存の観点から広大な海域を指定した上でゾーニングが行われ、数年かけて管理計画を立案し、地域漁業管理組織の意見をふまえた生態系の保存と利用の措置が適用される。

ちなみに、北西ハワイ諸島（ほとんど無人の10島からなる）周辺海域をこの海洋サンクチュアリーに指定しようとする動きがあるが、それとは別にブッシュ大統領は2006年6月15日、各島から沖合に半径50海里に及ぶ海域（合計面積約36万km²）を1906年遺跡法に基づく国立記念碑に指定した。現在「パパハナウモクアケア海洋国立記念碑」とよばれるこのMPAは、グレートバリアリーフ海洋公園を抜いて世界最大のMPAである（図3-2-5-4参照）。ここでは、利用よりも保護が優先され、海洋生態系や生物多様性の保護を主眼とする規則が制定されている。たとえば、同地で実施されてきた底引網漁業は、記念碑指定以後5年以内に段階的に禁止され、その後は全域が禁漁区となる。

- ③ カナダでは1997年1月に海洋法（Oceans Act）が施行されたが、そのなかで海洋管理戦略を扱う第2部（28条～39条）において「海洋保護区」と称するMPAが新設された（第35条）。これは海洋漁業省が指定するMPAであり、重要な魚類、海産哺乳動物の生息地、絶滅に瀕する海洋種や高度に生物学的または生物多

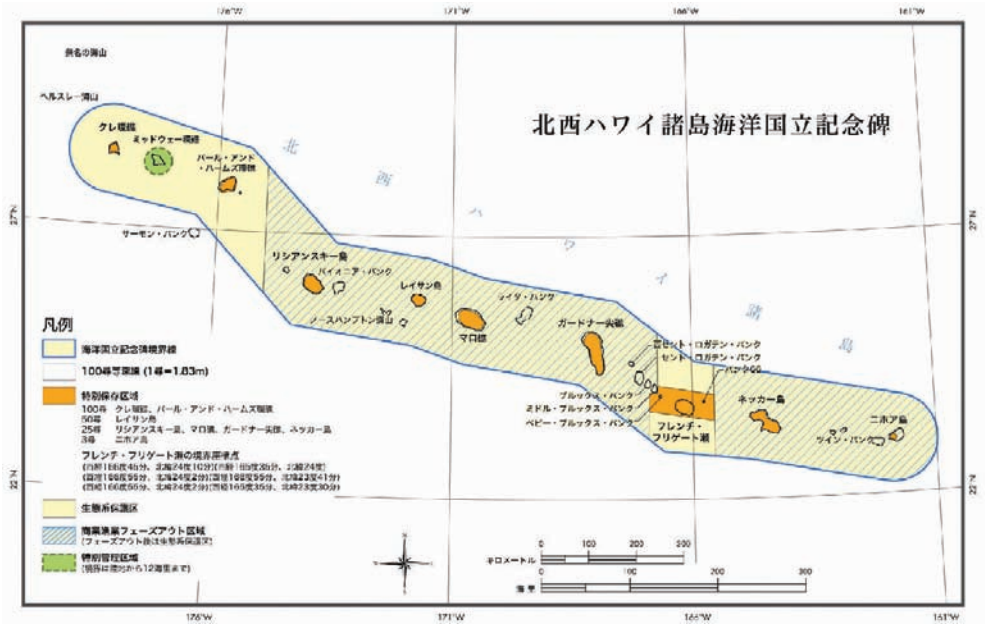


図3-2-5-4 パパハナウモクアケア海洋国立記念碑（北西ハワイ諸島）

（出典：加々美康彦「遠隔離島の管理政策—アメリカとフランスの最近の実行を題材に」『沖ノ島島の維持再生に關する調査研究報告書』（平成19年、海洋政策研究財団）、25頁）

様性の豊かな海域の保全および保護を目的とする。2003年には深海生物遺伝資源の調査が活発なエンデバー熱水噴出孔周辺が最初の「海洋保護区」に指定された(図3-2-5-5参照)のを皮切りに、2008年1月現在で6か所設定されている。なお、2005年にはMPA関係官庁の責任の所在などを整理する「カナダ連邦海洋保護区戦略」も策定されている。

(3) わが国の現状

日本では、国レベルで海に設けられる保護区として、①自然公園法の「普通地域」、「海中公園地区」、②自然環境保全法の「海中特別地区」、③水産資源保護法の「保護水面」(ただし現在、指定は自治事務)があり、日本のMPAといえるだろう。しかし、いずれも生態系の保護と利用のバランスあるいは生物多様性条約の実施という視点を欠く。たとえば、①②については漁業規制ができず、③は環境保護規制ができない。いわば「古い」タイプのMPAに止まるものといえる。海域の利用が複雑で、さらに漁業権の張りめぐらされたわが国の沿岸域、海洋において、生態系保護を中心とする管理体制を導入することには相当な困難が予想される。

実際、知床半島と周辺海域(国立公園普通地域)が世界遺産に登録される過程において、そうした困難に直面した^(注12)。もっとも、地元漁協の尽力もあって、いまや同海域は日本で初めて生態系保護と漁業資源管理の両立を目指す「新しい」MPAになろうとしている。この一件は、日本のMPAの発展にあたって多くの教訓を与えてくれるだろう。実際、2007年11月27日に策定された第3次生物多様性国家戦略では、海域の生物多様性の保全を目指すこの知床の事例を参考にしつつ、漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく海域保護区のあり方について検討を行うと述べている(第2部第1章第9節 沿岸・海洋)。なお、わが国の生物多様性国家戦略が海洋保護区に言及したのは、これが初めてである。

(加々美 康彦)

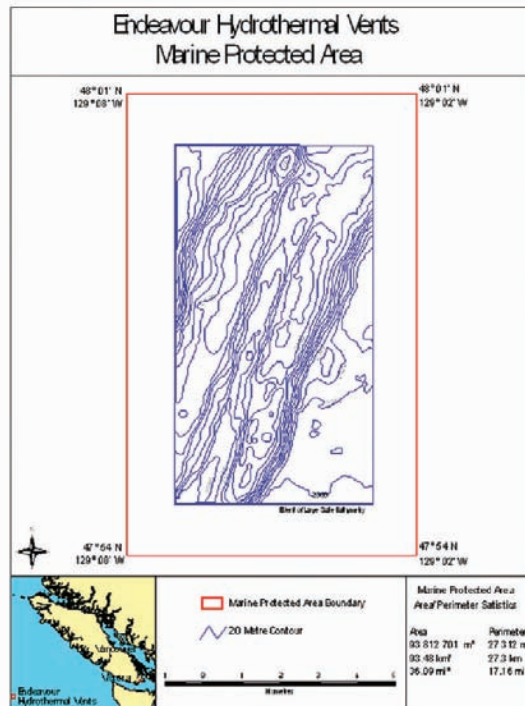


図3-2-5-5 エンデバー熱水噴出孔 MPA

(出典: <http://www.pac.dfo-mpo.gc.ca/Oceans/mpa/Images/plan-map1.jpg>)

Endeavour Hydrothermal Vents Protected Area Regulations, Canada Gazette Vol. 137, No. 6-march 12, 2003

注12 経緯については、鳥居敏男『「知床」の世界遺自然遺産登録について』『国立公園』(636号、2005年9月)、10~13頁参照。

第3節 国際海洋秩序の形成・発展と国際的協調

1 はじめに

2007（平成19）年7月に施行された「海洋基本法」（平成19年4月27日法律33号）は、今後わが国が海洋に関して依拠すべき6つの基本理念を掲げているが、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和（第2条）、海洋の安全の確保（第3条）、海洋に関する科学的知見の充実（第4条）、海洋産業の健全な発展（第5条）、海洋の総合的管理（第6条）と並んで、第7条において、国際的協調に関する次の原則的規定が定められている。

海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない

国際的協調に関するこの基本的理念を受けて、わが国が今後具体的に推進していくべき12項目の基本的施策のひとつとして、海洋基本法の第27条（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）は次のように規定する。

- 1 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、海洋に関し、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取り締まり、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする

現在、世界的・地域的な規模において、多様なかたちで海洋問題の国際協力が行われており、それらの動きについては本白書の他の箇所において紹介されている^(注1)。本節においては、これら各種の具体的な国際協力の動向について述べるのではなく、わが国の海洋施策の推進が、国際的な海洋秩序の形成および発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない、という新しい海洋基本法の規定の意義について論じる。

2 国際海洋秩序の形成・発展について

まず、わが国の先導的な役割が期待される国際海洋秩序の形成・発展は現在どのような問題状況にあり、その法秩序はどのようなシステムとして把握されるべきであろうか。

1973年～82年にかけて開催された第3次国連海洋法会議の成果として採択された「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」（UNCLOS）は、「海洋の自由」を原則とする従来の国際海洋秩序を全般的に再検討し、大幅な修正を加えたものである。同条約は、「海洋の諸問題は、相互に密接な関連を有し、かつ、全体として

注1 第5章第1節・第2節参照。

考慮する必要がある」(前文)という基本認識の下に作成され、排他的経済水域(EEZ)、深海底開発制度などの新しい法制度をはじめ、国際海洋法のほとんどすべての基本的事項を史上初めて単一の条約のなかに包括的に纏めて規定することに成功した^(注2)。今後は、この320か条、9付属書からなる膨大な基本条約の内容に則して、国際的な海洋法秩序が展開していくことになると考えられている。

しかし、国際海洋秩序の形成・発展に関しては、次のような諸点に留意しなければならない。

- ① 国連海洋法条約の内容は、いくつかの未来志向的な面を含むと同時に、錯綜する諸国の海洋利害とその主張を妥協によって調整した結果である面も有している。このことは、1973年から10年間に及んで、多数の参加国の間に激しい対立と妥協を繰り返した国連第三次海洋法会議の審議経緯に見られるとおりであるが、その結果、会議における曖昧な決着の仕方起因する不明確な規定、あるいは、異なる解釈を認める規定を少なからず生むことになった。それらのなかには、たとえば1995年の「国連公海漁業実施協定」^(注3)のように、国連海洋法条約の採択後に開かれた国連主催の国際会議によって、200海里の内外にわたって生存するストラドリリング魚種及び大洋を広く回遊して生存する高度回遊性魚種について、曖昧に残された国連海洋法条約の規定内容を補完するための諸規則が新たに合意されたものもある。だが、依然として明確化されずに残されている規定の内容については、今後諸国が個別的にまたは国際会議等を通じて示す国家実行や国際裁判所等が打ち出す国際判例等によって、より明確な国際法規の形成・発展が促されることになる。
- ② 国連海洋法条約は海洋法の全般的な再検討を図ったものではあるが、海洋問題の法的側面をすべて扱っているわけではない。1982年の条約採択の後に問題化してきた新しい法現象もある。たとえば、科学技術の急速な発達とともに浮上してきた、深海底における「生物資源」の開発問題などのように、専ら同区域の「鉱物資源」について規定した同条約の作成時には想定されなかった問題が発生しており、それを国連海洋法条約の枠組みのなかで解決することを図るか、あるいは、諸国のまったく新たな国家実行に委ねるか、ということが問われているような事態もある。
- ③ 国連海洋法条約は国際海洋法秩序の基本的枠組みを構成するものではあるが、今日では、国際海事機関(IMO)、国連食糧農業機構(FAO)、国連環境計画(UNEP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)など、各種の海洋関連の国際機関やさまざまな地域的・世界的な国際的フォーラムにおける規範形成の活動も著しく活発である。そうした場で海洋に関する新しい国際条約・協定が採択されるばかりでなく、条約・協定には至らない各種の宣言や行動計画が採択されることもある。多くの場合、諸国の行動指針を定める宣言や計画などは厳格な意味での法的拘束力はないが、その内容が正式な条約等へと発展することもある。海洋に関する国際的議論の多様な場(正式な条約採択会議のみに限らず研究者・専門家の国際的会合などを含む)へ可能な限り積極的に参画するようにして、海洋秩序の動向や情報を正確に把握することが望まれる。
- ④ 上記との関連において、国連海洋法条約の採択後に発展した環境分野における国際法秩序の新しい動向も見逃すことはできない。とくに国連海洋法条約の採択後10年を経て、国連環境開発会議(UNCED)において採択された「環境

注2 条約は、領海の最大幅員を12海里に初めて統一し、船舶の無害通航制度の明確化を図り、それとともに領海化する多数の「国際海峡」における通過通航制度を新たに確立し、群島国家が設定する「群島水域」の地位を正式に承認した。また、沿岸国による主権の権利及び管理等を重視する200海里のEEZ制度を導入し、大陸棚、公海、島、閉鎖海・半閉鎖海の諸制度を定めるとともに、内陸国の海に対する出入の権利及び通過の自由を明文化した。更に、EEZや大陸棚などの国家管轄権の範囲を超える深海底とその資源を「人類の共同遺産」(CHM)と位置づけ、そこに国際海底機構(ISA)による開発・管理の体制を確立した。更にまた、海洋環境の保護・保全について包括的な規定を設け、海洋科学調査について沿岸国の同意を必要とする制度を定め、海洋技術の開発・移転についての国際協力体制を規定し、国際海洋法裁判所の新設を含む海洋の紛争解決手続を初めて幅広く確立した。

注3 正式には「ストラドリリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」。

と開発に関するリオ宣言」で謳われた「持続可能な開発」(sustainable development) の概念に基づく、環境と開発を不可分のものとして統合する考え方は、海洋法秩序の分野においても次第に大きな影響を与えつつある。

このように、国連海洋法条約を中心とする「国連海洋法条約体制」として動態的に形成・発展している新しい海洋の国際法秩序は、これらの諸規範を含む法システムとして包括的かつ総合的に把握される必要があり、わが国が先導的な役割を果たすことを期待される「海洋に関する国際秩序の形成及び発展」の実態を、そのような観点から考察することが要請される。

3 先導的な役割の意義

国際海洋秩序の形成・発展のために先導的な役割を担うことを旨として、わが国の海洋政策を国際協調の下に推進すべきことが海洋基本法の基本理念のひとつとして掲げられたことは画期的なことである。

「先導的な」という表現は、海洋政策研究財団が2005年11月に公表した「海洋と日本—21世紀の海洋政策への提言」においてすでに使用されているが、最近の「海洋基本法」や「海洋基本計画」の中でも積極的に用いられている言葉である。海洋に関する国際的な秩序の形成と発展のために「先導的な役割を担う」ためには、国際的な海洋秩序がどこに向かおうとしているか、その趨勢と方向性を的確に見定めて、そのための規範・秩序を形成・発展させようとしている地域的・世界的な国際社会の努力がその方向に収斂していくよう、理論的にも実践的にも積極的な貢献を行う姿勢が求められる。

海洋基本法において、わが国の「先導的な役割」が強調されるのは何故か。一方で、1960年代から急速に変動・変革の度を増した海の国際秩序の形成に対して、わが国が国内における縦割り型の海洋行政体制の弊害のために十分な対応ができず、そしてまた、新しい国際海洋秩序を集約した国連海洋法条約(UNCLOS)の採択後も、さらにその発効後においてさえも、総合的な海洋政策を積極的に打ち出せずに遅れをとっていたわが国の従来の体制に対する厳しい「反省」がある。他方で、海洋基本法の制定によって、総合的な海洋政策の策定・実施の制度的基盤を初めて取得し、これから国際協調の立場に立って、真の海洋立国を目指そうとするわが国の新たな「決意」がある。このふたつの要因が「先導的な役割」という表現の中に期待を込めて盛り込まれていると考えられる。

さらに、わが国は、「戦争の放棄」を規定する日本国憲法第9条とともに、第二次世界大戦後、平和国家として生まれ変わった。特に、同大戦の苦い経験から、「日本国民は、恒久の平和を念願し、……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」(日本国憲法「前文」)、「諸国民との協和(peaceful cooperation)による成果」を確保すること、ならびに、「いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」ことを謳っている(同上)。一方、国連海洋法条約は、「締約国は、この条約に基づく権利を行使し及び義務を履行するに当たり、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章に規定する国際法の諸原則と両立しない他のいかなる方法によるものも慎む」(第301条)として、海洋が平和的に利用されるべきことを強調している。海洋の平和的利用に立脚する国連海洋法条

約体制は、国際協力・国際協調を基調に据えつつ平和国家としての道を歩みもうとするわが国にとって、国際社会における海洋秩序の形成・発展への積極的貢献をなす法的基盤を提供するものであるといえる。その観点からすれば、わが国において「海洋外交」という国際関係の活動分野の必要性について、もっと議論が深められてもよいと思われる。

4 国際協調の必要性

国連海洋法条約を中心とする新しい国際海洋秩序の柱のひとつとしてあげられる点は、領海の拡大、排他的経済水域・群島水域等の新制度の導入などにより、「海洋の自由」の原則によって永年支配されてきた広大な海洋（公海）のかかなりの部分が一挙に沿岸国の管轄・管理の下に置かれるようになったということである。排他的経済水域のような巨大な海洋空間を、沿岸国はいまだかつて自国の支配下に置いたことはなかった。そのため、近隣諸国間に国家管轄権の地理的範囲をめぐる衝突を招き、海洋資源などの海洋権益をめぐる深刻な国家間紛争が発生している。しかも、海洋の境界画定問題以外にも、陸上における開発・工業化などによる海洋環境の保護・保全、海賊・武装強盗、テロなどの海上犯罪の抑制、海洋資源の適正な保存・管理をはじめ多数の困難な問題に、諸国は早急に対処することを迫られるようになった。それにも拘らず、多くの国、とくに発展途上の諸国においては、この巨大な管轄海域を適正に管理する能力を欠いているのが実情である。こうした状況においては、その解決の方途を諸国・諸国民による地域的・世界的な国際協調に求めるしかない。それは、個別国家の利益と国際社会の利益との調整のために必要であるばかりでなく、漂着ゴミや巨大くらげなどの例に見られるように、海洋の物理的一体性という観点からも必然的に要請されるからである。

海洋基本法は、わが国が国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取り締まり、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために、国が必要な措置を講ずることとしている（第27条2項）。これらの国際協力の対象とされる事項には、国連海洋法条約自体が締約国に国際協力を求めているものが多い。国連海洋法条約は、海洋における諸国間の国際協力を促すための多数の条文を設けており、そのなかには内陸国等に関するものなどわが国とは直接に関係しないものもあるが、条約において国際協力に言及している箇所は約60にも上る。国際協力には、協力主体を基準として、二国間、国際的（多数国間）、国際機関を含む協力などがあり、また、協力の地的範囲を基準として、小地域的（sub-regional）、地域的（regional）、世界的（global）な拡がりをもつ協力がある。さらに、国際協力の義務的性質の範囲・程度に応じて、具体的なものから一般的性格のもの、あるいは、努力目標的なものまでさまざまな内容のものがある。

以下においては、国連海洋法条約が締約国に要請している国際協力の内容について、条約の関連条文に照らして整理してみる。

① 海洋資源について

生物資源の保存につき沿岸国と国際機関の協力（61条（2））、高度回遊性魚種について沿岸国と他の漁獲諸国による協力（64条（1））、海産哺乳動物の保存のための諸国間の協力（65条）、遡河性魚種の漁獲国の経済的混乱を最小にするための母

川国による協力(66条(3)(b))、遡河性資源の保存・管理について母川国以外の国による母川国との協力(66条(4))、排他的経済水域における内陸国(開発途上国)による開発参加のための取極締結への協力(69条(3)(d))、地理的不利国(開発途上国)による開発参加のための同上の協力(70条(4))、公海における生物資源の保存のための措置をとる際の他国との協力(117条)、公海における生物資源の保存及び管理における協力(118条)、深海底活動における国際協力の促進(150条)、深海底の生産政策における協力(151条(1)(a))、深海底活動に関する国際協力の促進のための国際海底機構総会による研究と勧告(160条(2)(j))など。

② 海洋環境について

海洋環境の保護・保全のため、世界的又は地域的基礎における国際規則・基準等を作成するための協力(197条)、急迫したまたは現実の海洋汚染の影響を受ける地域の国と国際機関による協力(199条)、海洋汚染につき研究、調査計画並びに情報・資料の交換を奨励するための協力(200条)、海洋環境の汚染の防止等に関する基準等を作成するための科学上の基準の設定における協力(201条)、海洋環境の保護・保全と海洋汚染の防止等のため、開発途上国に対する科学及び技術の分野における援助計画の促進(202条)、船舶の不必要な物理的検査を回避する手続を作成するための協力(226条(2))、海洋環境の汚染損害に関して、責任及び賠償責任に関する国際法の実施・発展等のための協力(235条(3))など。

③ 海洋調査について

深海底における海洋の科学的調査における締約国間の協力(143条(3))、海洋の科学的調査における国際協力の促進(242条(1))、他国・国際機関との協力による科学的資料・情報の交流と知識の移転の積極的促進(244条(2))、海洋科学調査の実施の有利な条件の設定等のための協定の締結を通じた協力(243条)など。

④ 海洋科学技術について

深海底活動に関する技術及び科学的知識の移転の促進のための協力(144条(2))、海洋技術の開発及び移転を促進するための協力(266条(1))、海洋技術の開発・移転に関するすべての規模、特に地域的・小地域的・二国間の規模における国際協力(268条(e))、海洋技術の移転のための計画の実施並びに合弁事業その他の二国間・多数国間の協力の促進(269条(e))、海洋技術の開発・移転のための国際協力の方法及び手段(270条)、深海底活動に関する技能及び海洋技術の移転のための国際機関及び国際海底機構(ISA)との積極的協力(273条)、海洋の科学上及び技術上の地域センターとの協力(276条(2))など。

⑤ 海上交通について

2以上の海峡沿岸国を通る航路帯又は通航分離方式の提案の作成における関係国の協力(41条(5))、航行及び安全のための援助施設等並びに汚染防止等の海峡利用国と海峡沿岸国の間の協力(43条)、海事損害又は航行上の事故に関する調査の実施への旗国等による協力(94条(7))、海上における援助のための沿岸国と隣接国の協力(98条(2))、海賊行為の抑止のための協力(100条)、麻薬又は向精神剤の不正取引の防止のための協力(108条(1))、麻薬等取引を防止するための他国の協力の要請(108条(2))、公海からの無許可放送の防止のための協力(109条(1))など。

⑥ その他

閉鎖海又は半閉鎖海に面している国の間の協力(123条)、運送手段の建設及び改

善における通過国と内陸国の協力（129条）、海洋において発見された考古学的又は歴史的な性質を有する物を保護するための協力（303条（1））など。

以上列举した締約国に要請される協力義務は、国連海洋法条約が一般的・原則的に規定するものであり、実際にはこれを受けて関連の国際条約その他の国際約束等において、より具体的な協力関係が設定・実施されることが多い。いずれにせよ、海洋の諸問題についてはさまざまな国際協力が求められており、わが国としても、これらの国際協力の要請に対応する国内体制を整えるとともに、それらの国際的な協力ネットワークのなかでの国際協調の進め方について総合的な検討が必要とされている。

5 おわりに

アジアにおいて国際協調の計画が進められている問題のひとつに、マラッカ・シンガポール海峡におけるインドネシア・マレーシア・シンガポールの沿岸3国と日本・中国・韓国・米国等の利用諸国との間の国際協力がある。これは、国連海洋法条約の第43条（航行及び安全のための援助施設その他の改善施設並びに汚染の防止、軽減及び規制）の協力義務に対応する動きであり、この条文自体は努力目標的な義務内容となっているが、関係諸国の努力により具体的な協力体制の実現の方向へと進められている。「マラッカ海峡評議会」を通じた長年のわが国による支援活動の実績を背景に、当該海峡の国際協調体制の確立・運用に向けて、わが国が引き続きこの地域的協力において先導的な役割を演じるべきであろう。

ただし、発展途上の国が多いアジアにおいて、国際協力が要請される海洋問題について、海洋に対する当該国家の主権や主権的権利をただちに制約する方向を迫及するよりも、半閉鎖海に近いアジア海域の地勢的特徴を十分に踏まえた国際協調の必要性について、諸国民間に共通の理解と認識を醸成する方策を模索して、次第にこの地域における関係諸国の政治的意思の高まりに期待するといった、息の長い総合的な戦略が要請される分野も多々あるであろう。そうした国際協調への思索と実践を着実に積み重ねることが、海洋基本法の志向する、海洋の国際秩序の形成と発展に対するわが国の「先導的な役割」の実現につながっていくのだと考えられる。

（栗林 忠男）

第1節 海洋基本計画の策定

1 海洋基本法の施行後の経緯

海洋基本法が2007年7月20日に施行されて、総合海洋政策本部および同事務局さらには参与会議が発足した。当日、六本木の第25森ビルでは、同本部事務局の開所式が行われ、冬柴・初代海洋政策担当大臣が自ら揮毫した看板をかかげるとともに、「わが国は海から多くの恩恵を受けてきた。しかし、海洋資源は乱獲で減少し、海洋汚染も放置できない状態だ」と指摘し、「海を生かし、子や孫に美しい海を引き継ぐために一丸となってがんばってもらいたい」、と事務局職員を激励した。



写真4-1-1-1 冬柴海洋政策担当大臣(左)と大庭総合海洋政策本部事務局長

そして7月31日に初めての総合海洋政策本部の会合が開かれた。本部長が総理大臣で副本部長が官房長官と海洋政策担当大臣、本部員はそれ以外の閣僚となっているので、閣議がそのまま平行移動したかたちとなる。実際、総合海洋政策本部会合は、閣議が開催されるときに併せて開催されることとなった。

その後、8月の夏休みを挟んで秋口にかけて、本部事務局では精力的に関係府省との接触を続け、それぞれが取り組んでいる海洋政策の把握に努めるとともに、同時並行的に、参与会議の主要メンバーのほか海洋関係の有識者や団体関係者などを招聘してさまざまなテーマごとにヒアリングを繰り返し、海洋基本計画の策定作業の下地作りに取り組んでいった。そして、10月18日には初めての参与会議が開催さ

れ、いよいよ策定作業が本格化していくことになった。主要な経過は表4-1-1のとおりである。

こうした流れのなかで、関係団体や学界などから続々と海洋基本計画の策定にあたっての提言や要望、意見書などが総合海洋政策本部事務局に寄せられていった。

そして、前年に計10回開催して海洋基本法の議員立法による制定に大きく貢献した超党派議員による「海洋基本法研究会」は、このままであれば、海洋基本計画の策定は既存関係府省の施策を寄せ集めだけの結果ともなりかねないとの認識のもとに、新たに衣替えして「海洋基本法フォローアップ研究会」（以下、フォローアップ研究会）を発足させることになった。

第2回の総合海洋政策本部会合の前日に、その「フォローアップ研究会」の初会合が開催された。世話人代表には中川秀直元自民党幹事長が就任、共同座長に石破茂（自民党）、前原誠司（民主党）、大口善徳（公明党）の三氏が就いた。構成メンバーは、国会議員が旧研究会の合計11人から合計23人に拡大し、有識者も12人から16人に増えた。局長級の10関係府省のオブザーバは旧研究会と同様に参加することとなった。このフォローアップ研究会の会合は、メインテーブルの対角線上にいる参加者の顔が小さくしか見えないほどで周囲に出席者の随員等が座る多数のギャラリース席を設けた大広間での開催であるため、その規模は旧研究会よりもさらに大きなものとなった。

11月8日の第1回会合では、総合海洋政策本部の大庭事務局長より、基本計画の策定方針等の紹介があったあと、関係機関からの提言等の紹介第一弾として日本経団連ほか4団体の発表が各5分なされた。同月29日には第2回会合が開かれ、第2弾として合計11団体・学会・協議会・NGOからの提言や要望などの発表が次々となされた。

表4-1-1-1 海洋基本法施行後の主要な経過

平成19（2007）年

7月20日 施行〔総合海洋政策本部・同事務局・参与会議 設置〕

7月31日 第1回総合海洋政策本部会合

（10月1日）海洋基本法制定記念大会（海洋基本法研究会主催）

10月18日 第1回参与会議

（11月8日）第1回海洋基本法フォローアップ研究会

11月9日 第2回総合海洋政策本部会合（基本計画作成方針等）

（11月29日）第2回海洋基本法フォローアップ研究会

（12月13日）第3回海洋基本法フォローアップ研究会*

12月19日 第2回参与会議（基本計画素案の提示）

平成20（2008）年

2月4日 海洋基本計画（原案）公表、パブリック・コメントへ

2月25日 パブリック・コメント締め切（15：00まで）

2月28日 第3回参与会議

3月18日 第3回総合海洋政策本部会合

同日海洋基本計画閣議決定

〔*フォローアップ研究会の場で15団体・学会等が提言、要望等を披露〕〔他機関も要望あり〕

表4-1-1-2 海洋基本法フォローアップ研究会 海洋基本

	日本経団連	石油鉱業連盟	海洋技術フォーラム	海洋産業研究会	日本船主協会	全国離島振興協議会	全国漁業協同組合連合会
理念・基本的考え方	<p>海洋の有効活用には海洋産業が不可欠</p> <p>政産学官による一致協力した取り組みの強化</p>	<p>日本の海域における石油天然ガス開発を政策理念の重要な柱に</p>	<p>具体的政策目標、予算規模、スケジュールと達成目標が明記されるべき</p> <p>5年の目標と5年後の達成目標の明示</p>	<p>府省横断的な施策を</p> <p>対象空間別（沿岸・領海・EEZ・大陸棚）の施策を</p> <p>短期＋長期テーマの組み合わせを</p> <p>プロジェクト＋基盤底上げの組み合わせを</p> <p>“洞爺湖サミット”対応の地球温暖化対策の施策を</p>	<p>効率的かつ安全な海上輸送の確保、国際競争力の維持への配慮を</p>	<p>国境域管理の理念と有人離島の役割の明記</p> <p>国土の連続性確保の原則の明記</p> <p>離島における定住基盤の整備</p>	<p>燃油高騰による水産物安定供給の危機に理解を</p> <p>水産基本法でも水産食料安定供給を理念に</p> <p>豊かな「里海」の再生を</p> <p>計画段階から関係者の話し合いと相互理解を</p>
基本計画に関する要望	<p>国家戦略に基づくグランドデザインと具体的プロジェクトを</p> <p>計画見直しは5年にこだわらず弾力的に</p> <p>寄せ集め・積上げではないように</p> <p>プロジェクト優先順位づけと必要な財源の確保を</p> <p>産業界の意見反映を</p>	<p>海洋資源エネルギーに関する情報の国による取得整備</p> <p>事業推進、技術開発の政策支援</p> <p>三次元物探船の活用と地球深部探査船「ちきゅう」の活用による深海部の地質情報収集</p> <p>漁業との共存共栄を円滑に図る仕組みづくり</p>	<p>海洋産業基盤構築プログラム策定とパイロットプロジェクトの始動</p> <p>海洋環境・生態系総合管理と再生・保全・創成プロジェクト</p> <p>日本版シーグラントの創設</p> <p>海事産業強化とパイロットプロジェクト</p>	<p>法制度（合意形成、安全基準、民間調査船）の整備</p> <p>民間活力引き出す仕組みづくり（事業&研究開発の投資意欲を促進する制度、インセンティブの導入を）</p>	<p>トン数標準税制の導入</p>	<p>離島定住の誘導促進策</p> <p>離島航路政策の新機軸導入</p> <p>離島航空交通基盤の強化拡充</p> <p>離島における高度情報基盤の整備</p> <p>国家機関等の離島への重点配備</p> <p>海洋開発・研究機関等の離島への重点配置</p>	<p>海洋環境・生態系の保全</p> <p>水産資源の適切な管理・保全、持続的な利用</p> <p>海洋の多面的機能の発揮に向けた漁業者の役割に理解を</p>

(注：*資料配布のみ、**複数のNGO団体の提案・要望を集約、添付)

計画に対する各団体の意見一覧表 [全体概要] (要約)

大日本水産会*	日本海洋開発建設協会	市民がつくる政策調査会**	日本沿岸域学会	土木学会	日本船舶海洋工学会	日本水産学会	日本海洋学会*
<p>国民の主要食料たる水産物は自ら作り、確保する確固とした国の方針を</p> <p>周辺漁場での安心安全、適正コストの生産体制継続・発展に国の支援を</p>	<p>沿岸域に重点を置いた取組み</p> <p>選択と集中による沿岸域の利用・保全促進のプロジェクトの重点推進</p> <p>国民の夢を育むプロジェクト推進</p>	<p>海洋保護区の明記</p> <p>生物多様性保全の明記</p> <p>ゴミ対策の明記</p> <p>市民参加保障の明記</p> <p>横断的総合的施策・管理主体の明記</p>	<p>沿岸域の空間構成と総合的管理主体の明確化</p> <p>物質循環を前提に環境基盤の保全・再生と多面的な利用促進の調整</p> <p>総合的管理の促進方策</p> <p>沿岸域総合管理プロジェクト</p> <p>海洋教育の普及</p>		<p>総合海洋政策本部の指導力に期待</p> <p>海洋開発促進のための仕組みの整備を</p> <p>技術開発・技能伝承・人材育成の支援制度の充実</p>	<p>政官産学民の連携、海洋基本法研究体制の強化・充実</p> <p>水産業、漁業の持続的な発展は食料安全問題であり環境問題と密接</p> <p>長期的な費用と便益を国策として考慮が重要</p> <p>住民参加型意思決定システム</p>	<p>初等中等教育の強化</p> <p>総合的大学院の創設</p> <p>バランスのとれた研究投資</p> <p>地球環境長期研究体制の構築</p> <p>200海里の長期的海洋調査</p> <p>水産と沿岸域保全との両立</p>
<p>海洋環境の保全、汚染防止、沖合漁場造成</p> <p>気候変動の影響研究、生産力の回復・増大</p> <p>人材育成へ初等・中等・高等教育充実</p> <p>海域利用のオーバーラップに調整メカニズムを境界画定と紛争防止を</p>	<p>沿岸域の防災・減災対策</p> <p>拠点空港・港湾の機能強化</p> <p>沿岸域の環境再生と創造</p> <p>海洋エネルギー利用や資源開発のインフラ整備</p> <p>孤島の保全・陸地化、海洋基本法利用拠点の形成</p>	<p>沿岸域総合計画の策定</p> <p>流域圏総合管理計画の策定</p> <p>海洋への廃棄物排出防止（漂着廃棄物対策）</p> <p>海洋保護区の設定</p> <p>沿岸域保全・管理法の制定</p>	<p>データベースの構築</p> <p>総合的管理のための教護の場の設置</p> <p>国の支援と要すれば新たな法制度の整備を</p> <p>合意形成ガイドラインの創設</p> <p>東京湾総合管理機構の設置と特別法の整備</p>	<p>防災・環境モニタリングの充実</p> <p>海洋科学技術の研究開発の充実</p> <p>海洋教育の充実</p> <p>海洋管理体制の確立</p> <p>海洋開発の基盤の確立</p>		<p>文理融合型研究の推進</p> <p>環境収容力の評価と漁場創生研究</p> <p>沿岸漁業の振興と経営改善</p> <p>浅海域・内湾の環境保全セーフガード構築</p> <p>住民参加型意思決定システム構築</p> <p>海洋文化の創出</p>	

海洋基本法フォローアップ研究会で発表した機関は次のとおりである。第1回会合では日本経団連、石油鉱業連盟、海洋技術フォーラム、(社)海洋産業研究会で、第2回会合では(社)日本船主協会、全国離島振興協議会、全国漁業協同組合連合会、(社)大日本水産会、(社)日本海洋開発建設協会、市民が作る政策調査会、日本沿岸域学会、(社)土木学会(海洋開発委員会、海岸工学委員会)、(社)日本船舶海洋工学会、(社)日本水産学会(水産政策委員会)、(社)日本海洋学会。これらの発表の概要を表4-1-2に示す。

なお、この計15団体のほかに、直接、総合海洋政策本部事務局には、東京大学海洋研究所、東海大学海洋学部、海洋調査学会などをはじめ、地方自治体などからも提言や要望書等が持ち込まれたといわれる。

そして第3回フォローアップ研究会の開催準備が進むなかで、年末の次年度予算案の最終調整時期となり、財務省などへの働きかけの必要性が強く認識されるに至り、12月7日には中川代表世話人ならびに前原・大口共同座長らがコアグループ会合を開き、額賀財務大臣宛の「申し入れ」を作成し、直接持参して同省幹部に手交した。内容は、平成20年度予算において、海を知るための予算の満額確保、総合海洋開発プロジェクト調査調整費の新規計上、海洋鉱物資源の探査開発の推進、トン数標準税制の導入を柱とするものである。さらに、12月13日には第3回海洋基本法フォローアップ研究会が開催され、「海洋基本計画に対する意見」^(注1)がとりまとめられた。こちらは、“広大な海域を基盤とする開かれた海洋国家”を海洋基本法第1条の「新たな海洋立国」の中心コンセプトとして海洋基本計画を策定することを掲げ、海洋の総合的管理を確立するために11の大項目にわたる意見を盛り込んだものである。「海洋基本計画に対する意見」は、代表世話人、共同座長から総合海洋政策本部長である福田内閣総理大臣に直接提出された。また、同研究会では、国会の法案審議の際の委員会決議でも取り上げられた国内法の整備についても「海洋基本法に基づく国内法の整備について(申し入れ)」^(注2)をとりまとめ、「海洋基本計画に対する意見」とともに冬柴海洋政策担当大臣にあわせて提出した。

こうしたダイナミックな動きのなかで、12月19日の第2回参与会議で「海洋基本計画」(素案)が配布されウェブサイトにも公表された。この素案では、総論と第1部はフルテキスト状態になっていたが、第2部の総合的かつ計画的に講ずべき施策についてはキーワードが列記されているだけのものでしかなかった。本体ともいふべき第2部を含めた「海洋基本計画(原案)」が提示されたのは2月4日のウェブサイト掲載時で、ただちに2月25日15時までのパブリック・コメントに付された。

「海洋基本計画」は、参与会議メンバーの意見やパブリック・コメントで寄せられた意見等を参考に、3月18日正式に閣議決定された^(注3)。

2 「海洋基本計画」(原案)の概観

海洋基本計画の原案は、本文43ページで、総論、第1部～第3部という構成であるが、第1部、第2部、第3部の見出しは、基本法第2章第16条の第2項の文言がそのまま用いられている。

ちなみに、後出の第4章第2節「海洋に係る国の諸計画等の動き」で示される、他の海洋に係る深い4つの基本法に基づくそれぞれの基本計画と比べてみると表4-1-3のようになる。

注1 第3部参考資料参照。

注2 第3部参考資料参照。

注3 第3部参考資料参照。

表4-1-2-1 主要基本計画と海洋基本計画原案の概要

名称	第3期環境基本計画	第3期科学技術基本計画	第2期水産基本計画	第2期エネルギー基本計画	海洋基本計画(原案)
期間	H18～22年度	H18～22年度	H19～22年度	H19～22年度	H20(?)～
頁数	pp. 202	pp. 45	pp. 39	pp. 66	pp. 43
備考	3部構成「環境から拓くあらたな豊かさへの道」との副題。	全5章。国家基幹技術に海洋あり。	第1～第4。水産物の自給率の向上数値目標あり。	全4章。エネルギー需給、原子力主導型枠組み	総論+3部構成

海洋基本計画は、ボリューム的には厚手の環境基本計画を別とすれば、他の事例と比べても標準的なものといえる。総論のなかで政策目標を3つ掲げているのは科学技術基本計画の書きぶりをなぞったものと見受けられるとともに、水産の部分は水産基本計画がベースになり、数値目標や政策の優先順位が盛り込まれたのは海運関係と深海底鉱物資源関係である。海運関係の日本籍船の拡充や日本人船員の確保などは、基本法の制定論議が沸騰しているなかで一貫して関係者が主張してきた点である。深海底鉱物資源関係は、わが国の排他的経済水域（EEZ）内の資源ポテンシャルの精査が第一に必要であるが、現時点で有力視されている熱水鉱床を第一に、次いでコバルトリッチクラストへの取組みを掲げており、マンガン団塊はEEZ外の公海に日本の鉱区を確保してあるので、これを当面維持するという計画内容となっている。

ところで、海洋基本計画の原案には、「平成20年度中に関係府省の連携の下、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」や「海洋管理のための離島の保全・管理の在り方に関する基本方針（仮称）」を策定するといった、一步踏み込んだ内容が盛り込まれている反面、2008年夏に洞爺湖サミットを控えているにもかかわらず、地球温暖化対策に関する取組みが必ずしも積極的かつ重点的な形では表現されていないように見受けられる。また、第1部と第2部の重複も目に付くようである。

2月28日には第3回の参与会議が予定されている。果たして、パブリック・コメントでどのような意見が寄せられたのか、参与の意見照会においてはどのような意見が出されたのか、そしてそれらがどのように本部事務局に受け止められて、最終的にどのような基本計画となったのか。閣議決定される確定版の内容が大いに注目されるとともに、基本法の内容と基本計画の対応関係など、詳細な評価が必要である。

そして、海洋基本計画に基づいて、どのような総合的かつ計画的な海洋政策が平成21年度概算要求以降につらなる具体的施策として展開されていくのか、今後大いに検証していかねばならないであろう。

(中原 裕幸)

第2節 海洋に関する国の諸計画等の動き

1 はじめに

海洋基本法は第2章第16条で「海洋基本計画」について、次のように規定している。

- 第十六条** 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 海洋に関する施策についての基本的な方針
 - 二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。
- 7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

この条文では、他の基本法に基づく国の基本計画等との関係については特段の規定はない。しかし、海洋基本計画を検討する場合、そうした既存の基本計画との関係がどうであるかという視点は重要である。ここでは、他の基本法における関連規定の内容を整理するとともに、主要な基本計画や諸計画等の動きについてまとめることとする。

2 各基本法における他計画等との関係に関する条文規定

海洋に関連していると考えられる他の基本法として代表的なものをあげるならば、環境基本法、科学技術基本法、水産基本法、エネルギー政策基本法の4つがあるが、そのすべてに「基本計画」を策定するという規定がある。これら4基本法の概要を表4-2-1に掲げておく。そこでまず、それらの基本法では、他の基本法・基本計画や国の諸計画等との関係について、どのように規定されているのかを整理してみよう。

環境基本法(平成5年)では、第2章：環境の保全に関する基本的施策、第1節：施策の策定等に係る指針の第14条で、「この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、(中略)、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計

表4-2-2-1 海洋に関連する主な既存基本法の概要

名称 (成立年)	環境基本法 (平成5年)	科学技術基本法 (平成7年)	水産基本法 (平成13年)	エネルギー政策 基本法(平成14年)
条文構成	3章46条	5章19条	4章39条	章ナシ、全14条
種類*	閣法	議員	閣法	議員
基本計画	第1次：平6-11 (5年毎に見直し) 第2次：平12-17 第3次：平18~	第1期：平8-12 (5年毎に見直し) 第2期：平13-17 第3期：平18~	第1次：平14- (5年毎に見直し) 第2次：平19~ (3/20 閣議決定)	第1期：平16-18 (3年毎に見直し) 第2期：平19~ (3/9 閣議決定)
所管官庁	環境省	文部科学省	水産庁	資源エネルギー庁
関連法等	公害対策基本法を 改廃	——	沿岸漁業等振興法 等を改廃	——
審議会等	中央環境審議会	総合科学技術会議**	水産政策審議会	——
備考	「新・生物多様性 国家戦略」(平成14 年3月。現在改訂 作業中)、循環型社 会形成基本法(平 12)、各種リサイ クル法の上位法と しての位置付け。	第3期計画の4つ の推進分野のひと つであるフロンテ ィア分野に海洋が 位置づけられ、宇 宙とともに各2 件、国家基幹技術 の指定あり。	漁港漁場整備長期 計画(漁港法+沿 岸漁場整備開発法 を改廃した漁港漁 場整備開発法によ る。現在、第2次 計画=平成19~23 年度)とセット。	「新・国家エネル ギー戦略」(平成 18年5月)を発表。

*種類の欄：議員=議員立法、閣法=内閣提出法

**内閣府に設置、総理大臣が議長。常勤と非常勤の議員があり、経済財政諮問会議と同様に政策決定や予算配分に大きな影響力をもつ。

注：基本法という名称ではないが、海域（EEZ および大陸棚）をも新たに計画対象とした「国土形成計画法」が、このほかにある。

(出典：海洋産業研究会会報：RIOE News and Report、通巻第335号、Vol.38、No.1、2007.1.23を若干補正)

画的に行われなければならない。」と書かれている。ここでは抽象的にではあるが、「他の施策との連携」が謳われている。

水産基本法（平成13年）では、第2章：基本的施策、第1節：水産基本計画の第11条第4項に、「第2項第2号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・農業・農村基本法第15条第2項第2号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。」とある。これは、水産物自給率の数値目標設定にあたっては、食料自給率全体の目標と“調和”していなければならない、という当然の相互関係が示され、それがそのまま2つの基本法の関係を明示的に表現している。これは、同じ食料分野、同じ農林水産省管轄であることから、明文化することに無理がないためともいえよう。また、第5項に、「基本計画のうち漁村に関する施策に係わる部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。漁村については、「国土に関する国の計画との調和」が必要なわけで、これは農林水産省の施策が、国土交通省等の施策等とも“調和”したものでなければならないと読み取ることができ、異なる省庁にまたがっての条文規定として読むことができるものといえる。

エネルギー政策基本法（平成14年）を見てみると、第12条エネルギー基本計画の第3項で、「経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合エネルギー調査会の意見を聴いてエネルギー基本計画を作成し、閣議の決定を求めなけ

なければならない。」と書かれている。ここでは他の基本法や計画等との関係というかたちではなく、エネルギー政策に関係する“他の行政機関の長の意見を聴く”ことで、間接的に他の諸計画等との調整機能が働くという理解が可能と思われる。

科学技術基本法（平成7年）の基本計画に関する条文規定では、第9条第3項に「総合科学技術会議の議を経なければならない」との規定があり、同会議の構成メンバーには科学技術特命大臣のほかに総務、財務、文部科学、経済産業の各大臣が含まれているので、ここでも間接的にこれらの関係施策との調整が図られる仕組みになっていると解釈できる。

なお、海洋基本法との関連は薄いものの、ほぼ同時期に制定されたものとして観光立国推進基本法（平成19年1月1日施行。全4章27条）があるが、そのなかには注目すべき条文が含まれている。それは、第2章：観光立国推進基本計画第11条（観光立国推進基本計画と国の他の計画との関係）で、「観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。」と規定されているのである。そのまま素直に読めば、観光立国に関するすべての国の計画は、この観光立国推進基本計画を“基本”としたものでなければならず、上述の“連携”や“調和”という規定よりも強い規定ぶりとして読み取れる。

こうして見てみると、海洋基本法で海洋基本計画と他の基本法・基本計画等との関係について何も規定していないことについてどう解釈したらよいか、という点が気になるところである。その点についてはさまざまな解釈、説明、読み方がありうるものと思われるが、次のような解釈もそれらのなかに含むことができるのではなかろうか。つまり、海洋基本法が他の基本法と異なり、数少ない府省横断型であることから他との関係を書き込むとあまりに多岐にわたり条文構成上不都合であること、また、総合海洋政策本部がすべての閣僚で構成され、かつ、海洋基本計画は閣議決定されるものであるから、自動的に調整機能が働く仕組みができていて、という解釈がそれである。

ともあれ、わが国海洋政策の歴史上初めて策定される海洋基本計画が他の諸計画等と無縁であることはもちろんありえないであろう。そこで、以下に、関連する諸計画の動きについて概括していくこととする。

3 関連諸計画の動き

（1）環境基本計画および生物多様性国家戦略

環境基本法に関しては海洋に直接関係する部分はあまり記載されていないが、多少関係するものに「生物多様性国家戦略」がある。この根拠となっているのは生物多様性条約であるが、同条約は平成4年に採択され、翌年12月に発効、今や締約国は約190か国とほぼ全国連加盟国を網羅している。わが国は平成6年に批准したが、それに基づいて「生物多様性国家戦略」を平成7年10月に早くも閣議決定している。ちなみに第1次「環境基本計画」が策定されたのが平成5年で対象期間が平成6～11年であるから、同国家戦略は、同計画がスタートした翌年に決定されたわけである。

その後、同計画が改定されて第2次環境基本計画（平成12～17年度）となり、同

13年1月に環境省が発足した。そしてその翌年の平成14年3月に第2次の「新・生物多様性国家戦略」が閣議決定されている。このなかには、干潟等の湿地保全の強化、浅海域生態系調査などが含まれており、海洋との関係が出てきている。なお、平成18年度から第3次「環境基本計画」が開始されており、上記国家戦略についても見直し作業が平成18年8月から進められ、こちらも第3次の「生物多様性国家戦略」策定への移行段階にある。

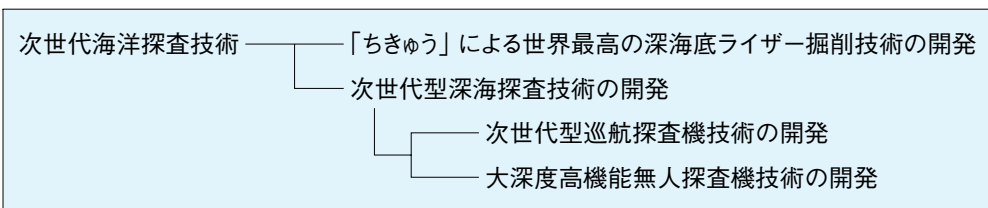
(2) 水産基本計画および漁港漁場整備長期計画等

次に水産基本計画についてみてみよう。水産基本法は平成13年に制定され、翌年、第1期「水産基本計画」（5ヶ年計画）が策定された。その後、水産研究に関する国の計画として平成17年に「農林水産研究基本計画」が農林水産技術会議から発表され、そのなかに水産関係の技術開発計画が取り込まれている。そして、平成18年には「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されているが、当然、水産バイオマスもこれに関係してくる。さらに水産資源の調査や技術研究開発を担当する(独)水産総合研究センターの「中期目標」が同年に策定されている。

こうした流れのなかで、本年（平成19年）3月8日には第10回水産政策審議会の諮問第99号「水産基本計画の変更について」の答申が出され、3月20日に「新・水産基本計画」が閣議決定されて、現在進行中である。さらに、4月2日にはこの基本計画と抱き合わせのかたちで「水産研究・技術開発戦略」も発表され、5月30日の漁業法、水産資源保護法一部改正案の成立をはさんで、6月8日には「第2次漁港漁場整備長期計画」（平成19～23年度）が閣議決定されている。この長期計画は、旧漁港整備事業と海域での旧沿岸域漁場整備開発事業を統合したもので、具体的な計画事業として進められている。

(3) 科学技術基本計画

科学技術基本計画は科学技術基本法に基づいて策定されているもので、環境基本計画と同様に、現行の第3期科学技術基本計画は平成18年度から開始されている。同計画では、研究開発投資額総額約25兆円を投入しようというもので、その計画内容は、「重点推進4分野」として、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料が掲げられ、その次のレベルとしての「推進4分野」にエネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティアが掲げられている。海洋は、そのフロンティア分野のなかに、宇宙と並んで取り上げられているもので、「国家基幹技術」として宇宙と海洋を統合した「海洋地球観測探査システム」と「外洋上プラットフォーム」が位置づけられている。前者の構成システムの中には、「次世代海洋探査技術」があり、その構成は次のようである。



この基本計画との関係で(独)海洋研究開発機構の中期計画等も策定されてきている。

(4) エネルギー基本計画および国家エネルギー戦略

エネルギー政策基本法に基づく基本計画の見直しについては、他の基本計画が5年を目途としているのに対して、国際的な変動に対応するため3年を目途としている。同法に基づく第一次基本計画は平成15年10月7日に閣議決定・国会報告された。しかし、同計画策定の直後からの継続的な油価の高騰傾向といった構造的な変化を背景に、平成18年5月経済産業省は「新・国家エネルギー戦略」を策定した。

次いで平成19年3月9日に改定された現行の「エネルギー基本計画」は、「新・国家エネルギー戦略」を踏まえ、エネルギー安全保障の視点を重視し、省エネルギーの推進、エネルギー源の多様化、自主開発の促進と石油の供給源の多様化等が掲げられている。そして、海外での自主開発原油引取量比率の拡大が数値目標に取り上げられているわけだが、排他的経済水域（EEZ）を含む国内の石油・天然ガス資源は最も安定したリスクのない供給源であり、わが国のエネルギー安全保障の観点からは重要視されるべきものであろう。

ところで、これまで実施された海域における国の資源調査はほとんどが200m以浅であり、これまで水深500mを越える海域で行われた国による基礎試錐はわずか3坑だけである。しかし、そのうち2つのケースでは炭化水素の存在が確認されているので、広大なわが国海域における資源ポテンシャルに期待がもてることを示唆している。

したがって、海洋基本計画では、2次元・3次元物理探査の測線延長および基礎試錐の坑井数などの数値目標や未着手の大水深海域でのそれらを含めて、わが国周辺海域における国の総合的、計画的な資源調査が望まれるところである。

(5) 国土形成計画

この計画の根拠法は、基本法という名称ではないが、旧全国総合開発計画（全総）の根拠法を改廃した国土形成計画法である。全総で海洋関係が取り込まれるようになったのは周知の通り三全総であって、初めて「沿岸域」について言及し、以降、四全総、五全総（21世紀の国土のグランドデザイン）で沿岸域圏および沿岸域圏管理計画の指針が打ち出されている。

その国土形成計画法では、国土資源の利用と保全、産業立地、災害の防除・軽減、都市・農山漁村の整備などとならんで、海域の利用と保全が柱のひとつとして取り上げられることとなり、しかも、その海域には排他的経済水域（EEZ）および大陸棚に関する事項を含むとしている。国土形成計画（全国計画）に関する報告（素案）＜平成19年4月6日＞では、第6章第5節「海域の利用と保全」として、以下のよう記されている。

「我が国周辺海域は、約35,000kmに及ぶ海岸線延長と約447万平方kmに及ぶ世界有数の領海及び排他的経済水域面積を有するなど広大で、各種資源にも恵まれている。このため、大陸棚及び排他的経済水域の境界画定や沖ノ鳥島を始めとした国境離島の管理など国家的利益の問題に対しては、国際的ルールに則り厳正かつ適切な対応を図る。（中略）

海域を国土計画の対象となる空間として適正に利用・保全する観点からは、（中略）海洋情報の整備に努めるとともに、海洋環境の持つ物質循環システムの維持・回復、持続可能な海洋の利用、沿岸災害対策、（中略）を進める。（中略）以上の取組を踏まえつつ、海域の適正な利用と保全に努める。」

ただ、海洋基本法が制定され、海洋基本計画が平成19年度内にも策定されようと

しているので、この国土形成計画の内容も大きな影響を受けることは確かであろう。
(中原 裕幸)

第3節 海洋に関する教育等の推進

1 海洋基本法に基づく新たな海洋教育の必要性

2007年4月に海洋基本法が制定され、わが国の総合的な海洋管理を推進するための取組みがようやく始まった。

海洋環境の保全ならびに海洋およびその資源の持続可能な開発を進めるためには、国民一人一人が、その重要性を理解して、自発的・積極的に海洋の管理に参加していくことが求められる。このためには、海に対する正しい理解と関心を深めるための教育活動が極めて重要である。海洋基本法の第28条は、広く国民一般が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育および社会教育における海洋に関する教育の推進等のために必要な措置を講ずるものとするとともに、大学等において海洋に関する政策課題に対応できる人材育成を図るべきことを定めた。

2 わが国の海洋教育の現状

初等教育における海洋教育についての取り上げられ方は、戦後の学習指導要領の変遷を振り返るとわかりやすい。特に小学校については、1947年の学習指導要領(試案)では海の学習が具体的に明記されていたが、徐々に海に関する記述が減少し、1998年改訂の学習指導要領においては具体的な表記は見あたらない。教科書中の海に関する記述が少ないのはこれに起因している。また、安全面等の理由から、臨海学校が行われなくなってきている、海に近い学校であっても積極的に海へ行かない等の傾向が顕著である。このような状況から、海洋の重要性に比して海の学習機会が少ないのは問題ではないか、との指摘が各方面からなされている。

こうしたなか、1998年に創設された「総合的な学習の時間」は、各学校の創意工夫により、地域に応じた課題が取り上げられるようになり、海辺に近い多くの学校が海を題材にした学習に取り組むようになるなど、海洋教育の普及に追い風となったことは間違いない。しかし一方で、学校には人的または時間的余裕がない、教材や支援体制が未整理・不十分である、総合的な学習の時間の全体計画の策定も不十分、などの課題も明らかとなった。2008年の改訂においては時間数は削減されたものの、各学校の指導計画に基づいて探究的な学習を推進することとなり、海の学習の広がりが期待されている。

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的

な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

これにより、学校教育および社会教育において海洋に関する教育を推進するために必要な措置を講ずるべき国の責任が明確となった。したがって、新たな法制度の枠組みの下で国民の海に対する理解・関心を深め、特にこれからの将来を担う青少年への教育の拡充を図ることは喫緊の課題である。今後は海洋基本法の理念に基づいて新たな海洋教育を推進していくために「海洋教育」の定義を明確にし、海洋教育の推進のための具体的施策の検討が急務である。

3 海洋教育の普及推進に関する提言

海洋教育については、多大な恩恵を受けている海洋について国民が理解と関心を深めることができるように、また、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識・技能を有する人材を育成するため、学校教育等において海洋に関する教育を充実する必要があることから、今回海洋基本法において12の基本的施策のひとつとして規定された。これは画期的なことであるが、それをどのように具体的に学校教育に取り入れていくかについては、いまだ必ずしも明らかでない。

このような状況を受けて、これまで主として総合学習の時間などを通じて海洋に関する教育を小学校で普及させることに取り組んできた海洋政策研究財団では、2007年8月に「初等教育における海洋教育の普及推進に関する研究委員会」（委員長・佐藤学東京大学大学院教育学研究科教授）を設置して、教育と海洋の専門家により、学校教育における海洋教育の定義の明確化、および小学校における海洋に関する教育の普及推進のための具体的方策について研究してきた。

2008年2月に入ってその成果が「海洋教育の普及推進に関する提言」としてまとめられ、海洋政策担当大臣および文部科学大臣に提出された。

提言の内容は次のとおりである。

（1）海洋教育の定義に関する提言

海洋教育を次のように定義して、それに基づいて普及推進に努めるべきである。

「人類は、海洋から多大なる恩恵を受けるとともに、海洋環境に少なからぬ影響を与えており、海洋と人類の共生は国民的な重要課題である。海洋教育は、海洋と人類の関係についての国民の理解を深めるとともに、海洋環境の保全を図りつつ国際的な理解に立った平和的かつ持続可能な海洋の開発と利用を可能にする知識、技能、思考力、判断力、表現力を有する人材の育成を目指すものである。この目的を達成するために、海洋教育は海に親しみ、海を知り、海を守り、海を利用する学習を推進する。」

（2）小学校における海洋教育の普及推進に関する提言

- ① 海に関する教育内容を明らかにすべきである。

- ② 海洋教育を普及させるための学習環境を整備すべきである。
- ③ 海洋教育を広げ深める外部支援体制を充実すべきである。
- ④ 海洋教育の担い手となる人材を育成すべきである。
- ⑤ 海洋教育に関する研究を積極的に推進すべきである。

(提言本文については、第3部資料編参照)

小学校教育に「海洋」という教科があるわけではないので教科横断的なアプローチで海洋に関する学習を進める必要がある、そのためにはどうしたらよいか、その具体的な教育内容及び方法を早急に明確化していく必要がある。今回の提言では、「内容系統表」が参考事例として示されているが、この点については研究のさらなる充実が必要と思われる。

海洋教育の具体的な教育内容および方法が明確化となり、海洋教育を普及させるための学習環境が整備されれば、海洋教育の支援にあたる外部の海洋関係者も小学校教育の求めている外部支援ニーズを把握しやすくなり、海洋教育の普及がさらに円滑に進むものと思われる。

4 海洋の政策課題に的確に対応できる人材の育成

(1) 学際的海洋管理教育の必要性

1990年代に発効・採択された国連海洋法条約や行動計画アジェンダ21などの国際的枠組みが、「海洋の管理」という新しいパラダイムの下に海洋の総合的管理および持続可能な開発を目指していることは序章で述べた。これからは、相互に密接な関連を有している海上交通、海洋生物・非生物資源等の利用・管理、海洋環境保護、海洋秩序の維持などの海洋の諸問題を全体として検討し、総合的な視点をもってこれらに対応していく必要がある。

海洋基本法は、そのような観点から、第28条第2項を置き、さまざまな海洋の政策課題に的確に対応するために必要な知識および能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育および研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めることとした。

わが国の大学等における教育および研究は、物理、生物、経済、法律など既存の学問分野ごとに行われており、分野横断的・国際的な政策課題に対応できる人材を育成するためには、これまでの教育体系を見直し、海洋管理のため総合的な視野と知識および能力を養うための新たな教育プログラムを確立する必要がある。

このような総合的な海洋管理教育を行っている国はまだ少ないが、海外では大学院を中心とした高等教育機関が、海洋管理のための学際的な人材育成プログラムを提供している例がみられる。たとえば、米国では、ワシントン大学に海洋問題に関する修士プログラム (Master of Marine Affairs) が設置されており、1980年より修士号 (海洋問題修士) を授与している。本プログラムの主な学位取得者は公的機関、民間部門、NGO、国際機関などで海洋問題に携わる中堅専門職であり、大学院において海洋管理に直接携わる人材のキャリア教育が行われていることがわかる。またカナダでは、ダルハウジー大学大学院に海洋・環境法プログラム (1974年より) と海洋問題プログラム (1992年より) が設けられており、こちらも中堅専門職を中心に海洋管理のための高等教育が行われている。その他ブリティッシュ・コ

ロンビア大学、マイアミ大学、クイーンズランド大学、ウーロンゴン大学、南太平洋大学などで海洋管理関連のプログラムが提供されている。

(2) わが国での海洋管理教育実現への動き

わが国では、2002年に科学技術・学術審議会が、「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について（答申）」で、21世紀初頭における日本の海洋政策に関わる人材育成について、大学・大学院や水産系の高等学校等の教育において海洋科学技術の分野や海洋に関する国際・国内ルール等について幅広い知識を有した人材の育成を推進することを提言したが、海洋政策と教育・研究を関連させた海洋に関する総合的な教育・研究プログラムの創設は、なかなか進まなかった。

このようななかで2003年に「海洋管理教育研究会」がスタートした。わが国が総合的な取組みを要する海洋の問題に適切に取り組むためにはそれを担う人材の育成が必要となる。そのためには、大学等において総合的、学際的な海洋管理教育が行われる必要があるが、わが国には北米等の大学にあるような学際的な海洋管理に関する教育・研究コースがなく、この方面での各大学の取組みは、いまだ専門分野別縦割りの取組みとどう折り合いをつけるか手探りの状態だった。

そこで、シップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所^(注1)のよびかけにより、海洋に関心を持つ各大学関係者が共同でこの問題を研究し、その成果をそれぞれの大学に持ち帰り、各大学がそれを参考にして自分にあった教育・研究コースを構築することを目的として、この研究会が組織されたのである。研究会には、東京大学、京都大学、東京海洋大学、横浜国立大学、東海大学等の大学から海洋に関心の深い海洋および教育の専門家が参加した。

同研究会は、日本の大学における海洋管理教育のあり方について研究し、2005年にはモデル・カリキュラムを提言し、また、2007年には、海洋問題そのものを包括的に捉える基礎的なテキストが不可欠との認識に立って海洋問題入門のモデル・テキストを作成した。

そして2007年には、ついに海洋基本法が制定された。海洋基本法は、基本的施策の中に海洋管理教育の推進を取り上げ、「国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努める（第28条第2項）」と定めた。このことは、わが国の海洋教育にとって画期的なことである。

(3) 各大学における取組みの現状

このような流れのなかで、2003年以降、各大学で海洋管理に関するプログラムが設置されるようになった。教育体制としては、学内の各学部・研究科が連携してプログラムを提供するもの（横浜国立大学、京都大学、東京大学海洋アライアンス）、新たな学部・学科・研究科を創設して学位を提供するもの（神戸大学、東京海洋大学、東海大学、東京大学）、複数の大学が連携してプログラムを提供するもの（関西地区海事教育アライアンス）などがある。現在、海洋管理教育のプログラムが設置されている大学の各プログラムの特徴について、以下、概要を紹介する。

京都大学フィールド科学教育研究センター

フィールド科学教育研究センターは、海と森の自然再生と持続的利用には、介在する人里空

注1 現在の海洋政策研究財団。

間のあり方が重要であるという認識のもと、新たなフィールド科学としての森・里・海連関学を立ち上げることを目的に、2003年4月に設置された。センターの教育プログラムは海に特化したものではないが、不可分に連環する森林生物圏と沿岸海洋生物圏、そしてそこに介在する里域生態系を総合的に学ぶため、自然科学と人文科学に関する統合的な教育を行う「森里海連関学実習」を全学共通教育として提供しているほか、新入生を対象にした少人数セミナーを全国各地のフィールドで実施している。

神戸大学大学院 海事科学研究科・海事科学部

海事科学部は2003年10月に神戸商船大学と神戸大学が合併した際に設置された学部で、人、船、海に関する総合的な生きた知識と技術の習得を目指すことを目標にした教育プログラムを提供している。さらに2007年4月には大学院（海事科学研究科）が設置された。

総合的な海洋管理教育としては海事マネジメント科学講座のプログラムが準備されており、地球規模の海上輸送の安全性確保とシステム構築、海洋環境の保全のため、国際的視野に立ち、かつ技術と社会の関係、人と技術の関係を視野に入れた海事システムの管理と構築に関する教育研究を、他研究科（法学研究科および国際協力研究科）との連携によって実施している。

東京海洋大学 海洋科学部 海洋政策文化学科

海洋科学部は、東京水産大学と東京商船大学が統合し東京海洋大学となった際に設置された学部であるが、特に海洋に関わる政策や文化の教育・研究を目的として2004年に海洋政策文化学科が設置された。国際海洋政策学、海洋利用管理学、流通・マーケティング論の3専門分野で構成されており、学生は1・2年次で理科系も含めた教養科目を広く習得した後、3・4年次では主に社会・人文系の側面から海洋をめぐる問題を総合的に学べるようなプログラムを提供している。

東海大学 海洋学部 海洋文明学科

東海大学海洋文明学科は、既存の学問領域を超えて海を総合的に理解するための教育・研究の実現を目指し、2004年4月に設置された。海文明の成立、海文明の姿、海文明のあり方など「文明」という切口から構成されたプログラムが特徴である。過去の文明の姿として海と人間の歴史や海と生命を、現在の文明の姿として海洋民俗学や沿岸環境学、マリンスポーツを、未来の文明の創造として国際法と海洋法、海洋産業の経営論などの授業が提供され、これらを通じて総合的な視野を養うことを目指している。

横浜国立大学 統合的海洋・教育センター

横浜国立大学では、海洋に関する科学・技術と法律・行政について総合的な知識基盤を育むための「統合的海洋管理プログラム」を提供する統合的海洋教育・研究センターが2007年10月に設置された。本プログラムは、学内の各大学院に所属している海洋を専門領域とする教員がセンターに兼務し、修士課程を対象にした海洋に関する文理融合型の教育を行うもので、統合的海洋管理・海事行政、海事産業振興に寄与する人材育成を目標にしている。また、本プログラムは学院副専攻に位置づけられており、プログラム修了者には「統合的海洋管理プログラム修了証」が授与される。

東京大学 機構・海洋アライアンス

東京大学では、海洋という幅広い分野を総合して考えることのできる人材の育成および、海

洋関連研究者・大学院生の活動を支援するため、2007年7月に大学内の海洋に関する多様な分野の研究者が連合した「機構・海洋アライアンス」が組織された。現在のところ海洋アライアンスが提供している教育プログラムには、教養課程（学部1・2年生）の学生を対象とした海に関する多様な分野のオムニバス講義（1コマ）や公開シンポジウムがあるが、今後、分野横断型大学院教育プログラムの運営を目指してさらなる拡充が企画されている。

また、2008年に設置予定の学科としては、下記のものがある。

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 海洋技術環境学専攻

海洋技術環境学専攻は、海洋の利用と保全に関わる技術および政策科学を発展させ、海洋の保全と新たな環境創成、海洋の利用と新産業の創出のために活躍できる人材の養成を目的に2008年4月に設置される専攻である。教育プログラムの柱は、海洋技術政策、海洋産業創成、海洋環境創造の3つであり、修士および博士レベルの教育が予定されている。

東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科 海洋管理政策学専攻

海洋政策分野と海洋利用管理分野があり、海洋の保全と資源の有効利用を総合的かつ計画的に調査・利用・管理する政策を立案できる人材および国際的秩序の形成・発展を担う人材を養成することを目的として2008年4月に設置予定である。学生の定員は18名、プログラム修了者には修士（海洋科学）を授与する予定である。

関西地区海事教育アライアンス

大阪府立大学大学院工学研究科、大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻、神戸大学大学院海事科学研究科の3大学が連携して2008年4月より授業を実施する予定である。専門分野としては主に海洋システム工学分野を中心としており、三大学大学院の単位互換が実施される他、(社)日本造船工業会や国土交通省、(社)日本船主協会の寄付講座も開設される予定である。

以上のように、国内の大学および大学院では、現在急速に海洋管理教育プログラムの設置が実現されつつある。2007年4月に成立した海洋基本法を受けて、今後、さらに大学・大学院での海洋管理教育プログラムが発展し、社会的ニーズも高まっていくことが予想される。プログラムの内容の充実や、卒業生の進路の開拓等、総合的な海洋管理の実現に向けた教育の推進については今後のさらなる展開に期待したい。

(酒井 英次、福島 朋彦、日野 明日香、眞岩 一幸)

第1節 国連等世界レベルの動き

1 はじめに

海洋の諸問題を日常的に扱う世界的な国際機関には、国連（とくに総会）とそのいくつかの専門機関がある。後者は、船舶航行や海洋汚染問題を扱う国際海事機関（IMO）、漁業問題を担当する国連食糧農業機関（FAO）、海洋の科学的調査等を扱う国連教育科学文化機関（UNESCO）などで、専門的・技術的分野での活動に従事している。これに対し、国連総会は、最高の政治的レベルから海洋（および海洋法）に関するあらゆる問題を検討し、各国や専門機関を含む国際機関に対して適当な勧告を行う権限が与えられている。国連総会は数多くの議題を扱い、海洋問題についての討議時間は通常2日ほどのみが割り当てられるにすぎないため、2000年以来、毎年秋の総会開催以前に一週間をかけ、すべての国が自由参加できる非公式会合を開き、問題を重点分野に絞った詳細な検討が行われている。これが「海洋および海洋法に関する非公式協議プロセス」とよばれるもので、参加者は国家のみならず、問題に関係する国際機関とNGOの代表も多数含み、結果は国連総会に勧告され、毎年海洋・海洋法に関して採択される総会決議の一部の項目の重要な基礎となっている。したがって、同非公式協議プロセスには、その時点において国際社会が最も注目する海洋問題についての種々の取組みや立場が反映されているといえる。

以上に加え、わが国も含め多くの国が注目している世界的動きとして、国連海洋法条約が設立した大陸棚限界委員会の作業がある。同委員会は、国連の一部ではないが、国連（法務局海洋問題・海洋法部）が事務局を提供し、その施設とサービスを利用しており、事実上国連機関に等しい活動を行っている。

以下においては、まず、大陸棚限界委員会の現在の作業状況に触れ、ついで非公式協議プロセスを含む国連総会の最近の動きのなかで注目すべきトピックを取り上げることとする。

2 大陸棚限界委員会の動き

国連海洋法条約は、沿岸国が領海を越えて海底の天然資源に対する排他的権限を主張できる法的大陸棚の外側の限界を、沿岸の基線より200海里まで、または「大陸縁辺部」がそれ以遠にまで延びている場合にはその限界まで、と定める。ただし、この限界を科学的に設定するためにいくつかの条件や限界の最大限度を設けており、沿岸国はこれらの規則に沿って設定した限界と調査データを、条約の締約国会議が選出する21人の専門家からなる大陸棚限界委員会に提出し、その審査を受けなければならない。わが国を含む多くの諸国は、そのような審査の申請提出期限が2009年5月に定められ、そのための準備作業に励んでいる。ところが、委員会は現在、

3つの深刻な問題を抱えている。

まず、委員会はこれまで、ロシア、ブラジル、オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド、ノルウェー等の申請を審査してきているが、今後数年内に、すでに申請予定を明確にした数か国も含め、申請提出が急増する可能性がある。委員長が2007年春に行った予測では、申請の総計は最大65にもなるという。これは、海洋法条約起草当時に予測された数の倍近くになり、しかも科学的知見・技術の進歩により申請データが著しく複雑化し、莫大な量を伴うものもある。同委員会は、現在年2回、合計8週間会合し、提出された申請を3つの小委員会で同時並行的に検討し、毎年2つの申請審査を済ませる予定でいるが、作業量の劇的な増大に伴い、委員会の現在の作業方法ではすべての申請の審査を終えるのは2035年になると予測する。ただし委員会の毎年の会合時間を大幅に延長すれば審査完了は早くなるが、それには通常本国で本職に従事する委員の長期間のニューヨーク滞在と事務局の拡充が必要となる。

第二の問題は、委員の滞在が長期化すればするほどその経費も増大し、現在は委員出身国の政府負担となっている経費を誰が負担するかであり、さらに長期間本国から離れて行う作業に対する報酬の支払い要望も出されている。ことに途上国の負担継続の困難性が指摘され、報酬については国連通常予算等からの支払い案も出されている。これら問題については、現在海洋法条約の締約国会議で検討中であるが、2007年の会合においても結論はせず、将来の検討課題として残されている。これら問題のすべての締約国にとって満足な解決は極めて困難と思われ、現在の先着申請順の審査方法が継続される場合、わが国等を含む今後の申請の検討時期が相当先送りされる可能性が強いと思われる。

第三は、とくに多くの途上国が条約規定の要件に沿って期限内に大陸棚の外縁調査を行い、科学的データをそろえて申請を提出する能力をそなえているか否かの問題で、これも2008年の締約国会議において検討する予定となっている。

3 国連総会の動き

上述の海洋・海洋法に関する非公式協議プロセスは近年、脆弱生態系、漁業、海のゴミ、生態系アプローチ、海洋遺伝子資源などを主要テーマとして集中的に議論を行ってきた。総会はまた、公海・深海底の生物多様性の保全と持続可能な利用問題を検討するための非公式作業グループを設置した。以下においては、これらの作業やそれを基に採択された総会決議を通じて、とくに注目されるグローバルな潮流を見ることとする。便宜上、生態系アプローチ、生物多様性の保全・利用、および漁業問題の3項目に分けて論ずるが、これらには相互に関連し合っている面もある。

(1) 生態系アプローチ

世界の多くの海域における環境悪化の継続と環境の競合的利用の増大の結果、緊急の対応が必要で、生態系の保全を目的とする管理措置のなかで何を優先させるかが決定されなければならない。こうした認識にたって、2006年の総会決議は海洋管理における生態系アプローチを重視し、それはつぎのような目的で人間の活動を管理することに焦点をおくべきだとする。すなわち、①財・環境サービスの維持に必要な生態系の健全性を維持・回復すること、②食料安全保障のための社会的経済的

便益の提供、③（国連ミレニアム宣言などの）国際的開発目標を支えるような生計水準の維持、および、④海洋生物多様性の保全、である。

総会はさらに、生態系アプローチの実施に際しては非公式協議プロセスがコンセンサス合意した一連の要素を考慮するように要請したが、その主なものはつぎのとおりである。すなわち、①生態系の財・サービスを維持するために生態系の構造、機能およびプロセスの保存を重視すること、②人間活動と生態系間、生態系の構成要素間および生態系間の相互作用を重視すること、③社会の異なる諸目的間のバランスを達成するよう努めること、④計画、実施、管理におけるステークホルダーや地域社会の参加を可能にすること、⑤伝統的なおよび先住民の知見や科学的情報を含む、入手可能な最良の知見に基づき、先進的知見・経験にも順応的であること、⑥リスクを評価し、予防的アプローチを採用すること、⑦多角的活動や複数セクターに係わる統合的な意思決定手続と管理手法を採用すること、⑧海洋生物多様性の保存と持続可能な利用の間の、適切なバランスと統合を追及すること、⑨多角的人間活動の海洋生態系への累積的インパクトを評価すること、⑩生態的、社会的、文化的、経済的、法的小および技術的見地を考慮すること、⑪ことに脆弱な生態系において、人間活動による悪作用の回避に努めること、等である。

（2）公海・深海底生物多様性の保全・利用

いずれの国家の管轄権にも属さない公海水域と深海底の生物多様性に係わる問題は、公海自由の原則、深海底制度、脆弱生態系保護、生物多様性条約などいくつかの角度から論じられてきているが、国連総会は2004年、同問題についての報告書を事務総長に要請し、上述のように作業グループの設置を決議した。事務総長は翌2005年包括的な報告書を提出し、これをベースに作業グループは2006年2月に会合した。同グループの作業は継続中で2008年の会合も予定されているが、同グループの作業や非公式協議プロセスなどを通じて、問題の対象たる生物多様性の現状と主要な問題点はほぼ明らかにされてきた。

海洋の生物多様性問題のなかでも最近とくに注目されているのは深海・深海底のそれで、生物多様性にとってとくに重要な場所として、海山、冷水サンゴ礁、海溝、海底峡谷、熱水噴出孔、クジラの死体などがあげられる。これらは、いずれもひとつひとつの場所が高度な固有性を持った多くの生物種で構成される極めて脆弱な生態系をもっており、たとえば、水深6,000メートル以上の海溝において700種ほどの生物が記録されているがその95%が、また熱水噴出孔において特定された約500種の生物の約90%が、同一の海溝・噴出孔に固有の種だとされる。それ故、1か所における生態系への損傷は多くの固有種に対する世界的な損失をもたらすことになる。

海洋の生物多様性に対して悪影響をもたらすものとしては、漁業、気候変動、汚染、外来種の導入、排水、鉱物資源開発、人工音の海中伝播、ゴミ、科学的調査活動、CO₂の海底隔離、観光、海底パイプライン・ケーブルなどがあげられる。

法的問題としては、まず、公海および深海底について一般的に受け入れられた国連海洋法条約の規定が存在し、さらに生物多様性の保護と持続可能な利用についての一般的国際協力義務を定める生物多様性条約の規定も存する。さらに漁業活動に関しては、海洋法条約以外にも公海漁業実施協定が多くの国につき適用される。しかしながら、海洋法条約採択（1982年）後に発見されてきた深海底の生態系や、深

海底生物の遺伝子資源の法的地位やその調査・探査活動に関してはいずれの条約にも明確な規定がないため、諸国の見解は分かれている。一般に先進国を中心とする諸国は、それらには公海の自由が適用され、したがってその遺伝子資源等の探査・開発は（公海漁業と同じように）原則として自由であるとするのに対し、多くの途上国を含む諸国は、それらには海洋法条約の深海底制度が適用され、よって同資源は人類の共同遺産（財産）であるとする。また、海洋法条約は科学的調査の自由の原則を、公海と深海底に関して規定するが、一般に商業的目的を持つと解される遺伝子資源の生物探査（*bioprospecting*）もこれに含まれるか否かは明確でなく、解釈は分かれている。遺伝子資源をめぐるこうした問題については新たな協定の策定も提案されている。しかし諸国の見解の統一は困難な状況で、2008年の上記作業グループでさらに検討されることになっている。

（3）漁業問題

国連総会は、世界的な漁業資源の激減とその乱獲に危機感を示し、過去十数年にわたり海洋・海洋法問題とは別に漁業問題を取り上げ、毎年詳細な決議を採択している。ここ数年来はとくに予防的アプローチおよび生態系アプローチの幅広い適用、過度な漁獲能力の削減、地域的漁業機関の強化、公海漁業実施協定の遵守促進などを強調しているが、最大の焦点はいわゆる IUU 漁業、すなわち国内法令や地域的協定に反する漁業、旗国当局等に報告をしないか、または虚偽の報告をするもの、および地域的協定の規制水域において協定非締約国の漁船が規制を無視して行う漁業活動や公海上で国際法の一般的原則に反して行う漁業等にある。それに加え、漁業活動の監視・規制・監督（以下、MCS）の強化および生態系を重視した漁業についても重視している。

まず、IUU 漁業に関しては、総会は、それが依然、海洋生態系に対する最大の脅威のひとつで海洋資源の保存管理にとって重大な問題であり続けるとの認識を示し、各国、国際機関、地域的漁業機関等にさまざまな対策の強化をよびかけている。具体的には、漁船の旗国としての海洋法上の義務履行は当然であるが、近年は漁船が寄港する港の所在国、すなわち寄港国による、IUU 漁船の入港拒否や漁獲物の水揚げ・転載の禁止などの措置の強化を重視している。寄港国の措置に関してはすでに FAO のモデル・スキームや行動計画があるが、これをもとに法的拘束力ある文書の策定も検討するよう勧める。また、各国に対し、自国の船が IUU 漁船から漁獲物の転載を受けないよう確保すること、および WTO 規則など国際法に則した貿易措置を国際的に合意し、実施するようよびかけている。

漁船の MCS の強化は、IUU 漁業のみに限らないが、総会は、各国と地域的漁業機関に対し包括的な MCS とともに GPS を利用した船舶監視システム（VMS）の全大型漁船への導入を2008年までに行うことをよびかけている。また複数国による MCS の共同実施、港や洋上での漁獲物の転載規制、合法的操業漁船のポジティブ・リストまたは IUU 漁船のネガティブ・リストの拡大、FAO による漁船のグローバルな登録簿作成への協力などを要請している。

総会はまた、生態系アプローチの漁業への適用を奨励し、とくに予防的アプローチともあわせて、海山、熱水噴出孔、冷水サンゴ礁などの脆弱生態系を漁業活動による破壊から保護するようよびかけている。さらに権限ある地域的漁業機関に対し、おそくとも2008年末までに、底引きトロール漁など既存の海底漁業活動が脆弱生態

系に重大な影響を与えていないかを科学的に評価し、そうである場合にはそのような影響を防止するか、漁業を中止させること、また、脆弱生態系の存在が判明している場合には、海底漁業を中止させること、などを求めている。総会はさらに、FAO に対し、脆弱生態系に関するグローバルなデータベースの構築を検討するよう促し、海洋保護区の漁業目的の管理についての技術的ガイドライン策定の計画を支持している。FAO はまた、深海底漁業のためのガイドラインと基準の作成作業を開始し、2008年には政府代表による協議開催を予定している。



写真5-1-1-1 アラスカ沖海山の深海サンゴ
(<http://oceanexplorer.noaa.gov/explorations/02alaska/logs/jul15/media/paragorgia.html>)

4 おわりに

以上に概観した諸問題は、いずれも海洋基本法が基本理念としてうたった「海洋の生物多様性の確保」、「良好な海洋環境保全」および「海洋の持続的な開発・利用」に関連するものであり、「国際的秩序の形成・発展のために先導的な役割」を担わんと欲するわが国は、これら問題に積極的に取り組むことが望まれる。

(林 司宣)

第2節 海洋の持続可能な開発に向けた協力

1 PEMSEA の活動の特徴と新たな協力体制の構築

東アジアの海洋の持続可能な開発に向けた地域協力の代表的事例として、1994年に地球環境ファシリティ (GEF)、国連開発計画 (UNDP)、国際海事機関 (IMO) の共同プログラムとしてスタートした「東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)」、UNEP 主導の地域海計画の東北アジア版である「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」、同じく東南アジア版の「東アジア海計画 (COBSEA)」、などがあげられる。なかでも PEMSEA は、海洋汚染や生息地破壊への対症的な対応よりも、沿岸域開発や海域利用計画のできるだけ早い段階で環境目標を組み込むことを重視し、多様な関係者の参加を得て各種プロジェクトを進めていく実践的な取組みとして注目されてきている。2006年12月には、PEMSEA を2007年以降、長期的な地域協力メカニズムに移行させることが政府間で正式に合意され、新たなメカニズムの運営体制が整備されつつある。本項では、こうした PEMSEA の活動の特徴と新たな協力体制の構築をめぐる動きを紹介する。

PEMSEA
Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia

NOWPAP
Northwestern Pacific Action Plan

COBSEA
計画の実施機関である Coordinating Body on the Seas of East Asia の頭文字をとって COBSEA と呼ばれる

ICM
Integrated Coastal Management

注1 Kullenberg et al, "Performance Evaluation: Building Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA) Terminal Evaluation Report," 2006.

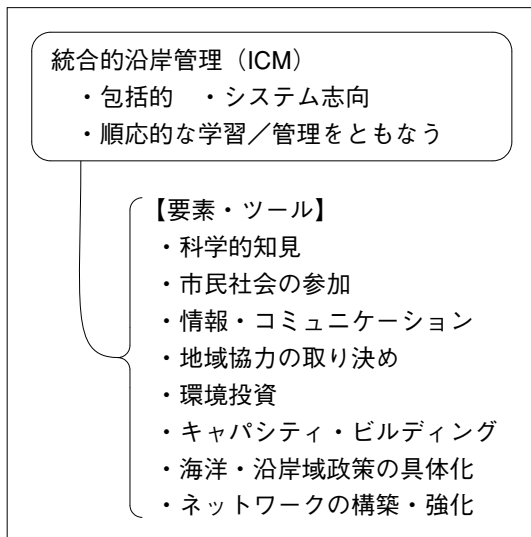


図5-2-1-1 ICMの基本的性格と要素
(出典：Kullenberg (2006) をもとに筆者作成)

PEMSEAはこれまで、分野横断的なパートナーシップの構築により地域、国、地方の各レベルの環境管理能力を強化することを目指して活動を展開してきた。その根幹をなすのが、統合的沿岸管理 (ICM) である。図5-2-1に、PEMSEAが取り組むICMの基本的性格と要素を示す^(注1)。PEMSEAは、先駆的な取組みとしてICMデモンストレーション・サイトを構築し、そこで得られた経験を地域全体で共有していくことでICMの拡大を図ってきた。ICMデモンストレーション・サイト構築は、アモイ (中国) とバタングス (フィリピン) の2か所で始まり、

現在までに8か所に増えた。加えて、18か所で GEF からの財政的支援を受けずにデモンストレーション・サイトと同様の枠組みで統合的沿岸管理を行うパラレル・サイトが構築され、運営されている。

また PEMSEA は、高度汚染地域の環境リスク評価、統合的情報管理システムの開発、民間企業と連携した環境投資機会の創出、地方自治体間のネットワーク構築、大学での教育カリキュラムに関するノウハウの共有など多様な活動を実施してきた。さらに PEMSEA は、東アジア全体の地域協力メカニズム強化のために各国政府、地方自治体、非政府組織、国際機関、研究機関等 (これらを総称して「パートナー」とよぶ) との間のパートナーシップ構築を進めてきており、その成果が後述するような2007年以降の新たな地域協力メカニズムの構築である。

資金調達に関しては、GEFからの財政支援を中心に据えながら、各種プロジェクトに参加するパートナー、主としてプロジェクトを実際に行う地方自治体からの協調的な資金調達 (Co-financing) を積極的に進めてきた。1999年から2007

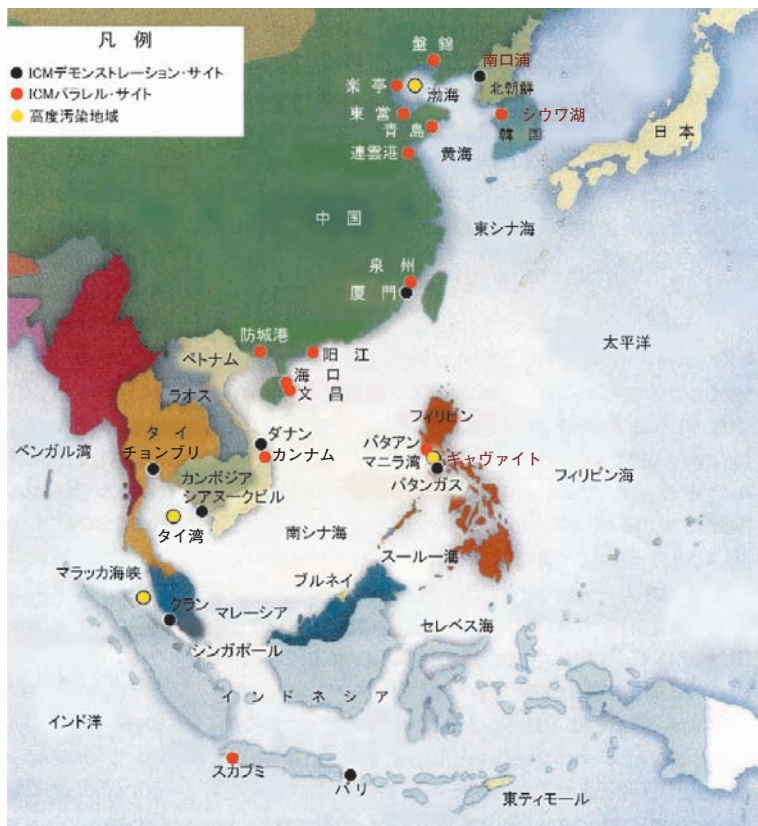


図5-2-1-2 PEMSEAのプロジェクト・サイト

年6月までの各パートナー（GEF以外）からの資金調達の総額は約30億円であり、これは当初の目標の約7倍にあたる^(注2)。

PEMSEAがパートナーシップの構築・強化を進めるにあたって基礎としているのは、地域条約ではなく、各パートナーが自らの利益関心と政策優先順位に基づき各種プロジェクトに参画し協力を図るという「デ・ファクト・パートナーシップ」の考え方である。多様な社会経済的状況を持つ東アジア諸国が共通の課題に取り組むために、長期間を要する地域条約の文言や数値目標の交渉を行うよりも、具体的プロジェクトを実施することがより効果的であるという認識がパートナー間で共有されているためだ。

しかし、地域条約などの法的文書を持たない以上、地域協力への各パートナーからのコミットメントを確保する仕組みが必要となる。そこでPEMSEAは、3年毎の「東アジア海洋会議」において閣僚級会合を開催し、協力促進のための政治的意志の強化を図っている。また、東アジア海洋会議では、閣僚級会合と同様に重要な役割を持つ国際会議が開催される。同国際会議は、海洋管理にかかわる政府機関、国際機関、非政府組織、研究機関などのメンバーが一堂に会し、海洋・沿岸域の諸問題に関して広く経験・知見の共有を図る場となっている^(注3)。

2003年にマレーシアのプトラジャヤで開催された東アジア海洋会議2003では、「東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）」、および、その実施を宣言する「プトラジャヤ宣言」が採択された。SDS-SEAは、海洋の持続可能な開発に向けて東アジアが直面している諸問題とそれらに対処するための政策および技術面での方法論を明文化したもので、PEMSEAの地域協力の基礎となっている。2006年12月に中国海南島の海口市で開催された東アジア海洋会議2006では、PEMSEAをSDS-SEAの実施のための地域協力メカニズムとして位置づけ、優先的目標やフォローアップ行動を盛り込んだ「東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意（海口合意）」、および、新たな協力体制の組織構成や運営手続きを定めた運営協定が採択・署名された^(注4)。

海口合意のポイントは、表5-2-1-1のとおりである。海口合意は、PEMSEAをSDS-SEA実施のための地域調整メカニズムとして位置づけ、東アジア海域の各国が、分野別の取組みから統合的な海洋・沿岸域管理へ、危機対処型の対応から長期的な人材育成・能力構築へ、また計画立案から実際のプログラム実施へと転換することを目指している。優先的目標としては、人材育成・能力強化、10年単位の地域パートナーシップ計画の採択、東アジア地域全体の海洋・沿岸域の持続可能な開発に向けた取組状況を示す報告書

注2 PEMSEA Secretariat "Report of the Regional Programme Director/Interim Executive Director", PC/07/DOC/08, 06 July 2007.

注3 国際会議への参加者数は、2003年には約450名、2006年には約700名にのぼった。

SDS-SEA Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia (邦訳はシップ・アンド・オーシャン財団海洋政策研究所(2005)『東アジア海域の持続可能な開発戦略—PEMSEA10年の成果—』所収。)

注4 なお、今回は2009年11月にフィリピンのマニラで東アジア海洋会議2009が開催される予定である。



写真5-2-1-1 東アジア海洋会議2006

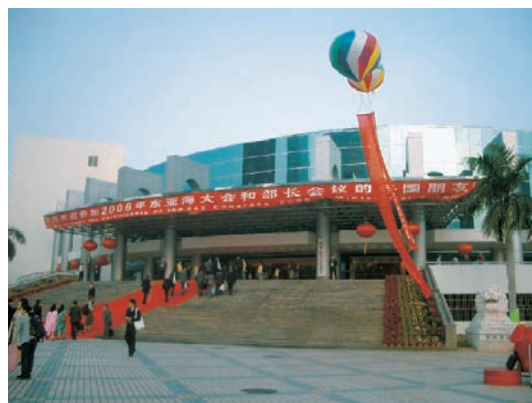


写真5-2-1-2 東アジア海洋会議2006の会場となった市議会議事堂

「東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意」のポイント

- ◆ 2003年の東アジア海洋会議閣僚級会合において採択された「東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）」を、持続可能な海洋・沿岸域の開発のための地域共通のプラットフォームとして認識する。
- ◆ SDS-SEA実施のための長期的パートナーシップのあり方
 - 各国政府、国際機関、NGO、研究機関、産業界などを含む、すべてのステークホルダーが参加するパートナーシップ・アプローチを採る。
 - 個別の分野への単一目的の取組から統合的な海洋沿岸域ガバナンスへ、危機対処型の対応から長期的な能力構築への認識転換（パラダイム・シフト）を奨励する。
- ◆ 優先的目標
 - 地域人材の活用、資金調達促進、法制度の整備等を行い、10年単位の地域パートナーシップ計画を採択する。
 - 海洋・沿岸域に関する情報収集と既存の取組の評価分析により、2009年までに東アジア地域全体の海洋・沿岸域の持続可能な開発の実現に向けた取組状況を示す報告書“State of the Coast”を作成する。
 - 2015年までに参加国の少なくとも70%で沿岸域・海洋の持続可能な開発に向けた国家政策と行動計画を策定・実施する。
 - 2015年までに域内沿岸域の少なくとも20%で統合的沿岸管理プログラムを実施する。
- ◆ SDS-SEA実施のための地域メカニズム
 - PEMSEAをSDS-SEA実施のための地域調整メカニズムとして認識し、その枠組みを「SDS-SEA実施のためのパートナーシップ運営協定」として採択・実行する。
 - ◇ 東アジア海洋会議を3年ごとに開催し、各パートナーのSDS-SEA実施の進捗状況のモニタリング、多様な関係者の情報共有の促進によりSDS-SEA実施の促進を図る。
 - ◇ 東アジア海域（EAS）パートナーシップ会議がSDS-SEA実施の政策指針を提供し、実施状況をレビューする。
 - ◇ PEMSEAリソース・ファシリティがEASパートナーシップ会議の事務局として機能するとともに、PEMSEA参加国に対してSDS-SEAを実施するうえでの技術的助言、能力構築、技術上の支援を提供する。
 - ◇ 東アジア海域（EAS）パートナーシップ会議が設立した地域パートナーシップ基金が、国、国際機関、ドナー、各種組織や個人から資金を得てSDS-SEAの実現に資するよう、EAS執行委員会の監督の下に有効に活用される。
- ◆ フォローアップ行動
 - 2009年までの3年間に以下の措置を講じ、次回の東アジア海洋会議にその成果を報告する。
 - ◇ 国際的責務および各国の法律と能力に応じた、作業計画の策定、資金調達、優先目標達成のための政策実施
 - ◇ 東アジア地域内の知的資源を最大限に活用するための多様なステークホルダーとの協力関係の強化
 - ◇ 国・地域レベルでの水質汚染の軽減
 - ◇ 民間セクターからの投資や連携による革新的な財政メカニズムの構築
 - ◇ 東アジア地域の複数の政策の重複を避け、相乗効果を増すようなパートナーシップの促進
 - ◇ SDS-SEA実施のための各国における複数省庁、多様なセクター、学際的な関係者が連携した取組のメカニズムおよびプロセスの発展・強化
 - ◇ SDS-SEA実施に関する意識啓発活動と多様な関係者の参加促進

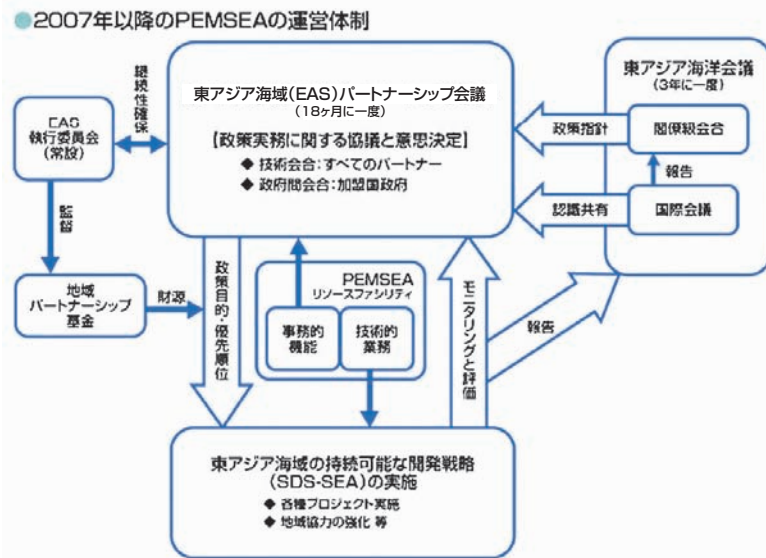


図5-2-1-3 2007年以降の PEMSEA の運営体制

“State of the Coast” の作成、沿岸域・海洋の持続可能な開発に向けた国家政策と行動計画の策定・実施、統合的沿岸管理プログラムの実施が盛り込まれている。また、運営協定では、図5-2-5に示すような新たな運営体制が合意された。

これを受けて、2007年7月には、意思決定機関である東アジア海域（EAS）パートナーシップ会議の第一回会合がインドネシアのマナドで開催され、常設の EAS 執行委員会が正式に発足するとともに、地域パートナーシップの運営や今後の事業計画が協議された。こうして PEMSEA の新たな地域協力メカニズムは実際の活動を開始した。なお、同会合の参加者の多くが日本の海洋基本法の成立と今後の動向に関心を有していたことを付記しておく。日本の PEMSEA への正式参加は2002年とやや遅れたが、国際的協調を基本的理念のひとつに掲げた海洋基本法のもと、東アジアの海洋の持続可能な開発に向けた地域協力における日本政府の取組み強化が期待される。

（大久保 彩子）

2 マラッカ・シンガポール海峡の安全航行等に関する協力メカニズムの構築

（1）マラッカ海峡の航行安全対策等への利用国・利用者の協力問題

マラッカ・シンガポール海峡（以下「マ・シ海峡」）は、インド洋と東シナ海を結ぶ世界の海上交通の要衝である。特にペルシャ湾から北東アジアへの原油輸送ルートとして重要な役割を果たしており、中東原油への依存割合の高い日本、韓国、最近原油の輸送が急増している中国など、東アジア諸国にとっては生命線である。

世界経済の発展とグローバル化の進展を受けて、20世紀の末になると、マ・シ海峡の通航量は一層増加し、その利用状況も、日本が唯一の大口利用国であった状況は過去のものとなった。いまでは中国、韓国等の北東アジア諸国、シンガポール、マレーシアなどの海峡沿岸国、さらに欧米諸国などの利用が増加して、海峡利用国の多極化が進行している。

また、同時に、マ・シ海峡では交通の輻輳に伴い大きな衝突事故が相次いで発生し、海峡の航行安全を確保するため、1998年には、分離通航方式（TSS）が全長500キロに及ぶ海峡主要部分に拡大され、同時に強制船位通報制度（VTIS）が導入され、TSS延長にあたっては水路再測量、新たな航路標識の整備、航路標識の維持管理のための設標船の代替建造が行われるなど、マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全対策はさらに大きく進展した。

このような海峡の安全対策等の強化に伴い、それに要する経費もまた継続的に増加してきた。これらは沿岸国にとって大きな負担であり、国によってはその負担が困難な状況にある。その一方で、利用国のほとんど、ならびに海峡通航の直接の受益者である海運産業は、海峡の航行安全対策等になんら負担をしていない状況が続いている。

1994年に発効した国連海洋法条約は、第43条で、国際海峡の航行及び安全のために必要な援助施設及び国際航行に資する他の改善措置並びに船舶からの汚染の防止、軽減及び規制について、海峡の沿岸国と利用国は合意により協力する、と定めている。しかし、同条約発効から13年経過した現在も、このような協力の合意は、世界のいずれの国際海峡でもまだ実現していない。近年のマ・シ海峡の状況は、負担の公平性の観点を含めて、改めて海峡の利用国、利用者による海峡の航行安全対策等への協力の必要性を浮き彫りにした。

加えて、1990年代からマ・シ海峡において海賊事件が増加し、21世紀初頭にはピークに達して、沿岸国はもちろん国際社会はその対策に追われている。また、2001年にニューヨークで起きた9.11同時多発テロ以降、マ・シ海峡においても海上テロに対するセキュリティ対策の強化が沿岸国・利用国の共通関心事として浮上した。このような状況からマ・シ海峡の安全対策については、安全航行および海洋環境保全に、さらにセキュリティを加えて論じられるようになってきている。

（2）「マラッカ及びシンガポール海峡会議」の協力メカニズム

これらの状況を背景に、インドネシア、マレーシアおよびシンガポールの沿岸3国と国際海事機関（IMO）が、2005年から協力して「マラッカ及びシンガポール海峡会議：安全・セキュリティ・環境保護の増進」を開催した。2005年のジャカルタ会議、2006年のクアラ・ランプール会議に続いて、2007年9月には、シンガポール政府およびIMOが「マラッカ及びシンガポール海峡会議：安全・セキュリティ・環境保護の増進」をシンガポールで開催した。

この会議は、海峡の沿岸国および利用国、海事産業、その他の利害関係者が多数参加して行われた。会議は、過去2回の同会議の成果を踏まえて関係者の積極的な参加の下に進められ、①沿岸3か国が提案した「協力フォーラム」「プロジェクト調整委員会」「航行援助施設基金」からなる「協力メカニズム」を支持、促進すること、②利用国、海事産業、その他の利害関係者が、任意で「協力メカニズム」に参加し、資金的貢献をするように努めること、などが合意された。

また、沿岸国が提案している、「協力メカニズム」の下で推進される航行安全や環境保全に関する次の6プロジェクトに対しては、中国、米国、日本、韓国、豪州、アラブ首長国連邦、日本財団などが、それぞれ関心あるプロジェクトに支援を表明した。

① 分離通航帯内における沈船の除去

- ② HNS（有害危険物質）への対応体制整備
- ③ 小型船舶用のAIS（船舶自動識別システム）クラスBの実証支援
- ④ 潮流・潮汐等の観測システムの整備
- ⑤ 既存の航行援助施設の維持・更新
- ⑥ 津波の被害を受けた航行援助施設の復旧整備

（3）「協力メカニズム」の意義と日本財団の貢献

今回構築することが合意された「協力メカニズム」は、シンガポール声明が自ら述べているように、初めて海洋法条約第43条が定める「利用国の協力」の実現を図る野心的なものである。

しかも、今回の合意は、第43条に則り利用国の協力を初めて実現するばかりでなく、条約がその制定当時に想定した協力の内容を超えて、海峡利用国だけでなく海峡利用者の協力をも組み込むメカニズムとなっている。

海峡利用者の協力を組み込むメカニズムの構築には、これまで海峡の航行安全対策等に多大の協力を行ってきた日本財団が、海峡通過の直接の受益者である海運産業に任意の拠出を働きかけたことが大きく貢献している。すなわち、⑤の既存の航行援助施設の維持・更新は、国際海峡の安全等の確保のための基盤的プロジェクトであるが、これについて、日本財団は、次のような提案を国際海運産業諸団体に行った。

<日本財団の提案>

- ・経済のグローバル化にともなって海峡を通過する物流量が増加している。その膨大な物流量と経済負担力から見れば、灯台等の航行援助施設の維持・更新の費用負担はごくわずかである。海峡の直接の利用者である海運産業は、海の利用はタダという既成観念を捨てて、海峡沿岸国が中心となって構築する「協力メカニズム」の「航行援助施設基金」に対して、企業の社会的責任（CSR）活動として任意の資金拠出を行ってはどうか。
- ・海運産業が資金拠出を行うのであれば、日本財団は、同基金設立当初5年間その予算額の1/3相当額を拠出する用意がある。

このような日本財団の積極的な提案を受けて、**INTERTANKO**、**ICS**、**BIMCO** など主要国際海運団体は、「協力メカニズム」に対する支持を表明した。海峡通過の直接受益者である海運産業界が**CSR**という21世紀的コンセプトの上に立って任意の協力を具体的に検討し始めたことにより、「航行援助施設基金」の設立は、その実現に向けて大きく動き出した。

さらに、このような日本財団・海事産業の積極的取組みに刺激を受けて、これまで様子を見ていた他の利用国や産油国の中からも航行援助施設基金に対して積極的協力を申し出る国がでてきている。

国際海峡の安全確保等の問題を**CSR**活動として捉えて海運産業界の自発的意思を引き出した日本財団の取組み、ならびにそれに呼応した海事産業および沿岸国・利用国の対応が、航行援助施設基金設置を現実のものとしようとしており、日本財団の取組みは関係者に高く評価されている。

このように多様な関係者が参加・協力した今回の「協力メカニズム」構築の合意は、長年懸案だった海峡の沿岸国と利用国・利用者の協力メカニズムの実現に向け

INTERTANKO
国際独立タンカー船主協会

ICS
国際海運会議所

BIMCO
ボルチック国際海運評議会

て踏み出した大きな第一歩であり、同メカニズムの速やかな具体化が期待される。

(寺島 紘士)

第3節 海洋をめぐる各国等の先進的取組み

本節では、最近、海洋の管理のために先進的な取組みを進めている英国および欧州連合（EU）の取組みを取り上げる。

1 英 国

(1) 海洋政策に対する取組み

英国は、サッチャー政権以降、大規模な行政改革に取り組むとともに、1990年代後半からは、統合的な海洋管理政策に取り組んできた。1998年の「より清潔な海（Cleaner Seas）」の発表を手始めとして、多くの政策文書を策定および発表してきた。そして、それらの政策文書の集大成として、2007年3月に発表されたのが、「変化の海 海洋法案ホワイトペーパー」である。本文書は、明確に立法化を意図したものであり、項目ごとに立法化スケジュールを定めている^(注1)。

注1 A Sea Change A Marine Bill White Paper, p. 9.

(2) 「変化の海 海洋法案ホワイトペーパー」

2007年の海洋法案ホワイトペーパーは、全8章、169頁で構成されている。主な目的として、持続可能な発展の堅持と行政による規制の効率化・適正化を掲げている。適用の範囲については、基本的にイングランド全域と北アイルランドの一部を予定しており、スコットランドおよびウェールズについては、各分権政府が対応し、英国政府はこれに協力するに留めることになっている。

海洋法案の章立ては、①序論、②陸と海との統合、③環境に関するデータと情報、④海域における計画立案、⑤海域における許認可を必要とする活動、⑥海洋自然保護区、⑦海洋漁業管理の近代化、⑧海洋管理機関、となっている。

①では、海洋が英国にもたらす経済的、環境のおよび文化的恩恵、気候の形成に海洋が大きな影響を与えていること等を考慮し、海洋が人類の生命維持に不可欠な存在であることを示唆している。しかし、海洋の開発が進むにつれて、資源や環境の悪化が深刻な状況になってきた。また、海洋の活動はいずれも根源的には関連しているため、個別の問題に対処していったとしても、根本的な問題解決にはつながらない。そこで、統合的な海洋政策を実施する必要性が生じた。英国は海洋問題に対処するため、以下の戦略的アプローチをとる。すなわち、海洋開発の目標と優先順位の詳細化をはかる全国的海洋計画立案システムの構築、海洋開発許認可制度の簡素化・統合、海洋保護区の設定を含む天然資源の保護、漁業管理体制の再構築、海洋管理機構（以下、MMOと略す）の設置である^(注2)。

注2 Ibid, p. 6.

②では、海洋汚染の大部分は陸地の活動に起因していることを指摘し、海洋環境を保護するためには、海洋と陸地を統合的に管理する必要があることを強調している。また、2002年に欧州連合が採択した「統合沿岸域管理の実施に関する提言」を基礎としたアプローチの構築を目指すとしている^(注3)。

注3 Ibid, pp. 14-15.

③では、英国周辺海域におけるデータ収集は比較的進んでいるが、陸地におけるデータ収集と比較すれば、いまだに十分なものではない点を指摘。新たな海洋管理制度を構築するには、適切なデータ収集・整理・管理が不可欠である。現在、英国海洋監視戦略および海洋データ情報パートナーシップの一部として、データ収集および管理が行われているが、それらの情報がそのまま活用されるわけではない。そこで、各機関が収集した情報をネットワーク化し、共有できるようにすることが必要である。また情報を収集するに際しても、効率を考え、一回収集することで何度も使用できる汎用性の高い情報を収集・管理することが重要であるとする^(注4)。

注4 Ibid, pp. 16-17.

④では、海洋資源を保存し、海洋環境を保護した上で持続可能な発展を遂げるためには、戦略的な海洋開発計画が必要であることを指摘している。開発の目標と開発の優先順位を明確化するとともに戦略的海洋計画立案システムを創出することにより、海洋資源をより効率的かつ持続的に利用し、もって海洋への負担を最小限にする。そのためには、政府だけ、あるいは政府の特定の官庁だけで当該計画を立案するのではなく、民間の利害関係者を含めた政府横断的に多様な関係者が関与することが重要である^(注5)。そうすることにより、計画の透明性および効率性が確保され、結果的に計画そのものへの信頼性も増すことになる。

注5 Ibid, p. 30.

⑤では、持続可能な開発を促進する上で必要となる許認可制度の効率化を取り上げている。英国周辺海域では各種の海洋開発が実施されており、それらの開発に関連する許認可も多様なものとなっている。現在、許認可が必要となる事項として、浚渫、炭素貯留、石油・天然ガス等の海底資源の探査および開発等、風力や波力発電を中心とする沖合再生可能エネルギープロジェクト、ケーブル敷設等があげられる。そして、それらの許認可については、1985年食品・環境保護法および1949年沿岸保護法を中心になされていた。そのため、開発には複数の許認可が必要となるなど、手続は非常に煩雑であった^(注6)。そこで、迅速、低コスト、効果的かつ一貫性のある許認可決定を実施するためのシステムの構築が求められ、それに必要な機関の統合・新設が必要となる。英国では、許認可申請を処理する海洋管理機関を新設しようとしている。

注6 Ibid, p. 64.

⑥では、英国周辺海域は生息生物が多岐にわたっており、それを保護しつつ、海洋の生態系の悪化を食い止める必要があるとしている。そのため、環境への配慮が意思決定プロセスの中心にあるような仕組みを構築する。具体的には、海洋保護区域^(注7)を設定し、それらをネットワーク化することにより、情報の共有をはかることがあげられる。

注7 設定される保護区の種類については、ibid, p. 73を参照。

⑦では、生態系を保護しつつ、持続可能で収益性のある漁業の実現をはかるため、漁業管理の強化を指摘している。漁業管理体制を強化するため、関連機関の目的と任務を明確にし、沿岸漁業および環境管理の取り決めを刷新する。また、漁業関連法令を簡素化することにより、透明性を確保し、わかりやすい内容の法制を目指す^(注8)。

注8 Ibid, pp. 108-109.

⑧では、一貫性のあるアプローチを提供し、データの整理を行いつつ行政コストも削減するためには、統合された機関を新設する必要があることを指摘する。新設

する機関は海洋管理機関であり、任務としては、戦略的計画の立案、海洋許認可業務、漁業管理・執行、海洋環境保護業務、データ収集・整理等非常に多岐にわたる^(注9)。本機関は、部門横断型行政機関として、いかなる省庁および大臣からも独立して業務を行う。

(長岡 憲二)

2 欧州連合 (EU)

(1) 海洋政策グリーンペーパーの発表とこれに対する意見

欧州連合 (以下 EU) は27加盟国のうち22か国が海洋沿岸国であり、GDPの約3～5%の間のシェアを海洋産業が占めるなど海洋への依存度が高い。EUではこれまで海洋管理は補完性の原則に従って原則的に加盟国に委ねられ、EUレベルでの海洋関連政策は漁業・環境・運輸といった分野別に策定され、EUと加盟国および加盟国間、分野間の政策を調整する制度は整えられていなかった。

しかし、持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) で採択された実施計画 (2002年) に海洋に関する具体的な実施計画が盛り込まれるなど、統合的海洋政策策定への意識が世界的に高まるなか、EUの行政・執行機関であり、立法機関 (欧州議会および閣僚理事会) への法案提出権を有する欧州委員会が、統合的海洋政策策定の準備のため、海洋政策に関するステークホルダーからの議論の喚起を目的とする、「欧州連合の将来の海事政策に向けて：海洋に関するビジョン」と題するグリーンペーパーを2006年6月に発表した^(注10)。同ペーパーでは、統合的海洋政策の基本原則 (「成長と雇用のためのリスボン戦略」および生態系アプローチ、補完性の原則) が第1章で論じられ、以下、EU海事産業の競争力強化 (第2章)、沿岸市民社会の生活の質の向上 (第3章)、持続可能な海洋管理推進のためのツール (第4章)、海洋管理の分野別・国別アプローチから統合的アプローチへの転換の必要性 (第5章)、海事活動に対するイメージの向上 (第6章) 等につき、さまざまなアイデアが提示されている^(注11)。同ペーパー発表後、2007年6月末まで一般から意見を募集するコンサルテーションプロセスが設けられ、EU内外の国家政府・地方自治体・NGO・企業・個人から約500件の意見が提出された。日本からは日本政府および大日本水産会が意見を提出した。

コンサルテーションプロセスで寄せられた意見からは、海洋政策への統合的アプローチ導入への一般からの支持、加盟国やEU機構間の既存の権限配分維持への要望^(注12)、既存の法および政策の効率的実施の必要性、海洋環境に関しての国際的取り組み推進への高い要望、環境的な持続可能性と海洋産業の競争力の維持についてのステークホルダーの認識の高さ等が確認された。

(2) 「欧州連合の統合的海洋政策」(ブルーブック)等の採択

この成果をふまえ、欧州委員会は2007年10月10日に通達『欧州連合の統合的海洋政策』(ブルーブック) および同通達付属の作業文書『付属行動計画』、さらにコンサルテーションプロセスの成果をまとめた通達『欧州連合の海洋政策に関するコンサルテーションの成果』を同時に採択した^(注13)。

ブルーブックは5章約15ページの短い文書であるが、EUの統合的海洋政策策定

注9 Ibid, p. 128.

注10 European Commission, Green Paper "Towards a Future Maritime Policy for the Union: A European Vision for the Oceans and Seas" COM (2006) 275 final. グリーンペーパー以前に行われたEUの統合的海洋政策への取組みおよび同ペーパーの詳細については、海洋政策研究財団『海洋白書2007』を参照のこと (第1部第1章第2節 各国の海洋政策の取組み 4 欧州連合 (EU) (加々美康彦))。また、グリーンペーパーおよびブルーブックを含む関連資料は次のウェブサイトで入手可能。http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/index_en.html

注11 「補完性の原則」とは、EUと加盟国の行動範囲について規律する原則であり、EUの排他的権限に属さない政策領域においては、EUは、加盟国もしくは地方レベルよりもEUレベルで取り扱われた方がより効果的に目的を達成できると判断された場合のみ行動できるとするものである (EU条約第2条、EC条約第5条)。

注12 グリーンペーパーで提示された「欧州コーストガード設立提案」は、加盟国とEUの間の権限配分の変更をもたらすとして反対の声が多く、後述のブルーペーパーでは採用されなかった。

へ向けたビジョンおよび欧州委員会が今任期中（2009年10月まで）にとるべき行動計画の概要が提示され、行動計画の詳細は8章約40ページからなる『付属行動計画』において論じられている。

ブルーブック第1章「サマリー」ではEU統合的海洋政策の基本原則が示されている。すなわち、EU統合的海洋政策は、政策決定における分野・レベル（EU・加盟国・地域等）間の相互作用を考慮し、各分野別政策下の行動が共通の政策の枠組み内で作成されるよう確保するものであり、「成長と雇用のためのリスボン戦略」および「持続可能な開発のためのヨーテボリ戦略」に基礎をおくと説明されている。また、行動計画は補完性原則、自由競争原則、ステークホルダーの参加、生態系アプローチに沿って実施されることが述べられている。

第2章「コンテキスト」では、欧州の海洋産業の競争力維持には良好な海洋環境が不可欠であるが、海運・漁業・環境等の分野別の政策策定では海を十分に活用できないとするEU統合的海洋政策の下地となる認識が論じられ、包括的で革新的なアプローチをとる必要性が説明されている。

第3章「海洋政策のための管理の枠組みとツール」では、統合的海洋政策には、①EU・加盟国・地方等すべてのレベルにおける海洋管理に対する統合的アプローチの適用（分野別政策や海洋関連機関の調整、ガイドライン作成、政策決定時におけるステークホルダーとの対話や政策影響評価等による「より良い規制」原則の導入等）、②統合的政策策定を可能にするツール（既存の海洋監視システムの統合による欧州海洋監視ネットワークや海洋空間計画構築、既存の情報ネットワーク統合による情報共有）、③健全な財政基盤の3つが必要であるとし、その実現のために欧州委員会が行うべき行動が示されている。行動の具体例としては、2008年内の加盟国に向けた国レベルでの統合海洋政策策定ガイドライン作成および2009年からのEUおよび加盟国の海洋政策策定に関する年次報告の作成等である。

第4章「EUの統合的海洋政策に必要な行動分野」では、EU統合的海洋政策が重点を置く5つの行動分野（①海洋の持続的利用の最大化、②海洋政策のための知識基盤の確立、③沿岸地域における最高の生活の質の実現、④海洋問題に関してのEUの国際的なリーダーシップの推進、⑤マリタイム・ヨーロッパの認知度の向上）について、統合的アプローチをとる意義が詳しく説明されている。また、欧州委員会がとるべき行動については、域内海運の効率化を目的とした「障壁なき欧州海事輸送空間」や包括的的海洋調査戦略の2008年度内の提案、沿岸地域の温暖化リスク等へ対処した共同体災害防止戦略作成、拡大・欧州近隣政策等の下での近隣非EU諸国との海の管理と海洋政策に関する協力促進、海洋への市民の関心の喚起を図る欧州海の日 European Maritime Day の2008年内の制定提案等など、各事項につき具体的な行動が提案されている。

第5章「結論」では再度、行動計画の目的および補完性の原則に言及し、閣僚理事会、欧州議会、各国政府や他のステークホルダーに対して、本海洋政策への積極的な対応を要請して締めくくっている。

ブルーブックの公表当日から、はやくも欧州委員会はブルーブックおよび行動計画の実施を開始している。たとえば労働分野では、コンサルテーションプロセスでステークホルダーから提出された意見を基にして、ブルーブックおよび付属行動計画においてEU労働法での海事職の取扱いの見直しが行き上がったが、同ブック公表当日に欧州委員会は海事職の労働制度見直しに向けたソーシャルパートナーと

注13 ブルーブック：European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "An Integrated Maritime Policy for the European Union" COM (2007) 575 final. 『付属行動計画』：European Commission, Commission Staff Working Document, Accompanying document to the Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "An Integrated Maritime Policy for the European Union" COM (2007) 574 final | COM (2007) 575 final | SEC (2007) 1279 | SEC (2007) 1280 | SEC (2007) 1283 | SEC (2007) 1278. final. 『欧州連合の海洋政策に関するコンサルテーションの成果』：European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "Conclusions from the Consultation on a European Maritime Policy" (COM (2007) 574 final.

注14 http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/subpage_en.html#policy

の協議を開始している。その他、エネルギー・漁業・深海底の生態系保護・海運・港湾・海事クラスターに関して様々な措置がとられている（2007年10月30日現在）^(注14)。

なお、ブルーブックに関しては2007年10月22日にリスボンで関係閣僚を招いた非公式な会合が行われたほか、12月に開催される欧州理事会（EUの首脳会議）においても審議される予定である。

（中島 明里）

第2部

日本の動き、世界の動き

(2006年7月～2007年6月)



1 海洋の総合管理

2006年は、海洋政策をめぐる議論がいよいよ本格的となり、海洋基本法制定に向けて大きく前進した。4月から活動を開始した海洋基本法研究会は、12月7日に最終の第10回会合を開き、「海洋政策大綱」および「海洋基本法（仮称）の概要」を採択した。これに基づいて自民、公明、民主の3党が協調して法案作成が行われ、議員立法により2007年4月20日ついに「海洋基本法」が成立した。なお、同時に「海洋構築物に係る安全水域の設定等に関する法律」も成立した。7月3日冬柴国土交通大臣が海洋政策担当大臣に任命され、海洋基本法が7月20日に施行された。これに伴い内閣に総合海洋政策本部（本部長・福田内閣総理大臣）が設置されて、わが国の「新たな海洋立国」に向けた取組みがスタートした。その後、本部が中心となって「海洋基本計画」の策定作業が進められている。

この期間の東シナ海ガス田開発問題は、2006年10月の日中首脳会談を機に、共同開発に向けた協議の進展が図られ、以前よりは軌道に乗り始めたように見えるが、先行きは不透明である。しかし、基本法成立直前の4月上旬に温家宝首相の訪日があり、「平和・友好・協力の海」の理念が掲げられた。他方、竹島問題は2006年7月に韓国側の海洋調査強行で日韓関係に再び暗雲が立ちこめるなか、日本政府は竹島周辺を含む海域の放射能調査を共同で実施することを提案、同10月に実行された。

1) 政策・提言

①海洋基本法関係等

- | | |
|--------------|---|
| 2006. 7. 11 | 第4回海洋基本法研究会が開催され、外務省、文部科学省、環境省、防衛庁、水産庁、資源エネルギー庁、内閣官房大陸棚調査対策室、国土交通省から海洋に関する施策を発表し、それに基づき討議。 |
| 2006. 7. 26 | 都内で開催の「海洋技術フォーラム」の講演で、自由民主党海洋政策特別委員会委員長の武見敬三参議院議員は「今年末までに海洋政策大綱、海洋基本法の原案を作成し来年の通常国会に提出したい」との考えを提示した。 |
| 2006. 9. 5 | 第5回海洋基本法研究会。有識者委員の小野征一郎近畿大学農学部教授、十市勉(財)日本エネルギー経済研究所専務理事、高井陸雄東京海洋大学学長が意見発表し、討議。 |
| 2006. 10. 13 | 第6回海洋基本法研究会。有識者委員の杉山武彦一橋大学学長、中西寛京都大学大学院法学研究科教授、古庄幸一エヌ・ティー・ティー・データ特別参与が意見発表し、討議。 |
| 2006. 10. 27 | 第7回海洋基本法研究会。産業界代表委員の日本経団連海洋開発推進委員会委員長の伊藤源嗣氏が総括的に意見発表し、続いて、ゲストとして出席の鈴木邦雄日本船主協会会長、宮原邦之全漁連専務理事と石原英司大日本水産会専務理事、相岡雅俊石油鉱業連盟会長、白須宏日本海洋開発建設協会海洋工事技術委員長代理の5氏が意見発表し、討議。 |
| 2006. 12. 5 | 与党がとりまとめている「海洋基本法案」素案が明らかになったとの新聞報道。現状の省庁縦割り行政を改め、海洋政策について国、地方自治体、事業者の役割の明確化、総合海洋政策会議の新設、海洋に関する教育の振興や研究開発の拡充、海洋調査体制の整備など |



図2-1① 第7回海洋基本法研究会で意見発表を行う伊藤源嗣日本経済団体連合会海洋開発推進委員長



図2-1② 第7回海洋基本法研究会の様相

基本法

現在、行政改革関係等を除いて29の基本法がある。海洋に関係があるとみられるものは、水産基本法、科学技術基本法、環境基本法、エネルギー政策基本法の4つ。

- 2006. 12. 7 第10回海洋基本法研究会（最終回）。海洋政策大綱および「海洋基本法案（仮称）の概要」を採択。基本理念は、①海洋環境の保全、②海洋の利用・安全の確保、③持続可能な開発・利用、④科学的知見の充実、⑤海洋産業の健全な発展、⑥海洋の総合的管理、⑦国際的強調。来年の通常国会に「海洋基本法」（仮称）を提出、法案制定を目指すことに。
- 2007. 1. 7 25日招集予定の通常国会に自民党が提出する海洋基本法案に対し、民主党は賛成の方針を確定、与野党賛成多数で成立の見通しとの報道。平成19年度予算成立後の早期採決を目指し、自公民3党は近く、協議を開始する。

2007. 1. 9 自民・公明両党は、25日招集の通常国会で「海洋構築物の安全水域に関する法案」の成立を目指すとの報道。同法案は EEZ におけるガス田開発、試掘等の安全確保を念頭におきながら EEZ 内での諸活動に関する管理方策で、民主党も修正協議に応じる見通し。成立すれば、日本の企業・団体による掘削作業が安全水域への侵入、妨害を受けた場合、妨害者を排除することが可能となる。
2007. 3. 1 自民・民主・公明3党がまとめた海洋基本法案の素案が報道で明らかになった。海洋政策担当大臣新設、海洋基本計画の策定、海洋資源開発の推進と環境保全の確保、海洋調査の強化、海洋産業の振興、海洋の安全確保の推進など。
2007. 3. 7 民主党ネクストキャビネット、海洋基本法案を了承。
2007. 3.13 自民党政務調査会・総務会、海洋基本法案を了承。
2007. 3.15 公明党政務調査会、海洋基本法案を了承。
2007. 4. 3 衆議院国土交通委員会は海洋基本法案を全会一致で可決、同日午後の衆院本会議で海洋基本法、海洋構築物安全水域設定法の両法案が通過。
2007. 4.19
～4.20 海洋基本法は、19日、参議院国土交通委員会において賛成多数で可決、20日、参院本会議で可決、成立した。施行は3か月以内と定められているため7月中旬（20日）施行の可能性。政府は海洋基本政策の策定作業へ。抱き合わせの形で、「海洋構築物の安全水域の設定等に関する法律」も成立。
2007. 5.24 海洋基本法研究会（石破茂座長、栗林忠男共同座長）は、海洋基本法の制定を受けて、その経緯の確認と今後の方向について討議のため、フォローアップ会合を開いた。
2007. 7. 3 海洋政策担当大臣に国土交通大臣を充てること、海洋基本法の施行日を7月20日にすることが閣議決定した。
2007. 7.20 海洋基本法施行。総合海洋政策本部および同事務局、参与会議が発足した。

②提言・基本計画等

2006. 7. 4 国土交通省は「海洋・沿岸域政策推進本部」（本部長・佐藤信秋次官）を発足させた。2004年度から検討を進め2006年6月に策定した「海洋・沿岸域政策大綱」を推進するため、省内の海洋関係の組織改革、各部署の連携強化を図るためのもの。
2006. 7.26 「海洋技術フォーラム」が東京大学・山上会館で2005年度活動報告および2006年度活動方針の説明会を開催。海洋基本法制定をめぐり、基本政策の確立の必要性、海洋問題に一元的に取り組む政治的リーダーシップの欠如、国民の関心の低さなどが指摘され、フォーラムとして強力な運動を展開していくことを表明した。
2006. 9. 2 北側国土交通相は内閣府主催の海洋問題をテーマにした「タウンミーティング in 横浜」で海洋関係閣僚会議の設置を提唱。現在の局長級の関係省庁連絡会議を格上げし、縦割りの海洋政策の一元化を図りたい意向。なお「海洋基本法案」については来年の通常国会で制定の動きが顕在化するとの見通しを示した。
- 2006.12.18 海上保安庁は「海洋汚染防止法」施行規則の一部改正省令案について、パブリックコメント公募を発表、期間は12月18日～2007年1月17日。来年6月14日発効する OPRC-HNS 議定書締結に伴う規制拡大について民間の意見を求めたもの。有害液体物質や揮発性の高い油を輸送する船舶の所有者は、排出された際の防除措置、防除に必要な資材・要員等の確保、緊急措置手引き書の配備が強制化される。

2) 領土・領海・管轄海域・大陸棚

①大陸棚

2006. 9. 14 海上保安庁の2007年度概算要求額は1,998億9,800万円との報道。陸棚の調査・解析、老朽化した巡視船艇・航空機の刷新による領海警備、外国漁船の不法操業取締り、外国調査船の監視などについての高性能化を積極的に推進する方針。現在の巡視船艇・航空機は昭和50年代に大量整備したもので老朽化、旧式化が進んでおり2010年代までに刷新を完了させたい意向。

②東シナ海問題

日中局長級協議

第1回日中局長級会合は2004年10月、北京で開催された。東シナ海における資源開発（春暁ガス油田開発、中国のその他の鉱区の設定）を中心に、その他東シナ海における海洋調査、海洋境界画定に関する基本的な立場についても言及。

2006. 7. 9 北京で開催の第6回日中局長級協議が終了、共同開発に向けた技術専門家による会合の設置、不測事態回避のための連絡体制構築などで合意した。日本側は近く生産開始とみられる白樺ガス田（中国名・春暁）の作業中止を求めたが、中国側は拒否、小平信因資源エネルギー庁長官は中国の事前通報のない海洋調査に抗議した。

2006. 8. 4 中国海洋石油は自社のホームページで白樺ガス田（春暁）が生産開始したことを明らかにした。国家発展改革委員会の張国宝副主任が同社を視察した7月23日、「春暁ガス田の第一期行程はすでに全面的生産段階に入った」と談話したことを伝えているが詳細は明らかではない。これを受け、日本政府は対抗措置の検討に着手。外務省は夕刻、まだガス田から炎は上がっておらず、本格的生産は始まっていないとの認識を示した。防衛庁も生産開始は確認されていないとしている。

2006. 8. 7 二橋官房副長官は、東シナ海の白樺ガス田（春暁）が全面的開發生産段階に入ったとの中国政府関係者の発言について、中国政府から外交ルートを通じ「現状に変更があったということではない」とのコメントが寄せられ、生産は始まっていないことを確認した旨明らかにした。

2006. 8. 14 朝日新聞は、白樺ガス田（春暁）上空に社機を飛ばし、生産活動の兆候は認められないことを確認、一方、樫（天外天）ガス田では中国国旗が掲揚され、管の先端から炎の揺らめ

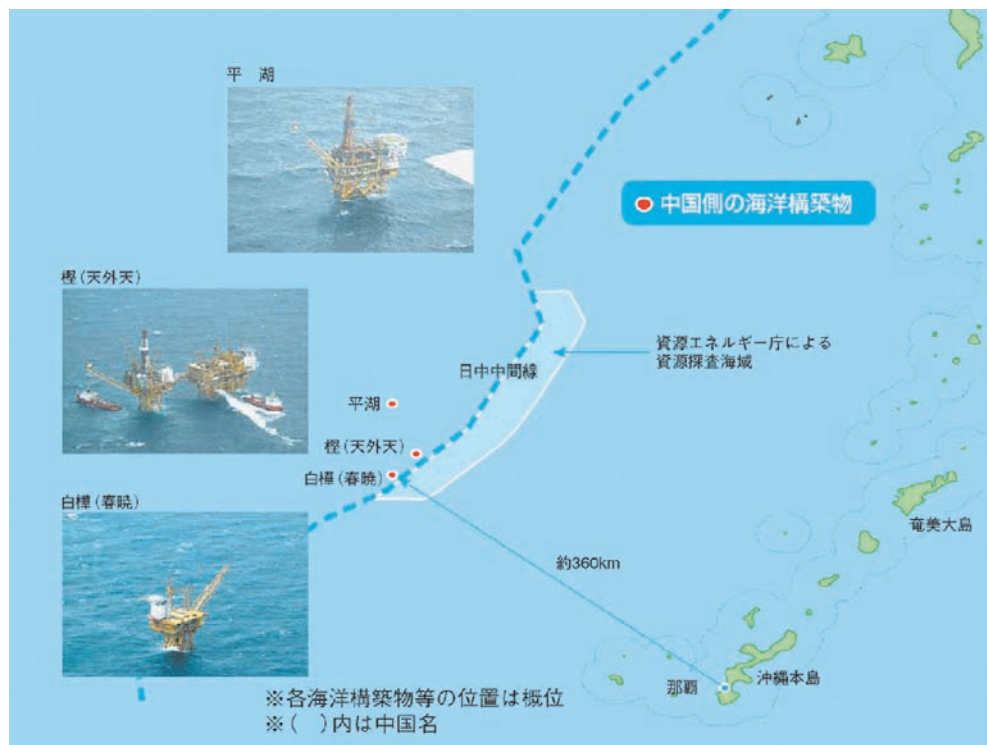


図2-2 東シナ海における資源開発（出典：海上保安庁）

中国海洋石油総公司 (CNOOC)、中国海域の石油天然ガス会社であり、国内最大の海上油ガス生産を誇る。1982年成立、本部北京、従業員4.4万人。

- いているのを確認したと報道。
2006. 8. 29 中国海洋石油の傅成玉最高経営責任者は、香港の記者会見で、白樺ガス田（春暁）の生産について、新しい情報はないと述べた。
- 2006.10. 8 安倍首相、胡錦濤国家主席、温家宝首相による日中首脳会談の共同プレス発表。東シナ海天然ガス田開発問題に関しては、共同開発に向けた協議を加速する方針が再確認された。また、安全保障分野では日中安全保障対話や防衛交流を通じ相互信頼を増進と。
- 2006.12. 9 フィリピン訪問中の麻生外相はセブ市内のホテルで李肇星中国外相と会談。来春の中国首脳訪日実現の日程調整のほか、東シナ海ガス田開発に関する専門家会合の設立などについて協議した。東シナ海ガス田開発については李外相が、危機管理、法律、技術の3分野の分科会設立を提案、各視点から共同開発の可能性を探ることで見解が一致した。
2007. 1.19 中国系香港紙「大広報」が昨年12月31日に、東シナ海の白樺ガス田（春暁）から浙江省への供給が9月から開始されていたと報道していたことが判明。浙江省発展改革委員会の経済発展に関する報告書中に、寧波市から紹興市までのパイプラインが開通、両都市では春暁のガスを使用し始めた、とされているとのこと。事実なら中国側の開発が供給段階に進んだことになる。
2007. 2. 1 塩崎官房長官は記者会見で、香港紙が報道した白樺ガス田（春暁）が生産開始との情報に関し、中国外務省は「関係部局に確認したが、東シナ海で新たな状況が生じているわけではない」と説明してきたことを明らかにした。
2007. 2.16 来日中の中国の李肇星外相は、安倍首相、麻生外相と相次いで会談。東シナ海ガス田問題、北朝鮮を巡る六か国協議、海洋調査問題などについて意見を交換。ガス田共同開発問題は、局長級協議が昨年7月以来開かれていないが、李外相から3月にも再開したいとの提案が出された。3月上旬に発生した尖閣諸島付近での中国の海洋調査船活動は、事前通報の枠組み合意を無視したのみならず領有権を主張して、日本側の神経を逆撫でしたが、麻生外相は調査船活動自体への抗議は控え、事前通報の枠組み遵守を要請するにとどめた。
2007. 3.10 日中両政府は、エネルギー分野の閣僚級政策対話で初会合を4月中旬に東京で開くことで合意したことを表明。温家宝首相に同行する馬凱国家発展改革委員会主任と甘利明経済産業相とが会談し、省エネ協力や代替エネルギー開発、環境対策を協議する予定。この対話は昨年10月の日中首脳会談で新設に合意したもので、年1回、定期的に開催する。
2007. 3.16 中国訪問中の中川秀直自民党幹事長、北側一雄公明党幹事長が胡錦濤国家主席と人民大会堂で会談。東シナ海ガス田開発問題について胡主席は「もうすぐ政府間協議が開催される。早期の問題解決につながることを期待する」と述べ、政府間協議の進展に期待を示した。
2007. 3.29 日中両政府は4月11日からの温家宝首相の訪日日程に合わせ、経済閣僚協議を東京で開くことで合意。12日の開催で調整。日本からは甘利明経済相、尾身幸次財務相、麻生太郎外相が出席、中国側は馬凱国家発展改革委員会主任、薄熙来商務相、李肇星外相らが参加。東シナ海ガス田開発問題などを協議する。
2007. 3.29 中国海洋石油の最高責任者傅成玉氏は香港の記者会見で、東シナ海の白樺ガス田（春暁）開発の日程について、中日両政府が共同開発に向けた協議を継続中であり情報提供はできないと述べた。
2007. 4. 6 日中両政府は、技術専門家会合を北京で開催、日本は白樺ガス田（春暁）等のデータ（地質構造、埋蔵量）提供を求めたが、中国側からの新たな提示はなかった。
2007. 4.11 中国海洋石油は2006年度報告で、東シナ海樺ガス田（天外天）が生産を開始したことを明

中国石油天然気集团公司
(Petro China)
世界メジャー50社中第7位。

- らかにした。このガス田は地下構造が日中中間線にまたがっている可能性がある。2005年9月に生産開始を示すフレア（炎）の出たことを日本政府が確認、中国側に生産中止を求めたが、無視された経緯がある。生産量は日量11.3万 m³、同社の中国近海におけるガス生産量の1%程度の水準。
2007. 4. 12 塩崎恭久官房長官は記者会見で、樫ガス田の生産開始について「事実関係の確認を中国に申し入れており、確認する旨が伝えられたが、具体的回答はまだない」ことをコメント、中国側の単独開発は容認しない姿勢を強調。
2007. 4. 11 ~4. 13 11日来日した中国の温家宝首相は、夕刻安倍首相と会談。12日は衆参両院議長との会談、国会演説、天皇陛下との会見、各党党首らとの会談。13日午前中に大阪へ移動、午後は京都嵐山で故周恩来元首相の詩碑に献花、関西経済界代表らとの会談。夕刻伊丹空港から帰国の途についた。12日の共同プレス発表では東シナ海天然ガス田開発について、従来よりハイレベルの協議の実施、双方が受け入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行う、共同開発の具体策について今秋に首脳への報告を目指す、とされたが、実質的には決着先送りの状況。望月晴文資源エネルギー庁長官は「領土・領海問題を棚上げした共同開発が世界で一番多い解決法」と指摘。
2007. 4. 28 自民党の加藤紘一元幹事長と山崎拓前副総裁は、北京市内の釣魚台国賓館で唐家璇国务委員と会談、席上唐委員は5月に予定されている日中局長級会議で、中国側から東シナ海天然ガス田問題について何らかの提案のあることを示唆した。
2007. 5. 3 中国の石油大手「中国石油天然気集団」は、渤海湾で推定埋蔵量10億トン規模の大型油田を発見したと発表。場所は河北省唐山市曹妃甸港沖で「冀東南堡油田」と命名した。
2007. 5. 18 外務省はガス田共同開発問題に関する日中局長級協議を25日、北京で開催すると発表。出席者は、日本が佐々江外務省アジア大洋州局長、望月資源エネルギー庁長官、中国からは胡正躍外務省アジア局長ら。
2007. 5. 25 北京で開かれた日中局長級協議で、東シナ海ガス田共同開発案を今秋までにまとめる方針を確認。中国は日本の要請している白樺ガス田（春曉）などの共同開発を拒否した模様、次回は6月下旬開催の予定。
2007. 5. 28 麻生外相は、主要8か国外相会議出席のため訪問中のハンブルグで、揚中国外相と会談。東シナ海ガス田共同開発問題について協議の加速で一致、および地球温暖化問題で京都議定書に代わる新たな枠組みの必要性を説明、6月に次官級の日中環境保護合同委員会の東京開催を検討することで一致した。
2007. 6. 2 5月25日、北京で開催された日中局長級協議において、中国は白樺ガス田（春曉）等の共同開発を拒否していたことを、複数の政府筋が明らかにした。東シナ海の日中 EEZ 境界画定について、中国は当初から大陸棚自然延長論のほか海岸線の長さなどによる衡平の原則も主張、中国沿岸から沖縄西側の沖縄トラフまでの大陸棚に権益が及ぶとしている。日本側は双方の海岸線を基に等距離に引いた中間線を主張。国際判例などからその妥当性を説明するも、中国側は「判例だけが全てではない」と中間線自体を認めず、共同開発案を拒否している。

③竹島・尖閣諸島

2006. 6. 30 石川海上保安庁長官は、韓国が竹島周辺海域の海洋調査を7月3日から開始した場合の対応について、拿捕などの強硬手段はとらない意向を表明。ただし EEZ 内に進入した場合は、①国際法、国内法に基づく外交ルートでの抗議申し入れ、②無線や拡声器を使っての中止要請、等の措置を講ずる。外務省は対抗措置として、日本も竹島周辺での調査を実施する見通しであることを示した。



図2-3 竹島の位置 (出典：海上保安庁)

尖閣諸島

尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って正式にわが国の領土に編入することとした。よって日本政府として領有権問題は存在しない立場をとっている。

- 2006. 7. 3 日本政府の自制要求にも拘わらず、2日夜に釜山港を出港した韓国海洋調査船が海洋調査を蔚山沖海域から開始した模様。全行程は17日に終了の予定で、竹島周辺の調査は11日頃になる見込み。海洋警察庁の警備艇2隻が護衛として随伴している。日本政府は、調査船が日本のEEZ内に進入した場合、第八管区海上保安本部の巡視船が退去を呼びかけることとしているが、拿捕などの強制措置は行わない方針。
3日夜、麻生外相は韓国の潘基文外交通商相に電話で海洋調査の中止を要請したが、物別れに終わった。
- 2006. 7. 5 午前6時41分、韓国の海洋調査船が竹島周辺海域に進入、約14時間30分にわたり海洋調査を強行後、14時3分に日本領海から、21時8分にはEEZから退去した。この間、海上保安庁巡視船は、調査中止と領海およびEEZ内からの退去を求め続けたとのこと。外務省は鹿取克章外務報道官名で、4月に中止した海上保安庁による海洋調査を適切な時期に実施する旨、対抗措置をとる方針を表明。なお韓国政府は数日前に「5日調査」実施を通告、度重なる日本側の自制要請にはゼロ回答を繰り返した。
- 2006. 8. 2 竹島周辺海域で放射能調査を実施することを、日本政府が韓国側に通報したことが明らかになった。事前通報制確立を狙った布石とみられる。同日午前、韓国大統領府は対策会議を開催、韓国EEZ内での海洋調査は韓国政府の同意を得てすべきと潘基文外交通商相は強調、日本が調査に踏み切れれば強攻策で対抗する方針。
- 2006. 8. 8 香港の民間反日団体「保釣行動委員会」は、終戦記念日の8月15日の尖閣諸島魚釣島への上陸計画を延期すると発表。小型船2隻をチャーターして12日に香港出港の予定だった。
- 2006. 8. 11 日韓両政府は、両国のEEZ境界が画定していない海域での海洋調査について、事前通報制度を導入するための外務省局長級協議を開始する方針を固め、11日に都内で初会合、小松一郎外務省国際法局長、朴喜権外交通商省条約局長等が出席した。
- 2006. 8. 17 午前5時11分、尖閣諸島魚釣島の西南西約72kmで同島に向かう台湾活動家の抗議船1隻を第十一管区海上保安本部の巡視船が確認。同船は魚釣島西南西約33kmの地点まで接近

- し、巡視船に投石などをした後、午前7時すぎ反転し台湾方向に引き返した。台湾の民間反日団体「台湾保釣連盟」のメンバーによる小泉首相の靖国神社参拝への抗議行動の一環。抗議船は午後台湾北部に帰着した。
2006. 9. 1 日韓両政府は第6回 EEZ 境界画定交渉を4、5両日、次官級戦略対話を6、7両日、いずれもソウルで開催することを発表。日本側は竹島周辺海域での放射能調査を今月中にも実施する方針を伝える。また同海域周辺で海洋調査を行う場合、互いに事前通報する制度の創設を改めて提案する。
2006. 9. 8 次官級日韓戦略対話において、日本政府は竹島周辺海域で放射能調査実施の意向を伝え、その上で共同で調査することを提案していることが判明。具体的には、①韓国側の EEZ と主張する竹島近海の地点を韓国が調査、②その外周を日本が調査、③調査終了後、分析結果を両国が速やかに共有、との内容。放射能調査については共同調査で大筋合意、実務レベルで継続協議、事前通報制度については仕組みづくりの早期合意に向け努力することと一致し、日程を終えた。
2006. 9. 11 谷内外務次官は竹島周辺海域を含む日本海での放射能調査を、日韓共同で10月中旬に6地点で実施することを発表。3地点は日韓双方の主張する EEZ が重複する海域、残り3地点は日本側の EEZ 内。両国の船舶に相手国の調査員を同乗させ、観測データは共有する。
2006. 10. 7 竹島周辺海域の日韓共同放射能測定調査が開始された。日本からは海上保安庁調査船「海洋」、韓国からは水産科学院調査船「探求1号」が参加、14日まで竹島周辺を含む日本海の6地点で海水、底質の採取調査を実施する。
2006. 10. 25 水産庁は韓国漁船操業が活発化する11月以降、日本の EEZ 内での違法操業撲滅に向け取締り態勢の強化を発表。11～12月の期間は最大12隻を配置、航空機による取締りも実施。1～5月は状況を見ての判断。また、北朝鮮水域で操業していた日本のベニズワイ漁船の操業許可を取り消した。この措置は漁業者の安全確保と北朝鮮への経済制裁の実効性確保のため。この3隻は北朝鮮との民間契約により操業していたもの。
2006. 10. 27 午前9時21分、尖閣諸島魚釣島の西南西約22kmの日本領海内に、香港の民間反日団体「保釣行動委員会」活動家らの乗った漁船「保釣2号」が侵入、海上保安庁巡視船が退去を警告、午前10時30分、船は台湾方向に変針、午前11時35分、領海から出た。同船は中国国旗を掲揚し、尖閣諸島への上陸を目指し22日香港を出港、27日午前5時15分、魚釣島西南西約85kmの東シナ海を航行しているのを第十一管区海上保安本部が確認していた。
2007. 1. 3 日韓両政府は EEZ に関する第7回境界画定交渉を、1月中旬にも東京で開催する方向で調整していることが明らかになった。
2007. 2. 4 午前9時半頃、第十一管区海上保安本部の巡視船が尖閣諸島魚釣島西北西約30kmの日本 EEZ 内で、調査活動をしている中国海洋調査船「東方紅2号」(3,235トン)を確認、同船は午後10時8分頃 EEZ 外に出た。中国の事前通報では1月18日～2月15日の期間、奄美諸島西側の東シナ海で調査を行うことになっていたが、実際は南西に300km離れた海域で確認された。巡視船が無線で調査中止を要請したが応答はなかった。夕刻、外務省は在京中国大使館と中国外務省に強く抗議し、調査活動の即時中止を申し入れた。中国側回答は「至急、事実関係を確認する」。なお、日中両政府は2001年に東シナ海での海洋調査に関し、実施2か月前までの事前通報に合意している。
2007. 2. 5
～2. 6 塩崎官房長官は5日夜に、中国側から尖閣諸島の領有権を改めて主張する回答のあったことを説明。6日昼、安倍首相は「中国側に納得できる説明を求めていく。尖閣諸島は日本固有の領土との従来の立場に全く変化はない」ことを記者団に強調。麻生外相は15日に予定されている李肇星中国外相との会談で、強く抗議する考えを示した。また、5日夕刻に中国外務省アジア局幹部は北京の日本大使館当局者を外務省に呼び、「日本側の宣伝への



図2-4 尖閣諸島位置関係図 (出典：海上保安庁)

- 2007. 2. 24 強烈な不満」を表明した。

島根県は2度目の「竹島の日」記念式典を松江市市民会館で開催、約450人が出席した。会場付近では韓国から来た数人が抗議活動を行ったが、県警は250人態勢で警備にあたり、大きな混乱はなかった。
- 2007. 3. 19 竹島の領有権を巡る日韓の密約が1965年1月に交わされていたと、19日発売の韓国の月刊誌「月刊中央」が報じた。密約交渉を担当した河野一郎建設相(当時)の特命で宇野宗佑自民党議員が訪韓、丁一権首相(当時)に「解決せざるをもって解決したとみなす」と記した密約文書を渡し、朴正熙大統領(当時)が承認、同年6月調印された日韓基本条約で竹島問題に触れないことについても合意した。密約には「日韓両国がともに竹島を自国の領土と主張することを認め、反論に意義を提起しない。韓国が竹島を占拠している現状を維持するが、韓国は警備員の増強や新施設の建設は行わない」旨の付属条項が含まれていた。保管されていた密約文書は朴正熙大統領が暗殺されたのち、全斗煥大統領が焼却したとのこと。当時の関係者は「日韓基本条約調印を実現するための方便だった」と談話。
- 2007. 6. 18 日韓両政府はEEZに関する第8回境界画定交渉を、17、18両日ソウルで開催。日本は小松一郎外務省国際法局長ら、韓国は外交通商部の林翰沢条約局長らが出席、両国のEEZが重複する海域での海洋調査共同実施体制の制度づくりを焦点に交渉が展開された。EEZ内での日本側調査には韓国の同意が必要との原則を崩さず、依然として主張の隔たりが大きく、大きな進展は見られなかった。次回は東京で開催。



図2-5 活動家船舶 (出典：海上保安庁)

④日本海呼称問題

日本海

「日本海」は、当該海域の国際的に確立した唯一の呼称であり、日本政府としても従来からこの立場をとっている。このため、日本は、根拠のない主張に対して断固反駁するとともに、「日本海」の単一呼称を引き続き確保していくため、国際社会に対し、自国の立場への理解と支持を求めている。

2006. 8. 25 7月にブリスベン（オーストラリア）で開催された国際地理学連合の会合において配布した外務省作成の日本海呼称問題に関する資料が、参加者の注目を惹いたとの報道。それによると、18世紀末から19世紀初頭にかけてフランス、イギリス、ロシア等の探検隊が日本周辺を調査し作成した地図に「日本海」と記入、それが国際的に通用することとなったもので、命名はヨーロッパ人によるものであり日本が勝手に付けた名称ではないことが明らかにされている。
2007. 1. 8 ~ 1. 9 昨年11月にハノイで行われた安倍首相との日韓首脳会談の席上、盧武鉉大統領が日本海呼称問題について「平和の海」、「友好の海」、「和解の海」などの改称案を例示したことが明らかになった。韓国政府は日韓関係改善に向けた一例を提示したもので、「東海」の主張放棄ではないことを強調しているが、最大野党ハンナラ党、保守系市民団体などが強く非難。他方、塩崎官房長官は9日の記者会見で「日本海」との呼称はわが国にとって唯一の名称であるとの見解を強調。
2007. 5. 4 5月7～11日の期間、モナコで開催される国際水路機関（IHO）総会では、日本海呼称論争が再燃。前回総会（2002年4月）では2003年中の「大洋と海の境界」改訂にあたり、韓国が主張する「韓日両国が共有する海域を日本との特定の国名で表示するのは不合理... 東海とすべき」との要請を、いったんは受けたが、日本側の「日本海の名称は18世紀末から国際的に定着しており、韓国側の主張に根拠はない」との抗議に改定案を撤回した経緯がある。今回総会において韓国は、日本海単独表記はいかなる手段を使ってでも防がなければならないとの基本方針を掲げ、両名併記で決着を図る意向だが、大多数の国が単独表記を支持の見通しが強い。

⑤沖ノ鳥島

ストーンメルの永久塩泉

米国の海洋物理学者ストーンメルが提唱した原理で、低温低塩分の海洋深層水を垂直に設置したパイプに挿入すると、外部の温かい海水から熱を受け管内の深層水は軽くなりゆっくりと上昇する。この作用は海洋の温度分布と塩分濃度分布が維持される限り、永遠に続く。このとき管内は外部の圧力と平衡状態にあるので、パイプには応力がかからない。東北大学で実海域実験に成功している。

2007. 1. 22 東京都は2007年度から沖ノ鳥島周辺海域で、パイプ（径30cm、長さ300m）を利用して水深数百メートル以上の深層水を人工的に湧昇させる実験に着手することを明らかにした。「ストーンメルの永久塩泉」原理を応用したシステムで、最初は委託先（未定）のラボラトリーで性能実験を行い、2009年度に現地への導入を目指す。栄養塩類に富んだ深層水を表層に移送・拡散させることで生産力を向上させ、豊かな漁場形成を図る。都は2007年1月から浮き魚礁3基を最大水深2,800mの地点に設置しており、将来は両者の相乗効果を期待している。
2007. 3. 16 海上保安庁は沖ノ鳥島に灯台を設置、運用開始したことを発表。名称は沖ノ鳥島灯台、海面上から灯火まで26m、灯台は3m、白色FRP製、電源は太陽電池パネル、灯器は発光ダイオード、光達距離は12海里（約22km）。沖ノ鳥島周辺海域を航行する船舶などの安全と運行能率の増進を図ることを目的とする。本灯台の存在は海図に記載される。
2007. 6. 13 水産庁が水産土木建設技術センターに委託している沖ノ鳥島へのサンゴ移植実験の概要が明らかになった。計画ではサンゴ種苗を5月上旬に6株を移植したのに続いて6月下旬に9株の移植する。移植用サンゴ種苗は、昨年同島で採卵後、阿嘉島臨海研究所（沖縄県慶良間諸島）に搬入してセラミック基盤に着生させた後、培養し、直径4～9mmまで成長させたもの。

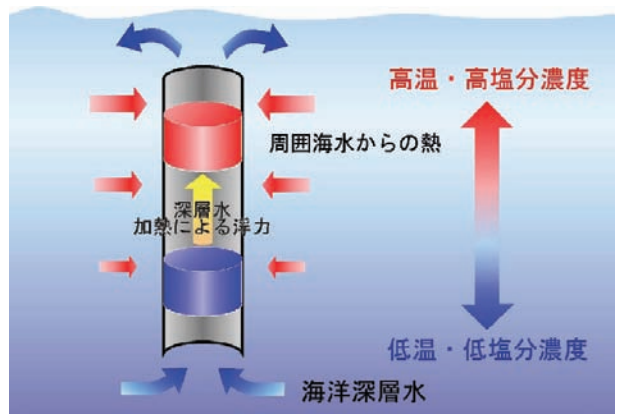


図2-6 ストンメルの永久塩泉の原理

(出典：圓山重直／東北大学流体科学研究所)

⑥北方領土問題

2006. 12. 13 衆議院外務委員会で麻生外相は、北方領土問題の解決案として4島全体の面積を2等分する境界線を日露両国の国境とする新案を提示した。外相は現実問題を踏まえて交渉にあたるべきで、プーチン大統領の任期が切れる2008年5月までに解決の道筋を付ける意向を強調した。

3) 沿岸域管理

2006. 8. 5 国土交通省と農林水産省は全国の耐震性に不安のある海岸堤防を2007年度から5年計画で耐震改修することを決定と発表。対象は東京、大阪、名古屋などのゼロメートル地帯、および政府が定める東海、東南海・南海、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策強化・推進地域で、堤防背後に市役所や警察、消防、病院など地域の中核機能が集中している地区。耐震性調査は都道府県が行い事業計画を策定する。

2006. 9. 1 防災の日の今日、直下型地震を想定した首都圏8都府市の合同訓練で、千葉、埼玉、神奈川などから通勤する帰宅困難者対策として392万人と推定される昼間都民を水上輸送する訓練が各ルートで行われた。

2007. 2. 6 静岡県沼津市に津波避難タワー「まもるタワー」が設置された。総事業費は約2,000万円、高さ7.9m、避難ステージまでの床高は5.8m、ステージの広さ40㎡、約80人が避難できる。これまでに三重県、和歌山県など、東海・東南海地震対策を進めている漁村地域で普及が進んでおり、2月末には徳島県の離島にも設置の予定。

2007. 2. 16 東京都は臨海部の防潮堤や水門などの防災用施設の修繕、耐震化補強工事を、2015年为目标に完了する方針を発表。当初は25年かけての整備予定であったが向こう10年間に短縮するもの。

2007. 2. 19 気象情報サービス会社のウェザーニューズは、利用者の携帯電話への新サービス「津波メール」を始めた。津波情報をリアルタイムで配信するもので、海岸付近の住民、漁業者、サーファーらの利用を見込んでいる。

2007. 4. 27 大阪市は、地震津波被害を想定した大阪港防災アクションプランを2008年3月までに策定すると発表。「大阪港地震・津波対策検討委員会」（委員長・河田恵昭京都大学防災研究所教授）の中間報告では、四国沖でM8.4規模の東南海・南海地震が発生した場合の津波被害は、浸水発生岸壁が100施設、浸水・流出貨物65,444トンなどと想定、復旧のめど、必要な対策についての具体的目標設定、津波情報の充実・共有体制の確立、民間所有船との協力確保、海上輸送計画、河川利用の水上輸送計画の検討が指摘されている。

4) 法 令

CO₂海底下地層貯留

発電所、工場などの大規模排出源から分離回収した二酸化炭素を、地層や海底下に貯留する技術。地球温暖化対策のひとつとして有望視されている。

2007. 5. 23 改正海洋汚染防止法が参院本会議で可決、成立した。これによりCO₂の海底下地層への貯留が可能となる。貯留は許可制とし、事業者は事前の環境影響評価、事後の監視が義務づけられる。同時に、廃棄物の海底下への投棄を原則禁止している。CO₂地下貯留はアルジェリアの天然ガス田や北海海底油田で行われており、日本では地球環境産業技術研究機構が新技術の開発を行っている。

5) 韓国漁船領海侵犯

2006. 12. 2 韓国釜山市で日韓民間漁業者当事者間協議が開催。2001年民間合意の日韓両国交代使用水域において、毎年日本側の操業期間中にも拘わらず韓国のズワイガニ刺網漁具が多数敷設されている件に関し、強く抗議、早急な対処を求めた。韓国側は漁具の早急な撤去、民間合意遵守の指導徹底に努力すると確約。韓国側は11~12月、日本側は1~3月20日を操業

禁止期間としている。

2007. 1. 17 水産庁が発表した「平成18年（2006年）の水産庁による外国漁船取り締まり実績について」によれば、拿捕10件、漁具押収35件であった。拿捕は2002年、押収は2003年をピークに減少傾向にあり、山陰海域の韓国漁船および沖縄・小笠原海域の台湾漁船の集中取締り強化の効果が出たものとみられる。
2007. 3. 14 水産庁は、12日夜、島根県松江沖で違法操業中の韓国あなご筒漁船4隻を拿捕したことについて記者会見を行った。海上保安庁の航空機が6隻の違法操業漁船を発見、水産庁取締船6隻、海上保安庁巡視船7隻と航空機2機で追跡、4隻を停船させ、漁業法違反、外国人漁業規制法違反で現行犯逮捕した。最近、わが国周辺水域で韓国あなご筒漁船の不審行動が続いていたことから、海上保安庁と連携し、警戒していた。
2007. 5. 31 16時5分頃、海上保安庁の航空機が、鹿児島県薩摩半島西方沖約330kmの日本EEZ内で調査活動を行っている韓国海洋調査船「EARDO」を発見。18時45分頃、韓国方向に撤退した。韓国側からの事前連絡はなく、外務省は在日韓国大使館に抗議、中止を申し入れた。
2007. 6. 19 水産庁は、長崎県五島市浜町所在女島灯台南西210kmの日本EEZ内で操業していた韓国延縄漁船（203チャンセン、29トン）を、漁業主権法の漁獲量超過罪で拿捕したことを発表。取締船白鳳丸の立ち入り検査で判明、同船は担保金101万9,000円の支払いが確実であることから釈放。今年の韓国船拿捕件数は9件目となり、去年の8件を超えた。



図2-7 韓国あなご筒漁船（出典：水産庁）

6) ロシア船銃撃事件

2006. 8. 16 午前7時40分頃、北方領土歯舞諸島の貝殻島付近で日本漁船がロシア国境警備艇に銃撃、拿捕されたとの連絡が第一管区海上保安本部に入った。拿捕されたのは根室湾中部漁業協同組合所属のカニ籠漁船「第31吉進丸」（4.9トン）、乗組員4人のうち1人が死亡。夕刻、麻生外相は、ガルージン駐日臨時代理大使を外務省に呼び、「銃撃で人命を失わせたことは正当化できない」と強い抗議と謝罪を求め、遺体の速やかな引き渡しと乗組員の即時解放を要求した。ロシア外務省（モスクワ）は「全責任は密漁の当事者と密漁を放置した日本当局にある」とする声明を発表。ウラジオストク軍事検察当局者によれば、船長らは密漁目的でロシア領海を侵犯したことを認める供述をしているとのこと。ロシア国境警備隊から在ユジノサハリンスク日本総領事館に入った連絡では、死亡した乗組員の遺体は検視が終わり次第引き渡す意向。早ければ18日にも実現の見込み。
2006. 8. 17 午前、鈴木官房副長官は、拘束中の第31吉進丸乗組員3人と遺体の引き渡しについて、ロシア政府と調整がつけば国後島に向け政府の船を出港させたいと語った。ユジノクリスク（古釜布）の検察当局は、現在、乗組員3人が密漁、密輸、国境侵犯の容疑で取り調べを受けており、17日中にもこの3容疑で訴追される見通しであることを示した。
- 同夜、日本政府は塩崎外務副大臣をモスクワに派遣。18日にロシア政府高官と会談し乗組員の解放を強く求めるとともに、銃撃の再発防止、安全操業の確保について意見交換を行う。また外務省の山中アキ子政務次官は遺体引き取りのため根室市入りした。ロシア側と

- の調整がつき次第、海上保安庁の巡視船でビザなしの形式で国後島に上陸の予定。
2006. 8. 18 日露双方は、遺体引き渡しで合意。これを受け山中政務次官は18日夕刻根室海上保安部の巡視船「さろま」で根室港を出発、午後6時30分頃に国後島ユジノクリリスク沖に到着。引き渡しは海況が荒れているため天候回復を待って、19日午前7時を目途に行われることが固まった。サハリン州の国境警備隊高官は拘束中の船長らについて、軍事検察の初期捜査終了後、国際法に基づき解放される可能性のあることを示唆した。
2006. 8. 19 午前8時過ぎ、巡視船「さろま」で国後島に向かった外務省の山中政務次官らはユジノクリリスクに上陸、「友好の家」で船長ら3人に面会した後、遺体を引き取ったが、3人の早期身柄引き渡し要求は拒否された。山中政務次官らは同日正午過ぎ、遺体とともに巡視船で古釜布を出港、午後2時前に根室港に帰港した。遺族は根室海保で遺体と対面、遺体は司法解剖のため旭川医科大学に搬送された後、20日未明に遺族に引き渡された。死亡原因は銃による頭部狙撃であることが確認された。
- 夕刻、モスクワに派遣された塩崎外務副大臣はロシア側との追加協議ができないまま帰国の途に就いた。副大臣は18日にアレクセーエフ外務次官らと会談、19日もロシア要人との再協議を要請したが実現しなかった。
2006. 8. 22 ロシア外務省のノソフ・サハリン州駐在代表は、船長等3人を裁判まで拘束する方針であることを表明。現在司法手続きに入っており26日にも訴状が裁判所に提出される見通し。裁判になれば解放まで1～2か月はかかる可能性がある。
2006. 8. 23 国会に招聘されたガルージン・ロシア駐日臨時代理大使に対し、原田義昭衆議院外務委員長は「無防備の漁船に対する銃撃は過剰警備であり、いかなる正当化の余地もない」と述べ、乗組員の早期解放、漁船返還、再発防止の徹底を求めた。ガルージン代理大使は、北方領土周辺がロシアの実効支配下にあること、密漁を行った第31吉進丸に責任があると反論。外務省は30日にも金田勝年副大臣をモスクワに派遣し、事態打開を図る方針。
2006. 8. 30 午前6時55分、第31吉進丸の船長を除く2名を引き取るため、北海道漁業取締船「北王丸」が根室市花咲港を出発、11時21分、野付崎沖根室半島と国後島の間地点でロシア警備艇と接舷、北海道水産林務部とロシア国境警備隊との「洋上会談」後に引き取りを完了した。なお船長の解放の見通しはたっていない。
2006. 10. 24 24～27日の予定で、北方四島周辺における2007年の日本漁船操業について、政府間協議と民間交渉が始まる。今年8月に貝殻島付近で起きたロシア警備艇による日本漁船銃撃・拿捕事件の再発防止と安全操業確保について議論したい考え。なお日本漁船の漁獲量は、2003年から2007年まで2,180トン／年で据え置かれている。
2006. 10. 26 日露両国は、銃撃事件再発防止のための安全操業に関する定期協議の枠組みを、新たに設けることで合意。協議にはモスクワのほかウラジオストク、ユジノサハリンスクの日本在外公館とロシア国境警備隊が参加することとなる。なお銃撃された第31吉進丸の返還について、ロシア側は拒否した。

2 海洋環境

東京湾の環境回復は、流入負荷は減少しているものの依然として夏季の貧酸素水塊の形成が発生しており、まだまだ道程は険しい。とはいえ川崎港周辺の魚類相は17年前（1989年度）に比べ約2倍の30種に増加、局所的な回復は進行しているとも見える。東京都は2016年のオリンピック招致に向け、湾奥の水・底質浄化や臨海部の緑化に積極的に取り組み始めた。羽田空港の再拡張工事は、何とか漁業補償問題に目処がつき、約1年遅れで3月末に無事着工。また、横須賀港で

は原子力潜水艦ホノルル出港後に、微量の放射性物質コバルト58、60が検出されるという問題が発生。羽田空港拡張のためのD滑走路工事の年内着工は、12月に至って堂本千葉県知事が埋立て承認を決定したが、見送りとなった。沖縄の普天間飛行場の移設問題は、国と県とが了解に達するにはまだまだ時間がかかりそう。環境省はサンゴ礁の総合的保護対策に6年計画で乗りだした。この数年日本海沿岸各地で深刻な漁業被害をもたらしている、黄海・東シナ海から来襲のエチゼンクラゲ、有明海に定着した可能性も指摘されている。東京電力が、柏崎原発の温排水温度のデータを改竄していたことが判明。

1) 沿岸域の環境問題

① 東京湾

2006. 9. 27 文部科学省は横須賀港を出港した原子力潜水艦「ホノルル」の停泊場所で採水した海水から、自然界には存在しない放射性物質コバルト58、60を検出したことを発表。微量で人体や環境への影響はないとのこと。原潜、原子力空母の国内寄港地の海水から検出されたのは放射能調査が開始された1964年以来初めて。外務省は米軍に調査を依頼した。

2006. 12. 12 国土交通省は羽田空港のD滑走路（4本目となる）の年内工事着工を断念。東京湾の埋立てに関する漁協との漁業交渉が難航し、千葉県の承認が得られていないことによる。2009年末に計画している空港国際化の実現は極めて困難な情勢となった。国交省は工期短縮などで2010年5月までにはD滑走路の共用開始を目指しているものの大幅な遅れはわが国の航空戦略に影響多大。

海堡

明治・大正年間に東京湾の海防上の必要から富津岬-観音崎間に陸軍省が建設した要塞堡壘。砲台がおかれ、第1から第3まである。関東大震災で第2、3海堡は大破したが、第1海堡には太平洋戦争中まで高射砲陣地がおかれていた。第3海堡は崩壊が進み暗礁と化し、しばしば海難事故の大きな原因となったため、国土交通省が7年かけて撤去工事を行った。

2007. 1. 13 東京湾口に築かれた人工の要塞島「海堡」の世界遺産登録を考えるシンポジウムが千葉県富津市で開かれた。主催は千葉・東京・神奈川3県の市民、企業でつくる「東京湾海保ファンクラブ」。海堡は明治、大正にかけて3か所作られ、現在残っているのは2か所、シンポジウムでは保全と地域振興への活用などを検討。



図2-8 人工の要塞島「第2海堡」

2007. 1. 31 東京都は2007年度から東京港および流入河川を一体的に浄化する計画に乗り出すと発表。招致を目指す2016年夏季オリンピックまでに、人が遊泳できる環境改善が目標。オリンピックでは浜離宮恩賜公園付近の隅田川河口でトライアスロン開催を計画している。ただし河川上流域の水質改善も同時に行はなければ効果はなく、下水道施設の整備と合わせ、隣接県との連携が大きな課題。

2007. 1. 29 川崎市が2006年度から5か年計画で始めた川崎港周辺海域の生物調査で、生息する魚介類が、1989年度に行った調査時16種のほぼ2倍、30種に増加していることが判明。これまで東京湾口にしか確認されていなかった種（シマイサキ、ホシザメ、カサゴ等）や南方を生息海域とする種（ドチザメ、ツバメコノシロ等）が多数確認された。

青潮

底層の貧酸素な水が海面まで上層するときに、大量に含んでいた硫化水素が酸化されて、コロイド状の硫黄の微粒子ができ、海水が乳青色になる現象。生物の大量死が起こることが多い。

2007. 2. 14 第三管区海上保安本部は2006年の千葉灯標における環境モニタリング結果を発表。東京湾の青潮の原因となる底層の貧酸素状態発生状況は、2005年5月から11月まで強い貧酸素状態が継続したのに対し、2006年は6月から10月の期間と短縮し、溶存酸素濃度も2003年、4年に近い値まで回復している。しかしこれをもって東京湾の水質が改善傾向にあるとするには不十分で、今後のモニタリング結果を注視する必要があると指摘している。モニタ

- リング結果はホームページで公開されている (<http://www.4.kaiho.mlit.go.jp/kaihoweb/index.jsp>)。
2007. 3. 12 国土交通省は羽田空港の再拡張工事に今月30日から着工することを発表。当初計画では昨年3月着工予定であったが、約1年遅れとなり、新滑走路運用開始目標も2010年10月末に延期された。同日、千葉県漁連は工事着工に同意したことを発表、国交省との漁業補償交渉対象である24漁協すべての同意は得られず、残る一部漁協と引き続き誠意をもって交渉を継続し早急に解決を図ることを条件に、苦渋の決断であったことを強調。
2007. 3. 13 東京湾再生推進会議（国土交通省、海上保安庁、関係8都府県で構成）は、2003年春に策定した行動計画の中間評価をまとめた。東京湾の水環境の現状は、湾内に流入するCOD、窒素、リンの汚濁負荷量が減少しているが依然として夏季の貧酸素水塊形成が発生しており、「年間を通して底生生物が生息できる」との目安は達成できていないと分析。
2007. 6. 8 東京都は中央防波堤内側埋立て処分場を「海の森公園」に整備することを発表。88haの敷地に常緑広葉樹（シイ、タブ等）を中心に48万本の苗木を植栽、30年計画で海岸林を完成させる。整備費の半分は個人の小口募金でまかない、残り半分をボランティアによる植樹とする計画。都心のヒートアイランド現象の緩和が目的。

②有明海・諫早湾

2006. 12. 4 環境省は2007年度から3か年計画で有明海・八代海に自然環境・漁業の再生に向けた海域調査を実施する方針との報道。第1は環境変化が魚卵・稚仔魚の輸送と生残に及ぼす影響の評価、第2に底質悪化に関するメカニズム解明と二枚貝への影響評価、第3は貧酸素水塊発生機構の実証調査。
2006. 12. 8 有明海関係6県で設置する「有明海・八代海再生推進連絡協議会」は、従来、年度ごとに公表していた有明海水質調査結果を、毎月の速報値として一元的に公表することとした。佐賀県、長崎県、熊本県の環境基準点におけるCOD、全窒素、全リン、水温、塩分を日本水産資源保護協会運営のホームページ「有明海等環境情報・研究ネットワーク」に掲載する。

③沖 縄

2007. 1. 4 久間防衛庁長官は、在日米軍普天間飛行場の名護市辺野古崎への移設問題で、辺野古沖の藻場（海草）移動の検討を防衛庁に指示していたことが判明。現行のV字型滑走路案を浅瀬にずらし1本化する考えとなり、環境団体の反対運動や沖縄県の主張などへの配慮が窺える。ただし、これは昨年5月の日米両政府の最終合意を全面的に見直すことになり、実現可能性は不透明。政府関係者は久間氏の個人的見解と否定的。
2007. 5. 7 環境省は沖縄県石垣島の白保海域を西表国立公園に編入することを決定。6月の中央環境審議会答申を経て7月に正式決定。同海域は北半球最大規模のアオサンゴ大群落があり、人工物の設置や魚類等の採取を厳しく制限する海中公園地区に指定する。
2007. 5. 18 那覇防衛施設局はキャンプ・シュワブ沿岸（沖縄県名護市）の環境影響評価調査（民間委託）を開始。生物生息状況調査の一部（サンゴ着床板、ジュゴン・ウミガメ撮影用VTRカメラ等の設置作業）に海上自衛隊潜水員が参加。海上にはアメリカ海兵隊普天間基地飛行場（宜野湾市）移設に反対する市民団体メンバーがカヌーで抗議活動を展開した。

海中公園地区

国立・国定公園の中で、海産資源や海底地形が特に優れている地域の景観を維持するために指定された保護地区。自然公園法で管理される。

2) 自然再生

2006. 7. 27 海洋政策研究財団は2004年に続き、2回目の「海の健康診断」を実施すると発表。本年度は71か所で1次検査・診断を行い、特に三河湾では2次検査・診断と環境改善に向けた処方箋を作成。

海の健康診断

様々な「海の営み」を総合的に把握することで閉鎖性海湾の環境の状態を評価する手法（「海洋白書 2006」参照）

2006. 8. 24 日本自然保護協会は、2004年3月から実施してきた海岸植物群落調査で調査の終了した26府県723海岸のデータ集計結果を発表。コマツヨイグサ、キミガヨランなどの帰化植物が200を越す海岸に分布、半数以上の海岸で植物群落が衰退あるいは壊滅状態となっていることが判明。



図2-9 八重山のサンゴ礁

(出典：環境省 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター)

2006. 9. 19 環境省は6年計画で国内のサンゴ礁について初めて総合的保護対策に乗り出すとの報道。2007年度計上予算は1億6500万円。今後42か所の重要サンゴ礁の現状を調査し優先的に取り組む10か所を選定、保護対策を実施する予定。将来は総合的なサンゴ礁保全行動計画を策定する。また2007年4月、東京で国際的協力体制「国際サンゴ礁イニシアティブ」の総会を開催する。

2007. 4. 24 サンゴ礁保護の国際協力体制「国際サンゴ礁イニシアティブ」の総会決議を受け、環境省は自然環境保全地域や自然公園などの保護区域の範囲、管理の見直し、サンゴ礁保全に着手することを決定。総会には37の国・国際機関が参加、世界の海洋保護区をネットワーク化することを決議した。

3) その他

2006. 8. 12 政府は2007年度から、漂着ゴミ削減を目指した関係省庁連絡会議を設置し、①自治体への財政支援、②国内外での発生源対策、③焼却技術開発—の具体策を検討、必要経費を計上すると発表。

2006. 9. 12 小池環境相は地球温暖化対策として、二酸化炭素の海底下地中への投棄・貯留技術の利用のあり方と海洋環境影響防止について、中央環境審議会に諮問。その答申を経て2007年度の通常国会に関係法令の改正案を提出する。今回の諮問は、廃棄物海洋投棄に関するロンドン条約の議定書に、二酸化炭素が投棄可能な廃棄物として追加されることに伴う措置。政府は連動して海洋汚染防止法を改正、併せて同議定書を批准する。

2006. 10. 6 漂着・漂流ゴミ問題に対処するため、政府と地方自治体（35都道府県）が一堂に会する初の会議が開催。会議では、国の施策、関連予算要求について政府側が説明し、地方自治体からはゴミ漂着の実態と大作取り組み事例が紹介された。

2006. 10. 28 政府は、30日から始まる「廃棄物投棄による海洋汚染の防止に関する国際条約（ロンドン条約）」締約国会議で、二酸化炭素の海底貯留が認められることを受け、海底貯留実施に向けた海洋汚染防止法改正案を翌年の通常国会に提出することを決定した。

2006. 11. 2 日本海沿岸各地で深刻な漁業被害をもたらしているエチゼンクラゲは、黄海・東シナ海が生息地と推定されているが、広島大学の上真一教授らはそれらの一部が九州有明海に定着している可能性のあることを突き止めたと発表。放置すれば生態系が著しく損なわれる恐れがあり、有効な対策を検討するため、早期発見を呼びかけるパンフレットを作成、配布を開始した。

2006. 11. 30 東京電力は、柏崎刈羽原発（新潟県）の温排水温度の計測データを改ざんしていたことを発表。海域環境への悪影響はなかったとしている。

生物多様性国家戦略

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針や施策を定めたもので、1995年10月に閣議決定された。おおむね5年程度をめぐりに見直しを行うことが規定されている。2002年3月に第2次の新戦略が閣議決定された。新・生物多様性国家戦略の見直し作業が続いている。

2007. 1. 3 環境省は、藻場・干潟保全のため「環境保護区」の新設を決定との報道。今月中に専門家ら約10人で構成する懇談会を設置、指定基準や保護区のあり方等の検討に入った。2007年度中に制度内容を詰め、第3次生物多様性国家戦略の柱に組み入れる見込み。従来の自然公園法（国立、国定公園）の枠組みではカバーできなかった重要海域の保護に向けた取組みが、ようやく端緒についた。
2007. 4. 23 環境大臣の諮問を受け、生物多様性国家戦略の見直しについて審議を進めてきた中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会に設置した生物多様性国家戦略小委員会において第3次生物多様性国家戦略の案がとりまとめられた。以降、地方説明会などを経て、秋にはパブリックコメントの実施へ。
2007. 4. 29 国土交通省と農林水産省が前年末に実施した初の漂着ゴミ実態調査で、推計量が14万8,000m³（2万6,000トン）に上ることが明らかになった。ゴミは九州北部と東北北部の沿岸で多かった。特に長崎県の東シナ海沿岸、青森県の日本海側・太平洋側は顕著であった。
2007. 5. 16 愛媛大学沿岸環境科学研究センターとニューヨーク州立大学の共同研究グループは、有機フッ素化合物汚染が南極のゾウアザラシ、ペンギン、トウゾクカモメの一種、南太平洋のアホウドリに広がっていることを明らかにした。有機フッ素化合物の汚染源は北半球の先進国であり、米国やEUでは使用規制が検討されている。個体発生への悪影響や免疫毒性があるとされる。
2007. 6. 11 五洋建設、いであ、富士電気システムズ、アラビア石油は共同で、クウェート湾海水浄化のための実験用人工干潟を造成したと発表。クウェートにも自生するヨシを使った水質浄化実験を行うもので、総敷地面積は10,000m²、人工干潟部分は3,200m²で、他に築山、遊歩道、展示・観察施設を併設、総事業費全額は日本貿易振興機構（ジェトロ）が負担。

3 生物・水産資源

水産庁の最新の資源評価は、日本沿岸の主要漁業対象魚種86種のうち40種で資源量が少なく、14種が減少傾向にあることを指摘。TAC制度導入後初めて、大・中型サバ旋網漁業に操業停止の要請が発せられた。新水産基本計画の閣議決定を受け、水産庁は新たな「水産研究・技術開発戦略」を発表。商業捕鯨賛成国と反対国の対立は深まるばかりで、IWCの機能はほとんど麻痺状態が続く。ついに日本はIWC年次総会で、反捕鯨国の目に余る不誠実さに重大な決意を表明。調査捕鯨の予算は鯨肉の売り上げで賄われているが、鯨肉の需要量は年々減少傾向で売り上げは伸びず。ミナマガロ保存委員会第13次年次総会で日本の漁獲量は、来期から5年間3,000トンに削減となる。他方、まぐろ類の資源管理については、初めて5機関の合同会合が神戸で開催され、漁獲規制、輸入禁止による違法操業の締め出しなど、協同体制の整備が進行している。なかなか良い結果のでなかったウナギ種苗生産技術開発に光明が見えてきた。2005年度はわずかに17尾であった人工シラスウナギ生残個体が、2006年度は100尾生残の可能性も。海洋深層水を使った養殖試験で、ホシガレイの成長にめざましい効果の見られたことは、増養殖分野に新たな可能性を示唆して今後が期待される。毎年、日本沿岸各地で漁業被害を起こしているエチゼンクラゲに、意外な有用物質の含まれていることがいくつかの研究グループから発表された。トピックとしては、和歌山県太地町で世界初の第4の鰭を持つバンドウイルカが発見されたこと、岩手県大槌湾で捕獲されたアオウミガメが、97年に沖縄県西表島で標識放流された個体であったこと、小笠原諸島の世界自然遺産登録申請が先送りとなったことなどがあげられる。

1) 資源管理

①TAC・ABC

<p>TAC Total Allowable Catch 漁獲可能量。漁業資源管理のため魚種別に割り当てられる1年間の漁獲量の上限。</p>	2006. 9. 6	漁業資源管理のためのロボット・オブザーバーシステムの開発が水産庁で進められており、2005年度は基本設計、2006年度に19トン型小型マグロ漁船に搭載した実証試験を2航海実施した。今後は試験映像をもとに魚種の自動判別のソフト開発を進める予定。
<p>ABC Allowable (または Acceptable) Biological Catch 生物学的許容漁獲量。その資源について、現状の生物学的、非生物学的環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量(最大持続生産量)を目指すとする場合に生物学的にもっとも推奨できる漁獲量。</p>	2006. 10. 26	第15回水産政策審議会が開催され、資源回復・管理(TAC制度の運用など)、 水産エコラベル の導入、加工・流通・消費政策の展開など、水産基本計画にかかわる諸問題を審議した。
<p>水産エコラベル 環境に配慮して営まれた漁業から生産された水産物にラベルを表示する制度。</p>	2007. 1. 30	水産庁は北西太平洋の小型浮魚類資源調査、サンマ冬季分布調査の実施概要を発表した。調査船は開洋丸(2,630トン)、2月1日～16日の期間はマイワシ、カタクチイワシ、マサバを対象とした小型浮魚類資源調査、2月20日～3月19日の期間はサンマ分布調査を実施する。
<p>個別割当て方式 (IQ) TACを漁業者、漁業団体または漁船毎に配分し割り当てる方式。 譲渡性個別割当て方式 (ITQ) 割り当てられた該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式。</p>	2007. 3. 14	水産庁は大・中型船のサバ旋き網漁について、漁獲量がTACを上回ったため操業停止を全国旋網漁業協会に要請した。TAC制度導入(1997年)以降、初めての措置。
<p>個別割当て方式 (IQ) TACを漁業者、漁業団体または漁船毎に配分し割り当てる方式。 譲渡性個別割当て方式 (ITQ) 割り当てられた該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式。</p>	2007. 4. 9	水産庁の最新の漁業資源評価によれば、日本沿岸の主な漁業対象魚種86種のうち40種で資源量が少なく、かつ14種は減少傾向にあることが判明。資源量が低位とされたのは太平洋や対馬暖流系のマイワシ・マサバ、太平洋のスケソウダラなど、減少傾向にある種はマイワシ、スケソウダラ、ニギス、ホッケ、サワラ、トラフグ、シャコ、ヤリイカなど。
<p>個別割当て方式 (IQ) TACを漁業者、漁業団体または漁船毎に配分し割り当てる方式。 譲渡性個別割当て方式 (ITQ) 割り当てられた該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式。</p>	2007. 5. 25	水産庁と大日本水産会は「個別割当て方式に関する検討会」を開催し、 個別割当て方式 (IQ) 、 譲渡性個別割当て方式 (ITQ) 導入の必要性、諸外国における取組み状況について説明がなされた。同検討会にはJF全漁連、巻網、底引網、イカ釣、サンマ、カツオ・マグロ、カニ籠などの漁業関係者が出席した。

②資源回復計画

2006. 7. 5	長崎県により、湧昇流発生による漁場形成を目的として五島列島沖と対馬沖に造成されていた人工海底山脈が完成。前者は佐世保市宇久町北方沖9km・水深85mの海底に、後者は対馬市豊玉町東方沖8km・水深89mの海底に、それぞれ高さ15m、長さ120mの規模で石炭灰ブロックを積み上げたもの。
2006. 11. 4	水産庁は、日本各地の沖合数十キロメートルの海底に人工海底山脈を設置し、積極的な資源育成に乗り出す方針を表明。大陸棚の外縁部に高さ40m、長さ200mにブロックを積み上げ、上昇流を形成させて上層のプランクトンを増殖、アジ、サバ、カタクチイワシの群れる豊かな漁場を作るもの。2007～2011年度にわたる5か年計画の重点施策の柱と位置づけている。
2006. 11. 10	水産庁が三河湾のイカナゴ資源回復計画を公表。伊勢湾・三河湾はイカナゴ主要漁場の一つで、年間漁獲量は5,000～20,000トンと年変動が激しく資源水準の安定化が望まれていた。本計画は初期資源個体数300億尾水準で安定させることを目標に、当歳魚の残存個体数が20億尾を下回らない時点を終漁日とする措置を、2007年度から5年間実施する。
2007. 3. 29	水産庁は太平洋南部海域のキンメダイ、陸奥湾のマダラ、日本海北部海域のスケソウダラについて、資源回復計画を作成した。キンメダイは一都三県(東京、千葉、神奈川、静岡)の底刺網漁業者が対象で、休漁期間の設定による資源量の現状以上の維持、マダラは陸奥湾地区の小型定置網と沖合底引網(八戸漁港)の漁業者を対象とした操業統数の削減および種苗放流事業、スケソウダラは北海道沖合底引網漁業の操業の一部削減や休漁の検討などを行う。

2) 政策・法制

2006. 11. 30 自民党水産総合調査会・水産基本政策小委員会は、10月から検討してきた水産基本計画見直しに向けた論点整理を終え、必要な施策をとりまとめた。主な論点として、資源管理・回復の推進など6項目があげられた。
2006. 12. 24 閣議決定された2007年度予算案で、水産関係は公共1,557億9,300万円、非公共941億3,300万円の計2,499億2,600万円となった。目玉としては、漁船漁業構造改革総合対策事業の50億円、ソフト・ハードを組み合わせた流通構造改革の14億円の2点。その他注目される新規事業として、フロンティア漁業整備、漁業保全の森づくり、大型クラゲ等有害生物被害防止総合対策、環境・生態系保全活動支援調査・実証などがある。
2007. 2. 6 水産庁は北西部太平洋の公海における底引き網漁業を、2007年から規制することで日本、韓国、ロシア、米国が合意したと発表。4か国は、違法漁業の相互監視のため各国は登録漁船の情報などを共有し、今後科学的な調査で海洋生態系に悪影響の生じていることが判断された場合には、2008年までに底引き網漁を停止する。
2007. 2. 9 政府は密漁の罰則規定の上限を、罰金は現行の10万円以下を200万円以下に、懲役は6か月以下を3年以下に、それぞれ引き上げる方針を固めた。水産庁によると無許可操業（密漁）の検挙件数は2000年224件、2005年648件と急増、漁業関係者からは厳罰化の要望が高く、このままでは資源状況悪化の懸念もあると判断、1983年に定めた現行の規定を見直すこととした。
2007. 2. 25 水産庁では、漁業経営の改善促進のため漁業者を対象にした新しい共済制度の導入を2008年に予定している。現行制度は、過去の収入の平均と不漁等で減った収入の差額の約8割を給付するが、新制度では船や漁具等に投資し効率化を図る漁業者に給付を上積みする。
2007. 3. 8 第10回水産政策審議会が開催され、諮問第99号「水産基本計画の変更について」が答申された。5年を経過した水産基本計画では、水産情勢変化を踏まえた見直しや6本の政策課題が掲げられ、10年後の持続的生産目標や望ましい消費、自給率目標などが再設定された。課題実現に向けては、漁業法、水産資源保護法、水産業協同組合法、中小漁業融資保護法、漁港漁場整備法の改正を実施する。
2007. 3. 20 政府は2017年を目標年とする新・水産基本計画を閣議決定した。目標年の水産物自給率は65%、生産目標は495万トン、1人あたりの消費量を34kgに設定され、今後農林水産省は脆弱化が指摘される漁業の国際競争力ある経営体への育成、水産物安定供給のための下降・流通・消費施策などの推進を展開する。
2007. 4. 2 水産庁は新水産基本計画を受け、新たな「水産研究・技術開発戦略」を発表した。今後10年の方向と当面5年間の重点的課題を明記、マグロ類の資源状況解明、育種による増殖の推進、クロマグロ養殖技術の開発の他、未利用海洋バイオマスの燃料・資材としての利活用の推進などが盛り込まれている。
2007. 5. 30 今国会に提出されている漁業法、水産資源保護法の一部改正案が、29日の農林水産委員会および30日の本会議で採決され、全会一致で可決、成立した。
2007. 6. 8 政府は新漁港漁場整備長期計画（2007～2011年度）を閣議決定し、重点的課題3点は以下のとおりとした。①わが国周辺水域における水産資源の生産力の向上、②国際競争力強化と力強い産地づくりの推進、③水産物の安定的な提供などを支える安全で安心な漁村の形成。これまでの漁場整備の事業主体は地方公共団体、水産業協同組合に限定されていたが、国が事業主体になれるよう漁港漁場整備法が改正され、EEZ内で国直轄の事業推進が可能となっている。

3) クジラ

2006. 8. 18 水産庁は鯨肉の需要開拓に動きだすと発表。現在の鯨肉消費量は4,000トン強/年、鯨肉への馴染みが年々薄らいでいく中、需要は減少傾向で、牛肉の80万トン/年に比べ200分の1程度とふるわない。
2006. 11. 4 和歌山県太地町立くじら博物館は、太地いさな組合が同町沖約12kmの熊野灘で捕獲したバンドウイルカ118頭の中から、生殖器の脇に一对の第4の鰭を持つ個体を発見したと発表。イルカの鰭は通常胸びれ、背びれ、尾びれの3種で、世界初の発見である可能性がある。
2006. 11. 15 第2期南氷洋鯨類捕獲調査第2次航海に従事する日新丸船団が、下関港を出港した。昨年に引き続き調査捕鯨を展開する。今回の捕獲頭数はミンククジラ850頭±10%、ナガスクジラ10頭。
2007. 2. 9 ニューゼaland南方の南極海で調査捕鯨を行っている日本鯨類研究所の調査船団母船「日新丸」に、米国の環境保護団体シー・シェパードの船2隻が接近、発煙筒を発射したり異臭液体の入った瓶を投擲し、乗組員2名が軽傷を負った。この行動中にシー・シェパードの活動家2人がゴムボートから転落、行方不明になり、捜索活動が行われた。
2007. 2. 12 ニューゼaland南方の南極海で調査捕鯨を行っている日本の調査船「海幸丸」が、シー・シェパードの抗議船と衝突、遭難信号を発信した。同船は抗議船を避けようとして別の抗議船に衝突、スクリューを破損。米国のIWC代表ビル・ボガーズ氏は、シー・シェパードの危険な抗議活動について、非常な失望と強い非難の声明を発表した。
2007. 2. 13 日本の呼びかけでIWC加盟国を集めたIWC正常化国際会合が都内で開幕し、34か国が出席、反捕鯨国の大半は欠席した。議長にはパラオ代表のナカムラ元大統領が就任。今回会合は「商業捕鯨賛成国と反捕鯨国との対話ができないIWCの現状を改善する方策を考えることが狙い」(水産庁)で、15日に3日間の議論を踏まえた議長報告を採択し閉会する。なお、会議終了前に日本は沿岸小型捕鯨への補給枠を発給する提案を各国に説明した。
2007. 2. 14 都内で開かれた商業捕鯨賛成国の国際会合への対抗措置として、米国やオーストラリアなど反捕鯨国の国際会合が4月にニューヨークで開催されることが判明した。議長国はニュージーランド、議題は①クジラ資源と論争の現状、②国際捕鯨取締条約の実効性の回復、③膠着した議論を再活性化させる外交手段、④今後の方針など。
2007. 2. 20 市民団体「ウーマンズフォーラム魚」(東京)がクジラの絵本「クジラから世界が見える」を出版した。水産庁や海外の研究者から7年がかりでデータを集め、生態や人間とのかかわりを紹介したもの。
2007. 5. 31 米国アンカレッジで開催のIWC年次総会最終日において、反捕鯨国の不誠実な対応に、日本は重大な決意を表明した。日本沿岸の小型捕鯨について捕獲枠の配分提案、資源管理機関としての機能を失ったIWCの正常化などの問題の円滑な議論進行のためにとった日本側の努力に対し、あまりにも誠意に欠けるIWCや米国等反捕鯨国側の態度に、日本政府代表代理(中前明水産庁次長)は、小型捕鯨捕獲枠の配分提案を撤回し、IWCからの脱退、代替鯨類資源管理機関の設立、独自の小型捕鯨再開などを検討する意志のある



図2-10 クジラから世界が見える(表紙)

IWC モラトリアム設定

1982年にIWCは商業捕鯨の全面的一時停止を採択、1986年以降今日に至るまで継続実施されている。当初IWCは1990年までに鯨類資源の包括的評価を行い、モラトリアム規定の修正および他の捕獲頭数の設定につき検討するとの付帯条件が付けられていたが、1994年、南極海60度以南を鯨のサンクチュアリーとする決議が採択され、商業捕鯨は再開されてない。

2007. 6. 15 オランダハーグで開催されたワシントン条約(CITES)第14回締約国会議で日本が提案の、ミンククジラなど一部鯨類の付属書掲載の見直し作業実施は否決され、豪州提案の**IWC モラトリアム設定**が継続している間は見直しせずとの提案が可決した。
2007. 6. 29 水産庁許可のもと沿岸捕鯨(ツチクジラ、ゴンドウクジラ)を行っている8業者9隻(北海道、宮城、千葉、和歌山)の沿岸小型捕鯨漁業が、経営難の危機と報道された。原因は、水産庁が民間発注している三陸沖ミンククジラ調査捕鯨から出回る鯨肉流通量の急増による鯨肉価格の低迷。かつて沿岸小型捕鯨漁業はミンククジラを年間300~400頭捕獲していたが、1988年IWCモラトリアム以降、規制対象外のツチクジラ、ゴンドウクジラに転換、捕鯨を継続しているが、老朽化の進む捕鯨船の更新もままならず、他漁業への転進も困難で疲弊しきっている。

4) マ グ ロ

みなまぐろ保存委員会(CCSBT)

日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国の4か国で構成される委員会で、ミナミマグロ資源の保存管理、最適利用の確保を目的として運営されている。この他、世界には地域別に、大西洋まぐろ類保存国際委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会、インド洋まぐろ類委員会、全米熱帯まぐろ類委員会のマグロ資源管理機関があり、各機関はそれぞれ個別に運営されている。

2006. 10. 13 宮崎市内で開催されていた**みなまぐろ保存委員会(CCSBT)**第13回年次総会(CCSBT 13)が終了。これまで6,065トンであった日本の漁獲枠は来漁期から5年間3,000トンに決定。台湾、韓国などの削減はごくわずかで、資源管理目的の漁獲削減は実質的に日本が負担することとなる。
2006. 12. 11 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の年次総会が11~15日の期間、サモアで開催。日本、中国、韓国、台湾、オーストラリア、サモアなど24の加盟国・地域が参加、メバチマグロ、キハダマグロの資源管理策を議論する。
2006. 12. 25 東京大学木村伸吾教授(海洋環境学)らの研究グループは、地球温暖化が進行すると今世紀末には太平洋のクロマグロの主要産卵海域で産卵場の縮小や北上が生じ、マグロ生息に深刻な影響の出る可能性のあることを発表した。予測では2099年には産卵・生育に適した水温28℃より低い海域の面積が縮小、生残稚魚の個体数が現在の37%になってしまうとのこと。
2007. 1. 6 中西部太平洋まぐろ類委員会はGPSを使った漁船監視システムを、2008年1月から段階的に導入することを決定した。当面は日本、台湾、韓国的大型巻き網漁船を対象とし、約200隻に義務づける方針。
2007. 1. 7 東海大学海洋学部とWHA社(静岡県焼津市)が共同で2006年秋から取り組んでいるクロマグロ陸上養殖実験は順調に進行、早ければ2009年にも出荷が可能とされている。高知沖で捕獲したクロマグロ稚魚120匹を飼育してきたが、現在は半数ほどが生残し、大きい個体で2kg以上に成長している。出荷サイズは30kgを目安にしている。
2007. 1. 17 「世界カツオ・マグロ巻き網機構」(WTPO)と「責任あるまぐろ漁業推進機構」(OPRT)が、マグロの漁獲能力の制限を求める共同宣言を発表した。その中で、1月22~26日の期間、神戸で開催される世界のまぐろ類資源を管理する5機関の合同会議に対し、「全世界のまぐろ漁獲能力を現在の水準以上に増加させないことを確保するために必要な措置」を採択することを要請している。
2007. 1. 22 初めての「まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」(RFMO)が神戸市の国際会議場で開催。5つの**マグロ管理機関**とこれに加盟する約76か国・地域などの関係者約300人が参加。議長には宮原正典水産庁沿岸沖合課長を選出した。
2007. 1. 26 RFMOは、行動方針を採択して閉幕した。同方針には法的拘束力がないため、今後は2年毎に5機関の国際会合を開き、各機関の実施状況を確認・点検する。これを機に、世界のマグロ資源は新たな段階に入ったが、途上国と伝統的漁業国との対立、延縄漁業と巻き

マグロ管理機関

大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)、ミナミマグロ保存委員会(CCSBT)、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)。

- 網漁業との対立なども浮き彫りにされた。なお日本の提案した捲き網漁船削減は欧米各国の反対で、削減目標や期限は盛り込まれなかった。
2007. 1. 31 大西洋まぐろ類保存国際委員会の臨時会合が終了。2010年までの総漁獲枠を2006年より23%段階的に削減する方向に沿って今後の国・地域別の漁獲割当量を決定する。既存の漁獲枠を持つ国については同率の削減率、新規加盟国については過去の漁獲状況からシェアを計算し、枠を算定した。日本の漁獲枠は、2007年が2,516トン、2008年が2,431トン、2009年が2,345トン、2010年が2,175トンと減少する。
2007. 2. 1 水産総合研究所は、同センター本部、中央水研、遠洋水研、西海区水研、養殖研、栽培漁業センター、開発調査センターの関係部門から構成する仮想的研究組織「まぐろ研究所」を設立。組織を横断的に活動することにより、緊急、効果的なマグロ研究を促進し資源の持続的利用を図ることを目的としている。
2007. 3. 9 欧州連合（EU）は地中海クロマグロの新たな漁獲規制を今年中に導入する方針。ICCATの合意漁獲量を徹底するため、全捕獲漁船の登録制、漁獲対象サイズを10kg から30kg以上に引き上げ、飛行機を使った魚群探索の禁止などを盛り込んだ法案を3月末に提出する。日本で消費されるクロマグロの約70%が地中海沿岸からの輸入であることから、大きな影響が懸念されている。
2007. 4. 19 水産庁はリビア産クロマグロの輸入を事実上禁止、豪州産ミナミマグロの輸入も5月から報告義務を課すことを明らかにした。2月にリビアは大西洋まぐろ類保存国際会議の定めた漁獲枠に意義を申し立てており、乱獲を懸念しての措置。ミナミマグロについては豪州が、ミナミマグロ保存委員会の漁獲枠を超過している疑いがあるため。
2007. 5. 26 水産庁が日本近海のクロマグロ漁獲規制に乗りだす方針であることが明らかになった。6月中にも関係漁業団体、地方自治体、研究者らによる検討会を設置、年内に報告書をまとめ規制導入を目指す。
2007. 6. 23 養殖マグロを針麻酔し、産地から消費地まで活魚輸送する実験が成功した。おさかな企画（大分県佐伯市）、清水水産（三重県南勢町）、水産健児（東京都中央区）が共同実施したもので、南勢町の養殖生け簀から取り出したクロマグロ2匹（2歳、22~23kg）を直ちに針麻酔で眠らせ、水槽に収容、ホースで過海水を口に送り込んでほぼ遊泳状態を再現、東京まで輸送。体温は15~16℃に保たれ、身焼けを防止することができた。

5) 養殖・増殖

2006. 7. 26 真栄水産設備（三重県尾鷲市）が尾鷲市内に建設中の閉鎖循環式クエ陸上養殖施設が本格稼働を開始した。建築面積700㎡、30トン水槽8基、海水は市が4月から取水を開始した海洋深層水を使用。同社は約1年半で1kgサイズまで養殖し、「幻真グエ」のブランド名で出荷する計画。
2006. 11. 24 東京海洋大学岡本信明教授と神奈川県水産技術センターらの研究グループは、ヒラメのDNA解析から耐病性の強い個体を選抜し、大量養殖することに成功したと発表した。この技術により薬品使用がなくなり、より安全な養殖が可能となる。
2006. 11. 24 長崎県総合水産試験場・田崎真珠田崎海洋生物研究所がタイラギの稚貝量産技術の開発に成功したとの報道。近年漁獲量が減少しているタイラギの養殖に可能性が出てきた。過去に数十個体の稚貝生産の例はあるが、千個体レベルの生産は初めて。タイラギは貝柱が寿司ネタなど高級食材として需要が高く、有明海などでは漁獲量が激減している。
2006. 12. 20 近畿大学水産研究所沢田好史助教らは、同大学の富山実験場（富山県射水市）で海洋深層水を用いたエゾアワビ種苗生産に成功と発表した。富山湾沖合水深100mの深層水が年

マツカワ

カレイ類の一種、日本海北部、茨城県以北から北海道南部まで生息する高級魚。漁獲量は激減し天然物は希少、養殖物が増えているが価格はやや高め。多くの文献には、有眼側の鱗が硬くざらざらしているのを、松の幹の表面の様であることが名前の由来としている。

2007. 5. 9

間水温10~20℃で推移することを利用したもの。通常の上層海水を用いた場合に必要となる温度管理にかかるコストが大幅に低減できる。

岩手県釜石港で、使わなくなった土砂運搬船を生け簀に利用したマツカワ養殖試験が順調に進んでいるとの報道。建設・海運業の山元（釜石市）が県の助成を受け、2006年8月から開始、2007年1月には約800gの個体200尾を出荷、最高2,200円/kgの高値を付けた。2月には4,000尾の稚魚を追加し、養殖規模を拡大している。



図2-11 養殖されたマツカワ

2007. 5. 18

神奈川県水産技術センターと京急油壺マリパークの共同研究で、三浦沖の海洋深層水で飼育したホシガレイが、通常海水で飼育した場合に比べ体長・肉厚とも約2倍であることを実証した。採卵可能個体になるまで3年以上かかるとされているが、2年未満で出現しており、海洋深層水による養殖の効果が期待されている。

6) 水産研究・技術開発

2006. 7. 25

水産総合研究センター養殖研究所は、ウナギ種苗生産研究の2005年度成果を発表した。従来、短期間で全滅した飼育例をほぼ解決し、飼育環境や飼料の改良で幼生期の生存率が向上した。2006年度は①親魚の成熟生理と催熟手法の開発、②初期仔魚の好適餌料の検討、③孵化仔魚の好適飼料環境の把握、を中心に研究を展開する。

2007. 2. 7

海洋政策研究財団は、船用冷凍コンテナを利用したアワビの「コンテナ陸上養殖（SOF）システム」の技術開発に成功した。1997年から始めた調査研究の成果をもとに2006年4月から実証実験を進め、実用化の目途がついた。コンテナの利点で駐車場、畑、空き地などスペースがあればどこでも設置可能。実証実験ではアワビ生残率が90%、殻長5cmの個体が12か月で8cm（出荷最適サイズ）に成長。初期投資額は380万円、年間約3,000個の出荷が可能。

2007. 3. 26

水産総合研究センターはウナギ、イセエビの種苗生産技術開発に関する研究成果を発表した。ウナギ良質卵関連遺伝子の単離技術の開発により、受精前に生育良好な卵の判別が可能となった。またイセエビ幼生の飼育が困難な主要因である細菌性疾病対策として、取り扱いが容易なアミノ酸（グリシン）を用いた細菌増殖抑制による疾病予防法を開発、幼生期の生残率向上と大量飼育技術の開発に目途をつけた。



図2-12 エチゼンクラゲ

7) 有用微生物・有用物質

2007. 1. 4

福井県立大学食品化学研究室の吉中礼二教授らのグループはエチゼンクラゲから糖タンパク質のレクチンを精製する方法を開発したことを発表。レクチンは癌、白血病などの診断薬および研究用試薬とし

2007. 6. 2 理化学研究所はエチゼンクラゲなどに糖タンパク質「ムチン」が大量に含まれていることを発見、抽出精製に成功。ムチンには臓器表面の保護、細菌の吸着、保湿等の医薬的效果があることから、厄介者であったクラゲが付加価値の高い資源に転換する可能性があるとのこと。

8) その他

2006. 7. 10 自民党フィッシャリーミーティング IN 新潟が新潟県漁連などで開催された。漁民の要望は①海を守る運動の推進など国民意識の改革と沿岸域の環境保全・改善、②資源回復、燃油高騰、大型クラゲ駆除対策の継続的実施などの沿岸漁業経営対策、③女性登用促進と漁食普及、食育活動の支援、など。

2006. 7. 18 東京水産振興会は数千トン規模の海藻栽培による地球温暖化対策（CO₂削減）および漁業振興の具体的可能性を探る調査研究に着手した。学識経験者、行政官、企業関係者等による検討委員会を立ち上げ、2006年度末にレポートをまとめる。

2006. 7. 25 水産政策審議会で「水産基本計画の変更についての中間論点整理」が報告された。提示された整理点は4項目、①水産資源の回復・管理の推進、②将来展望の確率と国際競争力のある経営体の育成・確保、③水産物の安定供給に向けた河口・流通・消費施策の展開、④漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮。

2006. 8. 2 山形県鶴岡市立加茂水族館のレストランにエチゼンクラゲ定食がお目見えした。国内にはエチゼンクラゲの加工業者がないため材料は中国から取り寄せている。村上龍男館長は「厄介者のクラゲは食べてしまえばいい。ぜひ国産を使いたい」と話している。



図2-13 エチゼンクラゲ定食

2006. 8. 20 水産庁は2007年度から本格的に藻場保護対策に着手する方針を決定との報道。「磯焼け対策緊急整備事業」として予算要求し、公共事業として食害動物対策、海藻類の移植・播種、モニタリングを導入した藻場・干潟造成を促進する。

2006. 9. 22 沖縄県は2006年度から県特産品海ブドウの衛生実態調査を開始した。調査結果を踏まえ衛生対策を盛り込んだ生産マニュアルを作成、ブランド確立を目指す。海ブドウはこの数年需要が増加しており、取水管+養殖タンクという簡単な設備で作れることから県下各地に生産者が増えたが、品質管理、衛生対策に統一した基準はなかった。

2006. 10. 10 岩手県大槌湾の定置網で捕獲されたアオウミガメは、前脚に付いていた標識から沖縄県西表島から回遊してきた個体であることが判明した。このウミガメは1997年に西表島で漁師が捕獲、八重山海中公園研究所の黒柳賢治研究員が標識放流した育成途中の若い雌で、千キロ以上を北上してきたことになる。

2006. 10. 31 シーズ(沖縄県浦添市)、岡山理科大学臨床生命科学科浜田博善教授らの研究グループは、オキナワモズク由来の低分子フコイダンに、癌転移阻止機能のあることを解明した論文を日本癌学会で発表した。沖縄県2004年度産官学共同研究推進事業として進められてきた「沖縄生物資源からの配糖体とオリゴ糖包摂体の開発」研究の成果で、今後はメカニズム解明

磯焼け

遠藤吉三郎(1902)は、沿岸浅海域に生育する海藻の全部または一部が枯死・脱落して不毛となり、有用海藻はもちろん、アラメ・カジメ等を餌とするアワビ・サザエ、磯付き魚類などの収穫が著しく減少する現象で、伊豆東岸でしばしば発生している。当地ではこれを磯焼け、磯枯れと名称しており、これが普通語となったとしている。その原因は、現在の見解で、海流の変化、藻食動物による食害、大量の河川水流入、海岸の環境汚染による海水の濁りに起因する海藻の光合成阻害などを指摘しているが、発生メカニズムは解明されていない。

フコイダン

ワカメやコンブに含まれる粘質多糖類で、水やうすい塩酸によって抽出される。抗血液凝固活性、抗腫瘍活性、脂血清澄作用がある。

- により薬品などの開発に結びつけていく方針。
2006. 12. 22 若林環境相は小笠原諸島の世界自然遺産登録を先送りすることを表明した。最短で2009年登録を目指していたが、まず外来生物の駆除、拡散防止を優先、今後3年間かけて取り組むとした。ただしUNESCOへの暫定リスト提出は当初計画通り来月とし、推薦を2010年に行う。審査に通れば2011年に登録の見通し。
2006. 12. 23 日韓漁業共同委員会が水産庁で開催され、EEZ内で相手国に認める総漁獲枠を、2007年は60,500トン（2006年は63,500トン）、操業漁船数は1,025隻（2006年は1,050隻）で合意した。竹島問題でEEZ境界線が確定していない「暫定水域」はズワイガニの主要漁場となっているが、韓国政府は韓国漁船の監視を強化することで一致した。
2007. 1. 23 新江ノ島水族館（神奈川県藤沢市）は、世界で初めてエチゼンクラゲの孵化・飼育に成功し、5cmほどの子クラゲを展示している。水槽内で親クラゲから得た卵を、水温12℃、16℃、20℃、25℃の4条件で飼育した後、15℃に移行させてストロビレーションを促した。その結果、20℃→15℃条件で得られたストロビラ幼生の生育が良好で、展示に至ったもの。
2007. 1. 24 中国、台湾への輸出が急増している乾燥黒ナマコは、財務省の貿易統計によれば2004年222トン54億円、2005年230トン78億円、2006年11月まで245トン109億円と、海産物としては異例の急成長を示している。そのあおりで国産ナマコの価格は高騰、各地で乱獲や密漁が頻発し、資源の枯渇が懸念されている。
2007. 1. 24 化粧品原料メーカーのテクノブル（大阪市）が、エチゼンクラゲから保湿効果の優れたコラーゲンを抽出する技術を開発した。2005年秋から福井県内の複数の漁協の協力を得て研究を進めていたもので、年内にも本格的な販売を計画している。
2007. 2. 15 水産庁で開かれていた磯焼け対策モデル全国会議で、「磯焼け対策ガイドライン」がとりまとめられた。ガイドラインの主旨は「原因を特定しどのような対策をとるか」にあり、原因究明から解決方策まで一連の流れを網羅した初めてのもの。3月末までに海のある都道府県に配布する。
2007. 2. 21 本州最南端の潮岬（和歌山県串本市）沿岸で、沖縄以南の熱帯に分布するリュウキュウキッカサンゴが発見された。これまでの分布北限は足摺岬（高知県）周辺で、本州では初めての確認。長さ約3m、幅約2mの1群体で、サイズから推測すると1990年頃に発生したものと見られる。黒潮で運ばれた幼生が地球温暖化の影響で生残した可能性が高い。
2007. 3. 22 東京大学生産技術研究所、KDDI研究所、水産工学研究所の研究グループは、ガンジス川に生息するガンジスカワイルカ、インド・チリカ湖に生息するカワゴンドウのクリック音観測による生態調査に世界で初めて成功したことを発表。ガンジスカワイルカの生息数は約2,000頭、カワゴンドウは百数十頭と推定され、いずれも絶滅危惧種。今後の調査で正確な生息個体数やグループ構成、行動パターンが明らかにできれば保護措置の強化に役立つ。
2007. 3. 22 大日本水産会は、現在行われている唯一の水産エコラベル認証システムMSCが高コスト



図2-14 リュウキュウキッカサンゴ

- であるとの指摘を受け、日本独自の水産エコラベルシステムを立ち上げることを発表した。今後、運営評議会（JFC）を設置し、2008年度実施を目指す。基本的にはFAO採択のエコラベルガイドラインに準拠した内容で、MSCと同様、生産段階認証と流通加工段階認証の2種類とし、認定機関は大日本水産会、運用はJFC。
2007. 4. 6 総務省の公害等調査委員会は、黒部川上流の出し平ダム（関西電力）から排出された土砂の影響で河口周辺の養殖ワカメに被害が生じたことを認める裁定を下した。他方、ヒラメなど魚類への影響は認められないとした。
2007. 4. 8 ナルトビエイによる二枚貝の食害被害が、九州沿岸から瀬戸内海で拡大しているとの報道。大分県農林水産研究センター水産試験場浅海研究所の推定では、2006年8月同県中津市沖の漁場（豊前海）でバカガイ3,600トン7億円相当が食害された。ナルトビエイは熱帯、亜熱帯に広く分布する板鰐類で、その生態については調査中である。
2007. 4. 12 JAMSTEC、東京家政学院大学、東京大学の共同研究チームは、新潟沖のメタンハイドレート分布域でベニズワイガニの生息数が周辺海域に比べ4倍以上であるとの調査結果を発表した。水深900m前後の通常の海底でベニズワイガニの生息密度は20.6個体/km²、同水深のメタンハイドレート域では99.7個体/km²と約4.7倍であることを把握。原因は今のところ判っていない。
2007. 4. 26 ロシア200海里水域内でのサケ・マス漁の2007年度漁獲量に関する日ロ政府間交渉が妥結、割当量は10,275トンで前年実績より18.5%増、操業隻数も2隻多い46隻となった。
2007. 5. 22 愛媛大学沿岸環境科学研究センターの加三千宣研究員らは、瀬戸内海・別府湾の海底（水深70m）から得た柱状採泥試料（4m）に含まれるマイワシ・カタクチイワシのウロコ数を解析し、太平洋のイワシ資源は600年前（室町時代）から100年周期で増減を繰り返していることを明らかにした。増減の原因は特定できないが、気候変動の影響があると見られている。
2007. 5. 22 閣議決定された水産白書は、魚食大国ニッポンの危機的状況を警告。BSEの発生や健康志向の高まりから欧米、中国の魚の需要が急増、世界各地で水産物の買い付けに日本は買い負けている。他方、日本近海の水産資源は減少の一途をたどっており、白書は「漁業関係者が合意を形成し、資源回復と経営改善を結びつける取組みが必要」と指摘している。また日本人の魚離れも加速しており、特に若年齢層で肉食化が進み魚介類の消費量が大きく低下し、伝統的魚食文化の衰退に警鐘を鳴らしている。

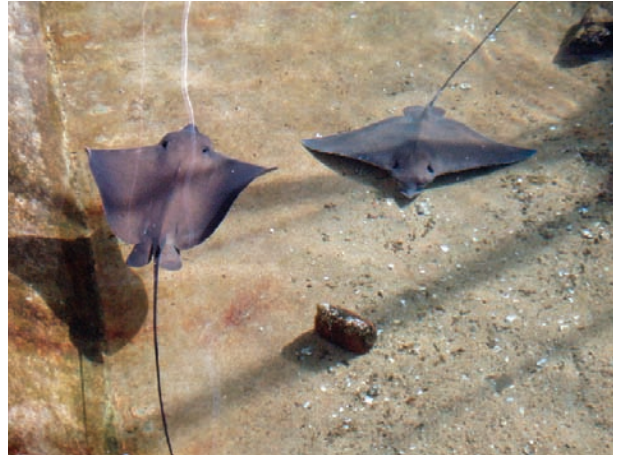


図2-15 ナルトビエイ

4 資源エネルギー

日本の風力発電は新規計画も少なく伸び悩んでいるなかで、環境省は国立公園内の風力発電施設の新設について従来方針を大きく変更、設置を推進するとともに、バードストライク防止対策の検討、景観影響評価マニュアル作成などを行うことを決定。海底石油・ガス田開発の分野では、大手が海外での権益確保に積極的に打って出ている。国内では、資源エネルギー庁が五島列島沖

で石油・天然ガスの基礎試錐を行うと発表、これを受け(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構は基礎調査を2007年1～3月に行う工程で関係漁業団体と調整を開始。また将来の化石燃料危機をにらんで、バイオエネルギー開発の話題に活気が見られる。海洋深層水利用分野では、ベータカロテン大量生産を目的とする濃縮海洋深層水を使った微細藻類「デュナリエラ」の大量培養実証試験が目新しいが、「水産」分野の欄でいくつか関連の出来事を取りあげてあるので、併せ読みを。海洋エネルギー分野に目立った動きはない。

1) 風力発電

2006. 7. 5 九十九里町漁業組合が片貝漁港に風力発電施設導入、7月中旬に着工、年内の完成予定と発表。冷凍冷蔵施設、製氷施設の電力をまかなう計画で、電力費負担の軽減および二酸化炭素排出の抑制がねらい。風車はハブ高さ51m、ローター直径44m、出力は750kwで2基設置。
2006. 8. 4 環境省は国立公園内での風力発電施設の設置について、従来方針を転換、設置推進することを決定したとの報道。地球温暖化対策の低迷するなかクリーンエネルギーである風力発電導入の必要性を再評価した結果。2007年度から年間10億円、3年計画で計30億円を投入し、バードストライクの防止策等の検討、景観影響評価マニュアル作成などを行う。
2006. 8. 17 環境省は発電施設の風車へのバードストライク防止に向けた本格的調査を2007年度から着手すると発表。調査期間は3年間、既存の風車の色塗装あるいはライトアップによる衝突予防効果の有無、レーダーで渡り鳥の飛来を察知し風車停止、などの事故防止策を検討する。北海道では2004年以降、天然記念物オジロワシの衝突死が石狩市や根室市などで5件発生している。
2006. 11. 27 九州大学、京都大学、宮崎大学など国内外の7大学からなる研究グループが、原発1基分に当たる百万キロワット級の海上風力発電を目指す研究会を発足させた。ハニカム構造のコンクリート浮体を海上に浮かべ、直径100mの風車を設置、発電電力で海水を電気分解して水素を製造し、その水素を陸に輸送し水素発電や燃料電池に使うとの構想。資金の目途がつけば6～7年で技術確立が可能という。
2006. 12. 1 JAMSTECと東京大学は、風力発電機の性能評価技術確立を目指す共同研究契約を締結したことを発表。東大が開発した風力発電風車の動作再現モデルと、JAMSTECの開発した局所的な風を予測するシミュレーションプログラムを、スーパーコンピュータ「地球シミュレーター」の超高解像度大気海洋結合モデルに統合するもの。
2006. 12. 20 はさき漁業協同組合（茨城県神栖市波崎）の風力発電事業が、新エネルギーの地産地消の取組みを評価され、第11回新エネ大賞の新エネルギー財団会長賞を受賞。同漁協は2005年4月に風力発電施設を導入、漁港内の電力負担を軽減し環境・衛生管理型漁港を目指してきた。
2007. 1. 1 市民風力発電（北海道札幌市）は、石川県輪島市の山間部に大型風車10基で構成する大規模集中風力発電所を建設する計画で、能登コミュニティ・ウインドパワー（札幌市）を設立。2009年運転開始見込で、出力は計2万キロワット、総事業費は47億円程度。金融会社自然エネルギー市民ファンド（東京都中野区）を通じ全国の一般市民から長期出資を募集するほか、NEDOからの補助金を充てる。また、今回は発電施設の一部を地元の民間グループ、企業等に分譲して、資金調達を図る方針。
2007. 1. 8 青森県東通村岩屋の風力発電施設「岩屋ウインドファーム」で、風力発電機1基（デンマーク製、高さ68m）が根本から倒壊。当時の瞬間最大風速は7.7m、設計上は風速60mでも倒壊しないことになっており、他の24基に異常はなく、原因不明。新エネルギー・産業

地産地消

地域生産地域消費の略語。

NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

2003年10月、経済産業省のバックアップで設立された組織、日本の産業技術とエネルギー・環境技術の研究開発、普及を推進する国内最大規模の研究開発実施機関である。産業競争力の強化、エネルギーおよび地球環境問題の解決を目指し、産業界、大学、公的研究機関をトータルコーディネートし、マネジメントを推進している。



図2-16 JF はさき漁協の風力発電施設「JF はさき海風丸（うみまる）」

- 技術総合開発機構（NEDO）は、風力発電機の強度については国の基準がなく、メーカー毎に異なっており、原因究明には設計、施工方法などの分析をする必要があるとしている。
2007. 1. 29 世界風力エネルギー協会（WWEA）は、世界の風力発電設備量が過去10年間で10倍に増加、発電量は昨年末で7,390万 KW/h に達したことを発表。ドイツ、スペイン、アメリカがトップ3。日本は13位で、現在計画段階の案件は少なく、今後も伸び悩むことが見込まれており、さらに後退が予想されている。同日、経済産業相諮問機関の「総合資源エネルギー調査会」のRPS小委員会は、2011～14年度の電力会社に義務づける自然エネルギー利用目標を決定、2010年度の目標122億キロワット時（全電力量の約1.35%）に対し2014年度は160億キロワット時（1.63%）と3割増。
2007. 3. 22 日本野鳥の会は、施設数の増加している風力発電施設が野鳥に及ぼす影響（バードストライク）について、海外文献資料集を発行。環境省、資源エネルギー庁も風力発電と自然環境保全の両立について検討会を立ち上げた。
2007. 6. 25 原子力安全・保安院は、風力発電施設に関する技術基準を2008年度に強化する方針を決定、日本特有の台風、落雷などへの対処が目的。2005年度、NEDOが900基の風力発電を対象に行った調査では、故障・事故発生件数は100件、その原因の38%が暴風、落雷など自然現象であった。
2007. 6. 26 川崎重工は独自開発した大型ニッケル水素蓄電池（ギガセル）を、風力発電装置と組み合わせ出力安定化に成功したと発表。風力発電の課題である風の強弱による出力変動が激しい弱点を解決、近く商用稼働している風力発電設備での実証実験を開始の予定。

2) 海水資源（深層水・溶存物質）

2006. 7. 17 高知大学農学部の受田浩之教授等の研究グループは、濃縮海洋深層水を使った微細藻類「デュナリエラ」の大量培養実証試験に着手との報道。デュナリエラは高濃度塩水に生息し、強光を受けるとベータカロテンを体内蓄積する。高濃度塩水の入手が容易なオーストラリア、イスラエルなどではベータカロテン生産を目的とした大量培養がすでに事業化されている。
2006. 7. 19 焼津市が水産庁の「強い水産業づくり」交付金を受けて、新焼津漁港内に建設を進めてきた駿河湾深層水体験施設「アクアやいず」の落成式が行われた。鉄筋コンクリート3階建て、海洋療法（タラソテラピー）とフィットネスを融合した施設内容で、年間利用者16万人を見込んでいる。
2006. 7. 19 シュウウエムラ、東レ、高知県が出資している深層水関連事業会社のウトコ（高知県室戸

- 市)は、高知県開発の海洋深層水ミネラル調整液を使用した第1号商品となる飲料水「ウトコディーブシーウォーター」を発売との報道。室戸市内に開業したウトコディーブシーセラピーセンター&ホテル等で販売する。
2006. 7. 20 三重県の大豆加工機製造会社ミナミ産業(四日市市)、愛知県の大豆商社豆時本店(名古屋市)、三重大学生物資源学部梅崎輝尚教授らの研究グループが、2004年から着手した海洋深層水(尾鷲市取水)から抽出のミネラル液を使用した大豆試験栽培に目途がつき、四日市市内の農家と契約し農地栽培を開始。今年度は20トン、来年度は300トン収穫する計画。
2007. 2. 9 H+B ライフサイエンス(岡山市)は、高知県と共同開発した海洋深層水の粉末ミネラルトレハを使ったサプリメント新商品(H+B はな爽快サプリメント)を開発・発売した。ミネラルトレハは室戸岬沖の海洋深層水を非加熱濃縮しナトリウムを除いたミネラル調整液にトレハロース(糖質の一種)を組み合わせ粉末にしたもの。

3) 海底資源

2006. 7. 25 資源エネルギー庁は、今年度中に五島列島沖で石油・天然ガスの基礎試錐(試掘)を行うことを発表。調査事業は石油天然ガス・金属鉱物資源機構に委託、予算は76億円、今後は漁業関係者と調整を進める。期間は約3か月の予定。
2006. 7. 26 国際石油開発帝石ホールディングスは、オーストラリアで3鉱区の権益を取得したことを発表。いずれの鉱区も石油ガス田の存在は未確認だが、発見されれば同社が生産・開発中の近隣の鉱区と連携し、事業規模の拡大が可能。
2006. 8. 14 石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、五島列島沖における2006年度国内石油天然ガス基礎調査を2007年1~3月に行うため、関係漁業団体との調整を開始した。掘削場所は長崎県北西160km、日本のEEZ内海域である。
2006. 8. 31 石油資源開発は、生産から16年経過した岩船沖石油ガス田(新潟県)の生産量維持、拡大のため、2006年末から新たな井戸の掘削に乗り出す計画と発表。投資額は20~30億円の見込み、掘削深度は3,850m。
2006. 9. 15 AOCホールディングス傘下のアラビア石油が、エジプト海上鉱区(ノースウエスト・オクトーバー鉱区)の試掘で原油田を発見、地下1,700~1,900mの地層から重質油日量4,900バレルの産出を確認したと発表。2006年度中に周辺の別の地点でも試掘し、油層の広がり把握する。
2006. 10. 3 中部電力は発電用燃料の安定確保に向け、西豪州沖合の大規模ガス田「ゴーゴンプロジェクト」の権益取得の最終調整段階に入ったとの報道。同ガス田は米シェブロン、英蘭ロイヤル・ダッチ・シェル、米エクソンモービルが共同開発している。中電の権益は数パーセント、取得金額は明らかにされていない。
2006. 10. 18 国際石油開発帝石ホールディングスは、インドネシア東部ティモール海のアバディガス田で2015年を目処に天然ガス生産を開始の見込みとの報道。同ガス田は帝石ホールディングスが100%の権益を保有、年300~500万トン規模のLNG生産可能な埋蔵量を確認している。投資額は5,000億円前後、サハリン2が中断するなか日本は調達先確保が急務となっている。
2006. 10. 24 国際石油開発ホールディングスと伊藤忠商事は、両者が権益を保有するアゼルバイジャン領カスピ海のアゼリ油田東部で原油生産を開始したことを発表。予定より4か月早い生産開始、隣接油田を含めると全体の日産量は2008年までに50万バレルから80万バレルに増加する。

2007. 1. 9 出光オイルアンドガス開発（出光興産の石油開発子会社、東京都港区）は、新日本石油開発、帝国石油と共同保有するベトナム南部の未探鉱区（ホーチミン市南東300kmの沖合海域）で、1月中旬から試掘開始。探鉱期間は10月まで、掘削費用は25～35億円程度、十分な埋蔵量が確認され商業生産となる場合は、出光等3社とベトナム国営石油とで分与する。石油公団廃止決定後、国内民間資本のみによる初めての開発プロジェクトが実行段階に入る。
2007. 1. 18 帝国石油は生産開始から20年経過している常磐沖ガス田（福島県）の生産活動を、年内に終了する方針を発表。生産量が減退、採算性が見込めず、更に東京電力広野火力発電所への供給契約が3月に切れることを機に廃鉱を決定した。
2007. 2. 2 新日本石油は、英国領北海の6鉱区で石油・ガスの探鉱権益を取得したことを発表。このうち4鉱区は新日石が現地で探鉱掘削を手掛ける。2008年から調査を開始、原油・天然ガスの埋蔵が確認できれば最短2010年からの生産も期待できる。6鉱区はいずれも日産10万バレルの天然ガスを生産する大規模ガス田に隣接している。
2007. 3. 2 東京大学、JAMSTEC、東京家政学院大学、独立総合研究所（東京都港区）の共同研究グループは、無人探査機による調査で、日本海の水深約1,000mの海底から噴出したメタンガス気泡がメタンハイドレートに変化し、水深250m層付近まで上昇して海水に溶け込む現象を観測したことを発表。場所は新潟県上越市沖30km。従来は、海底から発生したメタンガスはすぐに海水中に溶解すると考えられていた。
2007. 3. 5 経済産業省は、南海トラフのうち東海沖から熊野灘にかけての約5,000km²の範囲について、音波探査によるメタンハイドレートの埋蔵量調査の結果、天然ガス量換算で14年分にあたる埋蔵量のあることを確認したと発表。メタンハイドレートの実用化は、原油価格が1バレル40～50ドル程度であれば、採算性が確保できるとされており、原油価格高騰のおりから脚光を浴びている。ただし、その存在形態から、従来の海底エネルギー資源生産方式とは全く異なった手法の開発が必要。
2007. 3. 12 国際石油開発はインドネシアカリマンタン島の東部海上鉱区の権益を、仏トタルと共同で落札したことを発表。権益は折半で保有、開発実務は仏トタルが行う。鉱区面積は約2,000km²、早期に2か所で試掘する方針。
2007. 3. 13 大阪ガスが10%の権益を保有する大型海底ガス・油田「グレーター・サンライズ」開発は、事業の前提となるオーストラリアと東チモール政府間の条約が発効したのを受け、2014年頃の生産を目指し事業計画策定など具体的作業に着手した。同ガス田はオーストラリアと東チモールの国境に位置し、大阪ガス、豪ウッドサイド、米コノコフィリップス、英蘭ロイヤル・ダッチ・シェルが権益を保有、2005年12月に両国政府は利益（生産に際して企業が支払う権利金、所得税）を折半することで合意したが、その後の東チモール政局の混乱で批准手続きが遅れていた。
2007. 5. 18 新日本石油と三菱商事は、メキシコ湾で生産・稼働中の原油・ガス田（K2）の権益の23.2%分をアナダルコ社（米国）から12億ドルで買収したと発表。同油田の水深は1,300mと、一般的な油田の水深300mに比べかなり深く、開発コストは通常よりかさむが、両者はエネルギー価格が現状の見込みどおり推移すれば回収可能と判断。
2007. 5. 30 帝国石油は、6月末に茨城県北部沖合20kmの海域で天然ガス田探査を開始すると発表。試掘費用は30～40億円の見込み、関東近海では30年ぶりの本格調査で、埋蔵が確認された場合、最短2010年初頭には生産に入る方針。
2007. 6. 7 中国国土資源省は、南シナ海北部の海底でメタンハイドレートを採取したと発表。石油換算で100億トンに相当の埋蔵量の可能性があるとのこと。

4) その他

2007. 3. 26 商船三井は大井埠頭コンテナターミナル（東京都品川区）に太陽光発電システム「東京国際コンテナターミナル太陽光発電所」を設置、運転を開始した。同施設は NEDO との共同研究事業で、民間では都内最大規模、発電容量は200kw、事務所棟使用電力の20%をまかなう。太陽電池はシャープ製、パネルサイズは1.3m×1.0m、1,200枚使用。環境負荷の低減を目指したもので、年間約130トンのCO₂削減を見込む。

バイオエタノール

産業資源としてのバイオマスを醗酵、蒸留して生産されるエタノールを指し、主に内燃機関の燃料として利用。再生可能な植物資源から生産するので理論的には無尽蔵なエネルギー、燃焼しても待機中のCO₂を増やさず、ガソリンと混合しやすく、ある程度までの混合比であれば既存のガソリン内燃機関を改造なしに利用できる、といった利点を持つが、同量のガソリンと比べ熱量が34%程小さい、燃料供給装置系のゴム部品、プラスチック部品を腐食する可能性がある、との欠点もある。

2007. 5. 9 東京水産振興会が海藻バイオエタノールの大量生産を提案する「オーシャン・サンライズ計画」を公表した。大型褐藻のアカモクを約1億5,000万トン養殖し、約400万トンのバイオエタノールを生産、醗酵残渣は家畜飼料サプリメントや肥料ミネラル分として利用する計画。作業を担当した水産バイオマス経済水域総合利活用事業可能性検討調査研究委員会（座長・酒匂敏次東海大名誉教授）は、国家事業として自治体、民間企業、漁業者と協力して実現を図りたいとの意向。

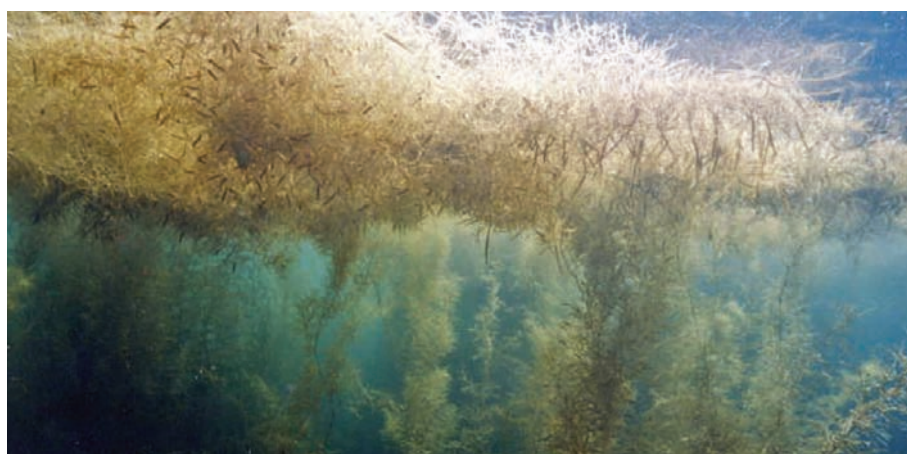


図2-17 アカモク

2007. 5. 22 東京ガスは、打上げ海藻をメタン醗酵させて得た燃料ガスによる発電システムを開発、販売を開始した。港湾、海浜の打上げ海藻処理は焼却処分が主流だが、1トンの処理に30m³の都市ガスが消費される。これは標準的家庭の1か月分にあたる。大量の打ち上げ海藻の処理に悩む地方自治体に向け、1日30~300トン程度の処理能力のあるシステムを提案販売する。

2007. 6. 25 三菱総合研究所は、日本海中央部大和堆で年間6,500万トンの海藻を養殖し、その全量を醗酵処理すれば2,000万klのバイオエタノール生産が可能、生産コストはガソリンなみの58円/1lとの試算結果をまとめた。

5 交通・運輸

静岡県所有のTSL防災船「希望」の売却（一般競争入札）は不調に終わり、解体することに。北側国交相はTSLの小笠原航路就航を再検討したい考えを示したが、石原都知事は慎重な姿勢。この「スーパーライナー・オガサワラ」も売却処分が海外の中古船市場に浮上しているとの風評も。今期も数社がバラスト水処理システムの開発、販売を発表しているが、まだIMOの最終承認を得た装置はない。造船業界は日・韓・中で世界のシェア争いが過熱化の傾向で、2006年のロイド統計で1位は韓国、日本は2位。都井岬沖で延縄漁船「幸吉丸」が大型フェリーに当て逃げされ、乗組員3人が救命筏で漂流、3日ぶりに救助された事件が紙面をにぎわした。新潟-佐渡航路、松江-隠岐島航路など離島の生活路線である旅客船の運賃値上げが相次いだ。鹿島港沿岸では貨物船の座礁事故が相次いだ。10月14日に大型鉬石専用船「ジャイアント・ステップ号」が、25日には鉄鋼原料船2隻が座礁。同船は船体が2つに折れ、重油流出が止まらず、ハマグリ漁が

甚大な被害を受けた。このほか、鹿島港の沖合いで相次ぐ座礁事故。

TSL (テクノスーパーライナー)

国の支援の下で開発された新形式の超高速船。
〔海洋白書 2005〕第2部参照

1) TSL (テクノスーパーライナー)

2006. 9. 22 北側国交相は東京一小笠原間の高速船就航を再検討する考えのあることを示した。一方、石原都知事は国交省との協議に応じるとしながらも、就航には慎重な姿勢を示した。都は昨年、同航路への TSL 就航を採算性の問題から断念した経緯があり、現在航空路開設計画が再浮上している。
2007. 1. 30 静岡県は TSL 防災船「希望」(2,785総トン)と車輛等乗降用可動橋(清水港、下田港に各1基)について、一般競争入札で一括売却するため、その概要を公告した。参考価格は4,000万円。同船は昨年3月に運航を廃止している。なお防災船には「日本国内で海上運送法に規定する船舶運用事業または港湾運送事業法による一般港湾運送事業の用に供すること」との用途制限が付いており、落札者は指定された日から5年間は他の用途に使用できない。
2007. 2. 9 日本財団は TSL 航行支援システム開発で投入した助成金のうち、2004年度分の3億5,600円について支援先のテクノ・シーウェイズ(TSW)に返還請求を通知したことを発表。システム開発には日本財団、国、TSWが資金を投入しており、TSWは就航計画の頓挫で2004年度の負担分の支払いを断念した。これに対し財団が助成契約に基づいて返還を求めたもの。システム開発はすでに終了し、2005年10月に竣工した TSL に搭載されている。
2007. 2. 19 静岡県が行った TSL 防災船「希望」と車輛等昇降用架橋の一般競争入札は、2社が応札したが、いずれも入札金額が予定価格に達せず、入札不調に終わった。
2007. 3. 12 再入札によって TSL 防災船「希望」と車輛等昇降用可動橋は横浜の不動産会社「栄光舎」が税抜き2,000万1円で落札した。
2007. 3. 29 静岡県は、売却が決まっていた不動産会社「栄光舎」の落札を契約締結期限内に契約が締結できないため無効にしたと発表した。今後の入札の予定はなく、2007年度に解体する予定。
2007. 5. 15 静岡県は、TSL 防災船「希望」の処理に関して、同船の設計、建造、保守点検等を一貫して行ってきた三菱重工業に、解体を前提として658万円(エンジンを除く)で売却する契約を締結した。
2007. 5. 18 東京一小笠原航路に就航予定であった TSL「スーパーライナー・オガサワラ」の売却が、海外の中古船市場に浮上しているとの報道。価格表示はなく正式なものではない模様。

2) 海運・船員・物流

2006. 7. 11 日本郵船・三井物産は台湾最大の石油会社「中国石油公司」と LNG の長期輸送契約を結んだことを発表。2008年から23~24年の期間でカタールから台湾に海上輸送する。運賃総額は2,300億円に達する見込み。
2006. 10. 6 島根県は隠岐汽船の再建支援策を10月末までに正式決定し、今年度中の実施を目指すとの報道。県と隠岐四町村が同社保有のフェリー1隻を20億円前後で買い取り、債務軽減を図る。買い取ったフェリーは引き続き運航を同社に委託し航路は維持される。
2006. 12. 6 公正取引委員会は外航海運の独占禁止法適用除外制度を廃止すべき旨を発表、国土交通省に検討を申し入れた。欧州では2008年10月に外航海運分野への適用除外を廃止しているこ

とから、国際的な制度調和を鑑み日本の同制度維持が不必要となったことが理由。

2006. 12. 21 東京電力と東京ガスは LNG 緊急調達時に備えて、LNG 運搬船の相互利用契約を締結したことを発表。現在、東電が運航管理する隻数は 2 隻、東ガスは 5 隻、これを 2010 年までに東電 5 隻、東ガス 7 隻に増やす計画で、原料・燃料の安定的調達面で協調を強化し、船の維持費節約を図る。
2007. 1. 1 淡路ジェノバラインが明石ー岩屋間の高速船事業を開始、月～土曜日期間は 1 日 34 便、日曜祭日は 24 便の運航。
2007. 3. 18 国土交通省は採算悪化に悩む離島航路維持のため、省内に有識者会議を設け、今夏を目途に離島の観光振興策を策定すると発表。現在約 300 ある離島航路のうち 123 航路が補助金を受けており、今後さらに増加する可能性は大きい。財政再建下での補助金抑制のため、経営自立模索の具体策として、旅行会社と提携した離島船旅商品の開発、離島体験ツアーの企画など、観光振興策でバックアップする方針。
2007. 4. 26 運輸政策研究機構は、2006 年度の内航海運への **モーダルシフト** 促進方策に関する調査研究報告・提言を、国土交通省および関係省庁に提出した。主な提言は①エコシップマーク制度創設による海上輸送利用の促進のための広報・普及活動促進、②荷主企業の物流ニーズを内航海運事業者が日常的に把握できる場の設置、③内航海運船の優先的入港、沖待ち時間の軽減など優遇策の付与。トラックから内航海運へのモーダルシフトについては、これまでも政府はさまざまな計画・施策を打ち出してきたが、顕著な進展はみられないのが実情。
2007. 6. 28 交通政策審議会国際海上輸送部会は、「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」の中間報告をとりまとめた。その中で、非常時の安定した国際輸送手段確保には、日本船籍を現行の約 5 倍 450 隻、日本人船員は約 2 倍の 5,500 人に増員する必要性を指摘、海運会社への強力な支援の必要性を強調した。

モーダルシフト

トラックによる幹線貨物輸送を海運、鉄道に転換すること。CO₂排出量の抑制、エネルギー消費効率の向上、道路混雑問題の解消と交通事故の防止効果を主たる狙いとしている。2010 年までに海運・鉄道による長距離雑貨輸送の比率を、現在の 40% から 50% に向上させることを目標にしている。

3) バラスト水・海洋環境

2006. 8. 15 三井造船は新しいバラスト水処理技術に目途をつけ、9 月にも商船三井のコンテナ船に搭載し機能確認を実施すると発表。このシステムは水流の乱れ、圧力変化による大型プランクトンの死滅処理とオゾンによる小型プランクトンの死滅処理の二段階式となっており、従来の化学処理や電気処理に比べ二次汚染誘発が少ないという。
2006. 9. 25 日立製作所、日立プラントテクノロジーは磁気分離技術を利用したバラスト水浄化技術を開発したことを発表。2008 年から実証試験を開始、2010 年の実用化を目指す。従来の塩素殺菌、紫外線殺菌に比べ海水汚染の懸念が少ない。
2006. 11. 27 国土交通省海事局は IMO 第 82 回海上安全委員会（トルコ、イスタンブール）での対応方針を発表。バラストタンク塗装基準については韓国・ギリシャの提案に対し、実行可能性に留意した基準案になるよう対処するほか、各国船舶が流木を発見した場合、海上人命安全条約第 5 章 31 規則に基づき危険通報を行うよう、参加各国に理解を求める。
2007. 2. 20 スウェーデンの機械メーカーの日本法人アルファ・ラバル（東京都港区）が、化学薬品を使わないバラスト水処理システム「Pure Ballast」を 6 月に発売と発表。二酸化チタンが太陽光にあたった時に生じる反応で微生物の成長を阻害する仕組みを活用したもので、自動洗浄機能も持つ。価格は船舶の大きさによって異なり、4,500～9,000 万円。
2007. 3. 9 IMO は 2009 年以降に建造（起工ベース）されるバラストタンク総容量 5,000m³ 未満の外航船にもバラスト水処理装置の搭載を強制化への報道。中小規模の船主、造船所への影響が懸念される。主に 16,000 載貨重量トン前後以下の外航船が対象となり、船首は追加コス

- ト増、造船所は設計変更のリスクが生じる。現在 IMO の最終承認を得たバラスト水処理装置はないが、日本では日本海難防止協会を中心とした研究グループが装置を開発、IMO の基本承認を得ている。2008年中の最終承認取得を目指している。
2007. 4. 12 国内の船用機器メーカー大手 5 社は、IMO が2015年を目処とする排ガス規制に向けた環境対応の次世代船用エンジンの開発を開始した。三菱重工、石川島播磨重工、ヤンマー、三井造船、新潟原動機の 5 社は日本財団の助成を受け 4 月中に開発プロジェクトを設立、開発期間は 4 年、費用は総額約20億円（日本財団13億円、5社7億円）。
2007. 5. 7 機器製造メーカーのセント・インベストメント（青森県むつ市）は、おが粉とバクテリアを組み合わせた「バラスト水浄化システム」を開発した。2008年 8 月までに陸上試験、09年夏を目処に船上試験を終了させ、IMO の承認取得を目指す。

4) 造船

2006. 8. 8 近畿地方整備局神戸港湾事務所は、来年 3 月完成予定の海洋環境調査船の船名を「Dr. 海洋」に決定したことを発表。船名公募には約400通の応募があった。同船は双胴船、199総トン、全長33.5m、幅11.6m、喫水4.2m、完成後は大阪湾・播磨灘海域の浮遊ゴミや油の回収、水質・底質調査などに従事する。
2006. 9. 26 商船三井とユニバーサル造船が共同開発の、自動車運搬船の風圧抵抗軽減船形が日本、韓国の特許を取得したことを発表。船首端部を斜めにカットしラウンド形状とし、船側部は全長にわたって段差を設け横風の影響を緩和したもの。2003年 3 月から同社新造船に適用、これまでに17隻を竣工している。年平均 5 %以上の燃費削減に成功している。
2006. 11. 5 2009年に就航予定の南極砕氷船「しらせ」後継船を、環境配慮型エコシップとすることが決定。運用を所轄する防衛省によれば、建造費は約250億円、艦内に廃棄物処理専用スペースを設け、生ゴミ処理機、可燃ゴミ焼却炉、空き缶・プラスチックの圧縮機などを設置し、艦内や昭和基地から出たゴミの大幅な圧縮を図る。また、海洋汚染防止条約の規制対象である外艦内の風呂・洗面所の排水はバクテリアによる有機物分解処理装置で対応、船殻は事故時の油流出防止のため二重構造化、砕氷時の船底塗料剥離防止策として船底をステンレス鋼で被覆する計画もあるとのこと。
2006. 12. 13 三菱重工業と石川島播磨重工業は、大型船舶用も低速ディーゼルエンジン事業で提携することを発表。輸出用エンジンの相互生産委託およびアフターサービスでの連携による受注機会の拡大が狙い。
2007. 1. 26 三井造船が「技能伝承センター」を、千葉事業所（千葉県市原市）と玉野事業所（岡山県玉野市）に開設。50歳代後半のベテラン社員や再雇用社員等約10人を専属指導員「スキルマスター」として配置、若年層、中堅層に技術を継承する。
2007. 2. 20 日本造船工業会は、2006年のロイド統計（速報値）を発表。世界の新造船受注量は2005年比 6 割増の9,364万総トンで、受注トップは韓国、2位中国、3位日本。新造船建造量は 5 年連続韓国で1,884万総トン、日本は1,810万総トンで 2 位、中国は769万総トンと日韓の半分以下だが、2010年に向け造船能力を倍増する見通しで、今後はシェア争いが一段と激しくなる。
2007. 2. 20 アイ・エイチ・アイ・マリンユナイテッドは、国内初の二重反転プロペラ搭載の電気推進式貨物船兼油タンカー「新衛丸」（492総トン）を新島物産（東京都新島村）に引き渡した。二重反転プロペラは IHIMU が独自開発した推進器で、大幅な燃費改善が期待できる。主に東京一伊豆諸島間の物資輸送に使われる。
2007. 3. 9 東京都は、漁業調査指導船「興洋」を更新した。新興洋は87トン、14人乗り、航続距離約

バルバス・バウ（球状船首）
 船舶が航走する際に受ける造波抵抗を減少させるため、水線下の船首部に球状の突起を設けるもの。プレス機械では形成できない複雑な三次元曲面は、職人が撓鉄技術という手作業で分厚い鋼板を設計図面通り正確に仕上げる。

3,700km、建造費8億4,000万円。旧興洋は父島二見港を母港として小笠原諸島周辺海域で調査活動を行ってきたが、新興洋は航続距離が2倍となり、沖ノ鳥島まで調査範囲が拡大した。マグロの漁場環境把握、違法操業船の取締りが主たる任務となる。



図2-18 漁業調査指導船「興洋」

2007. 4. 26 日本郵船は、38隻の大型コンテナ船に陸上発電所からの受電装置を搭載することを発表。船上の小型発電装置の稼働が不要となるためCO₂やNO_xの大幅な削減につながる。当面はコンテナ船への送電設備があるロサンゼルス港だけの利用となる。

2007. 6. 14 日本船舶海洋工学会は、「シップ・オブ・ザ・イヤ-2006」最優秀受賞船にRORO船「わかなつ」（琉球海運所有）を選定。本船は上層甲板下のランプウェイ下の空間に燃費効率の良い低速機関を搭載した点が特徴。一般的には車両甲板下に背の低い中速機関を搭載する。



図2-19 バルバス・バウ（球状船首）

2007. 9. 30 アイ・エイチ・アイ・アムテックが、500隻目の**バルバス・バウ（球状船首）**を完成させた。鋼板の球面加工技術者が世界的に減少しているため、同社は受注を伸ばしており、国内の3割以上のシェアを持つ。2007年度は100隻分の受注を目指している。

5) 航行安全・海難

2006. 7. 22 カナダバンクーバーに向け横浜港を向出した商船三井グループ運航の自動車運搬船「クーガーエース」（シンガポール船籍、55,328トン）は、24日アリューシャン列島付近でバラスト水入れ替え作業中に突然傾き、航行不能に陥った。外国人乗組員23人は負傷者1人を含め全員ヘリコプターで救助された。

2006. 8. 13 アリューシャン列島付近の北太平洋で突然傾き航行不能となった自動車運搬船「クーガーエース」は、米国沿岸警備隊と商船三井の合同対策本部がアリューシャン列島の静穏な湾まで約900kmを曳航、係留し、同船の浸水をポンプで排出した。積載車輛はベルトで固定され、荷崩れは起こしていない。

2006. 8. 14 商船三井所有の大型原油タンカー「ブライト アルテミス」（シンガポール船籍）が東インド洋グレートニコバル島西方沖で、遭難貨物船の救出作業中に同船と衝突、右舷船尾部に横5m、縦1mの穴があき原油約5200klが流出。日本の船舶会社が関係した原油流出事故としては過去最悪。

海上ホテル

客船や豪華クルーズなどを係留したままホテルとして利用する事業が代表例であるが、係留船事業として、船舶関連法規と建築基準法(消防法とも)関連法規との二重適用などが一時問題となった。すでに採算性が悪化したとの理由で大分県のオリアナ号も撤退している。横浜港の氷川丸も係留船のひとつ。

2006. 9. 2 中国上海に向け曳航中の客船「スカンジナビア」が潮岬沖3kmの海上で沈没。無人だけが人はなし。串本海上保安署によれば、同船は8月31日タグボートに曳かれ沼津港を出港、9月7日に上海到着の予定であった。スカンジナビアは1927年にスウェーデンで建造された豪華客船、現役引退後の70年に伊豆箱根鉄道が購入し駿河湾奥の沼津市で日本初の海上ホテルとしてオープン、老朽化に伴い2005年3月に営業終了。今年7月にペトロファースト社(スウェーデン)が購入し、ストックホルムで海上ホテルとして再利用のための改修を上海で行うことになっていた。
- 2006.10. 6 鹿島港南方6kmの海岸線から沖2kmの地点で、商船三井運航の大型鉱石専用船「ジャイアント・ステップ」(197,060重量トン、パナマ船籍)が座礁、乗組員26人のうち16人が救出されたが、2人死亡、8人が行方不明。翌7日ブリッジ部分と船首部が分離し流された。同船は住友金属工業鹿島製鉄所沖合で荷役の順番待機中、低気圧接近を回避するため沖に移動した際、錨巻き揚げ機が故障し錨鎖を切断したが風に流されて座礁したもの。当時の海象は風速30m/sec、波高7mの大時化であった。
- 2006.10.25 24日午後から夕刻にかけ、鹿島沖で鉄鋼原料船2隻(「オーシャン・ビクトリー」174,148重量トン、香港船籍。「エリダ・エース」171,090重量トン、パナマ船籍)が相次いで座礁。両船とも乗組員は25日午前までに全員救出された。
- 2006.11.12 最後の職員滞在灯台であった女島灯台(長崎県五島市)が、自動化された。これで全国3,337基のすべての灯台から灯台守が姿を消した。自動化完成式典には石川海上保安庁長官らが出席。なお女島燈台は映画「喜びも悲しみも幾歳月」(木下恵介監督、1957年作品)の舞台として知られている。
- 2006.11.28 海上保安庁が推進する次世代の航行支援ネットワーク整備計画として2002年度から始まった船舶輻輳海域への船舶自動識別システム(AIS)の設置が東京湾、伊勢湾、瀬戸内海備讃瀬戸、関門海峡、大阪湾で完了した。東京湾、伊勢湾では運用が開始される。
2007. 1. 9 ペルシャ湾ホルムズ海峡で米原子力潜水艦と川崎汽船の大型タンカー「最上川」の接触事故が発生。同タンカーは最新鋭のダブルハル型であったため、バラストタンクを損傷したが原油流出はなく、自力でコール・ファカン(アラブ首長国連邦)へ航行し応急措置を受けた。現在、日本外航商船隊約2,000隻のうち95%が便宜置籍船であるが、同タンカーは日本船籍であったため、早い段階で米海軍、在京米国大使館から日本政府へ事故連絡が入った。便宜置籍船であると、米国は船籍国の政府機関へ連絡を打診し、日本政府は船籍国や領海管轄国を通じて事故調査等を依頼しなければならず、不幸中の幸いであった。
2007. 1.31 「鹿島港座礁事故を踏まえた現地連絡会議」は神栖市内で第3回会合を開き、当面の対策として避難勧告基準の改定、連絡体制強化など4項目、今後の課題として航行安全検証、防波堤早期延長など中期的に実施すべき内容の4項目をまとめた。当面の対策については年度内に詳細を詰め、2007年度から試行的に実施する。
2007. 2. 9 ~2.18 9日、延縄漁船「幸吉丸」(9.1トン)が都井岬沖で大型船と衝突、転覆との連絡の後、消息を絶った。第十管区海上保安本部の捜査により乗組員らは3日ぶりに救助された。14日、海運会社マルエーフェリー(鹿児島県奄美市)と新日本海事(東京都港区)は鹿児島県庁で記者会見し、マ社が所有し新日本海事が運航する「フェリーたかちほ」(3,891トン)が



図2-20 自動化された女島灯台 (出典：長崎海上保安部)

- 2007. 5. 9 海上保安庁海洋情報部は、公開用電子海図の空白地域の中国、インドネシアなどアジア9か国に電子海図作成技術の提供を決定。現在は、日本船籍船がアジア周辺海域を航行する場合、通常海図しか使えず、航海時間の短縮、レーダーと組み合わせた周辺船舶情報の確認などにおいて不便を来している。
- 2007. 6. 11 門司海難審判庁で行われた、宮崎県沖日向灘で発生（2006年11月21日）した海上自衛隊練習潜水艦「あさしお」とパナマ船籍タンカー「スプリングオースター」の接触事故の第1回海難審判で、理事官は海自潜水艦隊に対し、船舶の輻輳する海域での浮上訓練の自粛、事故発生時の連絡体制整備を要望した。

6) 港 湾

- 2006. 8. 1 国土交通省港湾局は昨年引き続き「みなと観光交流促進プロジェクト」のモデル港10港を選定したと発表。釧路港（北海道）、能代港（秋田県）、小名浜港（福島県）、敦賀港（福井県）、河和・師崎港など（愛知県）、大阪港（大阪府）、境港（鳥取県）、徳島小松港（徳島県）、福江港（長崎県）、石垣港（沖縄県）。昨年度選定された10港と合わせ20港が選定されたが、来年度以降新たな選定はないとのこと。
- 2006. 10. 18 室蘭市、室蘭商工会議所、室蘭港湾振興会は東京都内で「室蘭港利用促進懇談会」を開催、産官学連携で環境産業拠点都市としての取組み（コンテナ・大型貨物船、フェリー、客船、**RORO 船**の誘致、航路拡充、耐震強化岸壁整備、PCB 廃棄物処理等）をアピールした。
- 2006. 11. 29 ジャパンエナジーは鹿島石油鹿島製油所に、5,000トン級内航船への積込み可能な棧橋を2007年7月までに完成すると発表。規模が小さすぎて利用していなかった2基の棧橋を廃止し、その跡地に新設するもの。同所内には、他に10万トン級、6万トン級の船が停泊出来る棧橋が2基あり、従来は5,000トン級以下の内航船もこの棧橋を共同使用していたため、出荷能力を十分に活用できていなかった。
- 2006. 12. 19 国土交通省港湾局はリサイクルポートの3次指定分として、能代（秋田県）、舞鶴（京都府）、三島川之江（愛媛県）の3港を指定。2002年の初指定以降、これで21港となる。
- 2006. 12. 19 横浜市港湾局が設置する「横浜港水域利用検討委員会」は、適正な水域利用方針に関する中間案を公表した。物流関連ゾーンとして南本牧・本牧・大黒・山下埠頭地区を位置づけ、内港地区は交流拠点ゾーンに、金沢地区を緑地レクリエーションゾーンとしている。市港湾局は来年1月末まで市民意見募集を実施、年度末には方針をまとめる。
- 2007. 1. 12 国土交通省は2007年度に「みなと振興交付金」制度を創設すると発表。港湾を持つ市町村を対象に、港湾を中核とする地域活性化や、交流拠点の整備を財政支援する狙い。交付要件は、事業期間5年以内、総事業費1億円以上。2007年度予算案に5億円を計上。港湾法は港湾を管理する地方自治体に対する補助金交付を定めたもので、港湾管理者以外の市町村には補助金交付がなかった。



図2-21 RORO 船

RORO 船
 Roll on Roll offの略、船尾のランプウェイ（傾斜路）からトレーラーやフォークリフトの自走で貨物の積揚げ、荷下ろしをする荷役方式のこと、作業効率に優れる。定期航路に就航し、新聞巻き取り紙、生鮮食料、日用雑貨などがドア・ツー・ドアで海陸一貫輸送される。

2007. 4. 2 国土交通省は広島県福山市の福山港本航路整備事業に着工、土砂堆積で大型船入港に支障の出ている本航路のうち幅350m、長さ9kmについて水深16mまで浚渫する予定であることを明らかにした。総事業費104億円は、JFE スチールが61億円、政府と県が43億円を負担する。
2007. 4. 6 政府は2007～09年度の3年間で港湾の「集中改革期間」と位置づけ、国内港湾の国際競争力を強化するための出入港・輸入手続きの簡素・統一化を推進すると発表。従来は、港湾管理者の地方自治体に任されていることから港ごとにバラバラで、煩雑な手続きが多く、外国の船舶は日本の港湾の利用を避け、中国上海や韓国釜山に流れる傾向が強まっていた。
2007. 4. 12 国土交通省交通政策審議会港湾分科会は、昨年の新政策諮問から6回目となる第24回会合を開催、中間報告素案を提示した。基本方針は、産業の国際競争力強化と国民生活の向上に貢献できる港湾を目指すとし、スーパー中核港湾政策の推進、対アジア経済交流拡大および国際分業の進展などの4本柱を掲げた。
2007. 4. 26 経済界、学識経験者らで構成する「総合政策研究会」がこのほど公表した政策提言のなかで、港湾の整備管理は国益に直接影響することから、従来のように地方に任せるのではなく国が主導権を握った**ポートオーソリティ**的な組織の必要性を指摘した。また、日本の主要コンテナ港湾が推進16mを最深としているため急速なコンテナ船の大型化に対応できないこと、45フィートコンテナの国内通行が不可能なために物流インフラの脆弱性を招いていることなどを強調した。
2007. 5. 24 国土交通省交通政策審議会の第25回港湾分科会が開かれ、2008年度からの新港湾物流・産業政策の中間報告について議論を展開、重点目標4柱のうちの「暮らし」と「環境」を1本化、公共施設の維持・管理を目的とした「横断的な政策課題」を追加するなど内容の拡充を図った。オブザーバー参加の日本経団連からはポートオーソリティー構想の提言があった。
2007. 5. 29 国土交通省は、接岸停泊船舶への陸上電力供給規格について、今秋に予定されている国際標準化機構（ISO）会議までに提案書をまとめると発表。実績では米国が先行しており、環境問題に敏感な欧州は規格化に前向きで、日本としては欧米主導の規格化で不利にならないよう、防御的な提案内容となる見込み。国内では内航貨客船を対象に実験レベルで実施中。

ポートオーソリティ

港湾の一体的な整備・管理・運営を行う機関のこと。国際競争力を強化するための手法のひとつで、たとえば、港湾関連の書類決済をすべて電子化することで情報の一元管理が可能となり、徹底した効率化による大幅なコスト削減が実現できる。また、港湾管理者、利用者、荷主はネットワークへのアクセスで、荷物の流通経路をリアルタイムで把握することができ利便性が向上するため、顧客の囲い込み効果が期待できる。

6 海洋空間

海洋空間利用については、沿岸域でのプロジェクトの減少が影響して話題が少ない残念な状況となっている。第3期科学技術基本計画で取り上げられた外洋プラットフォームが数少ないトピックといえよう。

2006. 8. 12 NPO法人の「東海道品川宿」（東京都品川区）、「地域交流センター」（東京都港区）、しながわ観光協会は、品川区内の運河を観光や災害時の避難・物資補給の拠点として有効活用を図る「東京運河の駅プロジェクト」を立ち上げ、4月から棧橋設置計画を推進してきたが、このほどその一環で、東品川海上公園と勝島運河河口部の2か所に小型船舶用の棧橋を設置した。今後は、カヤック・ゴムボートの体験乗船や防災朝市などの試験運用を行って、利用状況を検証する。
2006. 9. 7 国土交通省は外洋プラットホーム研究開発予算8,000万円を2007年度予算概算要求に盛り込んだ。このプロジェクトは3月28日に閣議決定した第3期科学技術基本計画で戦略重点科学技術として採択されたもの。風力発電、潮汐・波力発電、海洋牧場基地などへの利用、

- 開発を目指す。今後は文部科学省、資源エネルギー庁、水産庁など関係省庁との連絡会を立ち上げる。
- 2006.10.18 東京都が推進する「運河ルネッサンス事業」で、東京臨海部の親水空間を整備する動きが相次いでいる。これまでに芝浦、品川浦・天王洲、朝潮、勝島・浜川・鮫洲の4か所が推進地区に指定され、船着き場等の建設が積極的に行われる。この規制緩和を利用して、港区は芝浦アイランドとお台場を結ぶ通勤航路の開設、墨田区は2011年度の新東京タワー完成に合わせ隣接する北十間川の親水空間再生等を計画している。
- 2006.12.25 横浜市山下公園のシンボル「氷川丸」の一般公開が終了。入場者減少で採算がとれず所有会社が解散することによるもので、今後は日本郵船が買い取り、同じ場所で保管する。同船は1930年に豪華客船として完成、戦時中は海軍病院船として徴用、敗戦後は日本兵の復員輸送に使われ、その後再び客船に復帰するも、1960年に引退、1961年に現在の場所に係留され、以降今日まで2千2百万人が来観した。
- 2007.1.30 日本郵船は氷川丸と係留棧橋について、10億円超を投じ船体の修繕、内装修復、棧橋補修工事を行う計画を発表した。工期は約1年、2008年春の一般公開を目指す。



図2-22 氷川丸

7 セキュリティー

中国海南島で第7回太平洋海上保安サミットが開かれ、日韓中米露加の6か国から海上保安機関の長官級が参加、海上テロ、密輸防止対策に連携強化が図られる。海上保安庁は北朝鮮船舶入港禁止等対策室を設置、国土交通省が海事関係団体に対し不測の事態に備えたテロ対策の徹底を通達。航空自衛隊は東シナ海、台湾海峡で活発化する中国軍の情報収集体制強化のため、沖縄県宮古島に新型の地上電波測定施設を設置する方針を決定。海洋政策研究財団が、非常事態発生時の船舶・船員確保について緊急提言を発表。2007年6月2日の早朝、青森県深浦町の漁港に脱北者4人が乗った粗末な小型木船が漂着、海上保安庁の沿岸警備体制の不備が露呈した結果となった。塩崎官房長官は参議院拉致問題特別委員会で、海上保安庁が小型船を発見できなかったのは海上警備に不備があったと指摘、レーダーで捕捉しにくい小型船による作業者や脱北者の上陸を想定した警備体制の見直しを表明。

1) 国際協力・合同訓練

- 2006.10.23 神戸大学と日本透析医会は、災害時の医療支援船による腎臓病患者への人工透析技術、運航のノウハウを台湾に提供するとの報道。1995年の阪神淡路大震災を教訓に生まれた支援船が海外で活用される第一弾となる。台湾には約45,000人の透析患者がいる。
- 2006.10.24 中国海南島で第7回北太平洋海上保安サミットが開催。日韓中米露加の6か国から海上保安機関の長官級が参加、北朝鮮の核実験で北太平洋海域の緊張が高まるなか、海上テロ、密輸防止対策に各国が連携強化することを確認した。
- 2006.11.9 米海軍と海上自衛隊が1週間にわたる最大規模の2国間演習、第18回 ANNUALEX を日本

- 周辺の海空域で開始した。米側からは、約8,500人の人員と空母、誘導ミサイル巡洋艦、誘導ミサイル駆逐艦、潜水艦など約13隻の艦艇と各種航空機が参加し、海上自衛隊からは、約90隻の艦艇と130機の航空機が参加した。
2006. 11. 24 日本とインドの海上保安当局による合同訓練がインドムンバイ沖で行われた。インド洋洋上を航行中の日本船籍タンカーが海賊に襲われたとの想定で、巡視船「しきしま」(6,500トン)とインド沿岸警備隊の巡視船とが情報伝達訓練を行い、犯人を制圧する技術を披露し合った。この合同訓練は、1999年マラッカ海峡で日本人船長が乗る大型貨物船アンドラ・レインボー号が海賊に襲われた事件を機に、2000年から実施されており、今回は7回目。
2007. 2. 2 マラッカ海峡タイ領海域で、日本、タイ、マレーシア3か国の海上保安機関による海賊対策合同訓練が行われた。日本の海上保安庁の呼びかけで実現、大型巡視船等10隻、ヘリコプター3機が参加した。
2007. 4. 16 房総沖で米第七艦隊と海上自衛隊、インド艦隊の間で、3国海軍のインターオペラビリティの強化を目的とした、初めての3国合同演習 TRILATEX 07演習が実施された。
2007. 5. 15 第2回西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)多国間演習・セミナーが開催された。海賊や不法行為の追跡などの海洋安全保障上の脅威に対する認識と経験を、WPNS参加海軍間で共有することが狙いである。多国間海上演習は19~20日まで、南シナ海で実施され、セミナーで確認された手順を、各国海軍間で演習した。セミナーと演習には、19のWPNS参加国から18隻の艦艇、海上哨戒機、ヘリが参加した。



図2-23 日本、タイ、マレーシアによる合同訓練
(出典：海上保安庁)

西太平洋海軍シンポジウム
西太平洋地域の海軍参謀総長等の参加を得て、隔年ごとに開催されているシンポジウムであり、地域における海上安全保障や海軍間協力等について意見交換を行う。

2) テロ・海賊

2006. 10. 14 13日、海上保安庁は本庁内に「北朝鮮船舶入港禁止等対策室」を、各管区海上保安部に「北朝鮮船舶入港禁止等対策本部」をそれぞれ設置、国土交通省は海事関係団体に対し不測の事態に備えたテロ対策の徹底を通達し、日本政府は14日午前零時をもって、北朝鮮籍の全船の入港禁止などの独自制裁を発動。日本海側の原子力発電所など重点警備対象施設の警戒を強化する。
2006. 11. 9 海上自衛隊唯一の特殊部隊「特別警備隊」が、江田島市(広島県)で極秘訓練を実施していたことが判明との報道。北朝鮮に対する国連安保理決議に含まれる船舶検査に備えた行動。特警隊は1999年の北朝鮮工作船侵入事件を契機として2001年編成、米・英海軍特殊部隊の指導を受け、機関拳銃や防弾救命胴着などを装備。訓練内容は、①ヘリコプターから降下、②高速ボートからの移乗、③潜水で接近の3方法。
2006. 11. 27 日本、シンガポール、フィリピン、タイなど13か国が締結している**アジア海賊対策地域協力協定**の初会合が、シンガポールで27~30日の日程で開催。シンガポールに設置される「情報共有センター」初代事務局長に伊藤嘉章国連代表部公使を選出。
2007. 1. 4 海上保安庁は新たに海賊対策室を発足させた。東南アジア諸国や関係機関との連携の強化、巡視船派遣による合同訓練の実施等によって現地海上保安機関の取締り能力の向上を図る。

アジア海賊対策地域協力協定
海賊に関する情報共有体制と各国協力網の構築を通じて海上保安機関間の協力強化を図ることを目的とする。

2007. 6.20 入港した客船にテロリストが紛れ込んでいたとの想定で、東京海上保安部や警視庁、東京入国管理局など9機関が東京港・晴海埠頭で合同のテロ対策訓練を実施した。

3) 保安対策

2006. 7. 1 政府は多発する海賊対策として、エネルギー輸送船（排水量2,000トン以上）に限り便宜置籍船でも日本の安全基準を満たすことを条件に日の丸掲揚を認めることを決定と発表。国際法上、船舶は旗国が管轄し、海難（海賊、テロ等）遭遇時の救出や解決に対処する。パナマやリベリアなどの便宜旗国は船籍を供与するのみで、トラブル発生時の速やかな対応は期待できないのが現状である。

2006. 7.19 昨年に引き続き2回目の川崎港総合テロ対策訓練が東扇島で実施された。県警、第三管区海上保安本部横浜海上保安部、臨港消防署などが参加、複数の武装テロリストの乗る不審船が川崎港に入港したとの想定で訓練が行われた。

2006.10.21 国連安全保障理事会の対北朝鮮制裁決議に基づく日本政府の船舶検査活動計画が明らかにされた。対馬海峡および沖縄西北海域に護衛艦数隻、その上空域には海上自衛隊P3C哨戒機数機を配備し警戒監視にあたる。不審船舶発見の場合は、追尾し、北朝鮮の東西両沿岸の公海上で警戒する米艦船などに通報する。

2006.10.23 防衛庁・航空自衛隊は東シナ海、台湾海峡で活発化する中国軍の情報収集態勢強化のため、沖縄県宮古島に新型の地上電波測定施設を設置する方針を固めたとの報道。中国軍の艦艇・航空機が発する電子情報（レーダー波、通信電波）の捕捉、解析にあたる。2005年度に発生した中国軍機へのスクランブルは前年度の8倍にあたる107回と過去最高を記録している。

2006.10.25 海洋政策研究財団が、わが国の非常時における日本船舶及び日本人船員の確保についての緊急提言を発表。提言内容は、①わが国が必要とする日本船舶および日本人船員の規模の確定、②非常時における日本船舶および日本人船員確保の制度的対応策の確立、③若年海上勤務者の確保策の確率、④非常時における日本船舶および日本人船員の確保に関し政策枠組みを示す基本法の制定。

2007. 4.23 新明和工業は、防衛省から受注の「US-2型救難飛行艇」（水陸両用）の生産を開始、2008年度中に納入の予定。当機はUS-1型の後継機で、海上遭難者の救助や空港を持たない離島の救急患者の搬送に用いられる。

2007. 5.14 防衛省は、海上での特殊部隊侵入や自爆テロ攻撃への防御対策として、無人潜水艇（UUV）と無人水上艇（USV）の開発に着手するとの報道。研究期間は6年、経費総額は60億円規模、2008年度予算要求に約26億円を計上する。

2007. 6.28 海上保安庁は海洋汚染防止法改正に伴い、機動防除隊の強化を10月に行うと発表。本隊は第三管区海上保安本部（横浜市）に所属する専門部隊で、油・有害物質の流出事故やそれに伴う海上災害に対応する。現行の3隊4人から4隊19人に拡充、海上防災の知識向上を図り横浜国立大学への隊員派遣枠も設定。



図2-24 勢揃いした機動防除隊員
(出典：第三管区海上保安本部)

わが国の非常時における日本船舶及び日本人船員の確保についての緊急提言
第3部参考資料参照

4) その他

2007. 1. 9 川崎汽船のタンカー「最上川」がホルムズ海峡で米原子力潜水艦「ニューポート・ニューズ」と接触。
2007. 6. 2 早朝、青森県深浦町深浦浜町の漁港に、男女4人が乗った不審な小型船が漂着、県警五所川原署で事情聴取の結果、脱北者と判明、中朝国境の清津（チョンジン）付近を5月27日に出港、新潟を目指したらしいが、対馬暖流に乗り深浦に流された模様。小型船は川下り程度の粗末な木造、全長7.3m、耕耘機程度の船外機を付け、屋根はない。4人は家族で両親と息子。
2007. 6. 5 塩崎官房長官は4日の参議院拉致問題特別委員会で、深浦町漂着の脱北者問題について、海上保安庁が小型船を発見できなかったのは海上警備に不備があったと指摘、レーダーで捕捉しにくい小型船による作業者や脱北者の上陸を想定した警備体制の見直しを表明。5日、冬柴国土交通相は閣議後の記者会見で、漁船などと連携し、いち早く捕捉できるよう警備体制強化の方針を改めて示した。

8 教育・文化・社会

環境学習を目的としたイベントが各地で開かれている。目新しい試みに、日本科学協会主催の「研究船で海を学ぼう」があげられる。全国から募集した高校生77人が東海大学の練習船「望星丸」に乗り込み海洋観測を体験した。このほか、各地の水族館や市民グループでも同様の体験型学習活動を展開している。港湾管理者による青少年向けイベントなど、総じて、全国的に底辺の拡充を目指す海洋に関する学習活動は想像以上に広範に行われていると言って良い。海の家による海岸等の国有地の不法占拠に対する強制撤去が報じられる一方で、ユニークな海の家も出現。海の日に「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」も注目される。沖縄県慶良間諸島の座間味村は環境保全費用捻出に入島税導入を検討、観光収入に大きく依存する地方自治体の苦肉の策とは言え、ここでも環境行政の貧弱さが浮き彫りにされた。JAMSTECの調査船、無人探査機等の地方における一般公開は、各地で好評。

1) 教育

① 大学教育

2006. 10. 16 佐賀大学は4か所目の「干潟環境サテライト」を、佐賀県鹿島市の七浦海浜スポーツ公園内体育館に開設した。鹿島市との相互協力協定に基づく事業の一環で、佐賀大学学生、および小中高校生の干潟環境学習施設として活用される。有明海干潟をテーマに、現地講義、演習、実験を教育カリキュラムに組み込むほか、一般にも開放する。
2007. 1. 31 JAMSTECは大学生（短期大学、高等学校専攻科含む）・大学院生を対象にした第2回「海洋科学技術学校」を開催すると発表。「海洋研究に係る先進的技術一海を知る技術・最前線」をテーマに3月13日～15日まで、会場は横須賀本部と横浜研究所。「かいこう」「うらしま」などを開発した研究者の話を直接聞くことができる。
2007. 5. 22 商船系大学での遠洋航海実習に義務づけられていた日本丸、海王丸（航海訓練所所属）による帆船実習が、2008年度から廃止される。海運業界からの「大型汽船が主流の業務実態に合わない」との見直し要請を受けたもの。国土交通省は今年度中に省令を改正し、訓練所の汽船や社船でも遠洋実習を可能にする。なお、国内での数日間の帆船訓練は継続する。

②環境学習・自然体験

2006. 8. 11 藤沢市の市民グループ「黒潮物語元気な子供の会」が10年前から開催している、メッセージボトル放流イベントが海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「しらゆき」(2,950トン)の協力で、伊豆大島東方20kmの房総半島沖で行われた。神奈川県内の幼稚園児、小学生の親子約330人が参加、世界中の人たちに向けたメッセージボトルを次々に投げ込んだ。
2006. 8. 5 高校生を対象とした体験学習イベント「研究船で海を学ぼう」(日本科学協会主催)が行われた。全国から応募した高校生77人が、東海大学の望星丸に乗り込み、静岡市清水港を出港。メインイベントは「激流“黒潮”の体験と実測」で駿河湾や太平洋上でプランクトン採集、採泥などの海洋観測を体験した。
2006. 11. 11 神奈川県水産技術センターで、アマモ苗床づくりが小学生30人程が参加して行われた。主催は神奈川県水産技術センター、金沢八景一東京湾アマモ場再生会議。作られた苗床パレットは同センターの水槽に沈められ、来春まで養生、5月に今回の参加者らによって横浜港内のアマモ場造成地に移植される。
2007. 1. 20 神戸港振興協会は航海訓練所の練習帆船「日本丸」の寄港を機会に、小中学生と保護者を対象とした船上海洋教室を開催した。展帆、甲板磨き、結索など海上実務や船内見学を通じて、海運の役割、船員教育への理解を深めてもらうのが目的。
2007. 4. 1 今年で5回目となる小笠原体験クルーズ(ブルーシー・アンド・グリーンランド財団主催)の一行が、3月26日、父島を目指して晴海埠頭を出港、6日間の洋上生活を満喫した。鳥島ではアホウドリ群集を観察、父島近海では子育て期に入ったザトウクジラの親子に遭遇、また、山歩きをしながら固有種の観察をするなど、小笠原の自然について生きた知識を学んだ。参加者は全国から応募した小学3年生から中学3年生までの488人。
2007. 4. 28 海洋科学館アクアマリンふくしま(福島県いわき市)で人工海浜「蛇の目ビーチ」がオープン、磯、干潟、砂浜を再現した生き物に触れることができるタッチプール。広さは約4,500m²、ボラ、ウマヅラハギなど魚類約50種、3,000匹、ウニ、ナマコ、ヤドカリなど無脊椎動物11万匹を収容、生息させている。



図2-25 小笠原体験クルーズ

③その他

2006. 6. 29 水産総合研究センターは、来訪者参加型の広報展示施設「おさかな情報館」を奥日光(栃木県)にオープンした。海洋環境、水産資源を漁る・守る・育てる・食べるまでの一連の流れ、有史以来の日本水産業の歴史、漁業の操作模型など魚と水産に関するあらゆる情報を展示している。

2) ツーリズム・レジャー・レクリエーション

2006. 7. 22 今年の夏の湘南海岸には一風変わった海の家が次々登場との報道。日本大学理工学部海洋建築工学科の学生が建設したアルミ製の海の家「KULA」、関東学院大学の間伐材を使った海の家、俳優の松石健宏氏が自作した椰子の葉で屋根をふいた南国風海の家「エイジア」

- など。
2006. 9. 5 千葉県は九十九里町片貝海岸の国有地を不法占拠している海の家2軒の行政代執行による強制撤去作業を開始。他に同海岸の25軒と富津市布引海岸の3軒が撤去の対象になっており、県は年内をめどに自主撤去に応じない建物を順次取り壊してゆく方針。また、滋賀県でも琵琶湖湖岸を不法占拠しているプレジャーボート等貸し出し業者3社の強制撤去が始まった。同様の不法占拠は他に50件ほどあり、順次撤去してゆくとのこと。
2006. 9. 27 来春から千葉県館山—東京都大島町—静岡県下田を結ぶ超高速ジェット船の季節運航を定例化、房総の花畑、大島のツバキをテーマとする広域の観光ルートを設定し、観光客の呼び込みを図るとの報道。2年前から試験運航していた館山—下田間、館山—大島間の航路で好成績をあげたことを受けたもの。
2006. 10. 18 アンドラボ（東京都大田区）が羽田空港第4滑走路建設予定海域でのダイビングツアーを開始。海底調査の目的で公的機関の潜水許可を取得し、2007年9月まで随時実施し、延べ300人の参加を見込んでいる。減多に潜れない海を楽しもうと1回目ツアーには6人が参加、午前・午後の計2回、水深5mの海底でイシガニやヒトデなどを観察、写真撮影を行った。
2007. 3. 7 沖縄慶良間諸島の座間味村は、環境保全費用に充てる入島税（1,000円／1人）導入を目指し、4月村議会に条例案提出、7月から徴収開始の意向との報道。同村は年間約9万人の観光客が来島するが、環境保全予算を確保できず、自治体が独自に制定できる法定外目的税として入島税を打ち出したもの。

3) その他

2006. 7. 17 佐賀県唐津市の東の浜で海の日に「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」が開催された。主催したのは第26回全国豊かな海づくり大会佐賀県実行委員会と海の渚環境美化推進機構（マリンブルー21）、後援は佐賀県水産団体推進協議会など。参加者約700人が旗揚げ宣言の後、流木やゴミ袋、空き缶など約10トンの海浜ゴミを回収した。
2006. 9. 14 東京都は小笠原諸島への航空路開設についてパブリック・インボルブメント（PI）を2008年度までに実施する方針を明らかにした。テクノスーパーライナー就航断念を受けた代替案として浮上したもので、①自然環境との調和、②小笠原村民の合意一が前提。建設地は父島西部州崎地区の旧日本軍空港跡地を予定しており、今年度から環境影響調査を開始する。世界自然遺産登録を目指す状況下で、村民等がどのように評価するのか、その意向が鍵となる。
2006. 9. 30 「国際水産・海洋都市構想」について考える国際シンポジウムが北海道函館市で開催。米国ウッズホール海洋研究所、伊ナポリ市スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学、北海道大学、スッキップ・マキネル北太平洋海洋科学機構、韓国釜慶大学校、中国海洋大学水産学院、水産総合研究センターなど国内外の研究者が参加。将来水産・海洋分野で最先端の研究、技術を函館から世界に発信することなどを内容としたメッセージを発表した。
2007. 1. 11 東京海洋大学越中島キャンパスに保存されている帆船「明治丸」の修復工事が2007年度から10年計画で始まるとの報道。同船は国の重要文化財で、現存する日本最古の鉄船でもある。1874年（明治7年）に、日本政府の発注でイギリスで建造され、灯台への物資輸送に従事していたが、皇室のロイヤルヨットとしても使われた。1896年退役後、商船学校の係留練習船として半世紀活躍した。
2007. 4. 1 東京都大田区は「大森ふるさとの浜辺公園」を開園した。昭和30年代の海岸をイメージして整備されており、海岸線長は400m、人工の砂浜・干潟を設け、40台分の駐車場を併設、京急平和島駅あるいは大森駅から徒歩15分、区民以外も利用できる。

パブリック・インボルブメント（PI）
住民や市民に公共事業計画策定への参加を求める制度で、1990年代後半から道路建設、河川改修などの計画策定に際してこの方式が試みられるようになった。今後、普及が促進される概念と思われる。

2007. 5. 9 JAMSTEC は岩手県金石市制施行70周年記念事業の一環として、深海調査研究船「かいれい」、7,000m級無人探査機「かいこう7000Ⅱ」の一般公開を釜石港公共埠頭で開催。前日の8日には釜石市民文化会館で公開セミナー「潜水船で日本海溝を見る—巨大地震の爪跡、シロウリガイ、プチスポットの科学」も行った。

2007. 6. 17 JAMSTEC は、琉球大学で開催中の第21回太平洋学術会議の一環として、海洋調査船「なつしま」と無人探査機「ハイパードルフィン」を那覇港で一般公開した。



図2-26 明治丸

9 海洋調査・観測

4年ぶりにエルニーニョ現象が発生、この冬は暖冬の予想とされた。11月15日夜、千島列島を震源とする強い地震が発生、気象庁は北海道東部から静岡県に至る広い範囲に津波警報を発令、道内の避難者は13,000人以上になった。第48次南極地域観測隊を乗せた砕氷船「しらせ」が11月14日、東京港晴海埠頭を出港、12月中旬に昭和基地到着の予定。太平洋のCO₂濃度は上昇傾向にあり、地球温暖化は確実に進行をたどるなか、その影響でオホーツク海から北太平洋にかけての中層水温も上昇していることが判明。日本周辺海域の海面温度も過去100年で0.7~1.6℃上昇しているとのこと。1月に千島列島沖でM8.2の強い地震が発生、津波警報の発令された市町村のうち津波ハザードマップが整備されていた自治体は2割程度とか、一朝一夕で作成できる物ではないとはいえ、危機感の欠如が目だつようだ。他方、東海・東南海・南海地震の想定震源域に対する地殻変動等観測体制は、遅まきながらも着実に展開されているのは救い。

エルニーニョ現象

東太平洋赤道域（ペルー沖）の海水温度が、基準値よりも高い状態が6か月以上継続する現象。数年に一度発生する。エルニーニョ時には、日本では長梅雨、冷夏、暖冬となる事が多い。エルニーニョは、スペイン語で「男の子」の意。

マッデン・ジュリアン震動

大気中の低周波振動のひとつで、低緯度の対流圏に発生、その波長は地球規模となり高度は対流圏全体に及ぶ。周期は30~60日程度。

1) 気候変動

2006. 12. 11 気象庁は4年ぶりにエルニーニョ現象が発生している可能性の高いことを発表。ペルー沖の7-11月の平均水温は平年比0.5℃高く、このまま春季まで高い状態が続くことを予想している。エルニーニョが発生した場合、暖冬傾向になるという。

2007. 1. 22 JAMSTEC は地球深部探査船「みらい」により、インド洋上の巨大雲群発生観測に初めて成功したことを発表。巨大雲群は30年前に発見された現象で、発見者の名前を取りマッデン・ジュリアン震動と呼ばれる。エルニーニョ現象や熱帯低気圧発生の原因とされており、構造的特徴や気候への影響は解明されつつあるが、発生メカニズムはまだ明らかにされていない。今回の観測成功が発生メカニズムの解明につながるものと期待されている。

ラニーニャ現象

エルニーニョと逆の現象で、ペルー沖の海水温度が基準値よりも低下する現象。ラニーニャ時には、日本では空梅雨、猛暑、渇水、寒冬になることが多い。スペイン語で、「女の子」の意。

2007. 1. 26 気象庁気象研究所の観測により、太平洋で海水中の二酸化炭素濃度が上昇していることが判明。この傾向が継続した場合、海水のCO₂吸収容量が低下し、温暖化が早まる可能性がある。
2007. 2. 27 北海道大学低温科学研究所の若土正暁教授等のグループは、オホーツク海から北太平洋にかけての中層水（水深200～1,200m）の温度が過去50年間で最大0.7℃上昇していたことを明らかにした。63,000地点の水温、溶存酸素量について1955～2004年のデータを解析して突き止めたもの。
2007. 3. 10 気象庁は、太平洋の赤道域中・東部海域のエルニーニョ現象は終息し、今後は**ラニーニャ現象**の発生する可能性があることを発表。エルニーニョ現象は日本に記録的な暖冬をもたらしたが、ラニーニャ現象に向かうと今夏は高温多雨傾向となることが予測される。
2007. 4. 10 気象庁はラニーニャ現象が、早ければ5月にも発生する可能性が高いとの監視速報を発表。専門家は「今夏は猛暑になる可能性がある」と指摘、前回発生は2005年秋から翌年初旬にかけて、その影響で、フィリピン・レイテ島の豪雨、日本列島の豪雪が発生したと指摘されている。
2007. 5. 15 気象庁は、日本周辺海域の海面水温が過去100年で0.7～1.6℃上昇していることを明らかにした。1900～2006年の観測データを基に解析した結果、日本海北部1.6℃、日本海南部・東シナ海北部1.2℃、東シナ海南部1.1℃、関東南方1.0℃、四国・東海沖北部1.3℃などが得られた。これらは世界平均と比較すると、最大3倍強となる。
2007. 5. 21 東京大学とJAMSTECの研究チームは、スーパーコンピュータを使った間氷期・氷期の再現できる最新の気候モデルシミュレーションで、グリーンランド氷河が解けて大量の淡水が北大西洋に流入した場合、急激な気候変動は発生しないことを解明した。氷期の流入ではグリーンランドで約10℃、北半球全域で約1.5℃の気温低下、間氷期で1～2℃、0.5℃の低下にとどまる。従来の説—北米や欧州の急激な寒冷化—を覆す研究成果である。
2007. 6. 4 茨城大学の三村信男教授らは、地球温暖化による海面上昇で水没の危険がある地域に居住する人口は、東京、名古屋、大阪の三大都市圏で最大1,000万人を越すことを試算。設定条件は海面上昇に加え、満潮時に大型台風が来襲し高潮が発生とし、水没の危険がある地域を国土地理院のデータを基に割り出した。関東平野では322km²、濃尾平野では665km²、大阪平野では384km²となっている。

2) 海 流

2006. 8. 1 海上保安庁は8月1日から海洋速報の提供を毎日とする。これまでは毎週水曜日の提供であったが、船舶運航者や漁業関係者などユーザーのリアルタイム情報提供への要望の高さを受けた措置。

3) 海底地震・津波

2006. 7. 13 東京大学などの研究グループは、四国沖の南海地震震源域周辺で多発している低周波地震の震源がフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界に集中していることを解析、13日付の英科学誌ネイチャーに発表。この境界ではゆっくり滑り（スロースリップ）といわれる地殻変動が起きており、低周波地震はスロースリップに伴って多発している可能性が高く、南海地震発生と関連の強いことが指摘されている。
2006. 11. 7 JAMSTECと東京大学地震研究所は、7日から1か月の予定で、紀伊半島沖の南海トラフ東南海震源域を中心に海陸統合構造調査を実施。南海トラフ域の地下構造の詳細を明らかにすることで巨大地震発生のメカニズム解明を目指すもの。

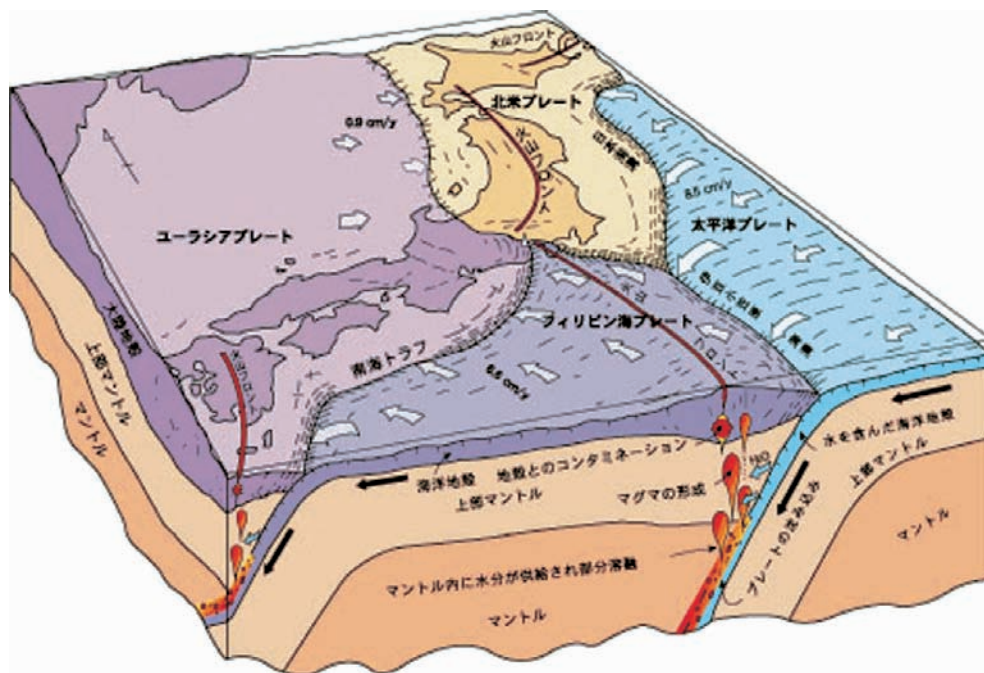


図2-27 日本付近のプレート

2006. 11. 15 午後8時15分頃、択捉島東北東390km付近の千島列島シムシル島付近を震源とする強い地震が発生。震源の深さは30km、マグニチュード8.1と推定。根室市では9時43分に高さ40cm、紋別市では11時15分に高さ40cm、小笠原諸島父島では16日午前0時6分に高さ50cmの津波を観測した。避難者は道内21市町村で13,000人以上となった。
2007. 1. 14 午後1時24分ごろ、根室市東北東約850kmの千島海溝付近を震源とする強い地震（マグニチュード8.2）が発生。根室市で20cm、小笠原諸島父島および伊豆諸島三宅島で40cmの最大波を観測。なお鹿児島県中之島では14日午前零時4分に40cmの津波が観測された。鹿児島県には津波注意報は発令されていない。ちなみに津波注意報は原則として50cm前後が予想される地域に発令される。
2007. 2. 10 気象庁は今夏から日本海溝および千島海溝付近の海底に、漸次、海底地震計を設置、これまで空白であった地域の地震情報を把握し津波予報の精度向上を目指す。
2007. 2. 12 気象研究所は前年11月に千島列島近海で発生した地震による津波の解析で、震源地から直接到達する津波と、太平洋の海底山脈「天皇海山」で反射、Uターンし、遅れて到達する津波のあることを明らかにした。11月の津波は、直接到達波が減衰した後、反射波が到達したが、その高さは最初の2～3倍になった場所があった。今後は防災面で注意が要望される。
2007. 2. 18 総務省消防庁の調査により、前年11月と本年1月に発生した千島列島沖地震で津波警報が発令された市町村のうち、津波ハザードマップが整備されていたのは2割程度に留まっていることが判明。両地震では住民の避難率が1割前後と低かったことが問題となっており、消防庁は全都道府県にマップ整備、避難計画策定の促進を通達した。国土交通省によると、海岸を抱える市町村は657、このうち津波ハザードマップを整備しているのは232市町村35%に留まっており、2005年度から始めた補助金制度の活用で、大津波が懸念される重要沿岸域278市町村は2009年度までに100%策定することを目指している。
2007. 5. 1 海上保安庁は相模湾海底で日本列島の下に沈み込むフィリピン海プレートの移動が、北西方向へ年間4cmであることを発表。2002年8月に相模湾の海底（水深1,300m）に海底基準点を3か所設置、2007年2月までGPSによる観測船位置測定と音波による観測船—海底基準点間の距離測定とを組み合わせる方法で海底の動きを解析した結果、把握したもの。

深部超低周波地震

防災科学技術研究所によって新たに発見された、沈み込むプレート境界深部で検出される「ゆっくり地震」のひとつで、周期約20秒の地震波群。他のゆっくり地震として、深部低周波微動(周期0.5秒程度)と短期的スロースリップ(すべりの継続期間が約5日程度)がすでに知られている。これらのゆっくり地震の活動は、プレート境界の浅部延長線上に位置する想定震源域へのひずみの蓄積を示し、南海・東南海地震の発生予測において非常に重要な研究である。

- 2007. 5. 3 東京大学と米国・スタンフォード大学の共同研究チームは、南海地震の想定震源域に近い四国で2002年に発見された微動は、プレートがゆっくり滑り込んでゆくスロースリップに伴って発生していることを明らかにした。微動の発生深度が巨大地震想定震源域よりも深い地下30~35kmのプレート境界域であることと、近畿・四国で発生している**深部超低周波地震**が地下30~45kmを震源としていることを、スロースリップの観測データと比較して突き止めた。
- 2007. 5. 21 JAMSTECは東海地震の想定震源域にあたる愛知県豊橋市南方沖の海底に、地殻変動等観測システム(地震計、津波計、電位磁力計)を設置。観測データの配信はKDDIから無償譲渡された海底通信ケーブル(長さ50km)を利用、瞬時に地上へ送信する。このシステムによる長期観測で、巨大地震の発生メカニズム解明や防災対策の進展が期待される。
- 2007. 6. 6 文部科学省は、東海、東南海、南海地震の想定震源域に500~600個の自己浮上型海底地震計を設置する計画を2008年度にも着手する。場所は、①日向灘から四国沖、②紀伊半島東沖から相模湾、③相模湾から房総半島沖の3海域。収集データはスーパーコンピュータを使ってマグニチュード8クラスの巨大地震の連動について解析、さらにM9クラスの巨大地震の可能性についても検証する。

4) その他

- 2006. 7. 17 JAMSTECは、深海探査機「うらしま」で実施した三重県沖約40kmに位置する熊野トラフ第5海丘(水深1,900~2,060m)の音響探査の結果、泥火山の微細地形の把握に成功し、山頂付近の泥噴出の痕跡を発見と発表。また熊野トラフ下にメタンハイドレートの存在下限を示す海底疑似反射面を確認した。
- 2006. 8. 14 資源エネルギー庁は、6~7月にかけて小笠原父島東方の深海底で実施した海底ボーリング調査で、世界記録となる水深5,815mの海底における長さ4mのコアサンプル採取に成功したことを発表。同庁の委託を受けた深海資源開発が石油天然ガス・金属鉱物資源機構所有の第2白嶺丸を使って、吊り下げ着座型掘削システムにより行ったもの。
- 2006. 10. 18 JAMSTECは、8月15日から下北半島東方沖で行っている「ちきゅう」の掘削試験を10月6日で中止したことを発表。低気圧の急接近で大時化となり、**ライザー掘削装置**の泥水噴出防止装置が損傷したことが原因。今回目指した海底下2,200m掘削の世界記録更新は断念した。
- 2006. 11. 14 第48次南極地域観測隊の隊員・物資を乗せて砕氷艦「しらせ」が東京晴海埠頭を出港。今月末にオーストラリアフリーマントルで空路後続する今年の観測隊員約60名と合流、12月中旬に昭和基地に到着後、第47次観測隊員らを収容して、来年4月に帰国する。

ライザー掘削装置

ライザーとよばれる管で船体と海底に設置された噴出防止装置をつなぎ、ライザーの中を通るドリルパイプにより掘削をより効率的に安全に行うことができる。(「海洋白書2007」参照)

- 2007. 1. 9 東京大学生産技術研究所所属の**自律型海中探査ロボット**「r2D4」が、南インド洋の深海底で世界最大規模の溶岩大平原を発見したことを発表。規模は長さ26km、幅2.7km、マダガスカル島の東方約1,000km、水深2,700kmの地点。

自律型海中探査ロボット エネルギーを内蔵し、搭載プログラムで自動的に潜航する無人潜水機。

- 2007. 1. 23 JAMSTECは前年8月に実施した有人潜水調査船「しんかい6500」による沖縄トラフの



図2-28 しんかい6500から撮影された青色の熱水噴出 (出典：JAMSTEC)

世界海洋循環実験計画

世界の研究機関が協力して、最新機器を用いて海洋を詳しく調べる計画で、90年代から始まった。特に、世界中の観測ラインで、水温・塩分といった海水特性を海面から海底直上まで測定して得られたデータは、海洋学の発展に大きく貢献している。

トライトンブイ

熱帯域を中心に設置されている海洋観測ブイ。JAMSTECが中心となって米国、フランス、韓国、台湾、インドネシア、太平洋諸国との国際協力の下に、赤道域の暖水が世界の気候に及ぼす影響を調査するため、赤道域に18基、北太平洋中緯度域に2基、設置している。観測項目は、風向風速、大気温度、湿度、降水量、日射量、海水温度、塩分、潮流。

海底火山「鳩間海丘」（石垣島北西沖水深1,473m）の調査で、青色の熱水の噴出を発見、ビデオ撮影に成功した。過去に黒色、白色、灰色の熱水噴出は観測されているが、青色は世界初。マグマ活動や地震活動の活発化と関連性があり、世界的に注目されている研究対象であることから、3月にも再潜行し詳細な調査を行う。

2007. 1. 24 JAMSTEC 地球環境観測研究センター海洋大循環観測研究プログラムの河野健サプリーダ一等は、ここ10年間で、太平洋底層水温が0.005~0.01℃上昇していることを発見した。国際共同観測「世界海洋循環実験計画」で得られた90年代前半までのデータと、海洋地球研究船「みらい」による1999~2005年間の太平洋横断・縦断精密観測結果との比較で突き止めた。これは気温に比熱換算すると観測線直上の大気全体を1~1.6℃上昇させることができる熱量に相当し、無視できる量ではない。

2007. 3. 15 JAMSTEC が運用する有人潜水調査船「しんかい6500」は、1990年の初潜航以来17年目にして1000回目の潜航を沖縄県石垣島沖の鳩間海丘で無事完了。記念行事としてノンフィクション作家の山根一眞氏が乗船し、潜航体験を28日晴海客船ターミナルホール（東京晴海埠頭）で開催の講演会で「有人潜水船による深海調査の成果と展望」と題し、報告した。

2007. 6. 19 JAMSTEC は熱帯太平洋海域で運用するトライトンブイ16号基が漂流中であることを発表。17日18時9分時点で係留地点（北緯2度、東経130度）から北西約30kmを漂流中、搭載の衛星通信装置でブイの位置出しは継続しているが、発信電波強度が低下しているとのこと。16号基係留点は、以前から航行船舶によるトラブルが多発しており、今回も係留索が切断されたことが原因と推定される。JAMSTEC は周囲を航行中の船舶への注意喚起を海上保安庁海洋情報部に依頼した。

10 技術開発

技術開発は件数も多くはなく、やや低調気味の印象。しかしながら件数はさほど多くはないものの、分野は比較的多岐にわたっている。2007年後期は大企業や大学を中心とした研究グループの開発が活発である。遊び心にあふれた水中ロボットの開発は2件と少なかった。港湾空港技術研究所（神奈川県横須賀市）に国内最大級の水中作業環境再現水槽（長さ30m、幅10m、深さ6m）が完成したのに注目したい。また、海洋研究開発機構の研究グループが「インド洋ダイポールモード（IOD）現象」の予測に世界で初めて成功したとの朗報も。そのなかで、海難防止に関するシステム開発が目を惹く。ロボット開発は以前からの傾向である魚類の効率的な動きに着目したシステム開発が続いているが、実用にはほど遠い。

2006. 7. 17 鳥取水産試験場は発光ダイオード利用のイカ釣り漁業用の省エネ集魚灯を開発。試作機を境港の沿岸小型漁船に搭載し、美保湾沖合で実証試験を8月下旬まで実施する。

2006. 7. 19 東京工業大学の中島求助教授らの研究グループは、イルカ形状の水中ロボットを開発。全長1m、胴体はアルミニウム製のフレームをFRPで被覆し、内部に搭載した防水仕様のサーボモーターで尾鰭を作動し、1m/secの速度で前進する。スクリュウ方式に比べ消費電力が少なく、フル充電で1時間作動が可能。

2006. 7. 31 JAMSTEC の山本郁夫研究グループは、タイそっくりの水中ロボットを開発。魚などに警戒心を与えないでほぼ自然状態を観察できるという。全長は80cm、全体をシリコン樹脂で整形しモーター、バッテリー、浮力調節装置等を内装し、尾鰭をくねらせながら速度1.5ノット（時速2.8km）で遊泳する。

2006. 8. 4 JAMSTEC の山本郁夫研究グループは最新鋭無人深海探査機「うらしま」の後継機を試作に着手。従来型が円筒形であったのに対し後継機は流線型、同様の消費電力で2倍の航続

- 距離を移動可能、実用化のあかつきには資源探査などで威力発揮が期待される。
2006. 8. 11 東亜建設工業と環境総合テクノスは、岸壁背面の空洞を非破壊検査で探査する新技術を開発。地上に設置した発信源から16種の周波数の磁場を発生させその強度分布を測定、空洞の大きさ・形状・位置を三次元モニター画面に表示するもの。岸壁や護岸などの背面に生じた空洞の陥没事故対策に有効。
2006. 8. 24 東洋建設と東京大学大学院新領域創世科磯部雅彦教授は、アマモ生長予測モデル「ELBIO」を開発。このモデルを適用することで、①将来の増殖程度の予測、②生長阻害原因の特定、③アマモ場造成効果の定量的評価、が可能となる。その妥当性は明石市東播磨海岸の造成アマモ場で検証されているとのこと。
2006. 8. 28 日本硝子工業（栃木県宇都宮市）は海水で固化する「海水土ブロック」を開発。海水で固まる土の開発・商品化は初めて。コンクリートの60%程度の強度で、保水能力がある。特殊な紙製の袋に海水土を入れて海底に沈めると約2週間で完全固化し、強度は最低10年間持続する。東京都港湾局から2005年度の新材料の認定を受けている。
2006. 9. 5 港湾空港技術研究所に国内最大級の水中作業環境再現水槽が完成。大きさは長さ30m、幅10m、深さ6m、造波装置が付属し、波高、流速、水深を変化させ実海域と同様の条件を再現できる。国内の港湾施設の多くで栈橋の鉄筋コンクリートや鋼管等が耐用年数に近づきつつあり、無人の海中作業システムの必要性が増大している現在、実物大の機械を作動できる水槽に大きな期待が寄せられている。
2006. 9. 18 三菱重工橋梁エンジニアリング(広島市)、シーピーファーム(沖縄県石垣市)、東京大学、日本防触工業の共同研究グループは、石垣島海域で化学反応(微弱電流によるマグネシウム電着技術)を利用したサンゴ増殖技術の実証実験に着手した。2009年度の実用化を目指す。
2006. 10. 16 JAMSTECの地球環境フロンティア研究センター気候変動予測研究プログラムの研究グループが「インド洋ダイポールモード(IOD)現象」の予測に世界で初めて成功したことを発表。IOD現象は同研究グループが1999年に発見、その発生メカニズムの解明と予測実験を推進してきた。今後は整備の遅れているインド洋の観測網を充実させ、予測に用いる初期データの精度向上、予測精度の向上を目指す。
2007. 1. 15 海上技術安全研究所は、沈船の腐食進行の推定および評価方法の研究で行った鋼材腐食実験の結果を発表。鋼板の種類による腐食速度に差は見られず、時間経過とともに腐食速度は遅くなる傾向があることが判明。また2006年9月ナホトカ号の船体状況観察を実施、船体の腐食進行に変化はなく、船尾から油滴の浮上、油漏れの徴候は認められなかった。
2007. 2. 1 UES(大阪府堺市)は光触媒活性炭「クリアップ」が、海産付着生物に対する忌避効果を15か月以上持続することを実証できたとして、船底塗料向けの販売を開始した。市販の船底塗料に7~10%添加で十分な効果があるとのこと。クリアップはスリランカ産のココヤシ殻活性炭に酸化チタンを加え、抗菌、防カビ、防汚機能を高めたもので、アオコ除去や土壌浄化で実績がある。



図2-29 水中作業環境再現水槽

(出典：(独)港湾空港技術研究所)

インド洋ダイポールモード(IOD)現象

インド洋東部(ジャワ島沖)の海面水温が平年値より低くなる一方で、インド洋中・西部の赤道付近(ケニア沖)の海面水温が上昇する現象。エルニーニョ現象と同様に、世界各地に干ばつ、豪雨、猛暑、台風などの異常発生を引き起こす。

2007. 2. 23 海洋政策研究財団は、アジア、アフリカなど発展途上国向けに船体をユニット化した「シンプルシップ」を開発。ユニット構造のため船体の一部が損壊しても船全体が使用不能になることはなく、修繕施設がなくても維持管理が可能。全長20~30m、12~20個のユニットをつなぎ合わせる構造で、平底船底、喫水約1m、エンジンはオプション。航路整備が不十分な浅喫水でも運航が可能。



図2-30 シンプルシップの模型

2007. 3. 1 中国電機製造（広島市、中国電力系）と日本大学生物資源科学部は、魚の鮮度保持効果の高い海水電解水装置を共同開発した。製氷能力は1日3トン、価格は5,000万円程度の見込み。濾過殺菌した海水を電気分解してアルカリイオン水を生成、ミネラルを添加し製氷する。従来の真水氷や海水氷に比べ抗酸化作用が高く、柔らかく、約2倍溶けにくい。

2007. 3. 2 日立化成工業、国土社（青森県平内町）、北星レジン工業（同県外ヶ浜町）、青森県工業総合研究センターの共同研究グループは、FRP 廃船とホタテ貝殻を原料とした新 FRP 製造技術を開発。貝殻の割合が20%で通常の FRP と同程度の強度があり、ガードレールや防雪柵の材料として実用化を目指している。

2007. 3. 24 水中ロボコン推進会議（議長・浦環東京大学教授）が主催する水中ロボットコンベンションが東京辰巳国際水泳場で開催、全国から約40チームが参加。東京工業大学の水陸両用ヘビ型ロボット、東京理科大学のウナギ型ロボットなど、生き物の効率的な動きを取り入れて制作された形状のロボットや水中グライダー、自律式ロボットといった多彩なロボットが披露された。



図2-31 水中ロボコン会場風景

（出典：水中ロボコン推進会議・東京辰巳国際水泳場）

2007. 3. 30 JAMSTEC は新たに開発した無人探査機 PICASSO で、深海生物の高解像度映像撮影に成功したことを発表。2月24日から3月4日の期間、相模湾初島沖（水深300m）と駿河湾富士川沖（水深600m）で行った性能試験時の成果。PICASSO は全長2m、重量200kg、幅・高さ0.8m、ハイビジョンカメラ、現場用実態顕微鏡、高輝度ライトなどの搭載ができ、大型母船を必要としない。電源はバッテリー搭載、母船との通信は直径1mmの光ファイバーケーブルによる。

2007. 4. 10 古野電気は大型船舶の動向表示用の中・小型船専用国際船舶自動識別システム（AIS）受信機 FA-30を、5月1日に発売する。価格は157,500円、漁船やプレジャーボートなどの航行安全を支援するもので、自船周辺を航行する大型船舶の位置、進路、速度等を認識し、海上移動業務識別番号、無線局呼び出し符号、船名、船長・船幅、船種などの情報も受信できる。大型船は AIS 搭載が義務づけられている。

2007. 4. 27 大阪市立大学の脇坂知行教授は、燃料電池を電源とする魚型ロボットを開発。サイズは長

- さ10cm、幅3cm、頭部に水素発生装置を、胴部に酸素と反応させる発電装置が組み込まれ、約10分遊泳する。水素発生は含水した高分子粉末とカルシウムの反応によるが、新たにマグネシウムに変えた装置を開発しており、うまくすれば3時間連続遊泳が可能となる見込み。
2007. 5.11 海上技術安全研究所は、世界初の海難事故を再現した「操船リスクシミュレーター」を完成。実際にあった危機的状況を半径6.5mの円筒形スクリーンに映し出し、被験者は模擬ブリッジに設置された航海計器を操作、被験者の視線の動き、ブリッジ内での行動、体温・心拍数の変化などが記録、分析され、緊張状態が明らかにされる。同研究所はこれらのデータをもとに、海難事故防止策の提言、船員の技術向上、航行装置の開発に貢献したいとしている。
2007. 5.28 三井造船は取放水路、管路内、護岸等の点検用水中ロボットRTV-KAM4号機を開発。従来機より長いケーブル(2,500m)、360度旋回の18倍ズームカメラを装備、点検映像はケーブルを通じて地上の中央制御室に送信する。電力会社だけでなく水道管や農業用水路の破損調査にも売り込みたいとのこと。
2007. 5.28 上越フィールドロボット共同研究会(新潟県上越市)は、海上監視ロボットの試作機を完成。直径85cm、高さ1mのドーム状本体に4本の柱を付け、水中に没するのは柱部分のみ、本体を海面上に位置させることで波浪の影響を回避。カメラを搭載、操作は自律制御と遠隔操作の両方可能。海水浴場の安全監視や不法投棄監視への利用を見込んでおり、3年以内に100万円以下で発売したい考え。
2007. 5.28 JAMSTECは小型・計量の海面CO₂濃度測定装置を開発、すでに太平洋赤道海域で性能試験を開始した。サイズは高さ47cm、上部直径34cm、下部直径25cm、重量15kgのブイ型、電源はリチウム電池、生物の付着しにくい材質を使用し、稼働時間は1年程度、取得データは通信衛星を通じて回収する。
2007. 5.31 大成建設は、48時間潮流変化予測の技術開発が完成したことを発表。対象海域の潮汐、気象(風向風速、気圧)、地形特性などのデータと気象予報をコンピュータに入力・解析するシステム。予測結果はインターネットで関係者に配信、海上工事の安全性確保への貢献が期待される。

1 国際機関・団体の動き

1) 国連および国連関連機関

①国際海事機関 (IMO : International Maritime Organization)

2006. 7. 17 ~7. 21 IMO 第52回航行安全小委員会がロンドンのIMO本部で開催された。電子海図情報表示装置 (ECDIS) 性能基準の改正、ガリレオ受信機性能基準の策定、航海灯制御装置および関連装置性能基準など5つの議題について議論した。
2006. 7. 24 ~7. 28 IMO 第49回復原性・満載喫水線・漁船安全小委員会がロンドンのIMO本部で開催された。会議では旅客船の安全、非損傷時復原性コード (ISコード) の改正など3つの議題について議論された。
2006. 9. 18 ~9. 20 IMOとマレーシアが共催するマラッカ・シンガポール海峡に関するクアラルンプール会議が、マラッカ・シンガポール海峡の沿岸国(インドネシア、マレーシア、シンガポール)およびIMO加盟の主要な同海峡利用国、関連の国際機関、民間団体等が参加して開催された。この会議では、マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全、海上安全、環境保全等の諸問題に関して沿岸国と利用国の協力のあり方等についての意見交換が行われた。
2006. 10. 9 ~10. 13 IMO 第55回海洋環境保護委員会がロンドンウェストミンスターセントラルホールで開催された。会議ではバラスト水処理、シップリサイクル、船舶による大気汚染防止などが議論された。
2006. 11. 29 ~12. 8 IMO 第82回海上安全委員会がトルコのイスタンブールで開催され、わが国は「海上作業(捕鯨を含む漁業活動、調査活動、特殊物質の運搬等)に従事する船舶を対象とする抗議行動における船員及び船舶航行の安全を確保するための行動規範」の策定を提案し、法的拘束力のない指針として策定を行うことが承認された。
2007. 2. 5 ~ 2. 9 IMO 防火小委員会がロンドンで開催され、火災安全設備コードの見直しや旅客船避難場所の解析などについて議論された。
2007. 2. 19 ~ 2. 23 第11回IMO無線通信・搜索救助小委員会がロンドンで開催され、レーダー・トランスポンダの性能基準などについて議論された。
2007. 3. 5 ~ 3. 9 第50回IMO設計設備小委員会がロンドンで開催され、油タンカーおよびバルカーに限定したボイドスペースの防食塗装基準、IMO検査強化プログラムの見直し、救命設備関連規定の見直しなどについて審議された。



図2-32 港湾でのバラスト水排出
(IMO NEWS, No. 4, 2006, p24)

- 2007. 4. 16 ~ 4. 20 第11回 IMO ばら積み液体・気体小委員会はロンドンで開催され、NOx、SOx 規制の見直し、バラスト水管理規制条約の統一的な実施のためのガイドラインの構築などについて審議された。
- 2007. 4. 30 ~ 5. 4 IMO 復原性・満載喫水線・漁船安全小委員会の第50回会議がロンドンで開催され、旅客船損傷時のシステム維持、旅客船の安全な帰港に関する復原性要件などについて審議された。
- 2007. 5. 7 ~ 5. 11 第2回 IMO シップリサイクル中間作業部会がロンドンにおいて開催され、シップリサイクル新条約の適用、条約に付記する有害物質一覧表の作成、維持、更新などについて審議された。
- 2007. 6. 4 ~ 6. 6 IMO 目標指向型新造船構造基準に関するパイロットプロジェクト会議がロンドンでアルゼンチン、バハマ、中国、フィンランド、ギリシア、イラン、イタリア、日本、韓国、マーシャル、イギリス、アメリカ、船主団体などが出席し開催された。会議ではタンカーおよびばら積み貨物船に関する目標指向型新造船の構造基準、基本性能基準、審査基準などについて議論された。
- 2007. 6. 18 ~ 6. 22 IMO のロンドン条約年次会議がスペインのサンティアゴ・デ・コンポステラにおいて開催され、ロンドン議定書科学研究グループ会議では浚渫等廃棄物投棄による海上汚染について「廃棄物のガイドライン」が採択された。

②国連環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme)

- 2006. 7. 18 UNEP と太平洋地域環境プログラム事務局 (SPREP) は、原生マングローブが生息する太平洋諸島の16島嶼国において、気候変動と海面上昇がマングローブへ与える影響について調査した結果を報告書としてとりまとめた。これによると地球温暖化等気候変動によって海面が上昇するとサモア、フィジー、ツバル、およびミクロネシア等のマングローブのうち約13%が失われる可能性がある。
- 2006. 7. 30 UNEP/IMO の地中海地域海洋緊急センター (REMPEC) はレバノン環境省に対し、イスラエル軍の空爆によって引き起こされた重油大量流出について対応策を助言した。また、同センターは**バルセロナ条約**の締約国に対してレバノンに対する支援を要請した結果、アルジェリア、キプロス、フランス、ギリシア、イタリア、マルタ、スペイン、シリアが支援することを表明した。
- 2006. 9. 29 ~ 9. 30 UNEP の地域海行動計画の一環として1994年に採択された「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」は、関係する NGO と海洋ゴミの問題に関する「国際海岸クリーンアップ & ワークショップ in 山形2006」を共催した。この会議には NOWPAP 参加国 (日本、中国、韓国、ロシア) 代表のほか NGO など関係者が参加し、国際海岸クリーンアップ (ICC) 活動の推進に関して議論した。

バルセロナ条約 (Barcelona Convention for the Protection of the Marine Environment and the Coastal Region of the Mediterranean)

前身は国連環境計画 (UNEP) が主導して1976年に採択された地中海の汚染防止のための条約で1978年に発効した。1995年の条約改定の際「地中海の海洋環境と沿岸地域の保護に関する条約」、すなわち「バルセロナ条約」となり2004年7月発効したが、批准していない国もある。



図2-33 国際海岸クリーンアップ&ワークショップ in 山形2006

<http://www.nowpap.org/images/ML-related%20graphics/ICC'06%20participants.bmp>

- 2006.10.4 UNEPは、「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）」が作成した「海洋環境の現状」を公表した。この報告書は、海洋の汚染状況について9つの指標に基づき評価されたもので、これによると油濁汚染は1980年代半ばに比べ約90%削減されているが、海洋に投棄されるゴミ等については悪化している。また、発展途上国では下水の80~90%が未処理のまま海洋に排出されていると指摘している。
- 2006.10.16 ~10.20 UNEP「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）」は、第2回政府間会議を中国北京で開催した。この会議は関係する115か国の代表が参加して行われ、2007年から2011年までの活動計画が採択された。
- 2006.12.20 ~12.21 第11回NOWPAP政府間会合が参加4か国（日本、中国、韓国、ロシア）が出席してモスクワ（ロシア）で開催された。オブザーバーとして国連環境計画（UNEP）、東アジア地域海行動計画（EAS/RCU）、UNDP/GEF 黄海大規模生態系研究計画（YSLME）が同席し、活動報告、各地域活動センター（RAC）活動報告などがなされたほか、参加国間、関係機関との情報共有化に関する指針について承認された。

③その他

未来のマングローブ林イニシアチブ (Mangroves for the Future Initiative)
2004年に発生したインド洋沖津波被災地域の沿岸生態系保全のため、沿岸開発における環境持続可能性の強化と生態系管理への投資を促進することを目的とする計画のこと。

ロンドン条約 (Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and other Matter) 及び96年議定書付属書I

汚染の影響が広く沿岸国に及ぶ海洋環境汚染防止について、廃棄物の海洋投棄汚染を防止することを目的として、1972年ロンドンにおいて採択された条約。正式名称は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」。96年議定書付属書Iは防止措置を一層強化するため1996年11月の同条約締約国特別会議において採択されたもので、投棄禁止有害廃棄物等を限定するとともに投棄場所についても「海底及びその下に貯蔵すること」としている。

国連公海漁業協定 (UN-FSA : United Nations Fish Stocks Agreement)

国連海洋法条約に基づき、排他的経済水域内外に分布する魚類資源および高度回遊性魚類資源の保存管理のための協定で、1995年8月に国連会議で採択された。正式名称は「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」。

- 2006.10.1 国連貿易開発会議（UNCTAD）は、例年どおり最新の海上輸送に関する統計などの情報を提供する「国連海上輸送レビュー」を発行した。今回のレビューによると世界全商船の取扱貨物量が2006年始めに前年に比べ7.2%拡大し、9億6,000万重量トン（DWT）に達した。コンテナ貨物についても2004年1年間で12.6%拡大して3億3,610万TEUに達し、このうち発展途上国のコンテナ港では40.7%、1億3,700万TEUを取り扱った。
- 2006.10.31 国連開発計画（UNDP）と国際自然保護連合（IUCN）が共同で運営する「**未来のマングローブ林イニシアチブ**」の会議は、ニューヨークで寄付協力者とインド洋地震・津波被災6か国（インド、インドネシア、モルディブ、セーシェル、スリランカ、タイ）が出席して開催された。この会議で寄付協力者は同イニシアチブが進める5か年計画に対して1,000万米ドルを追加寄付することを約束した。また、この会議に出席した国連津波復興特命大使であるビル・クリントン氏（前アメリカ合衆国大統領）は、このイニシアチブの活動を強く支持すると表明した。
- 2007.2.10 **ロンドン条約及び96年議定書付属書I**の改正に基づき、大規模排出者に対して二酸化炭素の海底下貯蔵が可能となった。この協定の改正は2006年10~11月に開催された第1回同議定書締約国会議で採択されたもので、世界中のすべての海域に適用される。
- 2007.3.5 ~3.9 国連食糧農業機関（FAO）の第27回水産委員会はイタリアのローマで開催され、約130か国のほか多数の国際機関、NGOが出席した。この会合では地域漁業管理機関の機能強化、生態系アプローチの漁業への適用、責任ある漁業のための行動規範および各種国際行動計画等の進捗状況などについて話し合われた。
- 2007.4.23 ~4.24 第6回国連公海漁業協定（UN-FSA）締約国の非公式協議がニューヨークの国連本部において日本、アメリカ、カナダ、EC、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、アイスランド、韓国他が参加して開催され、実施状況などについて話し合われた。
- 2007.5.30 ~6.15 国際労働機関（ILO）はスイス・ジュネーブの欧州国連本部において第96回総会を開催した。



図2-34 ILO 総会

©International Labour Organization/Crozet M.

- この総会の中で、漁船の設備基準のほか、漁業者の最低年齢や休憩時間等の漁業労働に関する幅広い事項を定めた漁業労働統合条約 (Work in Fishing Convention) が採択された。
2007. 7. 4 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) と IMO は、難民や移民による地中海やアデン湾などにおける海難事故について共同で対策にあたることとなった。

2) 国連海洋法条約関係機関

①国際海洋法裁判所 (ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea)

2006. 9. 19 ITLOS は、ドイツのハンブルグで会合を開き、ベルギー国籍の Philippe Gautier 氏を裁判所書記に再選した。
2006. 9. 29 ITLOS の創設10周年記念式典がハンブルグにおいて国連関係者、国際法に関係する組織の代表と研究者など多数出席して開催された。ITLOS は、この10年間で国連海洋法の確立と発展に寄与したこと、今後も過去の判例等について情報技術を用いて多様な海洋法関連の論争に関し、尊厳ある機関として調停に関与していくとの声明を発表した。
2006. 10. 31
～ 11. 2 ITLOS は、セネガルのダカールにおいて、「西アフリカの海洋法に関する紛争の解決における国際海洋法裁判所の役割」と題したワークショップを開催した。会議には主催国のセネガルをはじめガンビア、ガーナ、ギニア、リベリアなど13か国の政府代表が出席した。
2007. 3. 5
～ 3. 16 ITLOS の第23回会議が開催され、海域境界画定に関する小法廷の設置が決定された。担当裁判官 8 名は同裁判所の判事から選出することとなり、日本の柳井俊二氏がそのうちの 1 名に選出された。なお、任期は2008年 9 月30日までとなっている。
2007. 5. 4 日本財団と ITLOS は、途上国における21～40歳の行政官を対象に海洋法の専門家育成に協力することで合意した。これは、途上国から対象者数名を募集し2007年 7 月から2008年 3 月の期間実施される。

②国際海底機構 (ISA : International Seabed Authority)

2006. 7. 19 ISA は、ドイツから申請があったメキシコからハワイにかけて水深4,000～5,000mの海域でマンガン団塊を主とした海底鉱物資源探査計画について承認し、ベルリンで調印した。この海域におけるマンガン団塊の総量は推定5,000万トン～2億トンと推定されている。
2006. 7. 31
～ 8. 4 ISA は、コバルトリッチクラストおよび熱水鉱床の採掘に関して技術部会を開催した。
2006. 8. 7
～ 8. 17 ISA の第12回総会が開催された。この中で同機構はフィジーの Sainivalati Navoti 氏を総会議長に選出し、ポーランドの Mariusz-Orion Jędrysek 氏を理事会議長に選出した。また、総会に合わせ、8月7～11日には法務・技術委員会を開催した。

③大陸棚限界委員会 (CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf)

2006. 11. 27 ノルウェーは、国連海洋法条約第76条に従ってバレンツ海、北極海の西ナンセン盆地、ノルウェー海の大陸棚限界について、関連する資料とともに CLCS に申請を行った。これについて同委員会は、2007年 3 月5日から2007年 4 月13日までニューヨークで開催される第19回委員会において検討することとしている。
2007. 5. 22 フランスは、CLCS にギニア沖合海域とニューカレドニア海域の大陸棚の限界に関する資料を提出した。
2007. 6. 14 国連本部において開催された第17回国連海洋法条約締結国会合において、CLCS の選挙が

行われ、わが国の東京大学大学院工学系研究科玉木賢策教授が委員に再選された。同委員は2期目で任期は2007年6月15日から5年間。

3) 海事・港湾・環境保護関係団体（ASF、IMB、ISO、IAPH など）

国際港湾協会 (IAPH: International Association of Ports and Harbors)
世界の港湾の発展と港湾関係者の交流を目指し、1955年に設立された国際NGO団体で、ILO、IMO、UNCTAD などから非政府諮問機関として公式に認められている。2007年現在、世界90か国230港の港湾管理者と約130の政府機関、公共団体、各種協会、企業、大学、個人等が加入している。

- 2007. 1. 31 ~ 2. 2 **国際港湾協会 (IAPH) 第8回アジア・オセアニア地域会議**がベトナムのホーチミンにおいて16か国から約80名が参加して開催され、国際港湾物流ネットワークや港湾管理などについて議論された。
- 2007. 2. 27 ~ 3. 1 **IAPH 第8回アフリカ・ヨーロッパ地域会議**がポルトガルのシネスにおいて開催され、港湾管理・運営、港湾物流、港湾開発などについて議論された。
- 2007. 4. 27 ~ 5. 4 **IAPH 第25回世界港湾会議**がアメリカテキサス州のヒューストンで50か国から約800名が参加して開催された。この会議では防災対策、危機管理、港湾環境、港湾物流、港湾運営などについて議論され、地球環境保護のための「クリーン・エア・プログラム」を国連関係機関とともに推進していくことを決めた。
- 2007. 5. 28 ~ 5. 30 **第16回アジア船主フォーラム (ASF)** が韓国・釜山市においてオーストラリア、中国、台湾、香港、日本、韓国、アセアン船主協会連合の各船主協会代表119名が出席して開催された。韓国船主協会 Jin-Bang Lee 会長が議長を務め、常設事務局をシンガポールに設立することおよび同事務局規程などが採択された。
- 2007. 6. 12 ~ 6. 13 **国際海事局 (IMB)** は、マレーシアのクアラルンプールで海上安全対策会議を開催した。会議は37か国、13団体の代表約200人が出席し、マラッカ海峡の安全対策基金の創設が議題となったが、海運会社に一部負担を求める内容であったことから異論も出された。
- 2007. 6. 12 ~ 6. 14 **国際標準化機構 (ISO) 船舶海洋技術委員会海洋環境保護専門委員会**がギリシアのキプロス海洋環境保護協会で開催され、船上発生廃棄物の管理指針、海洋環境保護に関する用語の見直しなどについて議論された。

2 各国の動き

1) アメリカ

低周波アクティブソナー
海中で使用されるソナーのうち、自から音波を発信するソナー（アクティブソナー）に属し、3 KHz以下の低周波帯を使用する高出力（約100KW以上）のソナーで遠距離探知が可能である。高出力低周波であるため海洋生物、とくに超音波を使って活動するクジラなどの哺乳類に対して悪影響があるといわれている。

- 2006. 7. 3 **環境保護団体が海洋哺乳類保護についてアメリカ海軍を訴えた問題**で、裁判所はハワイ沖で環太平洋合同演習（RIMPAC）実施中の同軍に対して**低周波アクティブソナー**の使用を一時的に禁止する命令を下した。
- 2006. 7. 7 **海洋大気庁 (NOAA) 漁業局**は、船舶とセミクジラの衝突を回避することを目的に、東海岸で船舶航行制限措置を発表した。これは、連邦政府所属船舶を除く船長65ft以上の全船舶に適用されるもので、10ノット以下での航行を義務付けるものである。
- 2006. 7. 11 **ブッシュ大統領**は、LNG 輸入や海洋掘削に関連する輸送等における安全性に関するコーストガード・海運法2006（Coast Guard and Maritime Transportation Act of 2006）を承認した。これにより米国船籍の船舶が LNG 等の輸送に関連し、高い優先権を受けることとなる。
- 2006. 7. 17 **NOAA** は、ハワイ諸島の沿岸に漂着したゴミのうち129トンの処分を開始した。NOAA が事前に行った調査によるとハワイ諸島の海岸に漂着したゴミは25万トン以上と推定されている。
- 2006. 7. 18 **NOAA** は、子供から大人まで海洋学、海洋生物、海洋環境保護、海洋技術等について楽しく学ぶことができるポータルサイト「OCEANSLIVE」を開設した。



図2-35 NOAA OCEANSLIVE
<http://oceanslive.org>

2006. 7. 31 アメリカ政府はアラスカからアリューシャン列島までの約81,400km²の沿岸域を漁業管理区域に指定した。これにより同海域の大部分で底曳きトロール、あるいは海底に接触するような漁具の使用が禁止されることとなった。
2006. 11. 14 NOAA は、商務省の海洋漁業諮問委員会 (MFAC) の意見に基づいて策定された沖合養殖などを含めた2017年までの海面養殖10カ年計画を発表した。
2006. 12. 22 ブッシュ大統領が署名し、海洋ゴミに関する海洋政策審議会の提言を取り入れた「海洋ゴミ調査・防止・低減法」が成立した。これにより NOAA に海洋環境および航行安全に及ぼす海洋ゴミの防止・除去プログラムが設置されることとなった。
2007. 1. 1 ミシガン州環境保護局は、ミシガン州の港湾で荷役する外洋船舶に対してバラスト水管理の許可取得を義務づける規制が施行された。今後バラスト水を排水する船舶は、バラスト水によって持ち込まれる他国海域からの有害越境生物死滅技術を常備する必要がある。
2007. 1. 1 カリフォルニア州は、船舶の補助ディーゼルエンジン、またはディーゼル発電機から排出されるディーゼル粒子状物質、および NO_x、ならびに SO_x を規制する航洋船補助ディーゼルエンジン規則を発効させた。この規制によりカリフォルニア沖約24海里までの海域で船舶を運航する場合のほか港湾、錨地、ターミナル施設などにおける排気基準が定められた。
2007. 1. 12 アメリカ労働総同盟・産業別組合会議 (AFL-CIO) の金属貿易部門は、アメリカ沿岸警備隊 (USCG : U.S. Coast Guard) が国内造船所に対して組立て済みの外国の船用部品およびエンジン使用を許可したことから、労働者雇用の減少や技術力の低下を助長するとして USCG を告訴した。
2007. 1. 24 ~ 1. 28 ワシントン州の Washington Sportsmen's Show は、水の事故に関する安全教育の普及活動の一環として12歳以下の子供たちに1,000枚の救命胴衣を無料配布した。アメリカでは

DART (Deep-ocean Assessment and Reporting of Tsunami) ブイ
 NOAAの太平洋海洋環境研究所 (PMEL) が開発した津波観測システムで、海底に固定された水圧センサーと係留されたブイで構成され、津波の海面伝播をリアルタイム観測できる。得られたデータはブイに組み込まれている衛星通信装置で津波警報センターに送信される。

- 2007. 1. 30 ボーイング社はデジタル海図作成企業で海事関連のデータ・サービスやナビゲーション情報を提供するC マップ社の買収を完了した。
- 2007. 2. 18 フィリップ・クストー氏とアレクサンドラ・クストー氏は、ワシントンD.C.に環境活動団体アース・エコ・インターナショナルを設立した。両氏は海洋研究家の故ジャック・イブ・クストー氏の孫で、祖父から引きついで環境保護活動を継続する。
- 2007. 2. 23 NOAA とオーストラリア気象庁は、津波早期警戒システムについて技術協力することで合意した。これにより、両国は津波の予測技術の向上、太平洋、インド洋における観測強化などについて協力体制を構築することによって同システムのための費用が削減される。
- 2007. 3. 28 NOAA の海洋漁業サービス局はマグロ漁で使用される網により誤ってイルカを捕らえたり傷つけたりしないための情報の提供やイルカに対して安全を確保して捕獲したマグロであることを証明するウェブサイトを開設した。これらの情報は消費者、輸出入業者、卸売業者などに提供され、輸出入業者が扱うマグロ、あるいはマグロ製品がイルカの安全を阻害していなかったか否かが確認できる。
- 2007. 3. 31 NOAA 地球システム研究所は、新しい洪水予測システムの試験のため、カリフォルニア州リノ、ネバダ、サクラメントで大気、河川、気象・地象を1か月間、集中的に観測した。これは、アメリカ西海岸の気候パターンを解析することにより、冬季の雨に対して脆弱なサクラメント市街地の河川氾濫防止対策に生かされる。
- 2007. 4. 2 NOAA は、津波発見技術向上のため南部および中部メキシコ、コスタリカに3つの新しい DART ブイによる津波観測地点を増設した。これらの地点で観測されたデータは衛星を通じて津波警告センターの予報官にリアルタイムで提供され、ハワイ、アラスカ、グアム、サモアなどに津波情報を発信する。

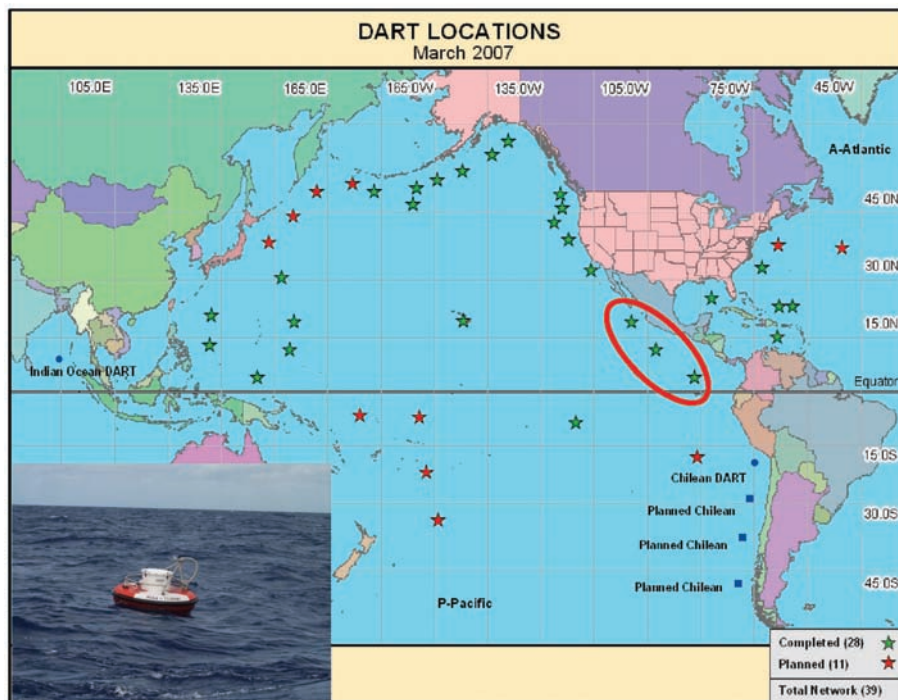


図2-36 NOAA の DART ブイ

NOAA CONTINUES TO INCREASE U.S. TSUNAMI WARNING CAPABILITY Three DART Buoy Stations Deployed off the Eastern Equatorial Pacific Ocean NOAA Magazine

国際漁業監視会議
(IFOC: International Fisheries Observer Conferences)
1998年にカナダ漁業海洋省、アメリカのNOAA漁業サービス局が中心となり、漁場を取り巻く様々な問題に対処するために組織された。

2007. 4. 16 NOAA とカリフォルニア保護委員会は、カリフォルニア沖三次元海底地形図を公表した。これはマルチビーム測深器などにより取得されたデータにより作成された詳細なもので、保護海域における海洋生態系の保護、あるいは波の屈折や回折を解析・予測することによる津波の伝播の予測などに利用される。
2007. 4. 19 NOAA は、プエルトリコ沖にハリケーン観測ブイを2か所に設置した。この他、観測ブイは12月までに大西洋南西海域に6か所設置される予定で、ハリケーンの構造などの解析に必要な風、波、気圧、海水温などを測定する。
2007. 5. 15 第5回**国際漁業監視会議 (IFOC)** がカナダのヴィクトリアで40か国、250人以上の漁業監視官、科学者、漁業者、NGOの代表が参加して開催された。会議では漁場のモニタリング、海洋生物保護、漁業資源管理、漁場監視、NGO機関との連携などについて議論された。
2007. 6. 11 NOAA は、環境衛星によって取得したさまざまな気象データの提供を開始した。
2007. 6. 12 アラスカ沖で捕獲されたセミクジラの体内から1800年代に商業捕鯨で使用されていた爆薬入りのモリの破片が見つかった。野生生物学者によるとこのクジラの年齢は130歳前後の可能性がある。

2) カナダ

2006. 8. 21 IODP (Integrated Ocean Drilling Program) は、カナダ西海岸沖の比較的浅い海底下50~120mで高濃度のガスハイドレートを発見したと発表した。このガスハイドレートは、砂層中に高濃度で分布しており、当初海底下500m付近に分布しているものと考えられていた。
2006. 10. 4 バンクーバーのNautilus Minerals社は、パプアニューギニア沖合水深1,700mに鉱区設定された金を含有する銅・亜鉛鉱床開発「Solwara 1プロジェクト」に使用する採鉱船の建造をベルギーのJan De Nul社に発注したと発表した。採鉱船の船名は「海底2万マイル」の著者の名前にちなんで「ジュール・ヴェルヌ (Jules Verne)」と命名された。同船は、全長191mの大型船舶で2009年に竣工の予定である。
2007. 1. 12 第49回トロント国際ボートショーが開催された。同ボートショーは米国プレジャーボート製造者協会が主催したもので、来場者数は90,270人で前年に比べ3%増加しており、売上も好調であった。
2007. 4. 7 バンクーバー港において船舶、自動車、鉄道など関係するすべての排ガス発生源から排ガスを削減するための統合排ガス削減条例が施行された。とくに同港に入港する船舶は、クリーン燃料を使用すれば港湾使用料が割引される。

3) 欧州連合 (EU: European Union)

欧州海上保安機関
(EMSA: European Maritime Safety Agency)
EUの提唱している「欧州統合海事政策」に基づき欧州周辺海域の海上安全と環境保護のために2002年に設立された機関で、当初はブリュッセルに暫定本部がおかれていたもの。

2006. 9. 13 **欧州海上保安機関 (EMSA)** はポルトガルのリスボンに新本部を開設した。今後EMSAは海上安全、環境保護、海上テロ等海事政策について活動を拡大する。
2006. 9. 21 EUは、水産資源の壊滅的破壊を回避するため国連総会で採択が予定されている深海トロール漁業禁止案に対して部分的な禁止とし、全面禁止には反対すると表明した。
2006. 9. 22 EUが主催する「漁業部門の革新的活動に関する会議」が、フィンランドのヴァーサで開催された。この会議では過去実施された事業について報告と評価がなされた。
2006. 11. 14 欧州委員会 (EC) は、EUが10月10日に採択した海水の環境、産業等の総合的な保護を目


	<p>的とした現状把握、目標設定、目標達成計画策定の3つからなる海水保護指令案に対して、目標達成計画を2017年に早めた案を採択した。</p>	
2006. 11. 21	<p>EU は深海漁業に関し漁獲割当量の10~25%削減を明記した2007年、2008年の漁獲量制限について合意した。また、これと同時に地中海における乱獲防止のための新たな漁業規則についても採択した。</p>	
2006. 11. 29	<p>アイルランド、イギリス、オランダ、ベルギー、フランスは、欧州北西海域の安全性向上と教育事業強化のための船員教育プロジェクトの実施について合意した。このプロジェクトは国際海上衝突防止規定の正確な解釈と履行を目的としている。</p>	
2006. 12. 17	<p>欧州環境閣僚理事会は海洋環境政策の一環としてEUにおける新化学物質規制（REACH）を採択した。この規制は2007年6月1日に施行される予定で、これにより海洋環境政策の枠組みについて基本的な合意が成立したことになる。</p>	
2007. 2. 22 ～ 2. 23	<p>ベルリン工科大学で EC の洋上風力エネルギー利用に関する対策の具体化を目的としたドイツ連邦環境省が主催する「洋上風力開発に関する EU 政策ワークショップ」が行われ、EU 加盟国、風力エネルギー産業界、学术界が多数参加した。</p>	
2007. 3. 20	<p>欧州委員会（EC）は、フランスの軍用造船会社 DCN 社と防衛用電子製造会社タレス社の造船事業統合計画を承認した。これにより国内における軍用造船部門再編がなされることとなる。</p>	
2007. 4. 28	<p>EU は、重油を運搬するタンカーに関し、ダブルハル構造タンカーだけに EU 加盟国の港湾入港許可を与える規則を制定した。これにより、船籍、国籍を問わず、ダブルハル構造以外の重油タンカーは EU 加盟国27か国の領海に進入できないこととなった。</p>	

図2-37 洋上風力開発に関する EU 政策ワークショップ

4) イギリス

2006. 7. 4	<p>イギリス環境・食糧・農村地域省は、750万ポンドを投入して、エセックスに115ヘクタールの国内最大となる人工塩水湿地を造成した。これは、7つの人工島、塩水ラグーン、干潟、遊歩道、および4 kmの防波堤からなり、1990年代に行われた開発等で消失した野鳥生息地の代替地となるもので、洪水時には緩衝帯となる。同省は今後2011年までモニタリングを実施する予定である。</p>
2006. 7. 11	<p>イギリス貿易産業省は、長期的エネルギー政策を見直し（Energy Review）、沿岸域における風力・潮力・波浪発電など、新技術の推進に加え、閉鎖および廃棄物に関する戦略を明確化した上で許可手続きを行う新世代原発の建設を示唆した。</p>
2006. 8. 24	<p>イギリス環境・食糧・農村地域省は、同国沿岸域に生息する海洋生物保護のための対策を発表した。この保護対策は、ライム湾における生物多様性保護やヘイグフラス、ドッガーバンク、ノースノートフォークサターンリーフで予定されている特別保護区の連携などが中心となっている。</p>
2006. 11. 29	<p>イギリス環境・食糧・農村地域省は、NGO や学術団体が構成される海洋気候変動影響パートナーシップが作成した「海洋気候変動影響年次報告書」を発表した。この報告書は、同国内における気候変動が海洋生物等に与える影響について記されている。</p>

2007. 5. 22 イギリス環境庁は、沿岸域の持続可能な新しい戦略的環境管理計画を発表した。これは、同国において気候変動などにより洪水、侵食など被災を受ける可能性がある沿岸域を所管する92の地方自治体と連携を図り、危機管理体制を確立するものである。
2007. 6. 8 イギリス海軍の最新鋭原子力潜水艦の進水式がカンブリアのバローにある BAE システム造船所行われた。この潜水艦は船長100mで7,400トンの大型潜水艦である。

5) フランス

2006. 8. 28 ノルマンディー沖で沈没したリン酸を積載したケミカル船による汚染の除去作業が開始された。このケミカル船は同年2月1日に沈没したものの。
2006. 10. 17 フランスとノルウェーは海上漂流物の位置を予測するソフトを共同開発していると発表した。60万ユーロの予算を投入してコンテナや丸太などの漂流物を潮流、風、波浪等を考慮して位置予測するもので2008年末の実用化を目指している。
2007. 3. 1 フランス兵器総局は建造費約6億ユーロの強襲揚陸艦で、揚陸、作戦指揮、病院船など多目的に使用される全長199mの新造軍艦「トネル」の引渡しを受けた。
2007. 3. 31 荷役労働者のストライキの影響で3月14日から全面的に封鎖されていたフランスマルセイユ自治港の石油ターミナルは、労組と港湾当局の合意によりストライキが停止され、封鎖も解除された。

6) ドイツ

2006. 8. 31 ドイツの Repower 社は、EU が実施中の再生可能エネルギー R & D プロジェクトの一環である洋上風力発電実証実験用風車を北海スコットランド東海岸沖25km、水深44mの海域に設置した。この風力発電装置は世界最大規模の発電量（5メガワット）を誇る。
2006. 10. 18 環境保護団体「世界自然保護基金（WWF）」は環境に配慮した水産物の購入を勧める「WWF一魚ガイド」を制作し、発行した。ドイツ連邦環境省の支援によるもので、同政府は海洋環境を長期的に保護するため、海洋環境と水産生物の生息数に配慮した漁業を促進している。
2006. 10. 19 ドイツ連邦の研究機関であるマックスプランク研究所は、南極バレンツ海大陸棚斜面水深1,250mの海底で1990年に発見された泥火山において、メタンを摂取する新種のバクテリアを発見したと発表した。
2007. 5. 23 ドイツ連邦環境省がバルト海に面するロストックに建設した洋上風力発電用研究プラットフォーム [FINO 2] の落成式が行われた。この研究施設は洋上風力エネルギー開発のための基礎データを収集することを目的としている。



図2-38 風力発電実証風車

<http://www.repower.del> (Photo: REpower)

泥火山

泥火山は、海底下の泥質層が周囲からの圧力などにより流動化し、火山のように海底面に噴出して形成されたもの。

7) 韓 国

2006. 8. 13 韓国政府は日本海を東海、竹島を独島とそれぞれ英語で表記した英語版世界地図を制作し、主要国の図書館など世界各国に配布すると発表した。
2006. 9. 13 韓国海洋水産部の金成珍長官は今後10年間の海洋戦略のもと、体系的に海洋産業を育成し、できれば2016年には世界5位の海洋大国に成長させることを発表した。
2006. 11. 8 韓国と中国による黄海の生態系保全を目的とした「黄海広域海洋生態系」プロジェクトに北朝鮮が参加する方向で中国と調整中であることが明らかにされた。
2006. 12. 10 韓国の三大造船会社「現代重工業」「サムスン重工業」「大宇海洋造船」は、1月から11月末までの受注額が造船・海洋設備部門を含め、それぞれ133億ドル、117億ドル、106億ドルとなり、合計356億ドルで当初の受注目標に対し25%を上回ったと発表した。これは、LNG船や超大型コンテナ船など高価船舶の受注と世界的に深海油田開発が活発になったことから海洋プラント分野が急成長した結果とみられる。
2007. 2. 1 慶尚南道、海軍士官学校、サムスン重工業や大宇造船海洋など造船4社、そして慶尚南道発展研究院の5者は、共同で亀甲船探査を開始した。亀甲船は朝鮮水軍が使用していた軍艦で、1597年に朝鮮水軍が日本の豊臣秀吉軍を撃破した際の際の海戦で巨済島近海に沈んでいるといわれており、過去にも数回調査が行われたが発見されていない。今回の調査は2009年末まで実施される予定である。
2007. 2. 15 済州海洋警察署は、済州島西帰浦南方の韓国排他的経済水域（EEZ）内で操業していた日本のトロール漁船を拿捕した。
2007. 3. 7 仁川地域の漁民と仁川環境運動連合会員約30人は仁川港の海上で、廃棄物の海洋投棄の中止を訴え海上デモを行った。同海域は1988年に法律が施行されて以来、糞尿、畜産廃水、下水汚泥などの廃棄物が年間1,000万トン投棄されていることから、深刻な海洋汚染が危惧されている。
2007. 3. 9 済州大学海洋環境研究所の研究グループは、釜山市、全羅南道麗水市、慶尚南道統営市、京畿道安山市沿岸海域でそれぞれ捕獲したボラが環境ホルモンによってオスがメス化していることが判明したことを公表した。同グループは、各海域の沿岸部には工業地帯が発達していることから、工場排水などによって水質が汚染されていることを原因のひとつにあげている。
2007. 3. 24 ~ 3. 25 木浦海洋警察署は、全羅南道新安郡黒山面可居島沖合の韓国排他的経済水域（EEZ）に侵入して操業していた中国漁船8隻を拿捕した。
2007. 4. 12 釜山広域市太宗台の南東22km沖合で、75km/hで航行中の福岡発釜山港行き高速船が大型のクジラと衝突する事故が発生し、乗客1人死亡、27人が重軽傷を負った。
2007. 4. 18 パンスターラインドットコム社は、釜山大阪間定期航路に「パンスター・ドリーム号」に加えて「パンスター・サニー号」を就航させた。これによりこの航路は毎日運航されるこ



図2-39 亀甲船（復元）

亀甲船

16世紀末豊臣秀吉が率いた水軍を撃破したとされる李舜臣提督の朝鮮水軍が使用した軍艦で、船の上部を板で完全に覆っており、先端には竜の頭を模した射撃口があったとされるが、史書の記述があいまいな事から詳細は明らかになっていない。

潮汐発電

潮汐の干満差を利用したもので、ダムを建設して満潮時に海水を貯め、干潮時に放水して発電する。干満差が10m以上ある仁川の特徴を生かした発電システム。フランスのドゴール大統領時代に建設されたランスの潮汐発電所が有名。北米大陸大西洋岸のファンディ湾等でも構想が検討されている。

- ととなった。
2007. 4. 20 東海地方海洋水産庁は、地震・津波の発生を想定した東海岸地域模擬訓練を実施した。訓練では、地震・津波発生連絡を受けた海上交通管制センターが携帯電話メール、超短波無線電話により、被災想定地域の漁村、船舶などに非常事態を送信した。
2007. 4. 27 全羅北道群山海洋警察署は、違法操業で拿捕し、拘留していた中国漁船4隻に対し、罰金を支払えなかった各船の船長4人以外の船員とともに強制的に退去させた。4隻の中国漁船は4月14、19日にそれぞれ拿捕された。
2007. 5. 3 仁川市、韓国中部発電、大宇建設コンソーシアムは、江華潮汐発電所の共同開発契約を締結した。この潮力発電所は計画発電量812メガワットで、江華島、喬桐島、席毛島、西剣島を防潮堤で結合し32の発電機を設置するもので、2015年稼働の予定。
2007. 6. 21 大宇造船は海洋石油掘削用ドリルシップ1隻を受注した。ドリルシップは深海の海洋石油掘削に使用されるもので、3,000m以上の深海でも作業が可能な位置制御システムなどを搭載する。同社は昨年からのドリルシップ分野に参入しており、4隻を受注している。

8) 中国

2006. 7. 15 中国は周辺の102万 km²海域において、大規模な海洋環境調査を開始した。この調査は今後2年をかけ、水深、波浪、水位、海流、水温、海色、含有鉱物およびプランクトンについて行うものである。
2006. 7. 15 南シナ海・西沙諸島の永興島に中国最南端の海上救助基地となる中国交通部所属の西沙救助基地が開設された。従来の最南端待機ステーションより200海里南に位置するため、救助時の航行時間は10時間あまり短縮される。
2006. 7. 24 中国は南シナ海、東シナ海において、警報ブイおよび海底地震モニター用プラットフォームからなる新津波早期警報システムの設置を2010年までに開始すると発表した。
2006. 8. 27 浙江省舟山市の海に架かる橋「金塘大橋」のうち水路をまたぐ橋脚が完成した。金塘大橋は海上部が18.27kmあり、舟山海島と大陸部を結ぶ全長26.54kmの橋で、5万トン級の船舶が下を通過できるように設計されており、77億元が投入される計画である。
2006. 8. 28 中国、シンガポール、ノルウェーの3か国はシンガポールにおいて「中国交通部、ノルウェー貿易産業省、シンガポール運輸省の海事海運の研究と発展および教育と育成の協力に関する覚書」に署名した。また、これと同時に中国とマレーシアは「海事協力に関する覚書」について署名し、航行の安全、海上の保安、海洋環境保護について一層の協力を進めていくことを約束した。
2006. 8. 29 ~ 8. 30 中国と東南アジア諸国連合（ASEAN）による効果的な協力体制の構築、海上の国際犯罪共同取締、対象海域の安全・安定の確保などを目的とした海上取締協力に関する初のシンポジウムが大連において開催された。
2006. 9. 4 国務院常務会議は「第11次五カ年計画」（2006～2010年）の中で渤海湾、長江河口、珠江



図2-40 金塘大橋のイメージ図

第1回日中韓海上物流大臣会合

国際物流に関する情報交換や意見交換を通じ、「北東アジアにおけるシームレスな物流システムの実現を推進すること」を目的とした日本、中国、韓国の担当大臣で構成される新しい会議。

- 河口における近代化大型造船基地の建設を明示した「船舶工業中長期発展計画」を審議した。同計画では「造船基地3カ所の建設を速め、造船能力と産業配置を向上させる」「新型船の開発に力を入れ、競争力を高める」「近代的な造船モデルを作り上げ、経済成長の構造を転換していく」「船舶組み立てのボトルネックを解決し、国産率を向上する」ことに力を入れていくことを計画している。
2006. 9. 7 **第1回日中韓海上物流大臣会合**がソウルで開催された。会合では、北東アジアシームレス物流の実現に向けた海運や物流に関する政策、管理、協力などについて議論され、会合の意義、枠組み、今後の取組みを明確にした共同声明が採択された。
2006. 9. 7 米国との初の合同演習に向け中国海軍艦隊は最初の寄港地であるハワイに到着した。同艦隊は8月21日に青島を出港し、宮古島と沖縄本島間を通過した後、マリアナ群島を経て日付変更線を越えた。
2006. 9. 10 第10回中国国際投資貿易商談会の中で「海外企業による船舶設備投資シンポジウム」が開催された。この中で商務部外国投資管理司の騫麗芳副司長は『海外企業の産業投資指導リスト』により海外投資家が合資や合併を通して、高技術力・高付加価値の船舶および関連設備への投資を行うよう誘導し、中国造船業の発展強化を推進していくとした。
2006. 9. 10 中国ミサイル駆逐艦と米国海軍太平洋艦隊所属のミサイル駆逐艦による初の合同演習がハワイ近海で行われた。
2006. 9. 11 第7回中米石油・天然ガス工業フォーラムが開催され、この中でアメリカ企業が中国国内20か所で天然ガス調査・開発合弁プロジェクトに関わり、投資額が約50億ドルに上ることが明らかになった。アメリカの石油会社が関与した中国国内の海底油田プロジェクトの原油生産量は中国国内の海底油田総生産量の56%を占めている。
2006. 10. 12 中国海洋石油は渤海西部海域の「歧口17-2東」油田の稼動に関し、日量約2,400バレルを生産していることを明らかにした。同油田の水深は5~7mで、プラットフォームを無人化し、遠隔操作で生産を行っている。
2006. 10. 22 中国海洋石油総会社と中国化工建設総会社が合併することが決まったとの発表。合併後の中国海洋石油総会社の総資産は1,940億元を超える見込み。
2006. 10. 24 山東省海洋・漁業庁は、山東省の沿海地域に位置する3か所の大型発電所の水源を海水にする計画を発表した。これは現在設計中の海水淡水化装置により淡水化された工業用水を用いるもので数年後には淡水化された海水のみで発電することとなる。
2006. 11. 28 中国の第23次南極観測隊は、南極長城観測基地においてネットワークを利用して南極の気候、地殻、氷河、海洋などの観測データを有効的に利用することを目的とする1/1,000デジタル地形図と関連データベースを作成する計画を明らかにした。
2006. 12. 14 上海東海大橋の両側に中国初の海上風力発電所を建設することが決定した。このプロジェクトは石炭の発電比率を低くすることを目的に、高さ100m、直径60mの風車50台を据付、年間2億kW/hの電力を確保する計画。
2007. 1. 8 科学調査船「大洋一号」は、中国の海洋調査プロジェクト「第19回大洋科学調査」のため青島を出港した。今回の調査航海は、南西インド洋、南西太平洋、および西太平洋の一部海域において海底熱水鉱床の資源探査と環境調査を行う。
2007. 2. 5 青島の海洋テーマパーク「**海底世界**」で、春節を記念した赤い絹織物を振るダンスやダイバーによる水中妙技などを紹介する「海底新春ショー」が上演された。

海底世界

青島市魯迅公園近傍にある水族館内に建設され、2003年に開園されたテーマパークで、園内にある山の斜面を利用し、全ての施設が地下に造られており、86.2mの動く歩道が設置された海底トンネルとなっている。

2007. 2. 16 上海で発電量が2.6億キロワット時で上海市民20万世帯以上の1年間分の電力の提供が可能となる中国初となる海上風力発電所建設プロジェクトが開始された。

2007. 3. 6 ~ 3. 13 多国間海上軍事演習「平和-07」がパキスタン、中国、米国、英国、フランス、イタリア、 Bangladesh、マレーシアの8か国の海軍艦隊が参加してパキスタン沖合海域において実施された。



図2-41 青島「海底世界」

<http://www.chinanews.com.cn/>

2007. 3. 21 ともに中央政府直属の国有企業である中国船舶工業集団と宝鋼集団は、民用船舶製造プロジェクトの合弁契約に調印した。同プロジェクトは長江河口部に位置する江南長興造船基地で行うもので、出資比率は中国船舶工業集団が65%、宝鋼集団が35%となっている。

2007. 3. 29 日中両政府は、東シナ海問題第7回協議を東京で開催した。中国側は胡正躍・外交部アジア司長、日本側は佐々江・外務省アジア大洋州局長などが出席。双方は共同開発問題について建設的な意見交換を行った。

2007. 3. 30 中国海洋石油公司是、2006年の業績を公表した。これによると、売上高は前年比28%増の889億4,700万元、このうち原油・天然ガスの売上は同27%増の678億2,800万元、純利益は前年比22.1%増（56億380万元増）の309億2,690万元で過去最高となった。また、一株当たりの利益は73元となっている。

2007. 3. 31 中国物流・調達連合会は、2006年の中国港湾の貨物取扱量を発表した。これによると、貨物取扱量は56億トン、コンテナ取扱量は9,300万 TEU に達した。

2007. 4. 11 国家海洋局は、海洋色観測衛星「海洋1号B」の打ち上げに成功した。同衛星は海洋の水色、水温観測のほか、海洋生物資源開発、港湾建設・管理、海洋汚染観測、沿岸地域の資源調査などに利用される。今後、海洋色観測衛星、海洋動力環境衛星、海洋観測監視衛星の3種類の海洋観測衛星を打ち上げる計画となっている。

2007. 4. 24 国家海洋局は、リアルタイムで立体的、動的に監視・観測を行う海域動的監視・観測管理システム建設プロジェクトを始動した。

2007. 4. 26 黒竜江省の哈爾濱（ハルビン）工程大学・深海工程技術研究センターと渤海船舶重工有限公司は、水深1,500メートル級の深海石油掘削船設計プロジェクトを開始した。

2007. 5. 1 国土資源部は、南シナ海北部でメタンハイドレートのサンプルを採取した。中国において最初となるメタンハイドレートの採取で、同海域の大陸棚斜面には原油換算で100億トンに相当するメタンハイドレートが埋蔵していると推定される。

2007. 5. 21 天津～南アメリカ航路が開設され、積載量780TEUの英国籍コンテナ船「マースク・ダーウィン」が天津港コンテナ埠頭に接岸した。

2007. 5. 28 中国が独自に設計し建造した国内最大の大型コンテナ船「新亜洲」（101,000DWT、8,350 TEU）が上海港で進水した。

2007. 6. 5 交通部と河北省人民政府は、渤海湾秦皇島海域で渤海油流出緊急対応演習を行った。この演習は、海洋石油流出事故に対する中国最大規模の演習で、多機能油回収船、油流出事故用ブイ、航空機用油処理剤散布装置などが使用された。



図2-42 中国が独自設計したコンテナ船「新洲」

<http://www.chinanews.com.cn/>

2007. 6. 11 広東省汕頭市南澳県で5月に発見された沈没船に積載されていた磁器138点の鑑定結果が公表され、宋・元・明の3代にわたるものであることが判明した。同沈没船は明代のもので、同海域が明代には海上のシルクロードの重要ルートのひとつだったことが立証された。

2007. 6. 17 中華全国青年連合会、台湾中華青年交流協会、台湾中国青年創業協会総会が共催する第5回海峡青年フォーラムが福建省福州市で開催され、約700人が海峡西岸の経済区建設と青年の科学技術革新をテーマに交流した。

2007. 6. 18 船員の職責の明確化、船員の合法的権益の擁護などを規定した「中華人民共和国船員条例」が公布された。同条例は中国国内における船員管理に関する初めての条例で、今後、船員管理制度の体系を構築し、船員の合法的な権益を擁護していくことになる。

2007. 6. 27 杭州湾を跨いで嘉興市海塩と寧波市慈溪の間に建設されている大型橋・杭州湾跨海大橋がつながった。この橋梁は全長36kmで中国が独自で設計・施工管理を行ったもので、上海・寧波間の陸路は120km短縮されることとなる。

9) その他

2006. 7. 14 アメリカのウッズホール海洋研究所とカナダの Nautilus Minerals 社は共同でパプアニューギニア沖の同国領海内に存在する熱水鉱床の探査を行うこととなった。これは公的資金による研究と民間資金による商業探査の融合で、今後、熱水鉱床周辺のマッピングや鉱物探査を無人潜水機等で行う。

2006. 8. 1 フロリダ大学の研究者は、地中海の熱水鉱床で採取した試料に含まれていた鉛にオーストラリアの鉱山起源のものがあったことから、欧州に輸出された鉛がガソリンを介して大気に放出され、その後地中海の海水に転移したとの仮説を発表した。

2006. 8. 4 オランダのガス企業4社とボルドー自治港は、同港にLNG船専用ターミナルを建設する契約を締結した。このターミナルは4億ユーロを投資してジロンド川河口に建設される。年間200万トンのLNGが供給される計画で、2012年に完成する予定。

2006. 8. 5 ナイジェリアのオバサンジョ大統領とベナンのボニ大統領は、両国の領海画定条約に調印した。

2006. 10. 4 ドイツとポーランドの研究者は、グリーンランドとノルウェーのスピッツベルゲン間の海水観測を行った結果、水温は昨年より0.8℃高く、ノルウェー海に生息する動物プランクトンが従来生息していなかった高緯度海域で発見されたと発表した。

2006. 10. 16 2001年からアムステルダム港に放置され、その後トルコの企業に売却されて同国の解撤ヤードに向け回航された「Otapan」号は、トルコ政府がアスベスト問題を理由に入港を

熱水鉱床

海底熱水鉱床とは、海嶺に浸み込んだ海水が高温のマグマにより熱水となったものに地殻中の金属元素が溶け込んで海底に噴出し、海水により冷却され、再び金属元素が析出・沈殿してできた鉱床で、その形状からチムニー（煙突）という。

国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI: International Coral Reef Initiative)
1994年に日米豪仏等8か国により開始されたサンゴ礁の保全を目的とした国際協力の枠組、現在、41か国・40機関が参加。

- 禁じたことからトルコ企業に解撤を拒否され、再びアムステルダム港に戻ってきた。
2006. 10. 22 ~ 10. 23 **国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)** の総会が21か国の代表、25の国際機関、NGO および学識者などが参加してメキシコ・コスメルのコスメレーニョ・ビーチリゾートで開催された。この中で2008年を「国際サンゴ礁年」とすること、参加各国はサンゴ礁に関する普及啓発活動等行うことなどが採択された。
2006. 11. 14 アルジェリア・エネルギー社は、同国大規模海水淡水化工場建設に伴い、マレーシア Malacof 社と韓国 Hyflex 社のコンソーシアムと契約したと発表した。この工場は同国 Souk Tleta に建設が予定されており、日産能力は20万 m³、投資総額は約2億1,000万ドル。
2006. 11. 9 石油メジャーのシェブロンは、オーストラリア北西部沖合150kmの海域において大規模ガス田を発見したと発表した。12月中旬から三次元探査を行い、評価、開発計画について検討する。
2006. 12. 8 フランス大西洋岸沖合でスイスのコンテナ船が暴風雨により、大気に触れると発火、爆破のおそれがある有害物質「イソプロパノール」と発火性のある「トルエン」を内包した樽13個を紛失した。その後、この樽がコタンタン半島（ノルマンディー）沖からブルターニュ南部沖を漂流していることが確認された。
2007. 2. 13 コートジボワール政府と「Trafigura」社は、アビジャンにおける大規模汚染事件について和解した。この事件は2006年8月末に同社が傭船した貨物船「Probo Koala」号が、運搬してきた有害汚染物質をアビジャン市内に投棄したことにより、死者10人、中毒患者数万人が出たもので、同社は、コートジボワール政府に対して1億5,200万ユーロを支払うこととなった。
2007. 4. 1 スペインの漁船は、モロッコとEU間で締結された新漁業合意に基づき1999年から中断中のモロッコ海域における漁業を再開した。両者の合意が失効した1999年以降同海域での漁業は行われていなかった。
2007. 4. 18 全長339m、全幅38.6m、15万6,000トンの大型客船「リバティ・オブ・ザ・シーズ」号が完成し、フィンランド南西部の造船所で進水式が行われた。同船はアーカーヤーズ社が建造したもので、船主はロイヤル・カリビアン社。
2007. 5. 19 国際環境保護団体グリーンピースは、チリ・ヴァルパライソで捕鯨行為に反対し、世界の海洋生態系の危機を訴える1,000人以上のデモを行った。
2007. 5. 22 ノルウェー政府は、ベトナムの造船産業を育成するため390万USドルを提供することとなった。今後、ノルウェーの造船関連企業3社は、ベトナム造船産業公社を世界水準まで引き上げるため技術・経営・品質管理面で協力する。
2007. 6. 6 欧州宇宙機関 (ESA) は、メキシコ湾で環境観測衛星「エンビサット」による海藻調査を開始した。この調査は同海域に多く繁茂するホンダワラ類がもつ葉緑素を観測衛星に搭載したセンサーによって画像化し、これらが吸収する二酸化炭素量を計測するもので、地球規模の気候変動予測の基礎資料となる。

3 アジア・太平洋の動き

2006. 7. 2 ~ 7. 3 マラッカ海峡北部（アチェ沖）で、比較的大きな船舶が自動ライフルやロケット砲などにより襲撃される事件が連続して3件発生した。昨年よりマラッカ海峡沿岸3か国による海上監視が強化された中での襲撃事件であり、このうち2件は日中に襲撃されたということで、関係者は以前発生した乗組員誘拐事件の再発を危惧している。

2006. 7. 4 マラッカ海峡のインドネシア・アチェ州沖を航海中に海賊の攻撃を受けた26,000トンの日本のバラ積み貨物船（インドネシア船籍）は船員の機転と努力により海賊の乗船を阻止し撃退した。
2006. 8. 10 オーストラリアは同国周辺海域の海底鉱物（銅、金、銀およびダイヤモンドなど）分布図を公表した。
2006. 8. 11 フィリピン・ギマラス島の南西沖約20キロの海域で小型タンカー（フィリピン籍 Solarl号、998トン）が沈没した。この事故で重油推定約20万ℓが周辺海域に流出し、ギマラス島の砂浜やマングローブ林が被害を受けた。
2006. 8. 28 シンガポールの陸軍、海軍、空軍、海上港湾管理局、警察沿岸警備局、入国管理局の6機関による過去最大の対テロ海上演習が実施された。これは港湾、あるいは海上において発生したテロに対処するための連携力を強化することを目的としている。
2006. 8. 28 フィリピン国家災害調整委員会（NDCC）は、生態学上重要な地域における石油流出事故等、環境災害の発生を回避するため有害化学物質輸送船用特定航路の設定を発令した。これにより同国沿岸警備隊が特定航路を設定することとなる。
2006. 9. 4 東南アジアで急増する海賊による襲撃に対処するため、地域協力の促進と法的枠組み作成を柱とした「アジア海賊対策地域協力協定」が発効した。参加国16か国のうち締約国は日本、シンガポール、ラオス、タイ、フィリピン、ミャンマー、韓国、カンボジア、ベトナム、インド、スリランカの11か国、署名国はブルネイ、バングラデシュの2か国、締約、署名のいずれも行っていない国は、インドネシア、マレーシア、中国の3か国となっている。
2006. 9. 12 シンガポール政府は世界最大の積み替え港である同国港湾および海上安全の規制を強化するために港湾を通過する貨物の制限品目について600品目から1,600品目に増やすと発表した。これにより、高性能コンピューター、通信機器、海上システム、推進システム等大量破壊兵器開発に利用される可能性がある二重目的物品を制限輸出品に追加される。
2006. 9. 18 マレーシアのペナン港で発生した港湾管理システム障害による待船、入港遅延等のトラブルは、システムの復旧が完了し正常運営に戻った。この混乱は新システムに変更したために発生したもので9月1日から17日間続いていた。
2006. 10. 6 オーストラリアとパプアニューギニア間にあるトレス海峡を通過する船舶に水先案内を義務づける法律が施行された。これは、先に国際海事機関（IMO）で採択、合意に基づくもので、これによりグレート・ノースイースト運河を通過する船長70m以上のタンカーを含む船舶は必ず水先案内をつけることとなった。
2006. 10. 21 シンガポール海洋産業連合（ASMI）は政府の支援制度「国内企業・業界連合開発プログラム（LEAD）」の資金を活用して労働者の技術の向上を目的とした訓練センターを設立すると発表した。
2006. 11. 1 オーストラリアのネプチューン・マリン・サービス社（NMS）は同社が特許をもつ船を海上に置いたまま潜水技術者が水中で溶接する水中溶接技術「ネプシス」による船舶修理を受注したと発表した。この技術は船舶をドックに上げずに船底の修理ができるためコストが大幅に削減できることから今後海運業界に浸透していくとみられる。
2006. 11. 2 中国と北朝鮮は、北京で「中朝海洋科学技術協力第13回会議」を開催した。
～11. 3

東アジア海域管理パートナーシップ (PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)

東アジアの海洋環境保全と持続可能な開発に関する連携強化を図るため、国際海事機関 (IMO) および国連開発計画 (UNDP) により地球環境基金 (GEF: Global Environmental Facility) の地域プログラムとして12か国 (ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、北朝鮮、シンガポール、タイおよびベトナム) が参加して1994年に結成された。事務局はフィリピン・マニラ市にある。

ASEAN 地域フォーラム (ARF: ASEAN Regional Forum)

アジア太平洋地域の政治・安全保障分野を対象とする ASEAN を中核とした組織で、1994年に始まった。参加国は25か国と EU。

2006. 12. 14 ~ 12. 15 東アジア海域管理パートナーシップ (PEMSEA) と、中国政府、UNDP、GEF、IMO が主催する「東アジア海洋会議2006」が、政府関係者、NGO、研究者など数多くの海域管理関係者が参加して中国海南省の海口市で開催された。この中でブルネイ、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム15か国の代表が出席し「東アジア海域における持続可能な開発戦略の実行に関する閣僚会議」が開催され、同会議が2003年にとりまとめた「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」の実施に向け「Haiko Partnership Agreement 2006」を採択した。
2006. 12. 30 悪天候と高波の中をインドネシア中部ジャワ州セマランから南カリマンタン州バンジャルマムシンに向っていた727人を乗せた旅客船「KNP セノパチ号」は、マンダリカ島の北西20海里の海上で沈没した。
2007. 1. 9 インド政府はインド船籍の船舶が外国人船員を2人まで雇用することを許可した。これは国内船舶の船員不足問題に対応するためで船長は除く。
2007. 1. 9 インド政府は、同国の船員が海技免状取得後最低3年間インド船籍船舶で働くことを義務づけた商船法88BB条を発動した。
2007. 1. 23 インドネシアは島の環境破壊を防ぐことを理由に砂の輸出を禁止する商業省令を施行した。これにより海岸の埋立やコンクリート構造物に使用する砂をインドネシアに頼ってきたシンガポールは、他の近隣諸国から調達することとなった。
2007. 1. 23 ~ 1. 24 シンガポール・チャンギ海軍基地で ASEAN 地域フォーラム (ARF) 海上セキュリティ想定机上演習が実施された。フォーラムには ARF 加盟国の外交当局、国防・軍事当局および港湾部局関係者102名が参加した。
2007. 2. 2 日本、マレーシア、タイによるタイ・プーケットからマレーシア・ランカウイ間のアンダマン海において合同海賊対策連携訓練が実施された。これは、マラッカ海峡における海賊対策能力を検証するために行われたもので、海賊が日本の貨物船を襲撃し乗組員数名を誘拐したという想定で実施された。
2007. 2. 8 シンガポール・ブラニ島の海軍施設跡地に建設されたシンガポール警察沿岸警備隊基地の開所式が警察幹部、海軍、海事港湾庁の関係者と各国大使館関係者が参列して行われた。
2007. 2. 17 マレーシア・タンジュン・ピアイ港4海里沖合いでオランダ船籍のコンテナ船 MV サヘルデルベルグ号とシンガポール船籍の石油タンカー「オーシャン・サファイア号」が衝突した。この事故でコンテナ船から燃料油約50トンが流出したが、周辺沿岸域に生息するマングローブ林は影響を受けなかった。
2007. 2. 22 インドネシア・ジャカルタ沖80km 付近でフェリーが船内火災を起こし多数の死傷者が出た。このフェリーには乗客307名が乗船しており、ジャカルタからスマトラ島沖のバンカ島に向かう途中だった。
2007. 3. 13 ~ 3. 14 「マラッカ・シンガポール海峡における航行安全と環境保全の向上に関するシンポジウム」がマレーシア・クアラ Lumpur で開催された。会議は、マレーシア海事研究所、インドネシア東南アジア研究センター、シンガポール S. ラジャラトナム国際研究大学院、日本財団が共同で開催し、沿岸3か国を中心に研究者、政府関係者、海事関連企業関係者、海運団体の代表など約194名が参加し、航行安全と環境保全の向上について議論した。
2007. 3. 17 韓国の韓進重工業フィリピン現地法人は、スービックに新設した造船所の操業を開始した。同社はすでにフィリピン人4,000人の雇用を創出している。

2007. 4. 2 ~ 4. 4 シンガポール海事財団 (SMF) 主催の海洋産業国際会議「SEA ASIA」がシンガポールで開催された。会議と同時に展示会も開催され42か国、7,000人以上が来場した。会議は40か国、1,000人以上が参加し海運、LNG市場、海上保険などについて議論され、展示会では25か国、250社以上が出展した。
2007. 4.13 シンガポール警察沿岸警備隊の巡視船は、シンガポール・トラス沖でシンガポール領海に不法侵入した高速船を追跡していたが衝突し転覆した。高速船はその後完全に沈没したため、船籍、国籍ともに不明。
2007. 4.13 **野生生物保全協会 (WCS)** は、2005年3月に発生した大地震によりスマトラ島に近接する島周辺のサンゴ礁が隆起によって死滅していることを公表した。
2007. 4.16 ~ 4.17 マレーシア軍とアメリカ軍は、マレーシアのクアラルンプールにおいて、軍事法律問題会議を共同開催した。会議には48か国の軍関係者約200人が出席し、マラッカ海峡における合同海上パトロールのあり方などについて議論された。
2007. 4.22 マレーシア海上法令執行庁は、マレーシア領海内の海上石油プラットフォーム付近で違法操業していた漁船を拿捕し、ベトナム人漁民36名を逮捕・拘留した。
2007. 4.29 マレーシア海上法令執行庁は、マレーシア領海を侵犯したインドネシア漁船を拿捕し、漁民35名を拘束した。
2007. 4.12 ~ 5. 2 インドネシア海上治安調整機構は、マラッカ海峡、シンガポール海峡、南シナ海、ダボ・シンケップ海域、バンカ海峡、カリマタ海峡、ゲラサ海峡において出入国管理・税関法違反や不法操業など海上犯罪に関与した外国人を一掃するための作戦を実施した。これにより同期間内で逮捕されたベトナム人18名、タイ人19名、マレーシア人10名が強制送還された。
2007. 4.17 オーストラリア気象庁は津波早期警報システムの一環としてニュージーランドに近接する断層上で発生すると予測されている津波の情報を捕らえるため、DART ブイをタスマニアから約1,200kmの48°3' S、161°13' E 設置した。これは、2月23日に NOAA とオーストラリア気象庁の間で調印された津波早期警報システム技術協力に基づき NOAA から技術導入されたものである。
2007. 5.19 ~ 5.20 **西太平洋海軍シンポジウム (WPNS)** 参加する19か国の海軍による大規模な海上演習がシンガポール沖合海域で実施された。この演習は各国海軍関係者が協力して海賊やテロリストを撲滅することを目的に行われたものである。
2007. 5.28 ~ 5.30 第16回**アジア船主フォーラム (ASF)** が、韓国・釜山市において豪州、中国、台湾、香港、日本、韓国、アセアン (アセアン船主協会連合 (FASA) : インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの船主協会により構成) の各船主協会代表119名が出席して開催された。この総会ではシンガポールに常設事務局を設置することが合意された。
2007. 6. 1 インドネシア海軍は、130トンの砂糖をマレーシアのベナンからアチェに密輸入しようとしていたボートをマラッカ海峡で拿捕した。
2007. 6. 3 アジア安全保障会議がシンガポールで開催され、この中でインドネシアのユウォノ・スダルソノ国防大臣は、マラッカ海峡の海賊対策に関してインドネシア海軍の能力向上のために中国、日本、韓国に技術支援を求めた。
2007. 6. 8 オーストラリアのニューカッスル港で荷役待ちをしていた貨物船「パシャ・バルカー」が強風と高波で座礁した。同船舶は長さ22mのパナマックス型貨物船で、乗組員は全員救

野生生物保全協会 (WCS : Wildlife Conservation Society)

ニューヨーク動物園協会 (New York Zoological Society) が母体の団体で、1993年に現在の名称に変更した。ニューヨーク市内のブロンクス動物園ほか2つの動物園の管理運営を行っていることに加え、環境教育活動、国際保全活動も行っている。

西太平洋海軍シンポジウム (WPNS : Western Pacific Naval Symposium)

西太平洋地域諸国の海軍参謀総長などが意見を交換し、相互理解を深めるために1988年より隔年毎に開催されている。参加国はオーストラリア、フランス、インドネシア、日本、トンガ、マレーシア、ブルネイ、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、中国、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、アメリカ、カンボディア、ロシア、ベトナムなど。

アジア船主フォーラム (ASF : Asian Shipowners Forum)

オーストラリア、中国、台湾、香港、日本、韓国、アセアン (インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム) の12船主協会から構成されている組織で、アジア船主業界の利益を促進することを目的としている。

- 助された。
2007. 6. 12 シンガポール海事港湾庁とインドネシア港湾局は、シンガポールとインドネシアのリアウ諸島間のフェリー航海用電子海図の導入と共同運営に関する覚書に調印した。これにより、混雑しているシンガポール海峡を横断するフェリーの航行安全が強化される。
2007. 6. 15 マレーシア海軍は、東マレーシア海域において無許可で操業し漁獲物300kgを積載していたトロール漁船を拿捕し、タイ人12名、インドネシア人2名を逮捕した。

4 その他の動き

1) サハリン関連

2006. 9. 5 ロシア天然資源監督局サハリン沖の石油・天然ガス開発計画「サハリン2」プロジェクトについて環境に対し悪影響を及ぼすとして事業許可取り消しを求めてモスクワの裁判所に提訴した。これが認められると同事業はできなくなる。
2006. 9. 18 ロシア天然資源省は、国際石油メジャーのロイヤル・ダッチ・シェルと三井物産、三菱商事が共同で開発を進めている天然ガス開発事業「サハリン2」に対して環境法令違反を理由に環境に関する承認を取り消すと同時に、第2段階の事業化調査に対する承認を取り消すことを決定した。
2006. 9. 20 駐日ロシア大使は、ロシア天然資源省が環境に関する承認の取り消しを決定したサハリン2プロジェクトについて、ロシア国営天然ガス企業「ガスプロム」の事業参加により実施できる可能性を示唆した。
2006. 9. 25 ロシア天然資源監督局のサイ局長は、サハリン2事業の環境保全法令遵守について調査すると発表した。この調査は監督局と天然資源省、非常事態省など関係部局により10月20日まで行われる。
2006. 10. 4 ロシア大統領府のドゥボルコビッチ審査局長は、サハリン2プロジェクトについて、事業主体のサハリンエナジー社が検討している事業費の倍増案に対し、事業費を増やすのであれば現行の生産物分与協定（PSA）を解消して通常の税金を収める必要が生じると表明した。
2006. 10. 16 ロシアのトルトネフ天然資源相は、環境法令違反により環境に関する承認取り消しの決定を下したサハリン2プロジェクトについて、処罰する方針を明らかにした。ただし、事業実施主体であるサハリンエナジー社が環境問題に対する明確な改善計画を提出することにより事業の継続が認められる可能性があるとのこと。
2006. 10. 20 ロシアのプーチン大統領は、石油・天然ガス開発計画「サハリン2」について、現行の契約形態である生産物分与協定（PSA）、およびサハリンエナジー社が提示した事業費増加案についてロシア側の利益にならないとの考えを表明した。
2006. 11. 14 ロシア天然資源監督局のミトポリ副局長は、「サハリン2」の事業主体サハリンエナジー社に対して、水の利用に係る免許の取り消しを水資源局に申請した。これが承認されると



図2-43 サハリン2プロジェクト

	同事業は事実上停止することになる。
2006. 12. 7	ロシア政府は「サハリン2」プロジェクトに対して水利用に係る12件の免許停止を発表した。なお、同時に違反内容を正す猶予期間は2か月間とされている。
2006. 12. 15	国際石油メジャーのロイヤル・ダッチ・シェルは、環境法令違反で事業が停止されているサハリン2について、モスクワでロシア側とロシア政府系天然ガス独占企業ガスプロムの資本参加条件など最終段階の協議に入った。
2006. 12. 21	国際石油メジャーロイヤル・ダッチ・シェルと、三井物産、三菱商事の3社は、ロシア政府系天然ガス独占企業体ガスプロムに対して、サハリンエナジー社の株式の過半数を譲渡することでロシア側と合意した。株式譲渡後の株式保有率は、ガスプロム50%、シェル27.5%、三井物産12.5%、三菱商事が10%となり、事実上経営権がロシア側に移ることになる。
2007. 2. 9	大阪ガスはサハリン2から液化天然ガスを調達することを発表。2008年度から23年間、毎年約20万トンを購入する。
2007. 2. 19	米国エクソンモービルが、サハリン1で生産する天然ガスの対日輸出を検討しているとの報道。同社はこれまでガス全量を中国に輸出する方向で交渉を進めていたが、同事業に出資する日本政府が不満を表明していた。
2007. 2. 22	ロシアのフリステンコ産業エネルギー相は記者会見で、サハリンをLNGの一大輸出拠点にする意向を表明。サハリン1で生産された天然ガスをサハリン2の設備でLNG化する考えを提示、パイプラインで中国への輸出を検討しているサハリン1計画が変更される可能性が出てきた。
2007. 3. 1	ロシア政府はサハリン1に対し、環境問題等に関する調査を28日から開始すると発表。まず事業の合意内容についての違反の有無を調査、次いで5月から現地環境調査を実施の予定。エネルギー事業から外資の影響力を排除、独占ガス会社ガスプロムの事業参加を狙った政治的圧力とみられる。
2007. 3. 19	サハリン2の経営権を取得したロシアの天然ガス独占企業ガスプロムは、サハリン1との提携交渉に着手したとの報道。サハリン2についてはロシア政府の強力なバックアップで経営介入を果たしたが、サハリン1については「出資よりも事業の効率化に興味がある」とし、高度なガス加工技術を持つ日本企業との日口合弁会社の設立に意欲を示している。
2007. 4. 18	ガスプロムはサハリン2に出資する英蘭ロイヤルダッチシェル、三井物産、三菱商事から、権益50%+1株を取得することで最終合意し、4社が契約調印した。すでにロシア天然資源省はガスプロムが中心になって作成したサハリン2工事に伴う環境被害の回復計画を承認している。株式譲渡総額は74億5,000万ドル、三井物産には18億6,250万ドル、三菱商事には14億9,000万ドルが支払われる。

2) まぐる関連

2006. 6. 28 ～ 6. 30	全米熱帯まぐる類委員会 (IATTC) 第74回年次会合が韓国の釜山において IATTC 加盟国 (日本、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、仏、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、アメリカ、ヴァヌアツ、ヴェネズエラ、ペルー、スペイン、韓国)、およびベリーズ、ボリビア、カナダ、EC、コロンビア、中国、台湾等が参加して開催された。会合ではキハダ、メバチの保存管理措置などについて検討された。
2006. 9. 11 ～ 9. 13	中西部太平洋まぐる類委員会 (WCPFC) 第2回北委員会が東京で日本、韓国、フィリピン、カナダ、アメリカ、台湾、バヌアツ、パラオ、クック諸島、ロシアが参加して開催さ

- れた。会合ではクロマグロ、メカジキなどの資源管理措置、および海鳥混獲回避のための取組みを継続することについて合意された。
2006. 9. 28
～10. 3 中西部太平洋マグロ類委員会 (WCPFC) 第2回技術遵守委員会 (TCC) がオーストラリアのブリスベンで日本、アメリカ、カナダ、中国、韓国、フィリピン、台湾、EU、豪州、NZ、クック諸島、ミクロネシア、フィジー、フランス、仏領ポリネシア、キリバス、マーシャル、ナウル、ニューカレドニア、ニウエ、パラオ、PNG、サモア、ソロモン、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツが参加して開催された。会合では監視取締措置、混獲対策などが審議された。
2006. 10. 10
～10. 13 みなみまぐろ保存委員会第13回年次会合 (CCSBT13) が宮崎市で日本、豪州、NZ、韓国、台湾、フィリピン、EC が参加して開催された。会合では今後3年間のみなみまぐろ国別漁獲枠を設定するとともに監視取締措置を2008年1月導入に向けた検討を行った。また、この会合に先立ち、10月8～9日には第1回遵守委員会が開催された。
2006. 11. 17
～11. 26 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 第15回特別会合 (年次会合) がクロアチアのドゥブロブニクで開催された。会合では2007～2010年のまぐろ類の総漁獲可能量 (TAC)、国別割当量、禁漁期、小型魚規制、遵守措置などが決定された。また、2007～2009年の西大西洋におけるクロマグロ総漁獲量と国別割当量についても同時に決定された。
2006. 12. 11
～12. 15 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第3回年次会合は、サモアのアピアで日本、韓国、中国、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フィリピン、インドネシア、欧州会議 (EC)、台湾、太平洋島嶼国 (ミクロネシア、フィジー他) など、30か国・地域が参加して開催された。会合では、メバチ、キハダのはえ縄を除く漁船の漁獲能力の抑制、まき網漁業の漁獲努力量の抑制、はえ縄漁業による漁獲量の抑制 (2006年から3年間) などの保存管理措置を採択した。
2007. 1. 22
～ 1. 26 まぐろ類地域漁業管理機関 (RFMO) は、神戸市の神戸国際会議場において日本、中国、韓国、タイ、インドネシア、アメリカ、カナダ、オーストラリア、NZ、フランス、ケニア、コートジボアール、ギニア、パプア・ニューギニア、フィジー、欧州委員会、台湾等54か国・地域とオブザーバーとしてベトナム、地中海漁業一般委員会 (GFCM)、フォーラム漁業機関 (FFA)、世界自然保護基金 (WWF)、世界カツオ・マグロまき網機構 (WTPO) などが参加して開催された。会合では同機関の機能改善のための具体的な行動や行動方針について議論された。
2007. 1. 29
～ 1. 31 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) は、東京で日本、アメリカ、カナダ、欧州委員会、アルジェリア、中国、クロアチア、フランス (サンピエール、ミケロン)、アイスランド、韓国、リビア、モロッコ、ノルウェー、チュニジア、トルコ、台湾などが出席し中間会合を開催した。会合では2007～2010年における東大西洋クロマグロ資源の保存管理措置として総漁獲可能量の削減には合意したが、国別漁獲枠の決定には至らなかった。
2007. 2. 5
～ 2. 9 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) の特別会合がアメリカのラ・ホーヤにおいて IATTC 加盟国の代表が出席して開催された。会合ではまき網によるメバチ・キハダなどの漁獲削減と休漁、浮物付操業の禁漁、漁獲量や操業回数の船別制限などの管理手法について検討された。
2007. 5. 15
～ 5. 18 インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) の第11回年次会合がモーリシャスのグラン・ベにおいて、日本、欧州連合、韓国、中国、オーストラリア、インド、セイシェル、マダガスカル、タイなど25か国・地域の代表が出席して開催された。会合では漁獲記録の提出様式、漁獲能力の管理導入、加盟国等の保存管理措置の遵守、実操業船の登録、IMO 番号の登録などについて議論された。また、開催期間中、同委員会にベリーズが新たに加盟した。

2007. 6. 25 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) はメキシコのカンクンにおいて年次会合を開催した。
 ~ 6. 29 会合には加盟国のほかオブザーバーとしてカナダや中国など数か国と国際機関などの代表
 が出席しメバチ・キハダ保存管理措置について議論されたが合意に至らなかった。なお、
 現事務局長が本年9月に引退することから事務局長選挙が行われ、メキシコのコンペアン
 氏が選出された。

3) 捕鯨関係

2007. 2. 13 国際捕鯨委員会 (IWC) 正常化会合が東京において加盟35か国と NGO20団体が参加して
 ~ 2. 15 開催された。この会合ではバラオ元大統領ナカムラ氏を議長に選任し、同委員会が機能不
 全になっていることについて相互信頼の構築と手続問題、啓蒙普及、文化的多様性、国際
 捕鯨取締条約の解釈などの意見交換を行った。

2007. 5. 28 IWC 総会が関係国の代表が出席しアンカレッジで開催された。総会に先立ち5月7~27
 ~ 5. 31 日には科学委員会など小委員会が開催された。この会合では同委員会の正常化、先住民生
 存捕鯨などが話し合われたが、正常化の可能性が見込まれないことが明らかとなった。

4) その他

2006. 9. 18 北西大西洋漁業機関 (NAFO) 第28回年次会合がカナダのダートマスで開催された。会合
 ~ 9. 22 では NAFO の機能強化、生態系への配慮、資源管理措置などが合意された。

2006. 10. 23 北太平洋湖河性魚類委員会 (NPAFC) 第14回年次会議がカナダのバンクーバーで「北太
 ~ 10. 27 平洋における湖河性魚類の系群の保存のための条約 (NPAFC 条約)」加盟国 (日本、カ
 ナダ、ロシア、米国、韓国) のほか、台湾、北太平洋海洋科学機関 (PICES) 等国际機関
 などが参加して開催された。会議では、「公海流し網操業の取締」「さけ・ます資源に関する
 科学調査」などについて議論された。

2007. 1. 9 19か国の代表と関係者が出席し、地中海漁業一般委員会 (GFCM) の第31回年次会議を開
 ~ 1. 12 催した。会合では地中海における漁業資源の保護対策について議論され、漁法の選択や禁
 漁期間などの措置を講じた漁業資源管理について合意された。また、これと同時に地中海
 を回遊するマグロについても別途漁場管理規則が定められた。

2007. 1. 31 北西太平洋海域における公海底魚漁業管理に関する第2回政府間協議が韓国の釜山におい
 ~ 2. 2 て日本、韓国、ロシア、米国の代表が出席し開催された。会合では同海域における魚類資
 源の持続的管理および脆弱な海底生態系保存のための暫定的枠組み等が採択された。

2007. 4. 30 南太平洋漁業管理機関設立のための第3回会合がチリのレニヤカにおいてオーストラリ
 ~ 5. 4 ア、ニュージーランド、チリ、アメリカ、欧州委員会、日本、中国、韓国など20か国以上
 が参加し開催された。会合では底層漁業と表層漁業の拘束力のない暫定措置について合意
 された。

2007. 5. 23 「カスピ海 海洋環境保護枠組み条約」の第1回締約国会議がアゼルバイジャンのバクー
 ~ 5. 25 においてカスピ海沿岸の5か国 (アゼルバイジャン、イラン、カザフスタン、ロシア、トル
 クメニスタン) が参加し開催された。会議では同海的环境保護について議論され、各国
 がこの条約について締結した。

2007. 6. 3 ワシントン条約 (CITES) 第14回締約国会議がオランダのハーグで開催され、動物委員会
 ~ 6. 15 において鯨類の附属書見直しの実施を行わないことが採択された。

北太平洋湖河性魚類委員会 (NPAFC: North Pacific Anadromous Fish Commission)

北緯33°以北の北太平洋および接続する海における湖河性魚類(シロザケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、マスノサケ、サクラマス、スチール・ヘッド) 保存のための条約に基づきカナダ、日本、ロシア、米国の4か国組織された委員会、事務局はカナダバンクーバーにある。わが国は1992年2月11日に署名し、1993年2月16日発効された。

地中海漁業一般委員会 (GFCM: General Fisheries Commission for the Mediterranean)

地中海、黒海とこれらに接続する海域における海洋生物資源の開発、保存、管理および最適利用の促進を目的に地中海漁業一般委員会協定に基づき1952年2月20日に設立された機関で、アルバニア、アルジェリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エジプト、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、レバノン、リビア、マルタ、モナコ、モロッコ、ルーマニア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、スペイン、シリア、チュニジア、トルコと EC の23か国、1機関によって構成される。

第3部

参考にしたい資料・データ



1 海洋基本法

海洋基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
 - 第二章 海洋基本計画（第十六条）
 - 第三章 基本的施策（第十七条—第二十八条）
 - 第四章 総合海洋政策本部（第二十九条—第三十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。
（海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和）

第二条 海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行われなければならない。
（海洋の安全の確保）

第三条 海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない。
（海洋に関する科学的知見の充実）

第四条 海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に行われるためには海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならない。
（海洋産業の健全な発展）

第五条 海洋の開発、利用、保全等を担う産業（以下「海洋産業」という。）については、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な発展が図られなければならない。
（海洋の総合的管理）

第六条 海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。
（海洋に関する国際的協調）

第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。
（国の責務）

第八条 国は、第二条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の責務）

第十条 海洋産業の事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第十一条 国民は、海洋の恵沢を認識するとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第十二条 国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(海の日の行事)

第十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、海洋に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第十五条 政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 海洋基本計画

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋に関する施策についての基本的な方針

二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。

7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(海洋資源の開発及び利用の推進)

第十七条 国は、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進するため、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進、海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにそのための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋環境の保全等)

第十八条 国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

(排他的経済水域等の開発等の推進)

第十九条 国は、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。）の開発、利用、保全等（以下「排他的経済水域等の開発等」という。）に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権の権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海上輸送の確保)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋の安全の確保)

第二十一条 国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、津波、高潮等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するため、災害の未然の防止、災害が発生した場合における被害の拡大の防止及び災害の復旧（以下「防災」という。）に関し必要な措置を講ずるものとする。

(海洋調査の推進)

第二十二条 国は、海洋に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、海洋の状況の把握、海洋環境の変化の予測その他の海洋に関する施策の策定及び実施に必要な調査（以下「海洋調査」という。）の実施並びに海洋調査に必要な監視、観測、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体の海洋に関する施策の策定及び実施並びに事業者その他の者の活動に資するため、海洋調査により得られた情報の提供に努めるものとする。

(海洋科学技術に関する研究開発の推進等)

第二十三条 国は、海洋に関する科学技術（以下「海洋科学技術」という。）に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、海洋科学技術に関し、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋産業の振興及び国際競争力の強化)

第二十四条 国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。

(沿岸域の総合的管理)

第二十五条 国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。

(離島の保全等)

第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十七条 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関し、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する国民の理解の増進等)

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学術的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 総合海洋政策本部

(設置)

第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第三十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第三十一条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもって組織する。
(総合海洋政策本部長)

第三十二条 本部長は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合海洋政策副本部長)

第三十三条 本部に、総合海洋政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(総合海洋政策本部員)

第三十四条 本部に、総合海洋政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 海洋基本計画

総論

(1) 海洋と我々との関わり

地球は、生命を育む海を持つ太陽系で唯一の惑星であり、海洋と我々との関わりは多様である。水は、すべての生命の維持のために欠くことのできない物質であり、その大部分は地球表面の7割を占める海洋にたたえられている。水は、海洋、氷河、河川・湖沼、地下、大気中等に様々な形で存在し、生態系の中を循環しているが、海洋からの水の蒸発がこうした水循環の維持に大きな役割を果たしている。さらに、海洋は、自らの熱容量や熱輸送、水循環による大気との相互作用等により、気温の急激な変化を緩和し、地球上の大部分をおおむね生物の生息・生育可能な範囲内の温度に保つとともに、世界各地の気候・気象の動態にも深く関与している。

このように、海洋は、地球上の多様な生物の生活を支えるものとしてかけがえのないものである。

我が国は、ユーラシア大陸の東、太平洋の西に位置し、広く海上に展開する6千余りの島々で構成されている。我々は、陸上において海洋の恩恵を受けるだけでなく、その歴史を通じて、物資輸送の場として、あるいは食料確保の場として積極的に海洋を利用してきた。古くは、大陸との交流から始まり、現代では、世界の隅々との貿易活動を通して、我が国は経済的に発展してきた。一方、海洋は、我々の生活の場である陸上に対しても、時として重大な脅威となる。津波、高潮等により世界各地で何度も多大な被害が生じているが、沿岸部に生活の基盤を有する住民にとって、こうした海洋の脅威から生命・財産を守ることは、極めて重要な課題である。我が国は、このような困難に対処しつつ発展してきた国の一つである。

また、海洋はその広大さとアクセスの困難さのために、我々にとって今もなおフロンティアである。その世界を探求し解明したいという知的欲求から、これまでも海洋に関する様々な調査・研究が行われ、それらの成果は、我々の知的資産の拡大に貢献してきた。これらの取組を通じ、海洋における未利用のエネルギー・鉱物資源の存在が明らかとなり、それらの開発・利用に向けた更なる研究ニーズが生じている。また、海洋が気候変動を始めとする地球環境の変化に大きく関連していることが明らかとなってきたことから、海洋の諸現象に関する原理を追求し、解明することは、地球環境問題等の解決のためにも必要となっている。このように、海洋には今後の人類の発展に深く関わる解明すべき多くの課題がある。

海洋における諸活動の基盤となる国際的な取決めは、20世紀に入り、大きな変革をみた。海洋の探査・利用に関する技術が急速に進展し、海洋先進国による資源獲得競争が激化してきた。さらには、1960年代以降、多くの国々の相次ぐ独立に伴い、国際社会の基盤が変化する中で、これら新興諸国の多くが「狭い領海」と「広い公海」を前提とする従来の海洋管理、海洋利用に関する国際慣習を全面的に見直すよう求めた。このような変革の中で、国連では3次にわたる海洋法会議が開催されたが、特に公海海底の利用問題に端を発した第三次海洋法会議(1973～82年)においては、幅広い海洋の諸問題が包括的に取り扱われ、9年にわたる検討を経て、「海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)」が1982年に採択され、1994年に発効した。これにより、海洋においては、領海と公海という単純な領域区分だけでなく、排他的経済水域や大陸棚等その機能や利用目的に応じて海域が区分されるとともに、同一の海域でも重層的な管理制度が導入されることとなった。その結果、全体としては、公海部分が縮小し、公海における自由な活動も制約される一方で、沿岸国の権限が拡大するなど新たな国際海洋秩序の枠組みが構築された。この枠組みに基づき、あるいは枠組みを補完するために、現在、様々な分野での海洋に関する国際規範が形成されつつある。

加えて、近年では、人口増加、経済社会活動の拡大等による負荷の増大に伴い、地球温暖化やそれに伴う異常気象と自然災害の多発、オゾン層の破壊、生物多様性の減少等地球規模での環境問題が深刻化している。こうした問題は、我々の生存基盤を脅かす極めて深刻な問題であることから、1992年の国連環境開発会議において、環境と開発を不可分のものとして統合する「持続可能な開発」を原則とする「環境と開発に関するリオ宣言」及び持続可能な開発を実現するための行動計画である「アジェンダ21」が採択された。そしてそれ以降、地球環境問題に対する国際的な取組が活発化している。これまで海洋は、その巨大な容量と浄化機能により、人間の諸活動による環境負荷を希釈・分解し、良好な環境を維持してきたが、温暖化に伴う海面上昇、広域化する海洋汚染、海洋生態系の攪乱等海洋においても環境問題は顕在化しつつある。また、海洋が地球全体の環境の形成・維持に果たしている役割の重要性を踏まえ、海洋における環境問題のみならず、地球環境問題全般について、海洋との関わりを重視しなければならない状況となっている。

我々は、海洋との多様な関わりを通じて得たその意義を認識した上、近年顕在化してきているこのような課題を直視し、勇気を持って対処していかなければならない。我々は、海と共にある人類の将来を安寧なものとするよう先導的な役割を果たしていくとともに、広大な管轄海域を基盤とし、国際協調の下で海洋の平和と安全を希求する新たな海洋立国を目指すのである。

(2) 我が国の海洋政策推進体制

四方を海に囲まれた我が国において海は身近な存在である。このため、古くから、各地の産業や文化の形成・

発展に必要な物流の多くを海上輸送に依存しており、また「海の幸」である水産物が我が国の特色ある食生活の主要な構成要素となっている。これらを支えてきた海運業や水産業は現在でも我が国の主要な海洋産業であるが、一方、行政面では、これらの産業に対する諸施策は、物流政策、食料政策等の一環としてそれぞれ実施されてきた。このことは、海運業や水産業のみならず、科学調査、観光・レジャー、鉱物資源開発、干拓・埋立て等様々な海洋利用においても同様である。換言すれば、利用者側の立場で海洋という「場」をどう利用するかという視点での政策は存在したが、海洋という「場」を管理する立場でその利用のあり方をいかにするべきかという視点での政策はなかったということである。こうした体制は利用者側に対する行政としての整合性、一貫性は確保できるものの、経済活動が活発化する中で様々な海洋利用活動が輻輳してきたこと、陸上における諸活動が海洋に与える影響も無視できなくなってきたこと、様々なエネルギー・鉱物資源、海洋微生物資源等今後の利活用や産業化の可能性を秘めている資源の存在が明らかになってきたこと等の現状を踏まえれば、海洋という「場」の可能性や容量等を考慮し、「場」を管理する立場で政策を立案し、決定するシステムの構築が、海洋の持続可能かつ合理的な利活用を図るためには不可欠である。

一方、国際社会においても、海洋の管理と利用を巡る動きは活発である。我が国は国連海洋法条約を平成8年に批准したが、同条約はあくまでも新たな国際海洋秩序の枠組みを示したものであり、その枠組みに基づく、あるいは枠組みを補完するための様々な分野での規範形成に向けた取組は現在もなお進行中である。また、開発と環境に関する国際動向の中でも、海洋の管理と利用のあり方が問われている。我が国としては、これらの動きに対し、海洋を管理する立場からの明確な姿勢を持って対応していく必要がある。

このような状況を踏まえ、平成19年7月20日、海洋基本法が施行され、同法に基づき海洋に関する基本姿勢が明確化されるとともに、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための体制として、内閣に総合海洋政策本部が設置された。

今後、新たな海洋立国の実現に向け、総合海洋政策本部が中心となり、様々な分野の海洋関係者が相互に連携・協力し、海洋政策を戦略的に推進していくこととなるが、本計画はそのための基本となるべきものである。

(3) 本計画における政策目標及び計画期間

海洋基本法は、「我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献すること」を目的としている。

これらの目的を達成するためには、まず、我が国が管轄権を行使できる海域において、海洋環境の保全と調和を図りつつその円滑かつ持続的な利活用を促進すること、換言すれば、我が国の海域において、「環境と開発に関するリオ宣言」にうたわれている「持続可能な開発」の実現を目指すことが重要である。さらには、得られた果実を極力国民に還元するよう努めることも合わせて重要である。

次に、我が国の産業や国民生活を支えている貿易活動が安定的に維持されることが重要である。このためには、世界的に海洋の平和と安全が確保される必要があり、我が国はその実現に向け積極的かつ先導的に取り組む必要がある。

最後に、海洋における持続可能な開発の実現、海洋資源の利用等に関する国際秩序の構築等の全人类的諸課題に対し、先進国として貢献することが重要である。排他的経済水域、大陸棚、深海底等国連海洋法条約における海洋資源に関する諸規定は、先進海洋国を始めとする各国による秩序ある開発を促すとともに、途上国がそれらの資源を活用して自国の経済的自立や格差是正の一助とするための機会を提供している。このことを踏まえ、広大な排他的経済水域及び大陸棚（排他的経済水域等）を有する我が国としては、自国の利益を追求するだけでなく、途上国における持続可能な開発の実現に向けた取組への積極的協力、海洋資源の衡平かつ効果的な利用を目指した国際的取組への積極的参画と先導的貢献等に努めるべきである。

これらの取組を通じて初めて、我が国が新たな海洋立国の実現に向けて邁進していると言えるのであり、長期的には、これらの達成を目指すべきである。ただ、現時点では、我が国は、今まさに新たな海洋立国の実現に向け第一歩を踏み出そうとしている段階であり、そのために必要な、様々な分野での海洋の視点からの態勢の構築、海洋に関する諸制度の点検・整備、海洋施策を推進するための基礎となる各種情報の収集・整備・管理体制の構築等の条件整備が急務である。このようなことを考慮し、本計画については、海洋基本法に基づく計画の見直しが予定される5年後を見通して定めるものとする。

また、海洋政策の推進においては、海洋について科学的に未解明な分野が多いこと、海洋における諸現象が相互に密接な関連を有していること等を踏まえ、海洋に関する知見を深めつつ、その成果を随時海洋の持続可能な利用の実現に向けた諸施策に反映させ、それらの施策の更なる充実を努めるなど、「海洋を知る」「海洋を守る」「海洋を利用する」のバランスと連携に配慮することが重要である。海洋基本法においては、このような認識の下、

- ① 海洋の開発利用と海洋環境の保全との調和、
- ② 海洋の安全の確保、
- ③ 海洋に関する科学的知見の充実、
- ④ 海洋産業の健全な発展、
- ⑤ 海洋の総合的管理、
- ⑥ 海洋に関する国際的協調、

という6つの基本理念が定められている。

これらは、海洋に関わる者があまねく将来にわたり共有できる普遍性の高い概念であるが、一方で、5年後を見通した本計画が目指すべきより具体的な政策目標が必要である。このことを踏まえ、以下の3目標を設定する。

目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦

地球温暖化やそれに伴う世界各地での異常気象の発生等は、人類全体にとって喫緊に対処すべき課題であるが、地球環境に対する海洋の役割の大きさを考慮すれば、問題解決に対し海洋関係分野の果たす役割は大きい。また、海洋、特に深海、深海底等は依然として人類にとってのフロンティアであり、今後も新たな発見が期待できる領域である。一方、海洋調査については、規模や技術面での制約から、相当の科学技術力、経済力を有する国でない限り体系的、計画的に実施することは困難である。

このため、我が国がこれらの分野で先導的取組を行うとともに得られた情報の適切な共有を図り、地球規模での環境問題の解決や人類の英知の創造に対し積極的に貢献することが極めて重要である。

目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり

世界第6位の広さと言われる我が国の領海及び排他的経済水域並びに200海里を超えて延長の可能性がある大陸棚には、多様で豊富な生物資源や今後の利用が期待される様々なエネルギー・鉱物資源が存在している。

我が国が管轄権を有するこれらの資源や空間の持続可能な利用に向け、利用に際しての安全確保体制の構築、諸情報の収集・整備・管理体制の構築、資源利用を担う産業の計画的育成、利用に際し必要となる海洋環境保全対策等利用・管理に関する諸体制の整備等を早急に行う必要がある。

目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

我が国は、国民生活、経済活動等に不可欠なエネルギー資源、食料等の多くを海上輸送に依存しており、また、人口、資産、社会資本が沿岸に多く集積している。一方で、我が国にとって重要である長大な海上航路には海賊・武装強盗、海上テロ等の深刻な問題が存在するとともに、周辺海域と沿岸部においては、密輸・密航、不審船の侵入等の問題に加え、津波、高潮等の自然災害の脅威が存在している。

これらの状況から、国民生活や経済活動を維持・発展させ、国民の生命・身体・財産を守るためには、安定的な海上輸送体制を確保するとともに、海上航行の自由と安全を確保するための体制整備・強化、複雑化・多様化する船舶の運航形態に応じた管理体制等の整備、海洋由来の自然の脅威に対する防災対策の強化等の取組が急務である。

これらの政策目標を達成するため、第1部において、基本法に定める6項目の基本理念に沿って、施策展開の基本的な方針を、第2部において、基本法に定める12項目の基本的施策について、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等総合的・計画的推進が必要な海洋施策を、第3部において、海洋施策推進のために必要なその他の事項を定める。

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

我が国においては、これまで海洋の利用は、主として水産と海運に限られてきたが、近年、周辺海域には、メタンハイドレート等のエネルギー資源、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等の鉱物資源、波力や潮力等の自然エネルギー、海洋微生物等様々な開発可能な資源の存在が明らかになりつつある。

今後、世界人口の増加、各国の経済発展に伴い、世界的に食料資源及びエネルギー・鉱物資源への需要が増大すると予想されている。しかしながら現状においては、水産資源の状況は全般的に悪化しており、その回復が急務となっている。また、エネルギー・鉱物資源については、周辺海域における賦存状況や賦存量が明らかになっていない、非在来型の天然ガス資源や金属鉱物資源は採掘技術が未確立である等の課題が存在している。

このような海洋資源の積極的な開発・利用を行うためには、再生産可能な資源については持続可能な利用が実現されるよう努めるとともに、海洋環境の保全との調和が図られるよう十分配慮した上で、必要な技術の開発、合理的な計画づくりと所要の体制整備等に努める必要がある。

我が国周辺海域は世界の三大漁場の一つと言われ、極めて高い生産力を持つ海域であるが、現在、資源評価を実施している水産資源のうち約半数が低位水準にとどまっている。水産資源は再生産可能であるため、漁獲可能量(TAC)制度・漁獲努力可能量(TAE)制度に基づく管理、資源回復計画等の推進に加え、漁場生産力の向上、周辺国・地域との連携・協力の強化等を図り、低位水準にある資源を回復させる必要がある。さらに、これらの水産資源の回復措置に加え、海鳥、ウミガメ等の混獲防止に努めることも海洋生態系の保全のために重要である。

また、周辺海域に賦存すると見込まれている石油・天然ガス資源の探鉱・開発は、主として水深200m以浅の海域の一部にとどまり、未探鉱の海域が広範に残されている。石油・天然ガス開発は探鉱・開発リスクが高いことから、海洋環境への影響にも配慮しながら、国による基礎物理探査や試錐等の基礎調査を計画的に推進してい

く必要がある。一方で、我が国企業は大水深域での石油・天然ガス開発の経験が乏しく、産油国での大水深域の鉱区開放に参入できない事態も発生していることから、基礎調査の実施に当たっては、特に大水深域での我が国企業の経験の蓄積も考慮に入れる必要がある。

このほか周辺海域には、非在来型の天然ガス資源であるメタンハイドレートや海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の金属鉱物資源の存在が明らかになっている。これらの資源は、エネルギー・鉱物資源のほとんどを海外に依存する我が国にとって貴重な国内資源として期待されているが、いまだ基礎的な調査又は技術開発の段階にあり、また、資源採取に当たり、海底の生物の生息環境等に重大な影響を与えるおそれもある。このため、環境に与える影響を事前に評価し影響をできる限り軽減する技術も含め、将来の商業化に向けた技術開発プログラムを策定するとともに、その達成に向けた国、研究機関、民間企業等の連携体制を構築し、着実な進展を図る必要がある。

また、世界的な経済発展に伴い海上輸送量が増大しており、船舶に起因する海洋汚染を防止し、海洋環境への負荷を低減させることが一層重要となっている。このため、世界の海上輸送量の約7分の1（平成18年）に関わる我が国としては、海洋生態系に深刻な影響を与える油や有害物質の流出防止、事故発生時及びその後の適切な対応、船舶に起因する大気汚染の防止等について、国際的な取組を着実に進める必要がある。さらに、船舶のバラスト水を介した水生生物の移動による生態系への影響の防止や国際海運における船舶の二酸化炭素排出削減等の新たな課題に対して国際社会の中で先導的な役割を果たすために、技術開発も含め、積極的に取り組む必要がある。

2 海洋の安全の確保

我が国は、国土の周辺に管轄権の及ぶ広大な海域を有し、経済の発展及び生活の安定に必要なエネルギー資源、食料等を含む物資輸送の多くを海上輸送に依存しており、また、人口、資産、社会資本等が沿岸部に集積している。このような地理的、経済・社会的特徴等から、航行の自由や海洋資源開発等の経済的存立の基盤となる海洋権益を確保するための航行の安全を含む海洋の安全の確保及び自然災害の脅威への対応が、国民生活全体にとっての重要な課題である。

我が国は、関係諸国との協力関係の強化等により、海上輸送路における航行の自由と安全の確保、周辺海域における安定した秩序の維持等に努めているが、周辺海域における密輸・密入国、工作船等犯罪に関わりうる船舶の侵入や航行の秩序を損なうような行為、海賊行為や大量破壊兵器の海上輸送による拡散、周辺国海軍艦艇の活動の活発化等の我が国の海洋権益及び治安を損なうおそれのある事態の発生が、我が国の安全及び治安上の問題として懸念されている。このような問題に対応するため、制度上の整備を図っていくとともに、効果的かつ機動性のある監視・取締り等を実施するため、関係機関間の連携強化、装備等の着実な整備及び高性能化、人員の整備等による体制強化を推進する必要がある。その際、離島を含む沿岸域の住民の協力を得ることが有効である。さらに、国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為等の防止を図るため、海上人命安全条約に基づいて、国際協調の下、港湾等における保安対策を適切に実施する必要がある。

エネルギー資源等の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海洋における航行の自由を確保しつつ、石油等の主要な輸送海域における海上交通の安全や放射性物質輸送の安全を確保することは、経済的側面を含む我が国の安全を確保する上で極めて重要である。特に、海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む海域については、航行援助施設の維持管理に加えて、海賊対策、テロ対策等について、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要がある。さらに、我が国の国益のためのみならず、海賊行為、海上におけるテロ及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散等の防止という国際社会の要請に応えるとの観点から、国際法に則し、公海上でこれらの行為を抑止し取り締まるための体制の整備を検討し、適切な措置を講じていく必要がある。

周辺海域においては、航行の安全等に係るこれまでの努力にもかかわらず、毎年多くの海難、死亡者等が発生しており、航行の安全確保と海難救助の対応強化は依然重要な課題である。このため、大型化、高速化する船舶に対する社会的要請の変化や海難の原因等を踏まえ、船舶が満たすべき安全基準の整備と船舶検査を通じたその確実な実施が不可欠である。また、大型化、高速化、外国籍船の増加、プレジャーボートによる活動等を背景として複雑化・多様化する船舶の運航形態に応じた安全管理体制が構築され、海難防止のための対策が適切に実施されるよう指導監督を徹底する必要がある。一方、航路の保全や安全な航行を支援するための施設の整備、船舶自動識別装置等の新技術を活用した海上交通環境の改善等の施策も着実に進めていく必要がある。さらに、海難等の発生原因やメカニズムの究明、海難の分析等による安全基準や運航管理体制の改善等を行うことが必要である。

海難救助については、巡視船等による現場での対応能力を強化することが基本的に重要である。加えて、海難発生時の早期把握や救助現場特定能力の向上、海難現場への迅速な移動、多様な救助活動に対応しうる救助技術・能力の向上とともに、遭難者の捜索・救助活動についての各国との協力を推進する必要がある。

また、我が国は、地震、台風等による災害が発生しやすい厳しい自然条件に加えて、長い海岸線を持ち、人口・資産等が沿岸部に集積していることから、津波、高潮、波浪等の海洋に由来する自然災害や海岸侵食に対して脆弱である。さらに、巨大海溝型地震の発生、地球温暖化に伴う海面上昇及び台風の強度の増大によるゼロメートル地帯を中心とした高潮被害の深刻化等の可能性が指摘されている。これら海洋由来の自然災害から国民の生命、身体及び財産並びに国土を守るため、地震観測、津波予測等の能力向上や海岸保全施設の整備等の災害防止

策、津波や高潮の警報等の迅速な提供や住民の避難支援等の被害拡大防止策、臨海部の防災拠点機能強化や被災地への人員派遣体制の強化、被災施設の修復等の災害復旧のそれぞれを着実に推進することが必要である。また、地球温暖化に伴う海面上昇等から生じうる事態に対応しうる海岸保全施設整備等について検討し、適応策を実施していく必要がある。

3 科学的知見の充実

海洋は、依然として人類にとって未解明の領域が多く、地球環境問題等の地球規模での問題や、巨大海溝型地震への対応、エネルギー資源の安定確保の問題等、海洋調査と海洋に関する研究開発が大きな役割を果たさなければならない状況に直面している。一方、海洋に係る調査・研究には特殊な船舶等の施設設備が必要なこと、長期にわたる取組が必要で短期間のうちに直接的な成果に結びつきにくいこと等の特殊性がある。海洋に係る科学的知見の充実に当たっては、これらの特殊性や我が国の科学技術水準を踏まえた上で、様々な課題に対して新たな英知を創出して世界に貢献し、豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用及び安全・安心な国民生活の実現を図る観点から、海洋調査と海洋に関する研究開発について戦略的に推進することが重要である。

多様な知と革新をもたらす基礎研究に関しては、地道で真摯な真理探究と試行錯誤の蓄積が重要であることを踏まえ、持続的に発展させていくことが必要である。また、海底の地震発生帯や海底資源探査を可能とする我が国独自の海底探査技術等による海洋地球観測探査システムが国家基幹技術として位置付けられるなど戦略的重点的に推進すべき技術課題が精選されており、これらの取組を着実に推進し、成果を上げていくことが必要である。その際、海洋に関わる事象は相互に密接に関連していることから、様々な課題の解決に向けて人文・社会科学も含め多岐にわたる研究領域を結集して対応することが重要であるとともに、研究者の視点により自由な発想で行う研究活動の充実を図ることが必要である。

海洋調査に関しては、水産資源管理、海底資源開発、地球温暖化対策、海洋の生物多様性の確保、海上交通の安全、海底地震対策等各種の行政分野に応じて、調査目的に応じた調査方法により実施されている。各政府関係機関等による調査目的に照らしデータ不足の海域の調査を中心に海洋調査を充実するとともに、より効果的・効率的な海洋調査の実施の観点から、各機関の連携・協力により、情報の共有化等を更に促進することが重要である。国際的にも先導的な立場で海洋調査を推進するためには、最先端の性能を有する船舶、設備等が必要であるが、現有の船舶、設備等の中には老朽化が進んでいるものもあることに加え、最近の燃料費の高騰の影響により、調査活動が制約されている面もある。このため、調査計画等の情報の共有化、運用の効率化を推進するとともに、施設、設備等の整備や運用につき計画的かつ燃料費等の情勢に柔軟に対応していくことが必要である。また、総合的な海洋政策の推進に当たり、海洋管理に必要な基礎情報について、各機関が連携・協力し重点的に海洋調査を行う必要がある。

さらに、海洋調査等により得られた様々な海洋に関する情報については、各機関の目的に応じ個別に管理・提供が行われている状況にあるが、産業界、学界等から利便性を高める要請が強い状況や、情報の管理方法等について必ずしも統一が図られていないという問題がある。このため、各機関に分散している海洋関係諸情報について、海洋産業の発展、基礎研究の促進、海洋調査の効率化等に資するとともに、使いやすかつ効率的・合理的なものとなるよう、一元的な管理・提供を行う体制を整備する必要がある。

一方、将来にわたり我が国の海洋科学技術の水準を高め発展させていくためには、優秀な研究者、技術者及び研究支援者が確保されることが必要不可欠である。しかしながら、フロンティア分野に関しては、将来を支える若手人材が不足しており後継者の育成が大きな課題となっている。このため、最先端の研究を切り拓き国際的にもリーダーシップを発揮できる人材を始め、若手人材の育成・確保が必要である。

加えて、海洋という未知なる領域への挑戦は、人類の知的欲求から発するものとして大いにこれを振興することが重要であるとともに、次世代を担う青少年を始めとする国民全体の海洋に関する理解、関心の増進につながるものであることから、次の世代を支える青少年が、海洋の夢と未知なるものへの挑戦心を培うことができるような教育及び普及啓発活動の充実が必要である。

科学技術は日進月歩であり、絶えず新しい発想で新しい研究を行っていく姿勢を重要視していくことが、海洋科学技術分野の将来の発展のためにも不可欠である。海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている状況にあるが、新しい発想で各界においてこのような構想が検討され提案され、可能なものから逐次実現されていくことは、海洋に関する研究開発の活性化の観点からも重要である。これまで、海洋に関するこうした開発構想は、概して、関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結び付かないという側面もあったことから、関係府省連携の下、これらの新しい構想に係る提案等に関し実現可能性や波及効果等を明確化する必要がある。

4 海洋産業の健全な発展

我が国は、貿易量のほぼ全量、国内輸送量の約4割（セメント、鋼材等の産業基礎物資については8割以上）を海上輸送に依存している。また、水産物は、国民への動物性たんぱく質供給の4割を占め、栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実現を図る上で、極めて重要な食料である。これらを支える海運業、水産業、造船業・船舶工業等の海洋に関する産業は、我が国の経済社会の健全な発展や国民生活の安定向上の基盤であり、その健

全な発展は、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和や、海洋の安全の確保等を図っていくためにも不可欠である。

海洋産業については、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義付けがなされている。これまでも、海洋関連産業の市場規模等についての試算事例はあったが、動向に係る公式の調査は行われていない。今後の海洋産業の振興のための様々な取組を適切に行っていくためにも、海洋基本法の定義に基づく海洋産業について、その現状を正確に分析し把握することは重要であることから、海洋産業に係る基本的な情報の調査・収集・整備を行っていく必要がある。

主要な海洋産業の状況を見ると、海運業においては、国際的な競争の激化に伴い多くの海運国において自国外航海運業の国際競争力向上を目的とする施策を強化してきている。また、我が国の企業が運航する外航航路に従事する船舶は、便宜置籍船等により総数としては維持されているものの、ピーク時との比較で、日本籍船は昭和47年の1,580隻から平成18年の95隻へ、日本人外航船員は昭和49年の約5万7千人から平成18年の約3千人へと極端な減少が続いている。内航船員についても昭和50年の約7万5千人から平成18年の約3万人へと減少するとともに、45歳以上の占める割合が64%に上る等高齢化が著しい。これらの状況は、安定的な海上輸送の確保の観点から、憂慮すべき事態である。水産業においては、特に漁船漁業における船齢の高齢化が深刻な問題となっている。このため、今後とも海洋の開発・利用の中核となるべきこれらの産業の競争条件整備や体質改善等を早急に図る必要がある。造船業及び船用工業についても、安定して良質な製品を市場に供給し続けていくために、我が国の高い技術力をいかしつつ、安全・環境基準の策定と技術開発を一体的に推進し、国際競争力の強化や経営基盤の強化等を図る必要がある。

また、アジア地域の経済発展に伴い貿易量が増大する中で、競争力を増している周辺アジア諸国の港湾との間で厳しい選別が行われる状況等に対応し、海上輸送ネットワークの拠点である港湾について、コンテナ船の大型化等に対応した施設整備や手続きの簡素化等の基盤形成を図る必要がある。

さらに、我が国の豊富な海洋資源や多様で広大な海洋空間をいかした新たな海洋産業の創出にも積極的に取り組むことが重要である。このため、様々な産業における海洋利用を促進するための技術開発の推進に加え、海洋関連技術や情報の活用利便性向上を図り、産学官連携によるイノベーション・システムを構築し、これらの関係者による明確な目標の設定、調査・研究・開発から実用に至る合理的な計画づくり等を促進する必要がある。また、地域の活性化の視点から、海洋レジャーの推進等海洋資源をいかした地域産業の活性化に取り組んでいくことが必要である。さらに、深海底微生物資源等将来の発展が期待される資源については、国際動向を把握しつつ、所要の対応体制等を整備していく必要がある。

将来にわたり海洋産業が健全な発展を図っていくためには、人材の育成及び確保を図っていくことが重要である。このため、海洋産業の就業の場としての魅力の向上に努めるほか、次代の海洋産業を担う人材を育成するための高校・大学等を通じた海洋産業に関する実践的な専門教育の充実等を図る必要がある。

5 海洋の総合的管理

海洋は、陸域を含む地球上の生物の命を支え、多種多様な生物が生息・生育する場であるとともに、水産資源やエネルギー・鉱物資源の開発・利用、海上交通、レクリエーション活動等様々な人間活動が行われる場でもあり、さらには、美しい砂浜や荒々しい独特の自然景観を有するなど、多様な機能を有している。また、一定の行為や変化が他の行為や事象に影響を与えるなど、海洋に関わる様々な事象が相互に密接に関連している。このため、海洋が広大であるとはいえ限界のある空間である以上、個別の利用者が自らの利害に応じた行動をとるのみでは、全体として最適な状態を達成できるとは限らない。加えて、我が国の排他的経済水域は、7つの国・地域と接し、主張が重複する海域が存在するほか、海洋は地球を覆う一体の連続した存在であることから、その管理を行う際には国際的な視野も欠かすことができない。海洋の管理に当たっては、これらを総合的に検討する視点が不可欠であるとともに、国連海洋法条約を始めとする海洋に関する国際ルールに基づく適切な権利の行使、義務の履行及び国際協調に留意する必要がある。

このような観点から、国際社会においては、海洋及び海洋資源について、平和的で、衡平かつ持続可能な開発・利用の実現に努めるべきである。このため、関係国間の連携の確保、海洋秩序の形成や海洋環境保全に関する枠組みづくり等へ積極的に貢献するとともに、排他的経済水域等について我が国と相手国との主張が重複している海域については、国際ルールに則した解決を追求していく必要がある。

一方、我が国が管轄権を有する海域においては、当該海域を管理する立場として、①海域を持続可能な利用が図られるよう適切な状態に保つこと、②海域の開発・利用の可能性を明らかにするとともにその促進を図ること、③輻輳する海域利用における利用秩序を維持すること、に努めるべきである。このため、汚濁負荷の低減等による海洋環境の保全、海洋資源の計画的な開発・利用、海洋に関連する諸情報についての一元的な収集・管理・提供、海域の監視・指導・取締り等に積極的に取り組む必要がある。なお、海域の利用実態を見ると、複数の利用者が同一の海洋空間を立体的、時間的に住み分けながら利用しあうことが一般的である。これら利用者相互の調整は、法令によるほか、当事者間の話し合いにより行われている。管理に当たっては、こうした実態を十分踏まえるとともに、必要に応じ、関係者の円滑な調整のための環境整備を行うことが必要である。

また、海域の管理に際しては、海域ごとに、その社会的・経済的意義、海域利用の現状、海洋環境保全上の重要性等を踏まえる必要がある。特に、沿岸海域は、多種多様な海洋生物が生息・生育し、重要な水産資源の生育

場ともなっている一方で、既に相当程度海洋空間や海洋資源の利用が進んでおり、環境汚染や生態系破壊が懸念される状況にある。加えて、沿岸海域は、陸域と接しており、陸域との関連を踏まえた施策展開が必要であるとともに、地域ごとに、多様な海域特性に対応した特色ある海域利用が行われていることにも留意する必要がある。これらを踏まえ、沿岸海域の管理については、陸域からの汚濁負荷の低減、発生源対策を含めた漂流・漂着ゴミ問題に対する総合的取組、海洋の生物の多様性の確保等のための保護区の設定等適切な海洋環境保全措置の検討及び導入、河川等を通じた陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食への対応を含む海岸保全対策等沿岸海域において深刻化している問題に的確に対応する必要がある。さらに、沿岸海域及び関連する陸域が一体となった、より実効性の高い管理のあり方について検討を行い、その内容を明確にした上で、適切な措置を講じる必要がある。このほか、大陸棚については、国連海洋法条約に基づき200海里を超えて設定しうることから、我が国の大陸棚の外縁が適切に設定されるよう取り組んでいく必要がある。また、排他的経済水域等における権益が損なわれることのないよう、国連海洋法条約等の国際ルールに適合した外国船等の適切な活動を促進するための対策について、制度面を含め検討し、適切な措置を講じていく必要がある。さらに、広大な我が国の管轄水域に点在する離島について、その海洋政策推進上の位置付けを明確化し適切に管理するとともに、地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の振興策により自主性を重んじた離島地域の発展を促進する必要がある。

6 海洋に関する国際的協調

我が国は、国土の周りに広大な管轄海域を有する海洋国家であり、航行の自由を始めとする海洋の秩序の今後の展開は、国益に大きな影響を与える。東シナ海等においては排他的経済水域等について我が国と相手国との主張が重複する海域があり、資源開発等について問題が生じてきている。我が国の権益を確保し、周辺海域における秩序を安定したものとすべく、このような問題への対応や問題の根本的解決を図るため、一貫して国際ルールに則した解決を追求していく必要がある。

海洋における航行の自由と海洋の安全の確保、水産資源の持続可能な利用の実現等は、貿易立国であり、かつ、主要な漁業国で水産物の消費大国である我が国の海洋権益に大きく関わるのみならず、広く国際社会に課された課題である。このため、これらの課題について、国際的な要請も踏まえつつ、関係国間の連携・協力を推進するとともに、国際的な秩序の形成・発展及びその遵守の確保について先導的な役割を担うことが必要である。さらに、地球温暖化への対応や生物多様性の確保等の地球規模の課題について、国際社会の連携を積極的に強化する必要がある。

また、我が国は、海洋秩序の形成・発展の観点から、海洋に関する紛争について、国際法を始めとする国際ルールによりその解決を図ることとし、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視するとの立場をとっている。このような考え方を、我が国のみならず、各国においても共有することを促すとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援していくことが重要である。

我が国にとって、海洋の基本的秩序である航行の自由と海洋の安全の確保は重要であるため、近隣諸国を始めとする各国との連携・協力を推進する必要がある。特に、我が国への原油輸送路であるペルシャ湾からマラッカ・シンガポール海峡を経て我が国に至る海域には、海賊事件の発生等治安上の問題があるとともに、船舶の輻輳等航行安全上の問題が存在する。これらは、沿岸国及び旗国の主権を尊重しつつ、国際社会が協力して対応すべき問題である。このため、アジア海賊対策地域協力協定が海賊対策に関する先駆的な対応であることを踏まえ、同協定に基づく諸活動を、より多くの国の参加を得つつ、積極的に推進する必要がある。また、同海峡の航行安全確保について、沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した新たな協力メカニズムの下における関係国間の連携・協力を推進する。さらに、エネルギー安全保障上重要な放射性物質輸送の安全を確保するため、同輸送に懸念を有する諸国との信頼関係等を強化する必要がある。これらに加え、我が国は、国際海事機関（IMO）等における国際約束等の策定に主体的に参画するとともに、海上におけるテロ対策や大量破壊兵器等の海上輸送等への対応に関する国際約束を可能な限り早期に締結し、国際協力に積極的に参画していく必要がある。

多くの水産資源が低い水準にあるとの指摘がある中で、近年、漁業活動に新規参入する国が相次ぎ、我が国等伝統的漁業国と競合する状況が生じており、限りある主要水産資源の持続可能な利用を実現することは国際社会の喫緊の課題となっている。このため、我が国は、マグロ類資源を始めとする主要水産資源について、多国間の地域漁業管理機関を通じ、その持続可能な利用の実現について先導的役割を担うとともに、鯨類等の合理的利用を否定する動きについては、水産資源の持続可能な利用という基本的な考え方について国際社会の幅広い理解と支持を得るよう努めることが重要である。また、日中韓三国の排他的経済水域における水産資源の保存・管理を図るため、暫定水域等を含め、資源の適切な管理に向けて連携・協力を強化する必要がある。

地球表面積の7割を占める海洋は、気候変動を始めとする地球環境の変化に大きく関連するため、地球温暖化等の問題の解決に向け、海洋の諸現象に関する原理を追求・解明していくことが必要である。主要先進国であり、海洋国家である我が国は、地球温暖化や気候変動について、防災・災害被害の軽減をも念頭に置き、海洋の調査・研究を推進し、より正確な予測モデルの構築や基礎科学の発展のため、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）への貢献等先導的役割を果たす必要がある。

また、地球温暖化に伴い一層深刻化する津波、高潮等への有効な対策について、アジア・太平洋地域の地域的協力への支援、津波災害の危険が懸念される諸国への津波情報のリアルタイムでの提供、海外における津波、高潮等による災害からの復興に対する支援等について積極的に取り組む必要がある。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 海洋資源の開発及び利用の推進

我が国は、主要な漁業国であり、また、エネルギー・鉱物資源の多くを海外に依存しているため、水産資源の持続可能な利用の実現やエネルギー・鉱物資源の開発を促進することが重要である。水産資源については、その多くが低位水準にあるとの指摘があり、漁場環境の保全等による水産資源の回復、適切な管理措置の導入等が必要である。また、エネルギー・鉱物資源については、周辺海域における賦存状況の把握、生産技術の開発、開発による環境への影響評価等が必要である。さらに、海洋のその他の資源を活用することも重要である。

(1) 水産資源の保存管理

水産業の健全な発展と水産物の安定的な供給を図るため、水産資源の回復を図りつつ、持続可能な利用を推進する。その際、沿岸海域において、自然生態系と調和しつつ人手を加えることによって生物多様性の確保と生物生産性の維持を図り、豊かで美しい海域を創るという「里海」の考え方の具現化を図る。

ア 水産資源の保存管理措置の充実と遵守の確保

周辺海域においては、漁獲可能量（TAC）、漁獲努力可能量（TAE）を始めとする水産資源の保存管理措置の充実を図るため、水産資源の現状や動向、将来の予測評価の精度を高めるための科学的調査を推進する。保存管理措置については、緊急に資源回復が必要な魚種等について策定されている資源回復計画を推進する。その際、同計画の実効性を高めるために設定されているTAEの対象魚種を追加することを検討する。また、同計画の目標が達成された資源に関し、その水準の維持安定及び合理的な利用について、関係者の共通認識の下に計画的に推進する新たな枠組みを速やかに導入する。さらに、資源を共有する周辺国・地域との連携を強化し、適切な関係の構築を図る。特に、日中韓三国の排他的経済水域における資源の保存管理を図るため、国別の漁獲割当量・総隻数の遵守を徹底するとともに、暫定水域等の資源の適切な管理に向けて連携・協力を強化する。

管轄海域における密漁を効率的かつ機動的に取り締まるため、関係機関間の連携を強化するとともに、体制の強化を図る。

イ 水産動植物の生育環境の保全、漁場の生産力の増進等

魚介類の産卵や幼稚仔の生育にとり重要な藻場等に関する調査・研究を充実するとともに、沿岸海域での魚礁の設置、産卵場や保育場の造成等の漁場整備を推進する。また、漁業生産量の減少が著しい沖合海域においても、基礎生産力の向上、産卵場や幼稚仔の保育場の造成等の漁場整備を推進する。

水産資源の生産力に重要な藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生を推進する。また、漁業者等が取り組んでいる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の公益的な活動への支援を推進する。

(2) エネルギー・鉱物資源の開発の推進

エネルギー・鉱物資源の開発は、民間企業にとりリスクが高く、技術的な困難も伴うため、下記のとおり基礎調査や技術開発等について、国が先導的な役割を担う。その際、専門家の意見を聴きつつ、計画的、機動的に実施するとともに、成果を民間企業に引き継ぐことにより、資源開発を着実に推進する。

ア 石油・天然ガス

石油・天然ガスの賦存が見込まれる地質構造は、周辺海域に広く存在しているが、これらの大部分は未探査であり、昭和36年^{（昭和36年）}以来の国による実績は、二次元物理探査12万キロメートル、三次元物理探査6千平方キロメートル、基礎試錐27坑にとどまっている。このため、平成19年度に導入された三次元物理探査船を活用し、周辺海域における賦存状況の把握を目的として、探査実績の少ない海域^{（海域）}について重点的に基礎物理探査を実施するとともに、賦存可能性が高いと判断される海域において基礎試錐等の基礎調査を実施する。このような調査等を通じ、我が国技術者への探査技術の移転を図る。また、このような基礎物理探査等から得た成果については、民間企業に引き継ぐ。

イ メタンハイドレート

メタンハイドレートは、南海トラフ等に相当量の賦存が見込まれており、商業生産が可能となった場合には、将来のエネルギー安全保障上重要かつ有望な国産エネルギーとなりうる。一方、生産技術の開発が課題となっており、平成13年以降国による技術開発が継続され、平成18年度にカナダ北部において陸上産出試験を実施し、減圧法によるメタンハイドレートの産出に成果を得ている。このため、賦存状況の把握のための調査を実施するとともに、周辺海域での産出試験、経済性の評価、生産に伴う環境への影響の評価技術の確立等、将来の商業生産に必要な技術開発等を計画的に推進する。

ウ 海底熱水鉱床及びコバルトリッチクラスト

周辺海域に賦存することが明らかになりつつある海底熱水鉱床及びコバルトリッチクラストは、銅、鉛、マンガン、コバルト等の貴重な資源の安定供給源となりうる。海底熱水鉱床は、これまでの探査の結果、沖縄海域及び伊豆・小笠原海域で有望な鉱床が確認されているが、資源量及び環境への影響等に関する情報が十分得られていない。また、コバルトリッチクラストは、周辺海域に鉱床が確認されているが、賦存状況の把握等が今後の課題となっている。

このため、海底熱水鉱床については、周辺海域における賦存状況の把握のための調査を実施するとともに、開発に伴う環境への影響の評価技術の確立、海洋環境基礎調査、採鉱技術の開発等、将来の商業化に必要な技術開発等を計画的に推進する。また、コバルトリッチクラストについては、これまで得られた試料の分析を踏まえつつ、必要な調査を推進する。

エ その他の資源の研究開発等

管轄海域に賦存し、将来のエネルギー源となる可能性のある自然エネルギーに関し、地球温暖化対策の観点からも、必要な取組や検討を進める。洋上における風力発電については、設置コストの低減、耐久性の向上のための技術的課題とともに、環境への影響を評価する手法の確立等に取り組む。また、波力、潮流等による発電については、海外では実用化されている例もあるので、国際的な動向を把握しつつ、我が国の海域特性を踏まえ、その効率性、経済性向上のための基礎的な研究を進める。

2 海洋環境の保全等

海洋は、我々の生活に豊かさや潤いをもたらすかけがえのない存在であり、海洋の生物多様性の損失や浄化能力を超える海洋環境への負荷を回避することにより、良好な海洋環境を後々の世代に引き継いでいく必要がある。そして、生物資源の宝庫としてあるいは美しい自然景観やアメニティの場として、国民が海洋の恵沢を持続的に享受し続けることができるよう、平成19年11月に策定した第三次生物多様性国家戦略に基づく海洋における生物多様性の確保や、海洋への環境負荷の積極的な低減その他の良好な海洋環境の保全のための取組を実施していく必要がある。また、沿岸域のうち、生物多様性の確保と高い生産性の維持を図るべき海域では、海洋環境の保全という観点からも、「里海」の考え方が重要である。

また、国連海洋法条約等において海洋環境の保全等を図ることが義務付けられている一方で、生態系を始めとする海洋環境については未解明な部分が多いことに加え、海洋環境が一度損なわれてしまうとその再生・回復が困難となることから、悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて予防的な対策を講じるとともに、生態系、海洋汚染物質等の海洋環境に関する科学的知見の充実を図ることが必要である。また、海洋環境の状況を的確に把握し、その結果に応じて海洋の管理や利用方法の柔軟な見直しを行っていくことが重要である。

さらに、海洋が人類共通の財産であることを踏まえ、国際的な協調の下で海洋環境の保全策を推進することが重要である。周辺海域については、とりわけ近隣各国と相互に連携して管理していく必要がある。

なお、二酸化炭素の吸収等海洋による気候変動の緩和や、海水の二酸化炭素濃度の増加による海洋環境への影響等に関する科学的知見の充実を図り、地球環境の保全に貢献することが必要である。

(1) 生物多様性の確保等のための取組

生物多様性の確保を効果的に実施するためには、重要な海域において重点的に対策を講じることが有効である。そのため、各種調査により得られた自然環境情報を収集・整理し、これに基づき、生物多様性を確保する上で重要な海域等を特定した上で、生態系の特性に応じ、生物多様性を確保するための行動計画を策定する。また、様々な主体による調査研究や生物多様性の確保に配慮した行動等の推進を図るため、海洋の生物多様性に関する情報を海洋自然環境情報図として取りまとめ、提供する。さらに、希少動物の保護を始めとした生物多様性の確保を効果的に実施するため、漁業活動における海鳥、ウミガメ等の混獲の回避や生息地の保全等海洋に依存する生物の保護の取組を推進する。

また、浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われている。そのため、自然公園法、鳥獣保護法等に基づく各種保護区域等の充実、自然再生推進法等の枠組みも活用した干潟等の積極的な再生・回復、陸域からの土砂や栄養塩の供給の適正化等の陸域と一体となった取組を推進する。特に、サンゴ礁については、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の東京総会(平成19年4月)での決議も踏まえ、アジア・オセアニア地域における保護のネットワーク形成を推進する。

さらに、生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つの手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。

(2) 環境負荷の低減のための取組

内湾等の閉鎖性海域において、流域からの汚濁物質、窒素及びリンが滞留し、赤潮や貧酸素水塊の発生により魚介類が斃死するなど生物の生息・生育環境が悪化している。生態系の保全を含む水環境の改善を図るため、総量規制制度により工場・事業場からの汚濁物質等の総量を削減するとともに、下水道等の整備や高度処理の導入、

市街地、農地等の非特定汚染源対策、覆砂等による底質改善等を総合的、計画的に推進する。また、海域ごとの利用目的に応じ水質等の目標について検討を行い、そこに至るまでの道筋を明らかにした上で、更なる改善施策を展開する。さらに、水質等に係る科学的知見を充実させ、人の健康や生活環境を保全するために設定される環境基準について、水生生物の保全も考慮して検討を行い、必要な場合は改訂を行う。

また、近年、漂流・漂着ゴミが、海岸の利用を損ない、生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶航行の阻害や漁業への被害の原因となるなど深刻な問題となっているため、平成19年3月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」において策定された当面の施策を踏まえ、関係府省の連携の下、各種施策を推進する。具体的には、状況の把握、循環型社会形成推進基本計画に基づく国内の廃棄物の削減、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)を活用した関係国の理解の促進、NGO・民間企業等の参加の下での国際連携の強化、関係国間の政策対話、国民への情報提供及び普及啓発等の国際的な対応も含めた発生源対策を推進する。さらに、関係府省による調査等の成果を踏まえ、地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な状況把握、回収・処理方法の確立を図る。また、大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対する支援等、被害が著しい地域での施策を着実に実施する。

さらに、国際的に、廃棄物の海洋投棄等より厳格な規制が不可欠であるとの認識が強まっていることに対応して、海上環境事犯の監視・取締りを徹底するとともに、平成19年10月に締結したロンドン議定書等、国際ルールの導入を進める。さらに、油、有害液体物質等による海洋汚染に関する国家緊急時計画等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施、油汚染事故発生等の損害補償への的確な対応等により、流出油等の防除体制を充実する。

(3) 海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進

政府関係機関等が保有する既存の海洋環境に関する情報を共有するとともに、海鳥等移動性動物や漁業対象種以外の海洋生物に関する情報等の生物多様性に関する情報や、特に沖合の海洋汚染物質の発生源解明・分析のための情報について、NOWPAP等の国際的な枠組みも活用しつつ収集を行い、整理、取りまとめを行う。

また、船舶を用いた海上及び海中の温室効果ガス濃度の観測、海洋による二酸化炭素の吸収メカニズムや海水温の上昇等の環境変動が海洋生態系に影響を及ぼすメカニズムの解明に関する研究等を推進する。

さらに、陸域からの負荷による影響を把握するため、周辺海域の海洋環境の把握・評価・予測、流砂や漂砂の調査・解析、底質、海洋生物等の監視・調査等を着実に進める。

3 排他的経済水域等の開発等の推進

我が国の排他的経済水域等には、多様で豊富な生物資源や今後の利用が期待される様々なエネルギー・鉱物資源が存在している。我が国がその利用、開発等について管轄権を有するこれらの資源については、開発等を円滑かつ計画的に推進するための措置を講ずる必要がある。

(1) 排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

我が国の広大な排他的経済水域等は豊富な水産資源に恵まれ、また、海底には種々のエネルギー・鉱物資源の存在が確認されてきている。これら資源の開発等について管轄権の適切な行使を通じ、これら資源の円滑な開発等を推進する。一方、周辺海域には、排他的経済水域等について我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに伴う問題が生じていることから、これらの問題への対応及び問題の根本的解決について、排他的経済水域等における我が国の権益を確保すべく、国際ルールに則して解決を追求する。

大陸棚は国連海洋法条約に基づき200海里以遠に延長しうることを踏まえ、その地形、地質等に係る調査を実施し、「大陸棚の限界に関する委員会」に延長に関する情報を平成21年5月までに提出するとともに、同委員会での我が国大陸棚の限界に関する審査に万全の対応を行う等、大陸棚の限界が適切に設定されるよう最大限の努力を払う。

排他的経済水域等における権益を確保するため、探査、開発等についての管轄権を適切に行行使するための監視・取締体制を整備・強化する必要がある。このため、巡視船艇、艦艇、航空機等の適切な代替整備や要員確保を行うとともに関係機関の連携を強化する。また、同水域における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。

また、我が国の排他的経済水域等における開発等の円滑な推進を図るため、各種の調査、技術開発等を充実するとともに、これらの調査等により得られた情報を適切に管理・提供する。

(2) 海洋資源の計画的な開発等の推進

ア 水産資源

生物資源は、再生産が期待できることから、適切に管理することにより、枯渇させることなく持続的に利用することが可能である。我が国の管轄権が及ぶ海域の水産資源については、重要水産資源についての漁獲可能量を定めている「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、保存・管理を計画的に推進するとともに、資源の状況等を踏まえ、適宜同計画の見直しを行う。

また、「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」に基づき、水産動植物の増養殖の推進、新漁場における漁業生産の企業化の推進、漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等に取り組む。

イ エネルギー・鉱物資源

陸域の資源に乏しい我が国は、需要量のほぼすべてを海外からの輸入に頼ってきたが、近年は資源価格の高騰に伴い資源産出国において資源ナショナリズムが急速に高まりつつある。このような状況は、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保にも影響を及ぼしかねないものである。この対策として、現在、我が国は資源外交を活発化し資源産出国との関係強化に努めているが、これに加えて、他国の資源政策に影響されない安定的な自らの資源供給源を持つための取組を進める必要がある。天然資源に対し管轄権の及ぶ排他的経済水域等においてエネルギー・鉱物資源の探査・開発を行うことは、この意味から極めて重要である。

ただし、海洋におけるエネルギー・鉱物資源の開発には未解決の技術的課題が多く残されている。このため、国の主導による本格的な探査・開発を明確な目標と綿密な計画の下で着実に推進することによって、中期的に商業化を目指すことが国家戦略として妥当である。

このような認識から、排他的経済水域等における当面の探査・開発の対象を石油・天然ガス、メタンハイドレート及び海底熱水鉱床とし、必要な政策資源を集中的に投入するとともに、コバルトリッチクラストについては今後の調査・開発のあり方について検討する。その際、現在の高水準の資源価格は、国際市場における構造的な需給逼迫状況を踏まえると今後も中長期的に継続する可能性が高いことから、探査・開発は可能な限り早い速度で進め、成果を得る必要がある。このため、いまだ商業化されていないメタンハイドレート及び海底熱水鉱床については、今後10年程度を目途に商業化を実現することを目標とする。これらの目標に向けて、おおむね以下に示す手順で探査・開発を推進する。

石油・天然ガスについては、より水深の深い海域の比重を高めつつ、二次元物理探査、三次元物理探査及び基礎試錐を広域展開する。特に、三次元物理探査については、探査面積を大幅に拡大するため、平成19年度に導入した調査船を十分に活用し通年調査を実施する。メタンハイドレートについては、平成20年度までにカナダで行う陸上産出試験により得られた技術課題の評価を行う。この結果を踏まえ、平成21年度から次の研究段階に移行し、周辺海域における海洋産出試験等の実施により将来の商業化実現を目指す。

海底熱水鉱床については、平成24年度までに沖縄海域及び伊豆・小笠原海域を中心に資源量と環境影響に関する調査を行うとともに、採鉱技術、金属回収技術等の検討を行い、開発課題を明らかにする。この結果を踏まえ、次の研究段階に移行し、将来の商業化実現に向けた技術開発等を行う。コバルトリッチクラストについては、これまでに得られた試料の分析等を踏まえ、調査・開発のあり方を検討した上で、有望な海山を抽出するための調査を行う。また、老朽化が著しい調査船の維持・更新の方法について検討し、適切な措置を講ずる。

以上を確実に推進するため、平成20年度中に、関係府省の連携の下、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」を策定する。同計画においては、目標達成に至るまでの探査・開発の道筋とそのために必要な技術開発等について極力具体的に定める。あわせて、これら探査・開発において、国、研究機関及び民間企業が果たすべき役割分担を明示する。

ただし、資源探査の成否には不確定要素が少なからずあり、それらが計画全体の進行速度を大きく左右する可能性があることは否めない。また、資源価格の水準は商業化のタイミングに影響する。このため、同計画が常に適切な計画であり続けるよう、必要に応じ、探査の進捗や資源価格の見通し等の諸状況を踏まえて見直しを行う。また、国による探査・開発の成果を民間企業に円滑に引き継ぐための環境整備のあり方や、海洋におけるこれらの企業活動に対する国の関与のあり方についても検討し、早期に適切な措置を講ずる。

4 海上輸送の確保

経済活動や国民生活の水準の維持向上に必要な物資を、適時適切に運送できる効率的で安定的な海上輸送の確保は、貿易量、国内輸送量の多くを海上輸送に依存する我が国にとって極めて重要である。

しかしながら、外航海運業における日本籍船及び日本人船員の激減、内航海運業における船員の高齢化の進行と近い将来に見込まれる不足等により、海上輸送を将来にわたって確保することへの不安な要素が生じてきており、対策が必要である。また、アジアと欧米との間の主要航路において、我が国の港湾の地位が相対的に低下しつつあるが、国内の荷主にとって、輸送コストや時間の増大等を招くことにつながりかねないため、港湾の国際競争力の強化が必要である。

さらに、船舶そのものや運航上の問題に起因する重大な海難が絶えないこと、船舶に由来する環境への影響は地球的な規模の問題として捉えなければならないこと等から、安全性や環境面の改善等海上輸送の質の向上のための取組も必要である。

(1) 外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保

昭和60年頃より、急速な円高の進行に伴うコスト競争力の低下、国際海運市場における競争の激化等によって、

我が国の外航海運事業者が、便宜置籍船の導入、外国人船員の採用等を進めざるを得なくなった結果、日本籍船及び日本人船員が激減した。

現在、多くの海運国では、自国外航海運業の国際競争力向上を目的とする施策を強化しており、我が国の外航海運事業者は国際競争上厳しい状況にさらされているため、日本籍船及び日本人船員は依然として減少傾向にある。

こうした状況は、海上輸送に多くを依存している我が国にとって、非常時における海上輸送の確保等の面から問題があり、外航海運業の国際競争条件の均衡化を図るとともに、日本籍船及び日本人船員の確保を図る必要がある。

このため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対する日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額に基づく所得計算を選択することができる課税の特例（トン数標準税制）の創設に取り組む、日本籍船の数を平成20年度からの5年間で2倍に、日本人外航海運船員の数を同じく10年間で1.5倍にそれぞれ増加させるための取組を促す。

（2）船員等の育成・確保

高齢化しつつある内航海運業の船員の将来的な不足を回避するとともに、外航海運業における日本人船員の計画的な増加を確実にものにするため、船員を始めとする海運業従事者の育成・確保等が急務である。

しかしながら、国民の海洋に対する関心が高いとはいえ、海に関わる職業の意義や評価に対する認識も高くないこと、内航海運事業者の多くが規模の小さい事業者であり、労働条件面での魅力にも乏しいこと等から、若者が職業として海運業を選択することはなかなか期待できない状況にある。

このため、青少年等の海洋に関する興味を喚起し、正しい知識と理解を深めるための取組を推進するとともに、海運業の職業としての魅力を向上させるため、事業者のグループ化による経営基盤の強化、船員の労働環境の向上を目指した時間外労働に係る限度基準制度の導入やILO 海事労働条約の締結に向けた体制の整備等を推進する。さらに、退職海上自衛官や資格を有する女性等が、船員として就業するための環境整備等を推進する。

また、質の高い船員の効率的な育成を実現するため、船員養成課程における乗船実習内容の見直し、一般大学や高校等の出身者が海技資格を取得するための制度の更なる拡充等船員教育システムを再構築する。さらに、就業後の技能向上やキャリアアップを図るため、上級資格の早期取得や小型船から大型船への配置転換等を容易にするための環境整備、船舶管理等に関する資格制度の創設等を推進する。

（3）海上輸送拠点の整備

海上輸送ネットワークの拠点である港湾に関しては、海上輸送と陸上輸送の結節点の機能を含めてその効率化を図り、利用者にとって利便性の高いサービスを提供する必要がある。

国際海上輸送に関しては、コンテナ輸送において競争力を増している周辺アジア諸国の港湾との間で厳しい選別が行われる状況にあるため、近年のコンテナ船の大型化に対応した大水深の長大岸壁を有し、円滑な荷さばき等が可能な高規格コンテナターミナルの整備等を推進する。また、拡大しつつある我が国と周辺アジア諸国間の物流に対応して、定時性・迅速性に優れたフェリーターミナル等の整備を推進する。さらに、鉄鉱石、石炭等を運搬する船舶の大型化に対応した港湾機能の強化を進める。あわせて、輸出入や港湾の利用に関わる様々な手続きの簡素化、電子化等によるサービスの向上と保安体制の強化等を推進する。

一方、国内海上輸送に関しては、地域ごとの産業の特性や輸送ニーズに応じた物流拠点施設整備等を推進する。

（4）海上輸送の質の向上

より安全性が高く、より環境負荷の小さな質の高い海上輸送を実現するためには、安全面、環境面での基準を満たした船舶に、適切な技術を持った船員が配置され、事業者の運航管理が適切に行われる必要がある。

このため、国際機関での協議を通じ、船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準の策定と不断の見直しを行うとともに、検査や監査の確実な実施、海上安全の啓発、航路の安全確保等の施策を着実に実施する。また、経済的に最適な航路の選択や航行上の危険回避を容易にするための情報の活用、船舶から排出されるバラスト水による生態系への影響の防止等新たな課題に対処するための技術開発等を推進する。

5 海洋の安全の確保

（1）平和と安全の確保のための取組

長い海岸と点在する島嶼及び広大な管轄海域を有し、経済の発展及び生活の安定に必要な物資の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、航行の自由や海洋資源の開発等の経済的存立の基盤となる海洋権益は、平和と安全を確保する上で重要である。このような海洋権益を確保するため、海洋における秩序の維持及び安全の確保が必要である。

しかしながら、周辺海域においては、不審船の侵入、密輸・密航、外国漁船による違法操業、航行の秩序を損なう行為、重大海難事故、周辺国海軍艦艇の活動の活発化等、我が国の海洋権益及び治安を損なうおそれのある事態が発生し、また、中東からマラッカ・シンガポール海峡を経由して我が国周辺に至る海域を含む海上輸送路では、海賊行為や大量破壊兵器の拡散問題等が懸念されている。このような、海洋における多様な問題に対して、

関係諸国との協力を含む適切な対応が必要である。

ア 周辺海域等における秩序の維持

周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。また、効果的かつ機動的な対応を強化するため、巡視船艇、艦艇、航空機等の緊急的かつ計画的な代替整備、巡視艇の複数クルー制の拡充による緊急出動体制の整備等の体制強化を推進するとともに、不審船に係る共同対処マニュアルに基づく訓練等の実施や周辺海域の警戒・監視等で得られた情報の共有等による関係機関間の円滑かつ緊密な連携体制の整備等を着実に推進する。

海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡等を含む海上輸送路の安全を確保するため、関係諸国との協力関係の強化、アジア海賊対策地域協力協定に基づき設置された情報共有センターの活動の支援、人材育成等による対応能力の向上を推進する。

また、国際法に則し、公海上で海賊行為を抑止し取り締まるための体制の整備を検討し、適切な措置を講じる。

航行船舶や沿岸施設に対する海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散の防止に関しては、「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）」等を早期に締結し、その実効性を確保するため、公海上における船舶上での大量破壊兵器等の使用や船舶によるこれらの兵器の輸送等を抑止し取り締まるための体制を整備する。また、拡散に対する安全保障構想（PSI）に基づく海上阻止訓練等へ積極的に参加する。さらに、放射性物質等の拡散や船舶、港湾施設に対するテロ行為防止のため、船舶のテロ対策等が適正に行われているかを検査するとともに、港湾等における積荷の検査能力の向上等を推進する。

イ 海上交通の安全に関する取組

海難の発生を未然に防止するため、海上交通量の増大や船舶の大型化・高速化等に対応した開発保全航路の整備等による船舶航行水域の確保、船舶自動識別装置の活用、運輸安全マネジメント制度に基づく評価、海難事例分析等を踏まえた海上交通ルールの見直し及び航路標識の高度化等を推進する。海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡において、沿岸国及び利用国等の協力の枠組みである「協力メカニズム」に参加し、航行援助施設の維持管理等への協力を推進する。また、台風予報の精度向上、航海用電子海図の更新の高頻度化等を推進する。さらに、外国船舶についても、国際的な基準に適合しない船舶を排除するため、各国と協調した対応を強化する。

海上交通の安全の徹底を図るため、民間海難防止団体の協力も得つつ、知識の普及を図るとともに、指導・取締りを推進する。

海難救助を迅速かつ確に実施するため、漂流予測の精度を高めるとともに、ヘリコプターを活用した機動救助体制や救急救命士による高度な救急救命体制を強化する。また、遭難者の捜索・救助活動について、各国の捜索救助機関との連携・協力を推進する。さらに、海難に伴う危険物の流出等に対応するため、資機材の整備や訓練等を充実する。

（2）海洋由来の自然災害への対策

我が国は津波、高潮等の海洋に由来する自然災害に対して脆弱な自然的、社会的条件の下にあり、繰り返しこれらの被害を受けてきた。加えて近年では、地球温暖化により高潮等の被害が増大する可能性が指摘されており、海洋由来の自然災害から国民の生命、財産等及び国土を守るため、十分な対策を講じる必要がある。

このため、まずは可能な限り海岸線において、これら災害を未然に防止することが重要である。ゼロメートル地帯や大規模地震の発生が危惧される地域等においては、海岸保全施設等の新設及び老朽化対策を推進するとともに、既存施設の耐震化、自動化による水門の閉鎖の迅速化等を推進する。

また、災害発生が予測される時又は災害発生時において、住民の避難や地方公共団体の防災活動等を支援し、被害の拡大を防止するため、海洋の状態を常時監視し、津波・高潮等災害に関する的確な情報を迅速に提供することが重要である。このため、沖合における津波・波浪観測システムの整備、ケーブル式海底地震計の整備、沿岸域の複雑な地形を反映する高潮予測モデルの改良等を行う。また、被害の軽減のためには、情報の伝達と同時に、その情報に基づいた住民の的確な避難行動等が必要であることから、地方公共団体による避難勧告等の適切な実施、住民等に対する効果的な避難対策の提示、防災訓練等を推進する。

さらに、迅速な復旧を支援するための対策として、大規模地震発生時等において海上輸送を確保するための岸壁の耐震化や緊急物資の積み替えスペースの確保、全国から人員・資機材の柔軟な派遣を可能とするための体制整備等を推進するとともに、被災施設等の速やかな復旧を実施する。

これらの対策に加えて、東海・東南海・南海地震を始めとする海溝型地震、海底活断層で発生する地震等の災害のメカニズムを科学的に解明することも重要である。このため、海底・地殻内等における高精度の調査観測・研究及び関連技術の開発、東南海地震の想定震源域において地球深部探査船「ちきゅう」が深海底に掘削した孔を利用した地震観測等を推進するとともに、これらの成果に基づく地震・津波の予測能力等の向上に取り組む。また、地球温暖化に伴う海面上昇等の可能性を踏まえた今後の海岸保全施設等のあり方を検討し、適応策を実施

する。

6 海洋調査の推進

海洋に関する施策を企画し、実施するためには、海洋状況の把握、海洋環境の変化の予測等に必要な調査を着実に実施することが不可欠である。また、このような海洋調査に必要な観測体制を整備するとともに、調査によって得られた情報が、海洋資源の開発、海洋産業の発展、海洋環境の保全や研究活動等に活用されるように適切に管理、提供されることも重要である。さらに、地球規模での環境問題の解決等に対し積極的に貢献するよう、国際連携による調査の実施及び情報の充実に先導的に取り組むことも重要である。

(1) 海洋調査の着実な実施

各政府関係機関等による海洋調査については、調査結果を速やかに活用する必要があることから、それぞれの政策課題に応じた方法によって着実に実施する。また、調査に必要な船舶、施設・設備等の老朽化等により、調査効率が低下し、調査活動が制約されている面もあることから、海洋調査船等の緊急的かつ計画的な代替整備を行う。

なお、各機関による海洋調査を効果的・効率的に実施するため、調査に必要な施設・設備・解析技術等の革新、人工衛星等の活用を推進する。また、各機関の連携・協力により、海洋調査計画の調整、調査結果の共有及び海洋調査船や観測機器の共同利用を行う。その際、大学、地方公共団体及び民間企業等の協力が得られるよう努める。

(2) 海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備

海洋管理に必要な低潮線、海底地形等の基礎情報の収集・整備は必ずしも十分ではない。これら海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備のため、調査海域、調査項目等の調整を行い、各機関の連携・協力の下、重点的に海洋調査を実施する。

(3) 海洋に関する情報の一元的管理・提供

各政府関係機関等においては、それぞれの政策課題に応じて海底地形や海洋気象等海洋の様々な調査を行い、得られたデータを蓄積している。また、海図、津波・高潮ハザードマップ、港湾図、自然公園区域図や漁業権区域等の情報も存在している。これら海洋に関する各種情報については、それぞれの目的に応じて機関ごとに公開等が行われてきている。しかしながら、これらの情報を利用しようとする民間企業、研究機関や政府関係機関から、どの海域のどのような種類の情報がどこにあるのか探す手間がかかるとの指摘がある。また、収集されたデータや情報が、当面の目的に利用された後は適正に保管されず、情報の十分な利用につながっていない場合がある。

これら各機関に分散している情報について、海洋産業の発展、科学的知見の充実に資するよう、民間企業、研究機関等に使いやすく提供し、同時に、各機関の海洋調査を効果的に実施するため、情報を一元的に管理・提供する体制を整備する。その際、国際海洋データ・情報交換システム（IODE）に関する我が国の窓口となっている日本海洋データセンター（JODC）等による既存の取組を最大限いかすとともに、大学、地方公共団体、民間企業等の協力も得つつ、効果的・効率的なものとなるよう努める。また、収集・管理された情報が長期にわたって一元的に蓄積されるようにする。

(4) 国際連携

地球規模での環境問題の解決や、人類の英知の創造に対し積極的に貢献するため、アルゴ計画、全球地球観測システム（GEOS）10年実施計画、統合国際深海掘削計画（IODP）、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）及び IODE 等に参画し、調査の実施及び情報の充実に先導的に取り組む。

また、国際的な枠組みの下で行われる海洋調査、我が国及び他国の海洋調査船によるそれぞれの相手国海域での海洋調査によって得られたデータについては、広く国際社会における海洋に関する科学的知識の充実が望ましいとの観点から、その共有、交換を推進する。

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

海洋科学技術に関する研究開発は、人文・社会科学分野も含め多岐にわたる領域に広がりを持つ。このため、様々な課題の解決に向けて、これらの研究領域を結集して対応することが重要であるとともに、研究者の視点により自由で独創的な発想で行う研究活動の充実に努めることが必要である。また、海洋調査や諸現象解明に必要な船舶やスーパーコンピュータ等、整備に当たって多額の投資と時間が必要であるとともに、利用時間にも限度のある特殊な研究基盤が必要な研究が多いという特殊性を有している。さらに、長期間にわたる調査研究が必要で、短期間のうちに直接的な成果に結びつきにくい性格を有する研究も多い。これらの事情や総合科学技術会議が策定する方針等も踏まえ、長期的な視点をもって戦略的に推進することが重要である。

(1) 基礎研究の推進

多様な知と革新をもたらす基礎研究は、様々な現象の真理の探究や科学的知見の体系的な発展を図るための源

泉である。未解明の領域の多い海洋に関する基礎研究は、地道で真摯な真理探究と試行錯誤の蓄積の上に実現されるものであり、また、既存の知の枠組みとは異なる発見・発明を生み出す革新性を育む姿勢が重要である。特に、大学等の研究者が自らの視点に基づいて行う自由な発想による基礎研究については、多様な研究や時流に流されない普遍的な知の探究を長期的視点の下で推進する。

(2) 政策課題対応型研究開発の推進

地球規模の問題となっている地球温暖化問題への対応、地球温暖化に伴う海洋大循環の変化や海面上昇等が沿岸部、生物資源や生態系に与える様々な影響の解明、近い将来に発生が想定されている特異な海底地殻構造に起因する巨大海底地震・津波への対応、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等のエネルギー・鉱物資源の開発等、我が国において積極的に対応を行っていくことが必要とされている政策課題が山積している。他方、我が国の技術水準が必ずしも十分でない分野も存在している。これら政策課題に適切に対応するため、政策課題対応型研究開発を重点的かつ戦略的に推進することが必要である。

このため、海底の地震発生帯や海底資源探査を可能とする我が国独自の海底探査技術等による海洋地球観測探査システム等科学技術基本計画に基づき精選された施策について、研究成果目標が着実に達成されることを目指すとともに、個別技術分野における技術水準を戦略的に強化すべく、適切に政策資源の配分等を行う。その際、政策課題対応型研究開発課題を担う主体として、また、これらの研究開発課題を支える基礎研究を自ら行うとともに、大学等の基礎研究活動に対し研究基盤を提供する主体として大きな役割を担っている独立行政法人については、研究成果目標の達成を目指す観点から、担うべき役割を明確にし、研究開発能力を更に高めていくことが必要である。

(3) 研究基盤の整備

大学等における基礎的基盤の研究や政策課題対応型研究開発の推進に当たり、船舶・設備等の充実、研究者、技術者及び研究支援者の育成・確保、海洋科学技術イノベーション・システムの強化といった基盤的なシステムの整備が必要不可欠である。

ア 船舶・設備等の充実

海洋科学技術の推進に当たっては、様々な調査研究に用いられる船舶やスーパーコンピュータ等の研究基盤が適切に提供されている必要があるが、国、独立行政法人等が有する研究基盤は、量的に十分でないとの指摘がある。また、老朽化や近年の燃料費の高騰の影響により、研究開発活動が制約されている面もある。このため、これら研究基盤の性能を十分に発揮できるよう計画的な整備を推進する。

また、これら研究基盤を最大限効率的に活用できるよう、必要な研究支援体制を確保するとともに共同利用を推進する。さらに、より効果的に個々の研究を推進するため、研究成果のデータベース化、学協会との連携強化等による研究成果の共用化等を推進する。

イ 研究者、技術者及び研究支援者の育成・確保

フロンティア分野における研究者・技術者については、とりわけ若手人材が質・量ともに不足しているとされており、後継者の育成が大きな課題である。国際的にもリーダーシップを発揮できる優れた若手人材を育成するため、自立性と活躍の機会を与え活力ある研究環境の形成を促進する。このため、人材の流動性向上、研究資金や研究施設の確保等の取組を推進するとともに、競争的資金による研究支援制度への若手研究者の積極的な申請を奨励する。また、海洋科学技術を支える技術者や研究支援者の育成・確保も重要な課題である。将来にわたり優秀な人材を確保するために、高校・大学等における実践的な人材育成等を行う産業界と連携したカリキュラム、高等学校の実習船等教育環境の整備等を促進する。

さらに、青少年が、海洋について高い関心を持ち海洋に関する研究に魅力を感じるよう、研究者や技術者によるアウトリーチ活動を促進するとともに、国の施策等についてわかりやすい情報発信を行う。

ウ 海洋科学技術イノベーション・システムの強化

海洋科学技術分野におけるイノベーション・システムを強化し、様々な産業分野で海洋利用を促進するため、海洋科学技術に関する基礎研究の多様性と継続性の確保、異分野連携強化や知的財産教育の充実等産学官連携の本格化、新技術の利用促進、海洋科学技術による地域イノベーション・システムの構築、新技術の国際標準化等、幅広い観点からの取組を推進する。その際、関係者間において生き生きとしたネットワークが構築され、問題意識共有、交流、連携等が緊密に行われるよう、民間団体等を中心とした取組を促進する。

(4) 連携の強化

ア 新しい構想の推進システムの構築

海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている。こうした開発構想は、概して、関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結びつかないという面がある。このため、関係府

省連携の下、これらの新しい構想に係る提案等に関し、必要性、実現可能性、波及効果等を明確化し、費用対効果、他施策との優先順位等の検討を行った上で、可能なものから逐次計画的に推進する。

イ 事前評価による計画的な取組

海洋に関する研究開発を、政府として継続的に推進することができるよう、各種施策について事前評価を中心とした海洋科学技術に関する推進方策を構築し、計画的な取組を行う。このためには、海洋科学技術に関する推進方策については、総合科学技術会議の方針等を踏まえつつ、関係大臣に海洋の開発に関する建議等を行う権能を有する科学技術・学術審議会の海洋開発分科会において一元的に検討を進めることが適当である。

ウ 関係機関の緊密な連携、交流の創出

海洋に係る研究領域は多岐にわたり、研究者はそれぞれの研究領域において活躍している状況にある。これらの研究者が分野を超えて行う交流は、知的刺激を与えあい、研究の飛躍的な進展を引き出す契機となる。また、研究成果を、具体的な社会的価値・経済的価値へ還元するためには、地方公共団体、産業界、金融界等幅広い関係機関との連携が必要である。このような観点から、幅広い関係者が一同に参集し、様々な関係者による意見交換、情報交換等が行えるような場を創出する。

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

我が国の経済社会を支える海洋産業について、先端的な研究開発の推進等による新たな技術の導入、海洋産業を担う人材の育成・確保等を通じ、国際競争力を将来にわたって維持・強化していくことが重要である。さらに、我が国の豊かな海洋資源や海洋空間をいかして、新たな海洋産業の創出に向けた取組を推進するとともに、海洋産業の動向の把握に努める必要がある。

(1) 経営基盤の強化

ア 競争力の強化

外航海運業については、世界単一市場での競争環境下にあることから、世界的に標準となりつつあるトン数標準税制の導入に取り組む。また、国際海運市場において公平な条件下で競争を行うことができるよう、世界貿易機関（WTO）や経済連携協定（EPA）等の場での交渉を通じて、秩序ある競争環境の形成に努める。

また、中小企業や個人事業主が主体で経営基盤が比較的脆弱な漁船漁業や内航海運業の競争力強化を図るため、船舶の共有化、経営体のグループ化、収益性の高い操業・生産体制の導入、省エネルギー型船舶や省人型船舶への転換等による経営体質強化を促進する。また、水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組める環境を整備するため、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する新しい経営安定対策を推進する。さらに、水産物の国際競争力強化を図るため、産地市場の統廃合や買受人の新規参入等の産地における水産物流通構造改革を推進するとともに、これらの地域の漁港において、生産・流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等に資する施設を重点的に整備する。

一方、海運業、水産業等にとって必要不可欠な船舶及び舶用工業製品を供給する造船業及び舶用工業については、燃費の改善、安全性の向上、環境への負荷の低減等の様々なニーズに的確に応えるため、高い技術力を背景とした国際競争力を維持・強化していくことが重要である。このため、船舶の省エネルギー技術、生産性の向上に不可欠な現場生産技術等各種技術の研究開発を促進するとともに、技術者等の育成・確保を図る。また、高い技術力をいかし、国際海事機関（IMO）等の場を通じ、国際海運における船舶の二酸化炭素排出量の削減を目指した排出量指標等の国際規格化を図る。さらに、経済協力開発機構（OECD）等の場を通じ、世界単一の造船市場における公平な競争条件の確保、需給のアンバランス解消等に向けた国際協調を推進する。

イ 新技術の導入

水産業において、経営コストの削減に資するため、燃油価格の高騰に対応した省エネルギー効果の高い発光ダイオード集魚灯の開発・導入、魚粉価格の高騰に対応した魚粉含有率の低い安価な魚類養殖用餌料の開発等を推進するとともに、循環型社会の形成に資するため、機能的食品の開発、燃料化等海洋バイオマスを効率的に利活用する技術の開発・普及を推進する。

造船業及び舶用工業においては、新造船からの二酸化炭素排出量を平成25年度までに3割削減させることを目指し、世界に先駆けて、船舶の実海域における燃費に関する性能評価技術を確立する。また、大幅に強化される排気ガス規制に対応し、窒素酸化物排出量を80%低減する舶用エンジンの開発を、平成24年度までの実用化を目指して推進する。これらの取組を通じ、環境及び経済性の両面で優れた船舶や舶用エンジン等の開発・普及を促進する。さらに、新たな海運需要の創出に資するため、液化天然ガスに比べ製造設備に対する投資コストが低い天然ガスハイドレートを輸送する船舶の開発を推進する。

ウ 人材の育成・確保

人材の育成・確保に関しては、まず何よりも海洋産業が就業の場として魅力的であることが重要であることから、海洋産業の競争力強化に向けた諸施策の着実な推進に努めるとともに、就業の場としての魅力の向上を図るため、労働条件の明確化、漁船における設備基準の強化等の労働環境の改善、就業後の技能向上やキャリアアップのための環境整備等を推進する。さらに、海洋産業の魅力や重要性についての理解の醸成を通じた新規就業者の確保を図るため、青少年を対象とした体験実習や広報活動等を推進する。このほか、海上経験を有する者が、その経験をいかして船員として就業するための環境整備等を推進するとともに、様々なノウハウを有する異業種事業者が、地域の経営資源を活用して漁業に参入することを促進する。

また、造船業及び舶用工業においては、熟練技術者や熟練技能者の大量退職期に当たっていることから、技術・技能の円滑な伝承が喫緊の課題となっている。このため、新卒・中途採用者に対する実技研修、中堅技能者に対する効率的な訓練等を支援するとともに、産学官連携による海運経営、技術経営、運航管理、造船等の海事産業分野で活躍する人材の育成や供給を促進する。

さらに、次代の海洋産業を担う幅広い見識と技術を身に付けた人材を育成するため、高校・大学等を通じた海洋産業に関する実践的な専門教育の充実を促進する。

(2) 新たな海洋産業の創出

新たな海洋産業の創出に資するため、海洋関連分野における産学官連携を促進する。海運業、造船業、港湾関連産業等は、大学、行政機関等とともに地域に根ざした集積を形成し、活発な情報交換、資源の共有等による産学官連携に取り組みやすい環境にある場合も多いことから、新たな海洋産業の創出を促すため、こうした集積の有効な活用を推進する。また、豊富な魚介類の提供、優れた海岸景観の保護・開発、漁業活動の体験、海洋レジャーの推進等沿岸地域における海洋資源をいかした地域活性化の取組を推進する。

さらに、様々な海洋調査で得られた諸情報の活用を促進するための管理体制の整備、安全性や経済性に優れた外洋上プラットフォームの技術の確立等様々な産業分野における海洋空間利用に向けた取組を推進する。加えて、深海底微生物の遺伝子資源については、今後、医薬品、新素材開発等様々な関連産業発展の可能性がことから、深海底微生物資源の取扱いを巡る国際的な動向を把握しつつ、我が国としての対応方針及び対応体制を早急に整備する。

(3) 海洋産業の動向の把握

海洋産業に関する諸施策の効果の把握や見直しに資するため、海洋産業の産業規模、従事者数等の各種指標について、その現状及び動向を把握するための調査を実施する。

9 沿岸域の総合的管理

沿岸域は、海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域であり、波や潮流の作用により形態が常に変化し、砂浜、磯、藻場、干潟、サンゴ礁等が形成されている。また、多様な生物が生息・生育するほか、水産資源の獲得、海上と陸上との人流・物流の拠点、その機能をいかした臨海工業地帯の形成、レクリエーション活動等に利用され、白砂青松に代表される豊かな景観を有する等、多様な機能を有している。さらに、河川を含む陸域からの土砂供給量の減少等により海岸侵食が生じるなど陸域の影響を顕著に受けるほか、様々な利用が輻輳している区域でもある。

このような沿岸域を適切に管理するためには、沿岸域が陸域と海域を一体的に扱うべき区域であること、多様な用途に供される区域であること、様々な事象が相互に関連するため全体を一体的に捉える視点に立った上で適切な状態を保つよう管理すべき区域であること等を踏まえ、以下の施策を推進する。なお、海岸侵食、水質汚濁等の問題が顕在化している沿岸域においては、沿岸域全体の状況を視野に入れつつ、問題解決のために必要とされる対策を推進する。

(1) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

ア 総合的な土砂管理の取組の推進

河川上流域でのダムの設置や河道における砂利採取等による陸域から海域への土砂供給の減少や、沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等のため、近年、全国的に海岸侵食が生じている。この結果、貴重な国土の減少、高潮、波浪等に対する砂浜の防災効果の低下、自然環境や海岸景観への影響が発生している。

このため、砂防設備による流出土砂の調節やダムで適切に土砂を流下させる施策の推進、河川の砂利採取の適正化等による適正な河床の管理、侵食海岸におけるサンドバイパスや離岸堤の整備等により砂浜の回復を図る。また、関係機関が連携し、土砂移動の実態把握や地形変化の推定手法の高度化等の調査研究を進め、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を推進する。

イ 沖縄等における赤土流出防止対策の推進

沖縄や奄美群島においては、陸域の開発等に伴い赤土が海域に流入する結果、サンゴ礁の荒廃、観光や

レクリエーションへの影響等の被害が発生している。赤土等の流出を防止するため、沈砂池の整備による農地等の発生源対策の強化、流出防止技術の研究開発等の対策を推進する。

ウ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進

陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。特に、閉鎖性海域においては、下水道の高度処理の推進とともに、関係機関連携の下、生活排水、工場等事業場排水、畜産排水等の点源負荷対策に加え、市街地、農地等の面源負荷対策、海域のヘドロ除去、覆砂の実施による汚濁負荷の再生産防止対策等を推進する。また、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における水質総量規制に係る取組を推進する。さらに、高度経済成長期以降大幅に減少した藻場、干潟、サンゴ礁等については、水質の浄化や生物多様性の確保にも資することから、漁業者や地域住民等による維持管理等の取組を支援する。

一方で、陸域から海域に流入する窒素、リン等の栄養塩類は、魚類、藻類等の水生生物の生育には不可欠であるため、地域の特性に応じて、栄養塩類等の供給や濁水の緩和等に効果が期待される「漁場保全の森づくり」を推進する。また、栄養塩類が過剰な海域では、水質を改善するため、下水道等の整備や高度処理の導入とともに、水生生物の適切な採捕及び活用等による、陸域と海域を一体とした栄養塩類の循環システムの構築について、関係機関の連携の下、検討を行い、推進を図る。

エ 漂流・漂着ゴミ対策の推進

陸域で発生するゴミが海域の漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、河川を通じて海域に流入するゴミ等の削減を推進する。このため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等に関し、関係機関が連携して、国民への実態の周知や意識の向上等の普及啓発、監視、取締り等の取組を強化する。

オ 自然に優しく利用しやすい海岸づくり

海岸は多様な生物が生息・生育する貴重な場であり、美しい砂浜や独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成している。このため、優れた自然の風景地については自然公園として適切に保全を図る。さらに、海岸保全施設等の整備に当たっては、災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与し、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮して行う。あわせて、海辺の空間を有効活用した公園、緑地等の整備を推進する。

(2) 沿岸域における利用調整

海域利用が輻輳している沿岸域における利用調整は、漁業調整規則や漁業調整委員会等の法令に基づく利用調整ルールや調整の場の活用、海洋レジャー等に関する自主ルールの設定等、様々な利用目的を持つ当事者の話し合いにより行われるのが一般的である。しかしながら、地域によっては、例えば漁業者と海洋レジャー関係者との間で利用調整ルールが確立しておらず、又は周知されていないため、様々なトラブルが発生している現状にある。

このため、沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりの推進、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスの改善、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対するこれらの情報の周知・啓発を推進し、適正な利用関係の構築に向けた取組を強化する。

(3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築

沿岸域においては様々な事象が相互に密接に関連して発生し、沿岸域ごとにその様相が異なることから、必要に応じ、適切な範囲の陸域及び海域を対象として、地方公共団体を主体とする関係者が連携し、各沿岸域の状況、個別の関係者の活動内容、様々な事象の関連性等の情報を共有する体制づくりを促進する。また、その場において、各沿岸域の課題を明らかにし、適切な対応の方向付けを行うことで、それらの望ましい将来像を実現する取組を促進する。その際、地方公共団体や海洋に関連する各種施設の管理者以外にも、日常的な活動等を通じて有用な情報や知見を有する主体が存在する場合には、それらの参加を得て、情報の共有、連携を図ることが有効である。

さらに、様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確にした上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。

なお、沿岸域に関する各種の情報の蓄積は必ずしも十分ではないため、沿岸域の状況、沿岸域における様々な事象の関連性等の調査、研究を推進する。特に沿岸域においては、その利用状況、環境等が短期間で大きく変化する可能性があることから、過去のデータを発掘して活用することにも積極的に取り組む。

10 離島の保全等

我が国の海域に広く点在している離島は、広大な管轄海域を設定する根拠の重要な一部をなし、あるいは海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を果たしている。このため、海洋政策推進上の離島の位置付けを明確化し、その保全・管理を適切に実施することが重要である。

また、多くの離島では、高齢化や人口減少が進行しており、長い歴史を有する集落の衰退等も懸念されている

ことから、離島の振興のため、定住環境の整備等に取り組むことが重要である。

(1) 離島の保全・管理

ア 海上の安全の確保

海上交通の安全確保や全国の気象予報等防災の観点から、離島に設置されている灯台等の航路標識や気象・海象観測施設等の整備及び適切な維持管理を推進する。

また、離島住民による海難救助活動を支援するとともに、住民からの海難事故や海上犯罪に関する通報等に対して適切に対応できる体制を充実する。

イ 海洋資源の開発及び利用の支援

海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する海洋での活動や、これらの活動を支援する各種の施設の維持管理等の活動が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、離島に、燃料輸送や補給、荒天時の待避等が可能な活動拠点の整備を推進する。

また、藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であることから、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進する。

ウ 周辺海域等の自然環境の保全

海洋によって他の地域から隔離され、独特の生態系が形成されている離島は、人間の諸活動や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域である。生物多様性の確保の観点から、これらの貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、自然環境や生態系のモニタリングを継続的に実施し、外来種の防除、海鳥等の生息・生育環境の保全・整備等を推進する。

また、水質の浄化や生物多様性の確保にも資するため、水産動植物の生息・生育環境の改善や水産資源の回復のために漁業者や地域住民により行われる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の取組を促進する。

優れた自然の風景地や海中景観、自然海岸等の保全のため、自然公園制度の適切な活用、赤土や栄養塩類等の陸域からの流出の低減、漂流・漂着ゴミの撤去や島外への輸送等の取組を促進するとともに、廃棄物処理施設の整備を推進する。

エ 保全・管理に関する方針の策定

離島は、上記のとおり、重要な役割を担っているため、無人島を含む離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、適切な管理の体制、方策、取組のスケジュール等を定めた「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（仮称）」を策定する。あわせて、離島に関する位置情報等の基本的情報の整備を行うとともに、経済活動、生態系、周辺海域の資源、気象・海象等それぞれの属性に応じて、国土の侵食を防止するための海岸保全施設の整備、空中写真の周期的な撮影等の離島の保全・管理を推進する。

(2) 離島の振興

離島の自立的な発展を促進し、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて、離島が海洋政策上の役割を担っていけるよう、離島に特有の課題に対応して、地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。

離島の交通を安全かつ安定的に確保するため、交通基盤を整備するとともに、離島航路・航空路の維持及び利便性の向上を支援する。離島の燃油価格が本土に比べ割高となっているため、流通の効率化への取組を支援する。高度情報化社会の進展に伴い本土との情報格差の是正を図るため、高度情報通信ネットワークの構築を推進する。医療体制の整備を推進するとともに、医療機関の機能分担と広域的な連携の促進を通じ、適切な医療提供体制の確保を図る。さらに、自然災害から離島住民の生命、財産等を守るための施設の整備や住民への迅速な情報伝達手段の確保その他の離島における定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。

一方、基幹産業である水産業に関しては、漁獲物の輸送等販売・流通面で不利な条件にあることに加え、漁業者の減少、高齢化が進んでいることから、離島漁業の再生のため、漁業者が行う漁場の生産力の向上に関する取組等を支援する。農業についても、離島の特性をいかした地域作物の導入や高付加価値化等の取組を支援する。海岸景観、希少な海洋の生物等を有する自然環境をいかしたエコツーリズムや保養・療養活動、クルージング、農林水産業と連携した体験・滞在型観光、国際的な地域文化交流等魅力ある離島観光の振興等の雇用促進、産業振興策を促進する。さらに、離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等の社会資本の整備を推進する。

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

国連海洋法条約に基づく大きな枠組みの下で、これを更に具体化し、補完するための活動が活発に行われている。国際機関等における国際約束等の策定及び運用、海洋に関する国際的な枠組みの下での活動、海洋に関する紛争解決、海洋資源管理、海洋環境保全、海洋の安全確保、海洋科学技術等に関する国際協力の推進等の重要な

課題について、積極的に対応する必要がある。

(1) 海洋の秩序形成・発展

海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、海洋に関する種々の国際約束等の策定等に積極的に取り組む。東シナ海等には、排他的経済水域等に関する我が国と相手国の主張が重複する海域があり、これらの国との間で問題が生じてきている。我が国の権益を確保し、周辺海域の秩序をより安定したものとするため、国際ルールに則して、このような問題に対応し、その根本的解決を追求していく。

また、海洋においては、国際法が許容する範囲内で、ある国のとる措置が、他国がとろうとする措置に影響を与えることが起こりうる。このことを踏まえつつ、我が国の海洋における権益を確保すべく、国連海洋法条約その他の国際約束等の適切な運用のため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、国際海事機関等における海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画する。

海洋の秩序の形成・発展に資するため、海洋に関する紛争について、国際法を始めとする国際ルールによりその解決を図る。国際司法機関等第三者機関を積極的に活用するという考え方を、我が国のみならず、各国も共有することを促すとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。

(2) 海洋に関する国際的連携

海洋に関する国際的な枠組みに積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。特に、経済的側面を含む我が国の安全の確保の基盤である長大な海上航路における航行の自由及び安全の確保のためには、関係各国の協力が不可欠である。これら諸国と海洋の安全に関する協力関係を強化するため、ASEAN 地域フォーラム等様々な場を積極的に活用し、協力の具体化を進める。アジア海賊対策地域協力協定は、沿岸国の主権を尊重しつつ、締約国が海賊に関する情報を共有し、海賊対策についての協力を強化する等を内容とするものであり、同協定の下での活動等を支援するとともに、関係各国の参加を促進する。我が国のエネルギー安全保障上重要な放射性物質の輸送を確保するため、同輸送に懸念を持つ諸国との間で、協議等を通じた信頼醸成を促進する。海上におけるテロ対策や大量破壊兵器等の海上輸送等への対応に関する国際的な取組に積極的に対応するため、「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）」及び「大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書2005年議定書（仮称）」をできる限り早期に締結する。また、拡散に対する安全保障構想（PSI）に基づく海上阻止訓練等へ積極的に参画する。

日本海及び黄海の環境保全を図るため、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で行われている近隣諸国相互の連携を積極的に推進する。また、船舶のバラスト水等を介した水生生物や病原体の移動による悪影響を防止するための国際的な取組に対応するため、「バラスト水管理条約（仮称）」を受け入れるための準備作業を進める。アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、アジア各国の産学官との連携により、「アジア人船員国際共同養成プログラム」についての取組を推進する。極東海域における水産資源の保存管理の実効性を確保するため、日露間で進めている密漁・密輸出対策の協力を推進する。そのため、必要に応じロシアに対して近隣諸国間の連携・協力の促進を図るよう働きかける。

(3) 海洋に関する国際協力

我が国は、海洋に関する種々の分野で国際協力を実施してきているが、特に、以下のような国際社会共通の課題を中心に、国際協力を行う。

ア 水産資源

マグロ類を始めとする主要水産資源に関する地域漁業管理機関において、適切な保存管理措置の設定やその実効性確保のため、積極的役割を果たす。また、周辺海域において、特に資源を共有する日中韓三国の排他的経済水域における資源の保存・管理を図るため、国別の漁獲割当量・総隻数の遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、資源の適切な管理に向けて連携・協力を強化する。さらに、水産業の開発、振興及び国際的な資源管理に資する海外協力を推進する。

イ 海洋調査・海洋科学技術

海洋に関する調査・研究の促進が、地球環境問題等の解決を図るために重要である。このため、太平洋・インド洋系の海洋大気変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進する。また、全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画に沿いつつ、地球環境変動や自然災害の観測・監視に貢献するとともに、地球温暖化対策の決定プロセス等に貢献する情報を提供する。海洋の科学技術の基礎となる海洋調査及び情報の交換に関し、アルゴ計画等世界気候研究計画（WCRP）下の研究計画、統合国際深海掘削計画（IODP）、国際海洋データ・情報交換システム（IODE）等政府間海洋学委員会（IOC）が実施・支援している研究計画等への協力を積極的に推進する。また、海洋分野における発展途上国への戦略的な科学技術協力を推進する。

ウ 海洋環境

生物多様性確保の観点から、サンゴ礁や広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境の調査研究や保全のための取組を推進する。また、日露間の生態系保全及び持続可能な利用に関する協力を推進する。水生生物等の移動による悪影響を防止するための国際協力に貢献するため、バラスト水処理装置等の開発を推進する。さらに、我が国が有する閉鎖性海域対策に係る経験や制度の海外への導入を推進する。

エ 海洋の治安対策・航行安全確保

関係国の海賊への対応能力向上に向けた支援を実施する。アジア各国等の海上保安機関等と密輸・密航取締り、テロ対策等について連携・協力を推進する。マラッカ・シンガポール海峡における航行安全を強化するため、沿岸国・利用国間の協力のあり方を具体化した「協力メカニズム」は画期的なものである。同メカニズムの下に設置される基金の速やかな運営開始、航行援助施設の整備等を国内の民間企業の協力も得つつ推進する。また、港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。

オ 防災・海難救助支援

地球温暖化に伴い一層深刻化する津波、高潮等による災害の防止のため、アジア・太平洋地域等への技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進するとともに、津波災害の危険が懸念される諸国への津波情報の迅速な提供等を図る。津波、高潮等に対する防災機能が期待されるアジア・太平洋地域のマングローブ保全のため、インドネシアのマングローブ情報センターの機能強化を平成24年までに完了する。

より円滑で効果的な海難救助を実施するため、海難救助技術の精度及び機動性を高めつつ、各国との間で情報交換・合同訓練等により連携・協力を強化する。

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

我が国が、新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関し深い理解と関心を持ち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築していくことが必要である。このため、海洋に関する国民の関心を高めるための取組、次世代を担う青少年等の正しい知識と理解を増進するための取組及び新たな海洋立国を支える人材の育成・確保のための取組を行う。

(1) 海洋への関心を高める措置

国際的な海洋秩序の枠組みを示した国連海洋法条約等の国際約束や、アジェンダ21を始めとする持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組等を含め、海洋に関して講じた様々な施策に関する情報を公表する。この場合、可能な限り関係情報が一覧できるよう留意しつつ、インターネットや政府広報等によりわかりやすく情報発信を行う。また、そのような理解の増進に役立つ施設の公開等の取組を積極的に進める。

また、「海の日」や「海の月間」等に関連する行事を、地方公共団体、民間団体等と協力しながら、幅広い参加を得る行事とすることが重要である。これらの機会を通じて、練習船等への体験乗船、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進等の取組を進める。さらに、海洋に関する様々な分野で顕著な功績のあった者の努力を讃、広く国民に紹介するための表彰を新たに行う。

さらに、国民が海洋にふれあう機会を充実する観点から、豊富な魚介類、優れた海岸景観、歴史・文化等に培われた風土、海洋レジャーに適した海洋空間等、地域それぞれが有する潜在的な海洋資源をいかした地域振興のための取組を推進する。また、公的な主体が管理している海岸をできる限り住民に開放するとともに、海洋に関するレクリエーションの普及のため、小型船舶等の係留施設の整備、沿岸域における海面の利用調整ルールづくり等を推進する。

なお、海洋に関するレクリエーションの普及に当たっては、遊漁者やプレジャーボート利用者等への安全管理や海洋の利用に当たっての環境保護意識の啓発等の取組を推進する。

(2) 次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進

次世代を担う青少年を始めとする国民が、海洋に関し正しい知識と理解を深められるよう、学校教育及び社会教育の充実を図ることが重要である。このため、学校教育においては、海洋基本法等の趣旨を踏まえて早急に高等学校の教科「水産」の学習指導要領の見直しを行うとともに、現場実習等を通じた実践的な教育を推進するほか、高等学校の実習船等の整備を推進する。さらに、小学校、中学校及び高等学校の社会や理科等において海洋に関する教育が適切に行われるよう努めるほか、海洋に関する教育の実践事例の提供を図るなど海洋教育の普及促進に努める。また、漁村等における体験活動や、エコツーリズムの推進等を通じて、海洋に関する基本的知識や海洋に関する様々な課題に関し、国民が行う学習活動への支援、水族館も含めた自然系博物館等の場をいかした取組を推進する。さらに、海洋に係る夢、感動、海洋の魅力を実感できるようにするため、学協会等の協力を得つつ、アウトリーチ活動を重視した取組等を推進する。

(3) 新たな海洋立国を支える人材の育成

海洋に関する様々な政策課題に対応するためにも、科学的知見を充実させるためにも、また、国際競争力のある海洋産業を育成していくためにも、必要な知識及び能力を備えた優秀な人材を育成することが重要である。また、海洋に関わる事象は相互に密接に関連していることから、海洋立国を支える人材には、多岐にわたる分野につき総合的な視点を有して事象を捉えることのできる幅広い知識や能力を有する者を育成していくことが重要である。このため、大学等において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界とも連携しながらインターンシップ実習の推進や、社会人再教育等の取組を推進する。

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項

1 海洋に関する施策の効果的な実施

海洋基本計画に掲げる諸施策については、参与会議の意見等を踏まえつつ、必要に応じて実施内容の見直しを行う。また、海洋管理等の行政ニーズに的確に対応し、効果的に施策を推進するため、体制のあり方に関する検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。

2 関係者の責務及び相互の連携・協力

海の恵みを将来にわたり享受するためには、まず、関係者が、海洋の利用に際し、相互に協調、協力し合うことが基本的に重要である。その上で、海洋環境の保全、海洋の開発・利用、海洋の安全の確保等海洋に関する諸施策の推進に向け、国のみならず、地方公共団体、海洋産業の事業者等が相互に連携を図りつつ、主体的に取り組むことが重要である。

地方公共団体は、国と地方との役割分担の下、地域の実態や特色に応じて、被害が著しい海岸における漂着ゴミの処理に努める等良好な海洋環境の保全を図るとともに、地域の重要な産業である水産業を始めとする海洋産業の振興に努めることが重要である。その際、各部局の密接な連携による効率的な施策推進に努めることも重要である。海洋産業の事業者は、環境負荷の低減技術の開発等の環境対策等を通じた海洋環境の保全、水産資源の自主的な管理、効率的・安定的な海上輸送の確保等に努めることが重要である。国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベントへの参加、海洋産業の事業者との交流、海浜清掃等身近な海洋環境保全活動の実施等を通じて、海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。

海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、こうした取組が促進されるよう、国民や他の関係者の意見の施策への反映等に努める。

なお、国民の祝日である「海の日」の意義を踏まえ、様々な主体による海洋に関する取組が海の日において活発に実施されることを通じて、国民の間に広く海洋についての理解が深まるよう、関係者間の連携の強化、情報の積極的な提供等により、海の日の行事の実施及び参加の促進に努める。

3 施策に関する情報の積極的な公表

海洋及び海洋に関する施策の現状については、インターネット等を通じて随時公表する。さらに、毎年度、海洋の状況及び海洋に関して講じた施策を取りまとめ、適切な方法により公表する。

3 海洋政策大綱 —新たな海洋立国を目指して—

平成18年12月7日
海洋基本法研究会

1. 海洋問題にわが国がとるべき道

今、人類が、その生存と繁栄を大きく依存している海洋では、海域の囲い込みをめぐる国家間の競争・対立、海洋資源の乱獲や海洋環境汚染の深刻化等が進行している。他方で、今後さらに増加し続けると予測される世界人口が必要とする水、食料、資源・エネルギーの確保や物資の円滑な輸送、さらには良好な地球環境の維持には、地球表面の7割を占める海洋が果たす役割は極めて大きい。

このため、世界各国は、国連海洋法条約を締結して新たな海洋の法秩序を定め、海上輸送の重要性を踏まえて航行の自由を堅持する一方で、沿岸国に対して排他的経済水域および大陸棚を認め、資源、環境等に関する権利と責任を付与した。

さらに、リオ地球サミットは、開発過程に環境保護を不可欠な一部として組み込んだ「持続可能な開発」を掲げて、行動計画アジェンダ21を採択した。それは、管轄下にある沿岸域及び海洋環境の総合的管理と持続可能な開発を沿岸国の義務とし、各国に統合された政策及び意思決定手続きの制定を求めている。

今や、海洋は、国際的な合意の下に、各国による広大な沿岸海域の管理を前提にしつつ、人類の利益のため各国が協調して海洋全体の平和的管理に取り組む時代が来た。

わが国は、四方を海に囲まれ、海から様々な恩恵を受け、また海に守られ、海洋との深い係わり合いの中で社会、経済、文化等を築き、発展してきた。そして、国連海洋法条約の下で、食料、エネルギー、鉱物等の豊かな資源を持つ世界第6番目に広大な排他的経済水域及び大陸棚を新たに管理することとなった。この広大な海域は、わが国の経済発展と国民生活に必要な資源の確保、海域の円滑な利用、良好な海洋環境の保全、並びに国家の安全保障のために重要な役割を担う発展の基盤である。

また、近年の科学技術の進歩発達により、地球上の最後のフロンティアとして人類の進出を拒んできた海洋の科学的知見が集積しつつある。資源小国のわが国にとって、わが国を取り巻く海域の調査、資源・空間の開発・利用・保全および管理は長年の念願であり、不断の研究開発を通じて得られるわが国の優れた科学技術力を基盤として、その実現にとりくむべき時が来ている。

しかし、わが国は、国連海洋法条約・アジェンダ21体制への対応が遅れている。陸域の12倍の広大な海域を管理する海洋国になったにもかかわらず、海洋の総合的管理のための政策・体制の整備が進まず、依然として旧来の縦割り機能別で海洋問題に対処しており、総合的な海洋政策はもとより、その担当大臣・部局もない。

このため、隣接国と重複する海域の境界の画定や資源豊かなわが国海域の開発・利用、保全、管理の遅れを招いている。また、最近、わが国周辺海域で起こっている、海洋環境の悪化をはじめ、隣接国による石油・ガス田開発や広範な海洋調査、あるいは密輸・密入国、工作船の侵入、シーレーンの安全確保などの問題に適切な対応ができず、国益を損なうのみならず、国際的責務を果たせない事態となっている。

わが国は、これらの状況に対応して海洋問題への新たな取り組み体制を早急に構築する必要がある。そして新たな海洋立国のための海洋政策を国政の重要政策に掲げ、可能性豊かなフロンティアである海域の総合的管理と国際協調に取り組む必要がある。

そのためにわが国は、総合的な海洋政策を推進する要となる法制度として「海洋基本法」を一刻も早く制定すべきである。

2. 海洋基本法の制定を

(1) 海洋政策の基本理念

新たな海洋政策は、「海洋と人類の共生」という究極的理念の下に、人類の生存基盤である「海洋環境の保全」と「海洋の利用・安全の確保」を重視し、現在及び将来の世代の環境および開発・利用の必要性を公平に満たす海洋の「持続可能な開発・利用」に努める。そのためには、未知の部分が多い海洋の研究開発を通じた「科学的知見の充実」および海洋を開く「海洋産業の健全な発展」に努め、これに基づいて、相互に密接な関連を有している海洋の諸問題に政府および民間が一体となって総合的に対処する「海洋の総合的管理」に努めるものとする。

また、広大な海洋の物理的一体性および国際性にかんがみ、「国際的協調」を国是として海洋の国際秩序形成の先導を目指すものとする。

(2) 海洋基本法の制定

海洋基本法には、海洋政策の基本理念のほか、国・地方公共団体・事業者・国民の責務並びに海洋基本計画策定等の海洋の総合的管理に関する基本的施策を明記するとともに、海洋行政を総合的に推進するため行政組織の整備等について定める。

海洋基本計画は、海洋に関する政策を総合・体系化して、わが国の海洋に関する基本的政策を具体的に定めるものである。

行政組織の整備については、まず、海洋の総合的管理に係る政策を効果的、かつ強力に推進し得る所掌事務を有する総合海洋政策会議（仮称）が内閣に設置されるべきである。同会議の所掌事務は、基本的な政策の企画・立案、調整、予算等必要な資源配分の方針の調査審議、重要な研究開発及び政策の評価などで構成される。

また、専門性・継続性の高い海洋政策を総括し、各省の海洋関係施策を主導して海洋の総合的管理を効果的に展開していくためには、これを常時継続的に総括し得る海洋政策担当大臣の任命が不可欠である。

(3) 海洋に関する主要施策

政府各部門が実施している海洋に関する縦割り機能別の施策は、海洋と人類の共生と国益の確保を目標に、基本理念を体して体系化され、海洋の総合的管理の施策として推進されるべきである。海洋政策は、海洋を「知る」「守る」「利用する」の三分野のバランスのとれたものであるべきであり、また、海洋政策を策定し推進するためには、単に海洋に関する国権の行使や行政サービスに注目するだけでなく、事業者、国民を含む多様な関係者が参加し、その連携協力の拡大を図ることが重要である。

海洋に関する主要な施策は次のとおりであり、その内容は付属資料に示した。これは、基本計画策定の基礎となるものである。

- ① わが国海域の管理の確立
- ② 排他的経済水域および大陸棚の開発・利用、保全および管理
- ③ 海洋環境の保護・保全及び再生の推進
- ④ 持続可能な海洋資源の開発・利用の推進
- ⑤ わが国の経済および生活を支える海上輸送の確保
- ⑥ わが国海域の安全保障と海上における安全の確保
- ⑦ 国土保全と防災対策の推進
- ⑧ 沿岸域のより良い利用と管理
- ⑨ 海洋産業の育成および振興
- ⑩ 海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進
- ⑪ 海洋に対する国民の理解増進と海洋教育・研究の拡充
- ⑫ 海洋の国際秩序の先導と国際協力の推進

3. 新たな海洋立国へ

わが国は、世界規模で進行中の海洋の法秩序と政策の大きな転換に対応し、海洋の科学技術の発展を基盤として、海洋と人類の共生および国益の確保を目標とする海洋政策を策定・推進することにより、島国から海洋国家へと、新たな「海洋立国」を目指すべきである。

また、これにより、かつてないほど主権国家間の相互依存が強まっている国際社会において海洋秩序形成に先導的役割を發揮していくべきである。

海洋の総合的管理のための主要施策の内容

(1) わが国海域の管理の確立

① わが国海域の画定、総合的な管理法制度の整備等

わが国海域の管理を確立するため、国連海洋法条約の定めにしたがって、領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界、外縁の速やかな画定に努めるとともに、排他的経済水域及び大陸棚におけるわが国の主権的権利及び管轄権の行使、並びにその開発、利用及び管理に関する総合的な法制度を整備する。

また、隣接国との間における境界の画定について、わが国の主張に基づく合意の形成に鋭意取り組むとともに、あわせて管轄海域の拠点となる国境離島とその周辺海域の管理強化のための措置を講じる。

- a) 領海、排他的経済水域、大陸棚の境界及び外縁の画定
- b) 国連海洋法条約にのっとった排他的経済水域及び大陸棚の管理法制度の整備
- c) 隣接国との間の境界画定に向けた合意形成努力の推進
- d) 国境離島及びその周辺海域の管理強化

② 海洋管理のための調査の推進と海洋情報の整備

海洋の総合的管理に必要な海洋情報・データの円滑な収集、整備、保管、利用を確保するため、海洋の調査観測及び海洋情報の整備に係わる国家戦略を策定する等必要な施策を講じるとともに、これに関する国際的な連携を確保し、国際協力を推進する。

- a) 海洋の調査観測及び海洋情報の整備に係わる国家戦略の策定
- b) 海洋情報・データの管理機能の強化
- c) 統合された海洋調査・観測・監視システムの構築

(2) 排他的経済水域及び大陸棚の開発・利用、保全及び管理

条約により新たにわが国が資源、環境等について主権的権利や管轄権、及び管理責任を有することになった排他的経済水域の上部水域、海底及びその地下を含む海洋空間並びに大陸棚の開発・利用及び保全のために、これらの海洋空間の管理に関する総合的な国家計画を策定し、必要な管理体制を構築する。

- a) 排他的経済水域及び大陸棚の調査、開発・利用及び保全に関する計画の策定
- b) 亜寒帯から熱帯にいたる海域の特性に応じて区分した管理計画の策定

(3) 海洋環境の保護・保全及び再生の推進

海洋環境は、陸上起因・船舶起因汚染のほか、海洋投棄、漁業、海洋空間の開発・利用、海底資源探査・開発などの様々な活動の影響を受ける。海洋環境の保護、保全、再生を、これらの活動の管理と一体的に検討して対応するとともに、油流出その他の重大被害をもたらす恐れのある海洋汚染については、未然防止、事故発生時の迅速な防除等の対策を積極的に講じる。

また、閉鎖性水域の慢性的な水質汚濁については、継続的な調査・観測・監視を通じて海洋環境の状況や変化を把握し、陸域からの汚濁負荷削減などの対策を推進するとともに、汚染原因を究明し、これに対する対策を研究し、関係者の協調・協力の下に適切な対策を講じる。

さらに、藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や野生生物の生息地等の積極的な保全・再生を図るとともに、海洋における保護区の設定等、海洋生態系や生物多様性の保全のための施策を推進する。

漂流・漂着ゴミ対策など、内外の多様な関係者による協調・協力・協働が必要な取組を必要とするものについて総合的対策を検討する。

一方、地球温暖化への懸念が高まる中、海底下の地層に投棄できる廃棄物に二酸化炭素を加えることが国際的に合意されたのを受けて、海洋生態系への影響などを検討する。

- a) 油流出・その他の海洋汚染対策の推進
- b) 継続的な海洋環境モニタリングの実施
- c) 海洋環境影響評価・対応システムの構築
- d) 陸域からの汚濁負荷削減の推進
- e) 藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や野生生物の生息地などの保護、保全、再生
- f) 海洋生態系の科学的・計画的な保全のための保護区の設定の推進
- g) 漂流・漂着ゴミ対策の推進
- h) 地球温暖化対策に関する研究開発の推進
- i) 海洋環境の保全に関する国際協力の推進

(4) 持続可能な海洋資源の開発・利用の推進

陸域の資源に恵まれないわが国にとって、海洋資源の開発利用は最重要課題の一つであり、海洋環境や海洋生

態系の保護・保全に最大限の配慮をしながら、持続可能な海洋資源の開発・利用を推進する。そのため、海洋及び海洋資源に関する研究開発及び人材育成を積極的に推進する。

①水産資源

食生活の多くを水産物に依存しているわが国は、海洋が持続可能な食料生産の場であることの重要性を認識し、海洋環境及び海洋生態系の保全、並びに水産資源の適切な管理、保存及び持続可能な利用の確保に努める。また、開発途上地域等における水産資源の利用や海洋環境及び海洋生態系の保全に関する国際協力を推進する。

- a) 海洋環境及び海洋生態系の保全及び水産資源の適切な管理の推進
- b) 海洋の基礎生産力並びに水産物の自給及び供給基盤の向上に資する施策の推進
- c) 開発途上地域等における水産資源の管理に関する国際協力の推進

②海底鉱物資源

わが国の資源安定供給に資するため、広大な排他的水域・大陸棚に賦存が期待される石油・天然ガスの探鉱、開発並びに将来の鉱物資源として有望なメタンハイドレートや深海底鉱物資源（海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等）の探鉱活動を推進するとともに、その生産等のための技術開発を積極的に推進する。

- a) 排他的経済水域・大陸棚における石油・天然ガス資源の探鉱、開発の促進
- b) メタンハイドレートの探鉱活動及び生産等のための技術開発の推進
- c) 深海底鉱物資源の探鉱活動及び生産等のための技術開発の推進

③海水資源

近い将来世界的な水資源危機が起こり得ることを踏まえて、海水淡水化、海洋深層水の利用など豊富な海水資源の実用化について検討を進める。加えて、将来に備え、海水に含有する金属資源等の抽出技術の研究開発を一層促進する。

- a) 水資源の安定供給に寄与する海水淡水化技術の一層の推進
- b) 海洋深層水の利用の推進
- c) ウラン・リチウム等海水溶存物質の抽出技術の研究開発の推進

④再生可能エネルギー

将来の有望な再生可能エネルギーとして期待されている洋上風力発電の導入を促進するとともに、海洋温度差や波力・潮流等の海洋エネルギー利用に関する研究開発を推進する。

- a) 洋上風力発電の導入の促進
- b) 海洋温度差や波力、潮流等の海洋エネルギー利用に関する研究開発の推進

⑤海洋微生物・遺伝子資源

海洋微生物資源や遺伝子資源が、医薬品等の開発、遺伝子治療などへの貢献が期待される有用な資源であることを踏まえて、その研究開発を一層推進する。また、海洋微生物及び遺伝子資源の管理に関する国際協調において先導的役割を果たすよう努めるとともに、諸外国との間の国際協力を推進する。

- a) 海洋微生物・遺伝子資源に関する研究開発と産業利用の推進
- b) 海洋微生物・遺伝子資源の研究、探査、開発、保存、管理に関する国際協力の推進

(5) わが国の経済及び生活を支える海上輸送の確保

海に囲まれたわが国は、経済の発展及び生活の安定に必要な資源・エネルギー、食料、工業製品、生活用品の輸出入のほとんどを海上輸送に依存しており、国内輸送においてもその4割を海上輸送が支えている。このため、公海における航行の自由や領海の無害通航の確保、シームレスな国際物流の形成、海上交通網の拠点の整備、航行支援システムの構築など、効率的で安定した海上交通の構築とその安全確保、わが国の生命線であるマラッカ海峡など海上輸送路の安全の確保などに努める。また、国際競争の中で活動するわが国海事産業の競争条件の整備、技術力の継承と向上、船員等の海事技術者・専門家の育成・確保などその基盤強化を図り、平時・非常時の別なくわが国の経済と国民生活を支える安定した海上輸送の確保に努める。

- a) シームレスな国際物流の形成と海事産業の振興
- b) 海上交通網の拠点の整備
- c) 海上交通の安全確保
- d) 海上輸送にかかわる安全保障の推進
- e) 船員等の海上技術者・専門家の育成・確保
- f) 税制等の国際競争条件の均衡化

(6) わが国海域の安全保障と海上における安全の確保

わが国周辺の管轄海域の安全保障を確立するとともに、近年活発化してきた海を舞台とした違法な活動に対応してわが国の長い海岸と点在する島嶼及び広大な管轄海域における安全と法令の執行を確保するため、海上保安体制を強化するとともに、安全管理の強化と各国の関連機関間の国際協調の推進に取り組む。

- a) 拡大した管轄海域の安全保障の確立
- b) 海上保安体制の強化
- c) 各国の法執行機関等海洋関係機関の国際協調の推進

(7) 国土保全と防災対策の推進

近年、津波や高潮など海洋を起源とする自然災害の規模と被災の様相が変化しており、また、防災対策として設置されている各種構造物の老朽化が進んでいる。

これらに対応して、海岸侵食や津波、高潮等に対する沿岸域の安全性の低下を防止・軽減するために引き続き防災・減災対策に取り組むとともに、沿岸域における土地利用施策等も含めた国土保全のための総合的な施策を講じる。

- a) 海洋起源の自然災害対策の推進
- b) 海洋起源の自然災害に関する環境観測、監視体制の整備
- c) 防災と減災に配慮した土地利用施策の検討
- d) 国土保全のための海岸管理に関する枠組等の見直し

(8) 沿岸域のより良い利用と管理

① 沿岸域の総合的管理

わが国の国民生活と経済を支えてきた沿岸域では、近年、陸域起因汚染による閉鎖性水域の水質汚濁の恒常化、藻場・干潟・サンゴ礁等海洋生態系を支える浅海域の埋立等による生物生産性の低下、乱獲や環境変化による水産資源の減少、漂流・漂着ゴミによる海岸環境・景観の悪化、海面利用の輻輳や競合等による対立など様々な問題が生じている。

これらに対応して、より良い利用と保全のために、沿岸域を海陸一体の自然の系としてくくり、国、地方公共団体、事業者、住民など多様な主体の参画と連携、協働により、総合的な沿岸域管理を推進する。

- a) 多様な主体の参画と連携、協働による沿岸域圏管理システムの構築
- b) 沿岸域圏総合管理計画の策定のための支援制度の導入
- c) 閉鎖性水域の健全性の評価と総合的な対策の実施
- d) 流域圏管理との連携強化
- e) 海域利用における競合問題の合理的な解決システムの構築

② 親水空間の創造と海洋性レクリエーションの振興

わが国では、その長い海岸線に沿って人口と経済活動が集積し、海洋と密接に関連した地域社会、生活、文化、伝統等が形成されてきたが、経済の高度成長期を通じて臨海部の開発、人口の大都市集中、漁村の衰退、海洋環境や景観の悪化等が進行し、海と地域社会、国民生活が海から疎遠になり海洋に対する関心が薄れている。

沿岸域の豊かな自然環境と、そこに根ざした地域社会、生活、文化、伝統等、海洋がもたらす多面的機能及び魅力が、21世紀においても十分に継承・発揮されるよう適切な施策を講じる。

その一環として、国民が海とふれあう受け皿となる親水空間を沿岸域に創造するためのソフト、ハード両面にわたる施策を積極的に推進し、あわせて地域活性化に寄与するとともに、多様化する国民の余暇ニーズに対応する海のレジャーやレクリエーション等の振興や、国民が海の魅力を楽しむ機会の増進を図る。

- a) 海洋、沿岸域の自然環境及び景観の維持及び保全
- b) 漁村の多面的機能の維持向上
- c) 国民が海とふれあう親水空間の創造
- d) エコツーリズムの振興
- e) 海のレジャーやレクリエーション等の振興
- f) 船旅の活性化

(9) 海洋産業の育成及び振興

海洋の開発・利用を担う海洋関係の各種産業の発展は、わが国経済社会の発展を支え、雇用の拡大に寄与することを踏まえて、海洋産業の国際競争力の強化を図るとともに、先端的海洋産業の育成に努める。

また、国家プロジェクトによる海洋に関する研究開発を推進するとともに、その成果の海洋産業への移転を促進する。さらに、海洋産業に必要な人材の育成を大学や研究機関等において促進する。

- a) 排他的経済水域及び大陸棚の総合的な調査・開発・利用・保全のための国家的計画の推進
- b) 海洋産業の国際競争力の強化
- c) 先端的海洋科学研究・技術開発の推進による海洋産業の拡充、育成、振興
- d) 海洋産業の発展に結びつく研究開発助成制度の導入
- e) 海洋産業を支える広範な人材の育成
- f) 海洋における経済活動の活性化と新たな利用の推進

(10) 海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進

総合的な海洋政策の立案・実行は、科学的知見に基づいて行なわれるべきである。そのためには、海洋科学調査や海洋環境、海洋資源等に関する科学技術及び研究開発の充実が不可欠である。また、これらを支える重要な基幹的技術の推進、調査船や練習船などの船舶や先端的研究施設等の十分な整備・運用が必要であるほか、研究者、技術者等の人材の育成が重要である。

そこで、海洋の研究開発に関する国家計画を策定してその研究開発を計画的・総合的に推進する。また、大学や研究機関等における科学研究の充実を図る。

さらに、政府・大学・研究機関・企業・地域社会が連携して研究開発を進めるための助成制度を設ける。

- a) 海洋の科学的知見の充実のための海洋科学研究の推進
- b) 海洋の基幹的技術開発の推進及び船舶や先端的研究施設等の計画的整備・運用
- c) 海洋に関する科学研究及び技術開発の計画的総合的推進
- d) 海洋に関する科学研究及び技術開発に関する人材の育成
- e) 海洋に関する科学研究及び技術開発に関する助成制度の拡充
- f) 政府・大学・研究機関・企業・地域社会を結ぶ新たな海洋研究助成制度の導入

(11) 海洋に対する国民の理解増進と海洋教育・研究の推進

海洋の環境や生態系を重視した管理を進めていくためには、全ての国民がその重要性を理解して、自発的、積極的に管理に参加していくことが求められる。このため、特に、学校教育の中での海洋教育の推進を図るほか、社会教育、アウトリーチ活動の拡充を図る。

また、海洋管理に関する総合的な知見を身につけた人材を育成するために、大学における海洋に関する学際的教育・研究の充実を図るとともに、その取組に関する国際貢献を推進する。

- a) 学校教育、社会教育における海洋教育の推進
- b) 海洋に関する自然体験活動、総合的学習の機会の拡充
- c) 海洋の管理、科学研究、教育等の現場からの社会に対するアウトリーチ活動の推進
- d) 海洋の総合的管理を担う人材育成のための学際的な海洋教育、研究の推進
- e) 海洋に関する学際的教育と人材育成における国際貢献の推進

(12) 国際秩序の先導と国際的協調及び国際協力の推進

海水で満たされた海洋の事象は相互に密接な関連を有しており、海洋空間の問題は、国内、国際と問題を峻別できない性格を持っていることにかんがみ、国連海洋法条約、アジェンダ21その他の海洋の管理に関する国際的枠組みに積極的に参画して国際的連携を強化し、その中で先導的役割を果たすよう心がけるとともに、二国間協力及び国際援助機関を通じた経済・技術協力を推進する。

- a) 海洋管理の国際的枠組みにおける国際秩序先導と国際的協調
- b) 二国間協力及び国際援助機関を通じた経済・技術協力の推進

4 海洋基本法研究会設立要綱

1. 名称

本研究会の名称は、「海洋基本法研究会」とする。

2. 目的

本研究会は、国連海洋法条約により200海里まで拡大した沿岸国の管轄海域をめぐる近隣諸国間の競合・競争、深刻化する海洋環境の汚染・生態系の破壊・資源の減少、津波・高潮や海賊・海上テロなどの脅威など、総合的取り組みを要する海洋の諸問題に対するわが国政府の対応が依然として関係省庁ごとの縦割りで、的確に対応できていないことを憂慮し、その問題点を究明し、わが国の海洋政策のあり方を検討し、海洋政策大綱策定および海洋基本法制定の実現を図ることを目的とする。

3. 構成

本研究会は、日本の海洋政策の確立に関心を持ち、海洋政策大綱、海洋基本法の制定等の海洋政策を立案する志を共にする政治家、有識者その他関係者で構成する。

4. 運営

本研究会は、研究会の円滑な運営を図るため、数名の世話人を置く。

本研究会は、その構成メンバーが所属する政党の政策審議と密接な連携を図りつつ運営するものとする。

5. 研究会の予定

本研究会は、本年12月までに、海洋政策大綱案をとりまとめるとともに、海洋基本法案を作成し、関係政党の賛同を得て、来年度の通常国会への海洋基本法案の提出・成立を目指すものとする。

6. 事務局

本研究会の事務局は、海洋政策研究財団に置く。

5 海洋基本法研究会名簿

[敬称略・五十音順]

	荒井 正吾	自由民主党	参議院議員
(座 長)	石破 茂	自由民主党	衆議院議員
	大口 善徳	公明党	衆議院議員
	河本 三郎	自由民主党	衆議院議員
	榛葉 賀津也	民主党	参議院議員
(世 話 人)	高野 博師	公明党	参議院議員
(代表世話人)	武見 敬三	自由民主党	参議院議員
	長島 昭久	民主党	衆議院議員
	浜田 靖一	自由民主党	衆議院議員
	細野 豪志	民主党	衆議院議員
	渡辺 喜美	自由民主党	衆議院議員 (H18.9まで)
	上川 陽子	自由民主党	衆議院議員 (H18.10より)
	小野 征一郎	近畿大学農学部	教授
	来生 新	横浜国立大学	理事・副学長
(共 同 座 長)	栗林 忠男	慶応義塾大学	名誉教授／東洋英和女学院大学 教授
	小池 勲夫	東京大学海洋研究所	教授
	杉山 武彦	一橋大学	学長
	平 朝彦	独立行政法人海洋研究開発機構	理事 地球深部探査センター長
	高井 陸雄	東京海洋大学	学長
	武井 俊文	社団法人日本経済団体連合会	海洋開発推進委員会 委員長 (H18.5まで)
	伊藤 源嗣	社団法人日本経済団体連合会	海洋開発推進委員会 委員長 (H18.6より)
	柘植 綾夫	内閣府総合科学技術会議	議員
	十市 勉	財団法人日本エネルギー経済研究所	常務理事・首席研究員
	中西 寛	京都大学大学院法学研究科	教授
	古庄 幸一	株式会社エヌ・ティー・ティー・データ	特別参与
	湯原 哲夫	東京大学大学院工学系研究科	環境海洋工学専攻教授
(世 話 人)	秋山 昌廣	海洋政策研究財団	会長
(事 務 局 長)	寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事

6 海洋基本法案の立法推進体制

自民党

- ・海洋基本法合同関係部会
- ・海洋政策特別委員会（石破委員長、西村事務局長）
- ・海洋基本法 WT（小野寺座長）
（オブザーバー：衆・法制局、内閣官房、内閣府、国土交通省）

公明党

- ・海洋基本法制定 PT（高野座長、大口事務局長）

民主党

- ・海洋立国日本推進議連（西岡座長、三谷事務局長）
- ・海洋法制 PT（高木座長、細野事務局長）

7 国会における主な論点

① 衆議院国土交通委員会（平成19年4月3日）委員長提案を前提とした一般質疑

大塚高司委員

- ・ 諸外国の海洋政策
- ・ 国土交通省の海洋政策
- ・ 海の日 の意義と国民への周知
- ・ マ・シ海峡の航行安全の確保
- ・ 日本籍船・日本人船員の確保
- ・ 海洋汚染の防止、海洋ゴミ問題

大口善徳委員

- ・ 海洋基本法制定の意義
- ・ 内閣官房に推進本部を置く意義
- ・ 本部に有識者会議を置く必要性
- ・ 海洋政策担当相の役割
- ・ 海洋における国際的秩序の在り方
- ・ 新しい時代の海上保安庁の在り方
- ・ 海洋科学技術に関する研究開発の推進と普及
- ・ 日本籍船・日本人船員の確保

細野豪志委員

- ・ 海洋基本法と海上保安庁との関係
- ・ 海上保安庁の組織の在り方
- ・ EEZ 等での外国の科学調査
- ・ 国際海峡と領海

長島昭久委員

- ・ 海洋の秩序形成における我が国のリーダーシップ
- ・ PEMSEA への取り組み
- ・ 内閣府重要政策会議としなかった経緯
- ・ 諸外国との境界画定の必要性
- ・ 海洋に関する予算の確保
- ・ 海洋の環境保全と開発利用
- ・ 漂流・漂着ゴミ問題

糸川正晃委員

- ・ 我が国の海洋の面積
- ・ 外航海運の課題
- ・ 海洋気象観測、津波情報の活用
- ・ 海洋政策への取り組み

② 参議院国土交通委員会（平成19年4月19日）衆・国交委員長提案に対する質疑

松下新平委員

- ・ 議員提出となった背景と経緯
- ・ 諸外国の取り組み如何
- ・ 東シナ海ガス田問題
- ・ 民主党提出二法案の経緯と取扱い
- ・ 海上保安庁の位置付けと海上警備体制の増強
- ・ 第20条の趣旨と日本人船員の確保
- ・ 第28条の趣旨と海洋教育行政の推進
- ・ 高等教育における海洋関係教育研究の充実

谷合正明理事

- ・ 我が国の総合的な海洋政策が遅れた要因
- ・ 総合海洋政策本部が軌道に乗るためのポイント
- ・ 「公海自由から資源管理へ」原則と本法案の意義
- ・ 鉱物資源の開発、利用の推進のための海洋産業の振興
- ・ 海洋エネルギーの開発、実用化の可能性
- ・ 第25条第2項の海岸管理の取組
- ・ 海洋政策担当大臣としてふさわしい大臣
- ・ 日本の本格的な海洋新時代を開く海洋政策

小林美恵子委員

- ・ 総合的な政策が遅れた理由、今後の成果
- ・ 海洋は人類共有の財産との認識
- ・ 我が国の海洋政策が遅れている点
- ・ 海洋基本法案は国連海洋法条約の枠内の国内法整備
- ・ 「積極的な開発」の定義
- ・ 海洋の環境保全に影響を与える開発の規制
- ・ 海洋環境の危機について
- ・ メタンハイドレードの開発の危険性について

瀧上貞雄委員

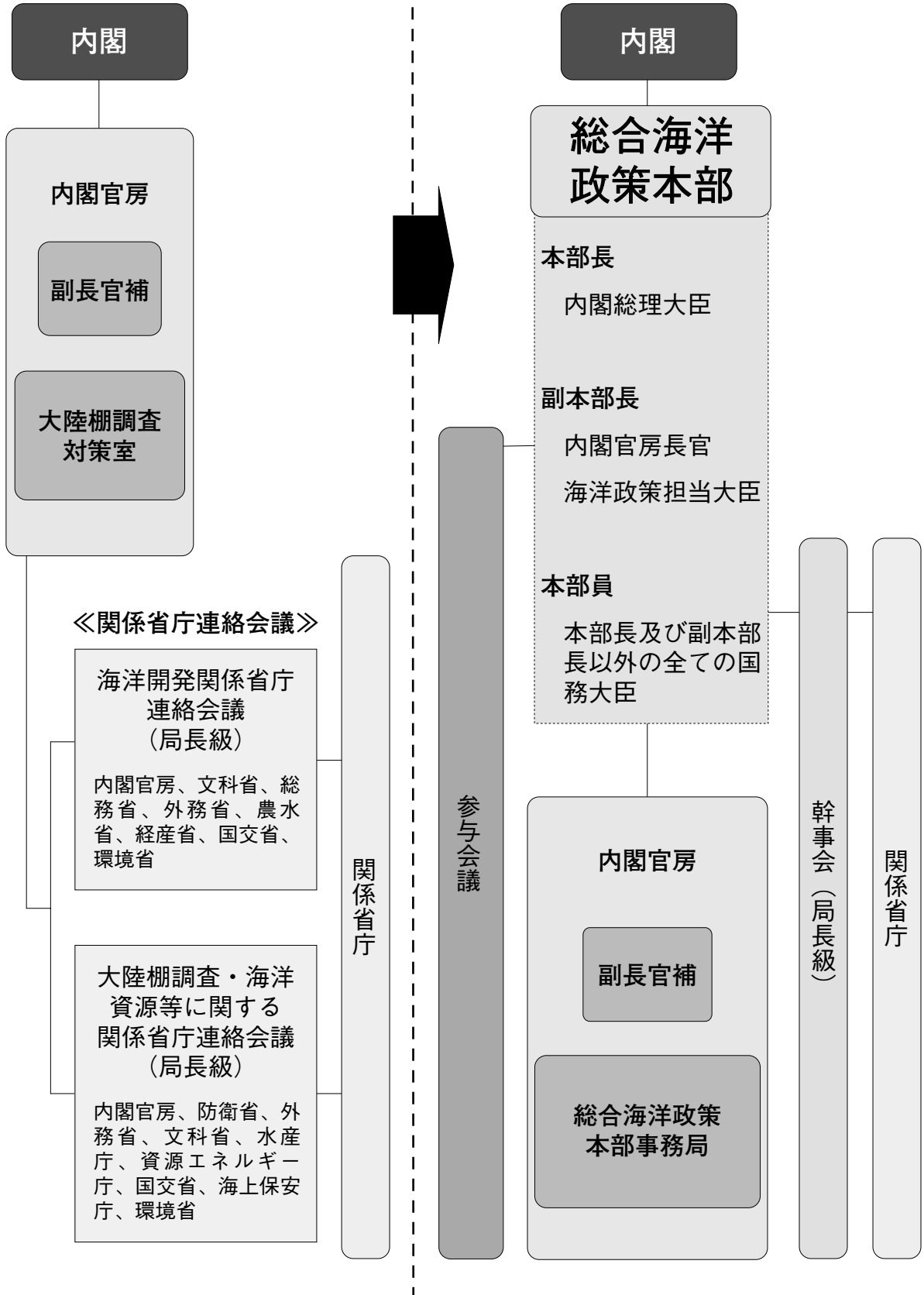
- ・ 環境、生態系優先の視点と水産業の位置付け
- ・ 第21条が想定するのは平時か、有事も含むのか
- ・ 平時における自衛隊の活動と周辺諸国への脅威
- ・ 内航海運における船員の労働条件の改善

8 海洋政策の推進体制

総合海洋政策本部（海洋基本法第29条）

旧体制

基本法制定後



9 海洋基本法フォローアップ研究会申し入れ

平成19年12月20日

① 海洋基本計画に対する意見

海洋基本法フォローアップ研究会

1. “広大な海域を基盤とする開かれた海洋国家”を海洋基本法第1条の「新たな海洋立国」の中心コンセプトとして海洋基本計画を策定する。

国連海洋法条約の下でわが国は、広さ447万 km²、世界第6位の200海里の海域を管理する「海洋国家」となった。これらの海域がもたらす、食料・エネルギー・鉱物等の資源、海洋空間、海洋環境、並びに安全保障は、わが国の経済発展と国民生活にとってきわめて重要であり、とりわけ、海洋・海底資源の開発による経済安全保障の確立は「わが国の真の自立」と「将来世代への責任」の観点から大きな意義がある。わが国は、これらを国家の発展基盤とする海洋立国を目指すとともに、国際的協調と国際協力に努めていくこととする。

そのため、本年を「新たな海洋立国」の船出の年として、戦略的な海洋基本政策を樹立し、国内法制度を整備し、関係予算を十分に確保して、全力を挙げて取り組むこととする。

2. 「海洋の総合的管理」を確立し、これにより以下の施策を展開する。

○海洋の総合的管理のために横断的・総合的な体制及び法制を整備し、予算を確保する。

- ・本部の海洋政策一元化機能の強化の一環として、海洋基本計画の具体的実施に向けたプログラム策定のための検討委員会設置、FS等の実施
- ・関連国内法制の整備（領海の保安、排他的経済水域等の開発・利用・保全・管理等、沿岸域の総合的管理、領域警備と国際海上交通の安全確保等）
- ・予算の確保（海洋関連予算の確保、総合海洋開発プロジェクト調査調整費の新設、エネルギー特別会計制度のあり方を含め海洋鉱物資源の探査開発に関する財源確保策の検討等。本格的予算は海洋関係省庁から平成21年度概算要求する）

○海洋に関する施策の策定・実施に必要な海洋調査の推進と海洋情報の管理に取り組む。

- ・海洋の調査観測および海洋情報の整備にかかわる国家戦略の策定
- ・海洋情報・データの管理機能の強化
- ・宇宙を含む統合された海洋調査・観測・監視システムの構築
- ・海洋情報インフラの整備

○広大なわが国の排他的経済水域・大陸棚の開発・利用、保全等に全力を挙げる。

- ・海洋資源の探査、開発、利用の推進（石油ガス・エネルギー資源／鉱物資源／熱水鉱床／水産資源等）
- ・海洋空間の利用と海洋環境の保全の推進（海上交通、多目的洋上基地、沖合養殖、海洋保護区等）

○国際社会の重要課題である地球温暖化対策に鋭意取り組む。

- ・地球温暖化に関する科学的研究の推進（海洋のCO₂吸収メカニズム、地球温暖化が海洋の基礎生産力に与える影響等）
- ・地球温暖化対策に関する研究開発の推進（猛暑・集中豪雨・豪雪等の予測、CO₂の海底貯留等）
- ・沿岸域および沖ノ鳥島等の離島の海面上昇対策の推進

○海域国家の重要基盤である沿岸地域と離島の保全・整備に取り組む。

- ・地域を主体とした沿岸域の総合的管理の推進
- ・陸域からの汚染負荷削減の推進
- ・海の生態系の構造や物質循環の機能に着目した閉鎖性内湾・内海の管理
- ・過疎・高齢化の進む沿岸農漁村・離島の保全、交通の確保等
- ・管轄海域の拠点となる無人島の管理、保全・利活用等
- ・防災・安全対策等の推進

○わが国の経済及び生活を支える海上輸送の確保を図る。

- ・日本籍船・日本人船員の確保

- ・トン数標準税制の導入
- ・船員等の海上技術者・専門家の育成・確保
- ・海上交通網の拠点の整備
- ・マラッカ・シンガポール海峡など海上交通路における航行安全対策等の推進

○わが国の平和、安全および海上の安全、治安を確保する。

- ・領海の秩序維持および安全確保のための体制整備
- ・周辺海域および国際海上交通の安全確保のための仕組み・体制作り

○海洋の開発、利用、保全等に不可欠な海洋産業について国を挙げてその振興を図る。

- ・先端的研究開発、技術の高度化、人材育成、競争条件整備、及び新規事業開拓等
- ・在来型産業振興（海運、水産、海洋工事等）、先端型産業振興（海洋調査、資源・エネルギー、環境等）
- ・産業間の協力・調整の仕組み作り（漁業共生型プロジェクト等）
- ・地域の経済基盤となりうる海洋新産業の創生

○海洋管理の基盤となる海洋科学技術の研究開発を推進する。

- ・新海洋科学技術開発プログラムの創設（オーシャン・インセンティブ21）
- ・海洋の基幹的技術開発の推進および船舶や先端的研究施設等の計画的整備・運用

○国民の理解と関心を深めるとともに、海洋政策の課題に的確に対応できる人材を育成するため、海洋教育の充実を図る。

- ・国民、とくに青少年の海への関心を高めるための学校教育・社会教育の推進
- ・大学等における海洋に関する学際的、および基礎的・先端的な教育研究の充実
- ・人材育成への民間資金導入の仕組みの検討

○海洋秩序先導と国際協力を推進する「海洋外交」を積極的に展開する。

- ・海洋関係国際会議への積極的参加、並びに官学民連携による海洋に関する非公式な協議への参画とネットワークの形成
- ・公海における航行の自由、国際海峡における通過通航や領海の無害通航の確保
- ・わが国周辺海域における海洋の開発、利用、保全等に関する国際協力の推進
- ・アジア諸国、太平洋島嶼国等の海洋管理の取り組みに対する国際協力の推進
- ・海洋調査、海洋情報の利用に関する国際協力の推進
- ・国際海洋科学技術研究プロジェクトへの積極的な参加協力

平成19年12月28日

② 海洋基本法に基づく国内法の整備について（申し入れ）

海洋基本法フォローアップ研究会

総合的海洋政策を着実に推進するため、海洋基本法第14条に基づき、下記により国内法の整備を進められることを強く要望する。

記

政府は、国会決議を踏まえ、海洋に関するわが国の利益を確保し、及び海洋に関する国際的な義務を履行するため、つぎに掲げる国連海洋法条約その他の国際約束に規定する諸制度に関するわが国の国内法制を早急に検討し、結果を得られたものから順次法制化等の措置を講じること。

- ・領海の保安に関する法整備
- ・排他的経済水域等に関する総合的な法整備（資源・エネルギー等の探査・開発・保存・管理、海洋の科学的調査・海洋環境保全・海洋施設構築物に関するものを含む）
- ・沿岸域の総合的管理に関する法整備
- ・領域警備と国際海上交通の安全の確保に関する法整備

なお、排他的経済水域等とは、海洋基本法第19条に規定されている排他的経済水域及び大陸棚をいう。

以上

10 小学校における海洋教育の普及推進に関する提言

1. 提言の背景

1) 我が国における海の重要性

地球上の水の97.5%を湛え地球表面の7割を占める海は、我々人類をはじめとする生命の源であるとともに、地球全体の気候システムに大きな影響を与え、海→空→森→川→海を巡る水の循環の大本として、生物の生命維持の上で極めて大きな役割を担っている。この海がもたらす比較的安定した環境の下、我々人類はその誕生以来繁栄を続け、我が国もまたその恩恵を最大限に受けて発展してきた。

総延長34,800km、世界第6位の長さを誇る我が国の海岸線には流水から珊瑚礁までの様々な環境が見られ、また沖合に広がる海域には多様な生物・エネルギー・鉱物等の天然資源が豊富に存在している。そして我々は、この海を資源の確保の場として利用するのはもちろんのこと、世界と交易を行う交通の場として、また外国の侵略から国土を守る自然の砦として、あるいは国民の憩いの場として多面的に利用し、海との深いかわり合いの中で我が国の社会・経済・文化等を築き、発展させてきた。現在では、総人口の約5割が沿岸部に居住し、動物性タンパクの約4割を水産物から摂取し、輸出入貨物の99%を海上輸送に依存している。

2) 海を取り巻く国際社会の動向

これまで人類は、狭い領海の外側に広がる広大な海は誰もが自由に開発・利用できる「海洋の自由」という考えの下、新たな資源の可能性を求めて積極的に海に進出していった。特に近年、科学技術の進歩発達により人間の海域における行動能力が増すと、これを背景に沿岸国による海域とその資源の囲い込みが進行したが、その旺盛な活動は一方で世界各地に海洋の汚染、資源の枯渇、環境の破壊を引き起こし、結果として我々自身の生存基盤を脅かす事態となった。

しかし、今後更に増加し続けると予測される世界人口が必要とする水・食料・資源・エネルギーの確保や物資の円滑な輸送のためには、今後も更に海を有効に利用していくことが不可欠となっており、限りある海の恩恵を将来の世代に引き継いでいくためには、海の開発・利用・保全を総合的に管理しなければならないことが明らかとなってきた。

海の総合管理は我が国一国だけの問題ではなく、地球上の全ての国々が協調して行わなければならない。なぜなら海は水で満たされているため、海で起こる事象は相互に密接な関連を有しており、ある一箇所で起こった事が時・所を越えて様々な形で他所に伝播・影響するからである。このため海洋空間の問題は、国内・国際と問題を峻別することができず、国際的な視点で取り組まなければならないという側面を強く持っているのである。

このような状況の中、ほぼ半世紀にわたる長い議論を経て、国連海洋法条約が1994(平成6)年について発効した。同条約は沿岸国に排他的経済水域における主権的権利・管轄権を認める一方、海洋環境の保全や保護を義務付けるなど、海洋にかかわるほぼ全ての分野をカバーする法的な枠組みとルールを定め、海の憲法と呼ばれている。

また1992(平成4)年のリオ地球サミットにおいては行動計画「アジェンダ21」が採択された。その第17章には、海洋と沿岸域の環境保護と持続可能な開発・利用についての政策的枠組みが詳細に定められた。

これらによって、海洋の開発・利用・保全・管理に取り組む国際的な枠組みとルールができた。今や海は、国際的な合意の下に、各国による広大な沿岸海域の管理を前提にしつつ、人類の利益のため各国が協調して海洋全体の平和的管理に取り組む時代となった。このように20世紀後半は、「海洋の自由」の原則から、「海洋の総合管理」という新たなパラダイムへと移行した点で、大きな時代の転換期と言える。

これらを踏まえ、近年世界の国々は、海洋を総合的に管理するための海洋政策の策定、法制度の整備、これを推進する行政・研究組織の整備・統廃合、広範な利用者の意見を反映する手続きの制定などを行い、沿岸域を含む全ての海域の総合的な管理に熱心に取り組んでいるところである。

3) 我が国に求められている取り組み

我が国においては、国連海洋法条約によって世界第6位の管轄海域を手に入れるなど大きなメリットを受けているにもかかわらず、海運・水産・建設など利用形態に応じた機能別縦割りの取り組みに終始していた。しかし、2007(平成19)年4月に海洋基本法が制定され、総合的な海洋管理を推進するための取り組みがようやく始まった。これを受け、我が国で初めての海洋基本計画が策定される。

海洋環境の保全並びに海洋及びその資源の持続可能な開発を進めるためには、我々国民一人一人に、その重要性を理解して、自発的・積極的に管理に参加していくことが求められる。このためには、海に対する正しい理解と関心を深めるための教育活動が極めて重要である。海洋基本法の第二十八条は、広く国民一般が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進等のために必要な措置を講ずるものとするとともに、大学等において海洋に関する政策課題に対応できる人材育成を図るべきことを定めた。

したがって、新たな法制度の枠組みの下で国民の海に対する理解・関心を深め、特にこれからの将来を担う青

少年への教育の拡充を図ることが喫緊の課題である。

2. 教育の現状

1) 我が国の初等教育の現状

2006（平成18）年12月改正の教育基本法では、知・徳・体の調和のとれた発達を基本としつつ、個人の自立、他者や社会との関係、自然や環境との関係、国際社会を生きる日本人、という観点から具体的な教育の目標が定められている。これに基づき、2007（平成19）年6月公布の学校教育法の一部改正では、義務教育の目標が具体的に示され、また第三十条〇2において「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と明記され、学力について明確な定義がなされた。

一方、子供の学力の状況とはいえば、2007（平成19）年4月実施の全国学力・学習状況調査や2003（平成15）年のPISA（Programme for International Student Assessment）調査等の各種調査結果から、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、全体として一定の成果が認められるものの、思考力・判断力・表現力などを問う読解力や記述式の問題への対応に課題があることが明らかになった。また、子供たちの心と体の状況については、規範意識が薄れ生活習慣が確立されていないこと、体力低下の問題など課題は多く、特に学習への意欲が低く、自己の将来に対して無気力であったり、不安を感じたりしている子供が増加するとともに、友達をはじめ周囲の人との人間関係を作り出すことができない子供が増えているといった問題が指摘されている。

このような状況の中、初等教育においては基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用していく能力、自ら学び探究しようとする主体的な学習意欲、豊かな心と体、他者との共生の態度などが求められている。2008（平成20年）の学習指導要領の改訂においては、こうした動向を踏まえ、各教科の改善と教科と総合的な学習の時間の関係の見直し、言語活動、体験活動の重視、道徳教育の充実などを図ることとなった。

また一方で、学校教育に寄せられる期待やニーズの幅が広がっていることや、学校の職務が複雑多様化していることに伴い、学校教育の条件整備があらためて求められている。さらには、学校教育だけではなく、社会や家庭の教育の在りようにも目を向けていく必要があり、激しく変化する社会に対応しながら、一人一人の良さや可能性を発揮する人材の育成、持続可能な社会の形成者として自然環境などとの好ましい関係を構築できる人材の育成、国際的な視野で地域や社会の発展にも貢献できる人材の育成を、学校・地域・家庭が一体となって、取り組むことが求められている。

2) 我が国の海洋教育の現状と課題

学校教育における海洋教育についての取り上げられ方は、戦後の学習指導要領の変遷を振り返ると分かりやすい。特に小学校については、1947（昭和22）年の学習指導要領（試案）では海の学習が具体的に明記されていたが、徐々に海に関する記述が減少し、1998（平成10）年改訂の学習指導要領においては具体的な表記は見あたらない。教科書中の海に関する記述が少ないのはこれに起因している。また、安全面等の理由から、臨海学校が行われなくなってきている、海に近い学校であっても積極的に海へ行かない等の傾向が顕著である。このような状況から、海洋の重要性に比して海の学習機会が少ないのは問題ではないか、との指摘が各方面からなされている。

こうした中、1998（平成10）年に創設された「総合的な学習の時間」は、各学校の創意工夫により、地域に応じた課題が取り上げられるようになり、海辺に近い多くの学校が海を題材にした学習に取り組むようになるなど、海洋教育の普及に追い風となったことは間違いない。しかし一方で、各学校には人的または時間的余裕がない、教材や支援体制が未整理・不十分である、総合的な学習の時間の全体計画の策定も不十分、などの課題も明らかとなった。1998（平成20）年の改訂においては時間数は削減されたものの、各学校の指導計画に基づいて探究的な学習を推進することとなり、海の学習の広がりが期待される。

このような中で制定された海洋基本法は、海洋教育の重要性をあらためて取り上げ、これまで曖昧だった海洋教育の意義を明確に示し、必要な措置を講ずるよう定めた。

（海洋に関する国民の理解の増進等）

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

これにより、学校教育及び社会教育において海洋に関する教育を推進するために必要な措置を講ずるべき国の責任が明確となった。今後は海洋基本法の理念に基づいて新たな「海洋教育」を推進していく必要がある。そのためには「海洋教育」を定義付け、並びに普及推進のための具体的施策の検討が急務である。

3. 海洋教育の定義に関する提言

以上にかんがみ、海洋教育を以下のように定義して、それに基づいて普及推進に努めるべきである。

海洋教育の定義

「人類は、海洋から多大なる恩恵を受けるとともに、海洋環境に少なからぬ影響を与えており、海洋と人類の共生は国民的な重要課題である。海洋教育は、海洋と人間の関係についての国民の理解を深めるとともに、海洋環境の保全を図りつつ国際的な理解に立った平和的かつ持続可能な海洋の開発と利用を可能にする知識、技能、思考力、判断力、表現力を有する人材の育成を目指すものである。この目的を達成するために、海洋教育は海に親しみ、海を知り、海を守り、海を利用する学習を推進する。」

4. 小学校における海洋教育の普及推進に向けた提言

1) 基本的な考え方

海洋基本法第二十八条では、国民一般の海に対する理解・増進を学校教育と社会教育に求めるとともに、海洋に関する政策課題に対応できる人材育成を大学等に要請している。しかし現状は、学校教育には、既に述べたとおり、様々な課題が山積している。一方の大学等による人材育成においても、海洋問題の総合的な取り組みに必要な学際的な教育はまだ始まったばかりの段階である。しかし、専門性をもった人材の育成は、基本的な海洋への理解が浸透してこそ、対象者を増やすことができる。したがって学校教育、特に基礎的・基本的な知識・理解を身に付ける小学校教育は、海洋教育全体の中でも極めて重要な位置付けにあることから、以下に挙げる5項目を早急に検討し、海洋教育普及推進の体制を構築することを提言する。

2) 提言

1. 海に関する教育内容を明らかにすべきである

海は自然現象から社会事象、さらには文学・芸術的な要素をも包含する幅広い学習題材としてとらえることができる。この特徴を活かすためには、理科や社会科等の教科学習のみならず、教科横断的なアプローチとして、自然に触れ海に親しむための体験活動、またそれらを組み合わせた探究活動によって、総合的な思考力並びに判断力を養う学習が望まれる。学校にこうしたアプローチの指針を示すため、具体的な教育内容及び方法を早急に明確化して提示すべきである。コンセプト、コンテンツについては別表「内容系統表」(参考事例)を参照されたい。

2. 海洋教育を普及させるための学習環境を整備すべきである

学習指導要領中に海に関する直接的な記述が限られている中で海洋教育を普及させるためには、学習指導要領の関連する内容を吟味し、それに沿った形で教科書中の海に関する記述を増やす取り組みを積極的に行うべきである。副教材や学習プログラム等の周辺教材等の充実、ITを活用した海洋教育情報ネットワーク及び安全に体験学習が行えるフィールドの整備・提供を行われなければならない。

3. 海洋教育を広げ深める外部支援体制を充実すべきである

海洋教育は外部からの協力によって更に理解が深まる内容が多い。そのためには海洋教育及び学校側の意図を理解し、各学校が必要とする部分を効果的に支援する外部支援体制の整備を検討する必要がある。具体的には、博物館、水族館、大学及び研究機関、海洋関係団体、NPO、漁業協同組合、商工会議所、海運・水産・建設等の海洋関連業界などが支援可能な内容を整理し明確に示すとともに、関係省庁、教育委員会においては海洋教育の重要性を認識し、学校への支援体制を構築すべきである。

また、外部支援は単発ではなく継続的に実施することが重要であるため、これら外部支援機関の活動を財政面も含めて多面的に支えるための枠組みとして、企業の社会貢献活動枠の活用、海洋教育基金もしくは海洋教育財団等の設置などの枠組みの構築が併せてなされるべきである。

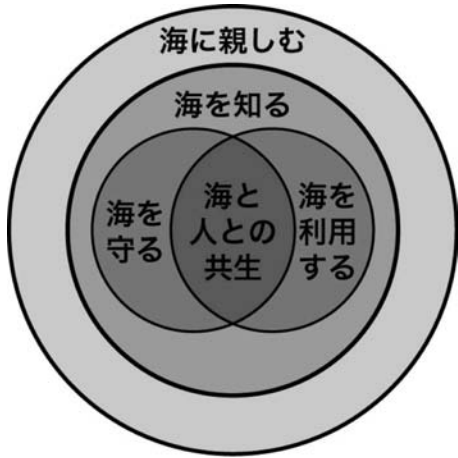
4. 海洋教育の担い手となる人材を育成すべきである

海洋教育の実践にあたっては、それを担当する教員の養成と研修が不可欠である。このため、その担い手となる教員を育成するための教育体制の整備がなされるべきである。また現役の教員に対する海洋教育もまた重要であり、教職課程や現任教員の研修の場において、海について学ぶ機会を設けるべきである。また、教育現場に向いて海洋教育を教員に代わって行う海洋に関する専門的な知識を有する海洋インタープリターなど、外部人材の育成も併せて拡充されるべきである。

5. 海洋教育に関する研究を積極的に推進すべきである

学校教育における海洋教育は、まだ実践例も少ないことから、その教育内容や指導方法、また効果測定など教育的な分析が不十分である。またモデルカリキュラムの研究も未着手の状態にある。このため海洋教育に関する研究が行われるべきであり、また、それを推進する大学等研究拠点の整備についても併せて行われるべきである。

小学校における海洋教育のコンセプト概念図



海に親しむ

海の豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、海に対する豊かな感受性や海に対する関心等を培い、海の自然に親しみ、海に進んでかかわろうとする児童を育成する。

海を知る

海の自然や資源、人との深いかかわりについて関心を持ち、進んで調べようとする児童を育成する。

海を守る

海的环境について調べる活動やその保全活動などの体験を通して、海的环境保全に主体的にかかわろうとする児童を育成する。

海を利用する

水産物や資源、船舶を用いた人や物の輸送、また海を通じた世界の人々との結びつきについて理解し、それらを持続的に利用することの大切さを理解できる児童を育成する。

	低学年（1・2学年）	中学年（3・4学年）	高学年（5・6学年）
海に親しむ	海辺を歩いてみよう	・浜辺の生き物を見つけよう ・砂で遊ぼう ・海の絵を描こう	
	海辺の探検に行こう		・海の生き物を育てよう ・施設（漁港、灯台、栽培施設）を見学しよう
	船に乗ろう		・いろいろな船に乗ってみよう ・人が乗れる船を造ってみよう
	臨海学校に行こう		・海苔作り、干物作り体験をしよう ・漁師の仕事体験をしよう ・海を守る仕事の体験をしよう ・港湾施設の人の仕事を体験しよう
	海の仕事体験をしよう		
海を知る	海の生き物を知ろう	・身近な海の生き物の名前を調べよう	
	海の生き物を調べよう		・いろいろな場所による生き物の違いを調べよう ・海と淡水の生き物の違いについて調べよう
	海の乗り物について調べよう	・地域の海を航行する船について調べよう	
	海で働く人々の生活について調べよう		・地域にある海の産業について調べよう
	海による世界との結びつきについて調べよう		・日本の海運について調べよう ・日本の水産業について調べよう ・海に住む微生物について調べよう ・海と川や山との関係について調べよう
	海による世界との結びつきについて調べよう		・世界との結びつきに関する海運の働きについて調べよう
	海の世界の歴史について調べよう		・地域の世界にまつわる文化や伝統について調べよう ・海を通じた文化交流の歴史を調べよう
海を守る	人々の暮らしと海との自然に考えよう	・身近な海のゴミ拾おう	・地域の海岸クリーン作戦に取り組もう ・海を自然を守る気持ちを絵に描こう
	海にやさしい暮らしについて考えよう		・生活排水と海との関係について調べよう ・海を自然を守りたい思いを絵に描こう
	環境の変化と海との関係を調べよう		・身近な海辺の漂着物はどこから来たのか調べよう ・温暖化と海の変化について調べよう ・海環境の変化と生き物の暮らしについて調べよう ・海環境の変化と人々の暮らしについて調べよう
海を利用する	海による地域の結びつきについて調べよう	・漂流物を使って作ろう ・地引あみ大会に参加しよう	・日本各地との結びつきについて、海を交通を通して調べよう
	海のエネルギー		・日本の海洋でのエネルギー開発について調べよう
	海による世界との結びつきについて調べよう		・世界の結びつきと海運の働きについて調べよう ・貿易での海の働きについて調べよう
	水産業について調べよう		・地域にある水産業について調べよう ・日本の水産業について調べよう

初等教育における海洋教育の普及推進委員会

- 委員長 佐藤 学（東京大学大学院教育学研究科 教授／日本教育学会 会長）
 嶋野道弘（文教大学 教授／日本生活科・総合的学習教育学会 会長）
 白山義久（京都大学フィールド科学教育研究センター長／教授）
 寺島紘士（海洋政策研究財団 常務理事）
 宮崎活志（文部科学省 初等中等教育局 視学官）
 山形俊男（東京大学大学院理学系研究科 副研究科長／教授）

（五十音順）

事務局 海洋政策研究財団

11 わが国の非常時における日本船舶及び日本人船員の確保についての緊急提言

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

1 研究会設置の背景と検討状況

1980年代、特に1985年のプラザ合意以降日本の国際海運企業は、急激な円高の影響などを受けて厳しい国際競争にさらされ、日本人外航船員の大幅削減策、便宜置籍船の増加策等を実施し、補助金にも頼らず自力で国際競争の中を生き残ってきた。

このような状況のなか、平成17年7月日本船主協会及び全日本海員組合から国土交通大臣に対し、船・機長配乗要件通達の見直し等に関する申し入れが行われた。この内容が実現すると、全員外国人船員の手により運航される日本船舶が出現することとなる。

海洋政策研究財団では、日本船舶が百隻、日本人船員が三千人を割り込むまでに減少したことは、物資の安定輸送のためという状況を通り越して、非常時の輸送を社会としてどう考えるかという状況にまで立ち至ったとの認識のもと、非常時の危機管理はもとよりエネルギー、食料安全保障にも対応できないのではないかとの問題意識を持ち、研究会を設置し論議を重ねた。

その結果、日本船舶及び日本人船員の減少は、海事産業にとどまらずわが国経済社会全体の課題とまでなっていると理解に達し、特に日本人船員の養成・確保に関しては、社会的対応が大きく立ち遅れているとの認識を強め、提言を行うこととした。

(*) 日本外航船舶数と日本人外航船員数の推移

単位：隻、人

年	1972・ 74	1980	2001	2002	2003	2004	2005
日本籍船隻数	1580 (1972)	1176	117	110	103	99	95
日本人外 航船員数	56833 (1974)	38425	4233	3880	3336	3008	2625

出典：平成18年版海事レポート（国土交通省海事局）

2 海事政策において不足する総合安全保障論議

総合安全保障論議については、大平内閣時に始まり、運輸政策審議会、運輸白書においても、非常時における一種の自国貨自国船主義が主張されている（昭和58年）。しかしながらその後日本船舶及び日本人船員が急減する中で、むしろ海事に関する安全保障論議が大きく後退していることは不思議な現象である。

エネルギー、食料等については、エネルギー政策基本法、食料・農業・農村基本法により、それぞれ安全保障政策が体系的に推進されるようになってきたが、これらの分野においても輸送に関しては平時の発想しかなく、輸送手段は市場で調達できるという発想しか存在しない。非常時に国民の最低限の生活水準を維持するための海上輸送所要についての論議と国家レベルの検討がなされておらず、多くの国民は豊かな現在の状況が永久に継続すると錯覚しがちである。

国際海事行政は、基本的には日本船舶の存在を前提として行われるはずであるが、日本船舶が激減した今日の段階では、その前提を根本から見直さなければならない状況に立ち至っている。その際、わが国国民経済の必要を満たすための海運による国際物流確保という国際海事行政の基本目標を考えるならば、たんに海上輸送という事業を律する法制度にとどまらず、各種の非常時における海運の確保という危機管理法制の側面にまで踏み込んだ幅広い行政のスコープが必要となる。

わが国の海上防衛力は、冷戦時、わが国周辺海域と一千海里の海上輸送路における海上交通の安全確保を目標として構築され、海上護衛能力において実質的に世界第二位となっている。他方、冷戦後の国際情勢は複雑多様化しており、それまでの国家間の「全面戦争」とは異なる民族、宗教、領土、資源等に起因する各種の紛争が各地で今なお発生しており、それも、テロ、ゲリラ等、始めと終わりがなく、警察力あるいは軍事力で対応するかも不明確で、ある国家又はこれに準ずる勢力が関与した「戦争以外の軍事作戦」であることから、これ等各種の非常時に対応した施策を構築することが必須である。このためわが国国民経済を支える海上交通に対する脅威もこれまでの国家間の「全面戦争」から「戦争以外の軍事作戦」までの幅広い概念を含めて想定しなければならず、また、湾岸諸国の不安定化や船舶に対するテロ、マラッカ海峡における海賊事件の頻発に見られるように、一千

海里をはるかに超える広がりをもって出現している。海上交通の阻害が国民経済に及ぼす影響を考慮すれば、有事平時を問わず、海運の確保、就中、非常時に国家として必要な自国船舶と自国船員の確保の問題は、海上防衛力の整備・運用の問題と並んで国家の安全保障問題として適切に位置づけられなければならない。

3 わが国の非常時における海上輸送制度

太平洋戦争時等の民間海上輸送は、臨時船舶管理法（昭和12年法律第93号）に基づき行われたが、同法には航海制限・命令規定のほか、船舶の海外譲渡・譲受、建造許可制度といった戦後の海事法制度に引き継がれた制度の基礎となったものが存在した。「海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律」（昭和27年法律第35号）、昭和二十年運輸省令第四十号（航海ノ制限等ニ関スル件）等の立法措置は現在もなお有効な法律として存在している。一般的な航海命令規定も海上運送法に引き継がれたものの、昭和26年の法改正により航海命令規定は内航に限定された。航海命令による政府の補償制度が海外から海運会社に対する経済保護政策との批判に配慮したためである。

現在の海上運送法（昭和24年法律187号）は、国際海上輸送の確保上重要な船舶を国際船舶と範疇化して、国際船舶を海外に譲渡、貸渡するときは国土交通大臣に届出なければならないと義務を課している。国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図る上で著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該譲渡又は貸渡しを中止すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとされているものの、非常時における対応策との直接的関係は規定されていない。そもそも財産処分は自由が原則であり、船舶の海外譲渡等に関してのみ戦時法制の残滓として存在しているわけであり、非常時における日本船舶の確保策を新たに明確に講じるべきである。

国民保護法においては、海上輸送事業者を指定公共機関として指定し、住民避難等のため必要な協力を求めることができるとされているが、指定の対象は内航海運業者に限られている。わが国の非常時はもとより、わが国の輸送に影響を及ぼす海上テロ等、国家間の全面戦争とは異なる緊急事態にあっても、できる限り平時に近い国民生活の水準を維持することが望ましいが、そのためには、各種非常時における国際海運をいかに確保するかという観点が必要である。

4 緊急提言

① わが国が必要とする日本船舶及び日本人船員の規模の確定

非常時に国民の生活確保に最小限必要とされるエネルギー、食料、その他の物資の内容と量を見積もり、海上輸送への依存比率から最低維持すべき日本船舶と日本人船員の規模につき、早急に関係行政機関及び関係団体が協議し算定すべきである。また、平時においても日本としてのナショナル・ミニマムにつき関係者の共通理解を得ておくべきである。シナリオとシミュレーションによる実証研究を行い、広く国民に対して情報公開することで認識を共有することが必要である。

② 非常時における日本船舶及び日本人船員確保の制度的対応策の確立

米国、韓国及び欧州等でも自国船の急激な減少の中で従来の制度では非常時における必要船腹の確保は困難であるとの認識のもと、平時から非常時に必要な船舶・船員を確保する助成策を制度化して実施している。これ等の制度をも参考にしながらわが国においては、非常時に必要とされる日本船舶及び日本人船員を確保し、かつまた、これ等の船舶・船員が非常時に対応できるようにする、わが国独自の制度的対応策を検討すべきである。

(*) 米国は、国家安全保障を理由として、自国商船隊に対して政府助成を行う新運航補助制度(MSP)を実施している。韓国では、非常事態に国民経済に緊要な物資と軍需物資を輸送するための船舶を国家必須船舶として制度化している。イギリス、ドイツ、オランダ、スペイン等の主要国においては、自国人船員を確保するため自国籍船または第二船籍の船に配乗される船員の所得税の減免を実施している。

③ 若年海上勤務者の確保策の確立

日本の国際海運企業、海上自衛隊等において若年層の海上勤務への意識は、1980年代以降後退しつつあり、船員のライフサイクルの魅力が低下している。また、海に対する教育が一貫して行われていないことから、国民全体が海に対して関心が希薄化している。日本人外航船員の減少問題に対する対応も、船員若年層に関する意識調査を含めその問題点等を早急に調査した上で、これからの少子化社会という社会労働環境を踏まえ、単なる経済条件の向上にとどまらず海事社会における若年海上勤務者へのライフプランの提示等幅広い政策を講じるべきである。

同時にわが国の海事関係の教育について体系的な充実を図る必要がある。小学校から大学に至る教育課程において「海」の占める割合は、欧米に比較して極端に低く、特に近現代史における海の歴史的役割についての教育は、授業時間の配分も含めて皆無に等しいといわれている。このことが若者の海への関心を薄め、「海のロマン」の希薄化に繋がっていると考えられる。日本にとっての海の果たす役割や価値及び海に関する

る歴史教育の充実と海事思想の普及が必要である。

なお、海上自衛官の多くは若年退職しており、船員として引き続き活躍できるよう、公的資格の認定制度の改善等も検討すべきである。

(*) 韓国海洋水産部では国家必須船舶を維持するために必要な自国船員確保のため、船員職歴開発プログラム制度を設け、韓国海洋大学等における自国船員教育訓練能力増強を図ることとしている。わが国では民間海運会社及び労働組合関係者から構成される船員・船籍問題労使協議会において「日本人船員（海技者）確保・育成に資するための施策「骨子」について」が平成18年5月23日に取りまとめられている。

④ 非常時における日本船舶及び日本人船員の確保に関し政策枠組を示す基本法の制定

わが国の非常時における日本船舶及び日本人船員の確保に関する緊急提言事項である、わが国が必要とする日本船舶及び日本人船員の規模の確定、非常時における日本船舶及び日本人船員確保の制度的対応策の確立並びに若年海上勤務者の確保策の確立に関して、立法府はわが国の非常時における日本船舶及び日本人船員の確保に関する基本的な方針と枠組みを規定する基本法を制定すべきである。同時に、緊急提言事項を含めた海洋政策を一元的に管理する海洋政策管轄担当の政府機関と主管大臣を早急に決定するべきである。

この場合、わが国において総合的な海洋政策を推進するためには、その基本理念、政策推進に係る指針、推進体制等の政策枠組を示す海洋基本法の制定が必要であるとして、関係方面で検討が進められているところであり、日本船舶及び日本人船員の確保に関しても、海洋基本法の検討事項に含めて行われることが必要である。

「有事における日本船舶及び船員のあり方に関する研究会」メンバー

(敬称略)

赤塚 宏 一	(社)日本船長協会副会長・神戸大学監事
秋山 昌 廣	海洋政策研究財団会長（元防衛事務次官）
井出 本 栄	全日本海員組合組合長
夷子 健 治	(財)海上保安協会研究員（元第七管区海上保安本部長）
◎大津 皓 平	東京海洋大学海洋工学部教授
甲斐 勝	元新日本石油開発(株)代表取締役社長
田岡 俊 次	軍事評論家・朝日ニュースターコメンテーター
竹野 弘 之	元日本郵船歴史博物館長
玉置 和 宏	毎日新聞社特別顧問
古澤 忠 彦	三井造船(株)顧問（元海上自衛隊横須賀地方総監）
*柳 澤 協 二	元防衛研究所長
○寺 前 秀 一	高崎経済大学教授・海洋政策研究財団参与（元運輸省海事産業課長）

(◎座長、*オブザーバー、○事務局)

参 照 一 覧

官公庁	
首相官邸	http://www.kantei.go.jp/
官公庁 Web Servers	http://www.kantei.go.jp/jp/link/server_j.html
内閣官房	http://www.cas.go.jp/
総合海洋政策本部	http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html
内閣府	http://www.cao.go.jp/
防衛省	http://www.mod.go.jp/
総務省	http://www.soumu.go.jp/
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/
農林水産省	http://www.affrc.go.jp/
水産庁	http://www.jfa.affrc.go.jp/
経済産業省	http://www.meti.go.jp/
資源エネルギー庁	http://www.enecho.meti.go.jp/
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/
気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
海上保安庁	http://www.kaiho.mlit.go.jp/
海上保安庁海洋情報部	http://www1.kaiho.mlit.go.jp/
日本海洋データセンター	http://www.jodc.go.jp/index_j.html
海難審判庁	http://www.mlit.go.jp/maia/
国土地理院	http://www.gsi.go.jp/
環境省	http://www.env.go.jp/

研究機関	
宇宙航空研究開発機構 JAXA	http://www.jaxa.jp/
(独) 海上技術安全研究所	http://www.nmri.go.jp/
(独) 海上災害防止センター	http://www.mdpc.or.jp/
(独) 海洋研究開発機構 (JAMSTEC)	http://www.jamstec.go.jp/
気象研究所	http://www.mri-jma.go.jp/
(独) 港湾空港技術研究所	http://www.pari.go.jp/
国土技術政策総合研究所	http://www.nilim.go.jp/
(独) 国立環境研究所	http://www.nies.go.jp/
国立極地研究所	http://www.nipr.ac.jp/
国立情報学研究所	http://www.nii.ac.jp/
(独) 産業技術総合研究所	http://www.aist.go.jp/
(独) 産業技術総合研究所地質調査総合センター	http://www.gsj.jp/HomePageJP.html
(独) 情報通信研究機構	http://www.nict.go.jp/
(独) 水産総合研究センター	http://www.fra.affrc.go.jp/
(独) 水産総合研究センター開発調査センター (JAMARC)	http://jamarc.fra.affrc.go.jp/
地球科学技術総合推進機構	http://www.aesto.or.jp/
地球環境フロンティア研究センター	http://www.jamstec.go.jp/frsgc/jp/
(独) 土木研究所	http://www.pwri.go.jp/
防衛研究所	http://www.nids.go.jp/
(独) 防災科学技術研究所	http://www.bosai.go.jp/

大学附属研究機関	
北海道大学低温科学研究所	http://www.lowtem.hokudai.ac.jp/
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター	http://www.hokudai.ac.jp/fsc/
東北大学大気海洋変動観測研究センター	http://caos-a.geophys.tohoku.ac.jp/
東北大学地震・噴火予知研究観測センター	http://www.aob.geophys.tohoku.ac.jp/
千葉大学海洋バイオシステム研究センター	http://www-es.s.chiba-u.ac.jp/kominato/
東京大学海洋研究所	http://www.ori.u-tokyo.ac.jp
東京大学海洋研究所国際沿岸海洋研究センター	http://www.icrc.ori.u-tokyo.ac.jp/
東京大学地震研究所	http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/index-j.html
東京大学生産技術研究所	http://www.iis.u-tokyo.ac.jp/
東海大学海洋研究所	http://www.iord.u-tokai.ac.jp/
近畿大学水産研究所	http://www.za.ztv.ne.jp/vm4k4stx/index.html
京都大学フィールド科学教育研究センター 瀬戸臨海実験所	http://www.seto.kais.kyoto-u.ac.jp/
京都大学フィールド科学教育研究センター 舞鶴水産実験所	http://www.maizuru.marine.kais.kyoto-u.ac.jp/
高知大学総合研究センター海洋生物研究施設	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kaiyo/
愛媛大学沿岸環境科学研究センター	http://www.ehime-u.ac.jp/~cmes/
九州大学大学院理学府附属臨海実験所	http://ambl-ku.jp/
長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センター	http://www-mri.fish.nagasaki-u.ac.jp
佐賀大学海洋エネルギー研究センター	http://www.ioes.saga-u.ac.jp

海洋関係団体	
海と渚環境美化推進機構 (マリンプルー21)	http://www.marineblue.or.jp/
沿岸技術研究センター	http://www.cditi.or.jp/
エンジニアリング振興協会	http://www.ena.or.jp/
日本海運振興会	http://www.jamri.or.jp/
海上保安協会	http://www.jcga.or.jp/top.html
海洋産業研究会	http://www2u.biglobe.ne.jp/~RIOE/
海洋水産システム協会	http://www.systemkyokai.or.jp/
海洋生物環境研究所	http://www.kaiseiken.or.jp/
海洋調査協会	http://www.jamsa.or.jp/
環境再生保全機構	http://www.erca.go.jp/
環日本海環境協力センター	http://www.npec.or.jp/
漁業情報サービスセンター	http://www.jafic.or.jp/
漁港漁場漁村技術研究所	http://www.jific.or.jp/
港湾空間高度化環境研究センター	http://www.wave.or.jp/
国際エメックスセンター	http://www.emecs.or.jp/japanese/index.html
国際海洋科学技術協会	http://homepage3.nifty.com/JIMSTEF/
自然環境研究センター	http://www.jwrc.or.jp/
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	http://www.nedo.go.jp/
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源情報センター	http://www.jogmec.go.jp/mric_web/
石油連盟	http://www.paj.gr.jp/
瀬戸内海環境保全協会	http://www.seto.or.jp/setokyo/
全国海岸協会	http://www.kaigan.or.jp/
全国漁業協同組合連合会	http://www.zengyoren.or.jp/
全国漁港漁場協会	http://www.gyokou.or.jp/
大日本水産会	http://www.suisankai.or.jp/
地球環境産業技術研究機構 (RITE)	http://www.rite.or.jp/
電力中央研究所	http://cripi.denken.or.jp/jp/index.html
日本財団	http://www.nippon-foundation.or.jp/
日本海事協会	http://www.classnk.or.jp/hp/topj.asp
日本海事広報協会	http://www.kaijipr.or.jp/
日本海難防止協会	http://www.nikkaibo.or.jp/
日本海洋レジャー安全・振興協会	http://www.jmra.or.jp/
日本気象協会	http://www.jwa.or.jp/
日本鯨類研究所	http://www.icrwhale.org/index.htm
日本港湾協会	http://www.phaj.or.jp/
日本小型船舶検査機構	http://www.jci.go.jp/
日本自然保護協会	http://www.nacsj.or.jp/
日本水産資源保護協会	http://www.fish-jfrca.jp/
日本水難救済会	http://www.mrj.or.jp/
日本水路協会 (かいづ〜WEB)	http://www.jha.or.jp/
日本水路協会海洋情報研究センター	http://www.mirc.jha.or.jp/
日本船主協会	http://www.jsanet.or.jp/index.html
日本造船工業会	http://www.sajn.or.jp/
日本中小型造船工業会	http://www.cajs.or.jp

海洋関係団体	
日本造船技術センター	http://www.srcj.or.jp/
日本船用工業会	http://www.jsmea.or.jp/
日本マリーナ・ビーチ協会	http://www.jmba.or.jp/
ブルーシー・アンド・グリーンランド財団	http://www.bgf.or.jp/
マリノフォーラム21	http://www.mf21.or.jp/
マリンフロート推進機構	http://homepage2.nifty.com/marine-float/
リバーフロント整備センター	http://www.rfc.or.jp/

東京湾関連	
国土交通省関東地方整備局	http://www.ktr.mlit.go.jp/
東京湾再生推進会議	http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/SAISEI/council/council_index.htm
東京湾岸自治体環境保全会議	http://www.tokyowangan.jp/
東京湾環境情報センター	http://www.tbeic.go.jp/
東京湾環境情報”Tokyo-BEI”	http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/SAISEI/
東京湾リアルタイム水質データ	http://www4.kaiho.mlit.go.jp/kaihoweb/index.jsp
三番瀬再生推進室	http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_soukei/sanbanze/index-j.html

文献調査や情報検索に役立つ Web サイト	
EIC ネット	http://www.eic.or.jp/
JDream II : 文献検索サービス (有料)	http://pr.jst.go.jp/jdream2/
研究開発支援総合ディレクトリ	http://read.jst.go.jp/
国会会議録検索システム	http://kokkai.ndl.go.jp
電子政府の総合窓口	http://www.e-gov.go.jp/
特許電子図書館	http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl
農林水産研究情報総合案内	http://www.affrc.go.jp/index-j.html
法令データ提供システム	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi

国際機関等	
国際連合 (UN: United Nations)	http://www.un.org/english/
国連食糧農業機関 (FAO: Food & Agriculture Organization)	http://www.fao.org/
国際労働機関 (ILO: International Labor Organization)	http://www.ilo.org/public/english/
国際海事機関 (IMO: International Maritime Organization)	http://www.imo.org/index.htm
国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)	http://www.unep.org/
世界気象機関 (WMO: World Meteorological Organization)	http://www.wmo.ch/index-en.html
国際海底機構 (ISA: International Seabed Authority)	http://www.isa.org.jm/en/default.htm
ユネスコ国際海洋委員会 (UNESCO-IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission)	http://ioc.unesco.org/iocweb/index.php
国連海洋・海洋法局 (DOALOS: Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea)	http://www.un.org/Depts/los/index.htm
国際司法裁判所 (ICJ: International Court of Justice)	http://www.icj-cij.org/
国際海洋法裁判所 (ITLOS: International Tribunal for the Law of the Sea)	http://www.itlos.org/start2_en.html
GESAMP: The Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection	http://gesamp.imo.org/
GEF: Global Environment Facility	http://www.gefweb.org/
IOI: International Ocean Institute	http://www.ioinst.org/
PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia	http://www.pemsea.org/

編集委員会メンバー

- 秋 元 一 峰 海洋政策研究財団主任研究員
- 栗 林 忠 男 慶応義塾大学名誉教授
- 小 池 勲 夫 琉球大学監事、東京大学名誉教授
- 寺 島 紘 士 海洋政策研究財団常務理事
- 寺 前 秀 一 高崎経済大学教授
- 中 原 裕 幸 社団法人海洋産業研究会常務理事
- 林 司 宣 早稲田大学法学部教授

(敬称略・五十音順)

第1部執筆者略歴

- 寺島 紘士 (てらしま ひろし)：序章、第1章第1・2・3節、第3章第1節、第5章第2節②
1941年長野県生まれ。東京大学法学部卒業後、運輸省入省。日本財団常務理事を経て、現在、海洋政策研究財団常務理事。
- 甲斐 正彰 (かい まさあき)：第1章第4節、第2章第3・4節
1957年熊本県生まれ。東京大学法学部卒業。現在、国土交通省政策統括官室参事官(物流政策担当)
- 馬場崎 靖 (ばばさき やすし)：第2章第1・2節
1964年福岡県生まれ。大阪大学法学部卒業。現在、海洋政策研究財団客員研究員(元国土交通省総合政策局海洋室長)
- 木下 健 (きのした たけし)：第3章第2節①
1949年東京都生まれ。東京大学工学系研究科博士課程船舶工学専攻修了。現在、東京大学生産技術研究所教授。
- 山崎 哲生 (やまざき てつお)：第3章第2節②
1953年愛知県生まれ。北海道大学大学院工学研究科資源開発工学専攻博士後期課程修了。現在、産業技術総合研究所地質情報研究部門主任研究員。
- 末永 芳美 (すえなが よしみ)：第3章第2節③
1950年福岡県生まれ。九州大学農学部水産学科卒業。現在、東京海洋大学先端技術研究センタ

ー教授。

鈴木 裕介（すずき ゆうすけ）：第3章第2節④

1977年新潟県生まれ。神戸大学大学院経営学研究科修士課程修了。現在、海洋政策研究財団研究員。

加々美 康彦（かがみ やすひこ）：第3章第2節⑤

1972年兵庫県生まれ。関西大学大学院法学研究科博士課程後期課程満期退学。海洋政策研究財団研究員を経て、現在、鳥取環境大学環境情報学部専任講師。

栗林 忠男（くりばやし ただお）：第3章第3節

1937年東京都生まれ。慶應義塾大学法学部卒業後、同大学院修士課程終了。オーストラリア国立大学博士課程修了。法学博士。慶應義塾大学名誉教授。

中原 裕幸（なかはら ひろゆき）：第4章第1・2節

1948年東京都生まれ。上智大学外国語学部卒業、南カリフォルニア大学海洋沿岸研究所修士課程修了。現在、(社)海洋産業研究会常務理事

酒井 英次（さかい えいじ）：第4章第3節①

1970年東京都生まれ。日本大学法学部卒業。現在、海洋政策研究財団政策研究グループ海洋教育普及推進プロジェクトチームリーダー。

福島 朋彦（ふくしま ともひこ）：第4章第3節①

1959年神奈川県生まれ。東京水産大学水産学部卒業後、同大学院修士課程修了。理学博士。現在、海洋政策研究財団研究員。

日野 明日香（ひの あすか）：第4章第3節②

1974年神奈川県生まれ。東京大学教養学部卒業、東京大学大学院新領域創成科学研究科博士課程単位取得退学。現在、海洋政策研究財団研究員。

眞岩 一幸（まいわ かずゆき）：第4章第3節②

1974年東京都生まれ。東京大学大学院理学系研究科地球惑星科学専攻、博士課程修了。理学博士。現在、海洋政策研究財団研究員。

林 司宣（はやし もりたか）：第5章第1節

1938年三重県生まれ。早稲田大学法学部卒業後、同大学大学院法学研究科修了、米国 Pennsylvania 大学大学院修了。国連本部法務局海洋問題・海洋法部部长、FAO 水産局長等を経て、現在、早稲田大学法学部教授。

大久保 彩子（おおくぼ あやこ）：第5章第2節①

1974年茨城県生まれ。筑波大学第三学群国際関係学類卒業、東京大学大学院工学系研究科博士課程単位取得退学。海洋政策研究財団研究員を経て、現在、東京大学先端科学技術研究センター産学官連携研究員。

長岡 憲二（ながおか けんじ）：第5章第3節①

1977年兵庫県生まれ。関西大学博士課程後期課程単位取得退学。現在、海洋政策研究財団研究員。

中島 明里（なかじま あかり）：第5章第3節②

1985年東京都生まれ。中央大学大学院博士後期課程在学中。現在、海洋政策研究財団研究員。
（敬称略・順不同）

協力者・社

社団法人 海洋産業研究会

写真等提供者一覧

*本文中に出典を明記したものを除く

（敬称略）

アイ・エイチ・アイ・アムテック（株）（図2-19）

ウーマンズフォーラム魚（図2-10）

大分県農林水産研究センター水産試験場浅海研究所
（図2-15）

京都府立海洋センター（図2-12、2-17）

串本海中公園（図2-14）

小堀信幸（図2-8、2-22）

（社）全国地質調査業協会連合会（図2-27）

鶴岡市立加茂水族館（図2-13）

東京海洋大学（図2-26）

東京都島しょ農林水産総合センター（図2-18）

はさき漁業協同組合（図2-16）

（財）ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（図
2-25）

三菱化学物流（株）（図2-21）

（株）山元（図2-11）

海洋基本計画に対する意見	46, 213	海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）	2
海洋基本法	2, 30, 41, 66, 100, 176	海洋保護区（MPA）	56, 58
海洋基本法案	2, 19, 23, 100, 210	海洋問題	15
海洋基本法案（仮称）の概要	23, 101	海洋問題に関する修士プログラム	79
海洋基本法案及び安全水域法の起草の件	25	海洋問題入門	80
海洋基本法関係合同会議	24	海洋問題プログラム	79
海洋基本法研究会	14, 15, 100, 101, 208	海洋立国日本推進議員連盟	20
海洋基本法制定プロジェクトチーム	19	海洋利用	55
海洋基本法に基づく国内法制整備について（申し入れ）	70	科学技術基本計画	75
海洋基本法フォローアップ研究会	45, 67	科学技術基本法	73
海洋基本法ワーキングチーム	19	学際的海洋管理教育	79
海洋教育	77, 78	学習指導要領	77
海洋教育の普及推進に関する提言	78	閣法	24
海洋漁業諮問委員会（MFAC）	157	樫ガス田	103
海洋漁業省	14	化石燃料	48
海洋権益特別委員会	14	カナダ連邦海洋保護区戦略	59
海洋研究開発機構	39	管轄海域	3
海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律案	24	管轄海域面積	7
海洋構造物の安全水域の設定等に関する法律	102	環境影響評価調査	114
海洋構築物の安全水域に関する法案	102	環境学習・自然体験	142
海洋行動計画	58	環境基本計画	74
海洋国日本	2	環境基本法	73
海洋ゴミ	26	環境と開発に関するリオ宣言	5
海洋ゴミ調査・防止・低減法	157	環境保護及び生物多様性法（EPBC法）	11, 57
海洋再生可能エネルギー	50	環境モニタリング	113
海洋サンクチュアリー	58	関係省庁連絡会	23
海洋資源権益	49	観光立国推進基本計画	74
海洋資源の開発	34	観光立国推進基本法	74
海洋諮問会議	14	関西地区海事教育アライアンス	80
海洋省	14	幹事会	42
外洋上プラットフォーム	75	議員立法	20
海洋新エネルギー	50	機構・海洋アライアンス	82
海洋シンクタンク	26	気候変動	144
海洋深層水	121	基線	37
海洋水産省	14	北大西洋漁業機関（NAFO）	174
海洋水産発展委員会	14	北大西洋地域海行動計画（NOWPAP）	153
海洋水産発展基本法	11	北大西洋湖河性魚類委員会（NPAFC）	174
海洋政策	2	亀甲船	162
海洋政策委員会	14	機動防除隊員	140
海洋政策大綱	14, 15, 18, 23, 202	希望	130
海洋政策担当大臣	39	96年議定書付属 I	154
海洋政策特別委員会	14, 19	強制船位通報制度（VTIS）	92
海洋政策グリーンペーパー	96	漁獲可能量（TAC）	116, 117
海洋性レクリエーション	23	漁業海洋省	14
海洋総合事務局	14	漁業労働統合条約（Work in Fishing Convention）	155
海洋大気庁（NOAA）	14	漁港漁場整備長期計画	75
海洋担当大臣	10	金塘大橋	163
海洋地球観測探査システム	75	クジラから世界が見える	119
海洋調査	144	グレーター・サンライズ	129
海洋の総合的管理	6, 31, 44	群島航路帯通航権	4
海洋法	11	群島国制度	4
海洋法2000	11	経済財政諮問会議	38
海洋法案ホワイトペーパー	94	原子力委員会	38
海洋法制プロジェクトチーム	20	公海	4

公海漁業実施協定	86	[サ行]	
航行援助支援基金	92	採鉱船	53
航行の自由	4	サハリン2プロジェクト	171
工作船問題	10	参議院国土交通委員会	25
構造改革特別措置法	39	サンフランシスコ湾保全開発委員会	5
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	38	参与会議	40, 43
鉱物資源	51	CO ₂ 海底地層貯留	110
公有水面管理法	11	シー・シェパード	119
興洋	134	シーグラント	18
ゴーゴンプロジェクト	128	シーグラントプログラム	36
国際海運会議所	93	シーパワー	3
国際海岸クリーンアップ (ICC) 活動	153	自給率	49
国際海峡制度	4	資源回復計画	117
国際海事機関 (IMO)	6, 61, 83, 87, 152	資源管理	117
国際海事局 (IMB)	156	次世代海洋探査技術	75
国際海底機構 (ISA : International Seabed Authority)	64, 155	次世代資源	50
国際海洋秩序	60	持続可能な開発	5, 21, 62
国際海洋法裁判所 (ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea)	5, 155	持続可能な開発原則	5
国際協調	63	持続可能な開発のためのヨータボリ戦略	97
国際漁業監視会議 (IFOC)	159	シップリサイクル	153
国際航行	4	自民党海洋政策特別委員会	100
国際港湾協会 (IAPH)	156	衆議院国土交通委員会	24
国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)	115, 167	主権的権利	45
国際自然保護連合	56	春暁ガス田	103
国際自然保護連合 (IUCN)	154	小学校における海洋教育の普及推進に関する提言	78, 216
国際水路機関 (IHO)	109	少子化対策会議	38
国際独立タンカー船主協会	93	譲渡性個別割当て方式 (ITQ)	117
国際標準化機構 (ISO)	137, 156	食育推進会議	38
国際捕鯨委員会 (IWC)	174	食品・環境保護法	95
国際捕鯨取締条約	119	食品安全委員会	38
国際約束	20	諸国民との協和	62
国際労働機関 (ILO)	154	初等教育における海洋教育の普及推進に関する研究委員会	78
国土形成計画	76	女島灯台	135
国土交通委員会	25	白樺ガス田 (春暁)	103
国土交通行政の基本施策に関する件	25	自立型海中探査ロボット「r2D4」	147
国内企業・業界連合開発プログラム (LEAD)	168	新・国家エネルギー戦略	73, 76
国連開発計画 (UNDP)	5, 87	新・水産基本計画	75
国連海洋法条約	2, 4	新・生物多様性国家戦略	73
国連環境開発会議 (UNCED)	5, 61	新亜州	166
国連環境計画 (UNEP)	61, 153	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	126
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	61, 83	しんかい6500	147, 148
国連公海漁業協定 (UNFSA)	154	深海開発技術	49
国連食糧農業機関 (FAO)	61, 83	深海サンゴ	87
国連総会	84	深海探査機「うらしま」	147
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	155	深海底	4
国連貿易開発会議 (UNCTAD)	154	深海底制度	86
国連ミレニアム宣言	85	新化学物質規制 (REACH)	160
国家エネルギー戦略	76	シンガポール海事財団 (SMF)	170
国家海洋局 (SOA)	14	シンガポール海洋産業連合 (ASMI)	168
国家基幹技術	75	人工海底山脈	117
コバルト・リッチ・クラスト	52	深部超低周波地震	147
個別割当て方式 (IQ)	117	シンプルシップ	150
コンテナ陸上養殖 (SOF) システム	122	水産エコラベル	117
		水産エコラベル認証システム (MSC)	124

[ナ行]

ナルトビエイ	125
南西諸島	2
南東連邦リザーブ	57
西太平洋海軍シンポジウム (WPNS)	139, 170
21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言	9
21世紀の海洋水産ビジョン	11
21世紀の海洋政策への提言	8, 9
21世紀の海洋の青写真	11
21世紀の国土のランドデザイン	22, 76
日韓漁業共同委員会	124
日中局長級協議	103
日本財団	9, 93
日本海	109
日本海呼称問題	109
日本人船員	35
日本船籍	35
人間環境宣言	5
ネクストキャビネット	24
熱水鉱床	166
熱水噴出孔	85
農林水産研究基本計画	75

[ハ行]

バードストライク	127
パートナー	89
バイオエタノール	130
バイオエタノール政策	55
バイオマス・ニッポン総合戦略	75
排他的経済水域	2~4
排他的経済水域権利行使法案	24
パバハナウモクアケア海洋国立記念碑	58
パブリック・インボルブメント (PI)	143
バラスト水	132
バラスト水浄化システム	133
バルセロナ条約	153
バルバス・パウ (球状船首)	134
ヒートアイランド現象	114
東アジア海計画	87
東アジア海域 (EAS) パートナーシップ会議	90
東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)	6, 87, 169
東アジア海域管理パートナーシップ (PEMSEA)	169
東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SDA)	6, 89
東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意 (海口合意)	89
東アジア海計画 (COBSEA)	87
東アジア海洋会議	89
東アジアの海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)	6
東シナ海陸ガス田 (天外天)	104
東シナ海ガス田開発問題	100
東シナ海問題	103
氷川丸	138
貧酸素水塊	114
フィリピン国家災害調整委員会 (NDCC)	168

風力発電	126
風力発電実証風車	161
風力発電ロードマップ	51
フコイダン	123
プトラジャヤ宣言	89
ブルーブック	96
プレート	146
分離通航方式 (TSS)	92
閉鎖性水域	8
変化の海 海洋法案ホワイトペーパー	94
便宜置籍船	140
保安対策	140
ポートオーソリティ	137
北西大西洋漁業機関 (NAFO)	174
北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)	87, 153
北方領土	110
北方領土問題	8, 110
ボルチック国際海運評議会	93

[マ行]

マグロ管理機関	120
まぐろ研究所	121
まぐろ類地域漁業管理機関 (RFMO)	173
マツカワ	122
マッデン・ジュリアン震動	144
まもるタワー	110
マラッカ・シンガポール海峡	26, 91
マラッカ及びシンガポール海峡会議	92
マラッカ海峡評議会	65
みなと観光交流促進プロジェクト	136
南鳥島	2
みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)	120
みなみまぐろ保存委員会第13回年次会合 (CCSBT13)	173
みらい	148
未来のマングローブ林イニシアチブ	154
無害通航権	4
無人探査機 PICASSO	150
無人離島	37
明治丸	144
メタンハイドレート	50, 129
モーダルシフト	132
藻場	114
森里海連関学実習	81

[ヤ・ラ・ワ行]

野生生物保全協会 (WCS)	170
有害危険物質	93
有人潜水調査船「しんかい6500」	147
有人離島	37
洋上風力開発に関する EU 政策ワークショップ	160
洋上浮力発電	50
ヨハネスブルグ世界サミット	5
予防的アプローチ	85
より清潔な海 (Cleaner Seas)	94

ライザー掘削装置	147	臨海学校	77
ラニーニャ現象	145	レアアース	52
リオ地球サミット	5	レアメタル	52
陸域起因汚染	8	冷水サンゴ礁	85
陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画 (GPA)	154	連邦海洋リザーブ	57
離島振興法	2	ロシア船銃撃事件	111
リュウキュウキッカサンゴ	124	ロンドン条約	154
領海	2,3	わが国の非常時における日本船舶及び日本人船員の確保についての緊急提言	140
領海侵犯	8	ワシントン条約 (CITES)	174
領有権主張	8		

欧文索引 (和欧混合を含む)

	[A]		ICS	93
ABC		117	IFOC	159
AFL-CIO		157	IHO	109
AIS		93, 150	ILO	154
ARF		169	IMB	156
ASEAN		163	IMO	6, 61, 83, 87, 118
ASF		156, 170	INTERTANKO	93
ASMI		168	IODP	159
			IOD 現象	149
	[B]		IOTC	120, 173
BIMCO		93	IQ	117
bioprospecting		86	ISA	64, 155
BRICs		55	ISO	137, 156
BSE		55	ITLOS	155
			ITQ	117
	[C]		IUCN	154
CCSBT		120, 173	IUU 漁業	86
CITES		120, 174	IWC	116, 119, 174
CLCS		155	IWC モラトリアム設定	120
Cleaner Seas		94		
CNOOC		104		
COBSEA		87	[L・M]	
Commonwealth marine reserve		57	LEAD	168
			Master of Marine Affairs	79
			MCS	86
	[D・E・F]		MFAC	157
DART プイ		158	MMO	94
EARDO		111	MPA	56
EAS		90	MSC	124
EC		159		
ECDIC		152	[N]	
EEZ		4, 54	NAFO	174
EMSA		159	NDCC	168
EPBC 法		57	NEDO	126, 127
ESA		167	NOAA	14, 156
EU		159	NOWPAP	87, 153
European Maritime Day		97	NPAFC	174
FAO		61, 83, 154		
			[O]	
	[G・H]		Ocean Korea21	11
GEF		5, 87	Oceans Act	58
GFCM		174	OCEANSLIVE	156, 157
GPA		154	OPRC-HNS 議定書	102
GPS		86	OPRT	120
HNS		93		
			[P]	
	[I]		peaceful cooperation	62
IAPH		156	PEMSEA	6, 87, 169
IATTC		172, 174	Petro China	105
ICC		153	PI	143
ICCAT		120, 173	PICASSO	150
ICM		88	PNLG	6
ICRI		167	PSA	171

PSSA	57	TSL	130, 131
		TSS	92
	[R]	UNCED	61
r2D4	147	UNCLOS	4
REACH	160	UNCTAD	154
Regional Marine Planning	57	UNDP	5, 87, 154
REMPEC	153	UNEP	61, 153
RFMO	120, 173	UNESCO	61, 83
RIMPAC	156	UNFSA	154
RMP	57	UNHCR	155
RORO 船	136	USCG	157
	[S]		[V · W]
SDS-SEA	6, 89	VMS	86
SEA ASIA	170	VTIS	92
Sea Grant Program	36	WCPFC	120, 172, 173
SMF	170	WCS	170
SOA	14	WPNS	139, 170
SPREP	153	WSSD 実施計画	5
State of the Coast	90, 91	WTO 規則	86
sustainable development	62	WTPO	120
	[T · U]	WWEA	127
TAC	116, 117	WWF	161



海洋白書 2008

日本の動き 世界の動き

発行

海洋政策研究財団
(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル
TEL : 03(3502)1828 FAX : 03(3502)2033
<http://www.sof.or.jp>

本書の無断転載，複写，複製を禁じます。

ISBN 978-4-88404-204-2

本書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて海洋政策研究財団が発行したものです。